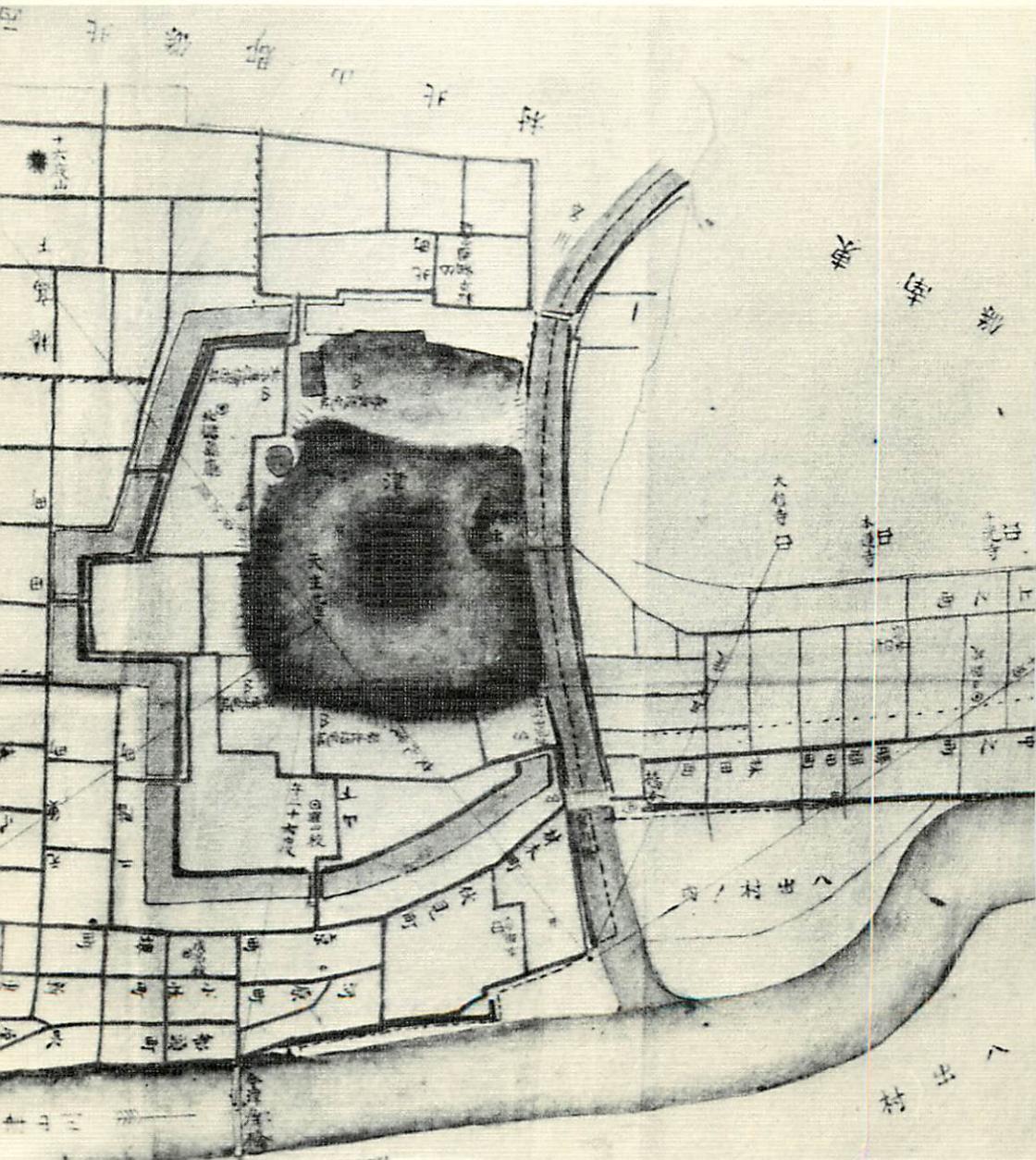


津山市史

第六卷 現代 I

—明治時代—



表紙写真 図1 津山地図 (北条景時代)
(矢吹文書)

題 字 津 山 市 長

津山市史

第六卷

現代 I
— 明治時代 —

目次

第一章 津山地名考

一、「鶴山」と「津山」

「鶴山」の起り

「津山」改名の理由

「鶴山」のよみ

「鶴山」と「津山」と「高川村」

「鶴山」再現

二、「津山」地名の確立

行政地名「津山」

「鶴山」その後

第二章 津山町成立

一、行政区画の統廃合

県の統廃合

町村の統廃合

二、新たな津山

町村合併の議論

鶴山町のこと

津山市街一町説

.....三

.....四

.....五

.....五

.....六

.....七

.....九

.....

.....三

.....三

.....

.....八

.....〇

.....

.....二

第三章 北条県と津山

一、津山城始末

二つの津山	二二
津山の統合整理	二三
廢城事情	二九
残った石垣	三二
建物の取り壊し	三三
城の廢材	三七
今に残る諸門	三八
城郭挽歌	四一

二、明治六年の暴動

起因の概括	四七
戸籍法	四九
徵兵令	五〇
解散令	五一
断髮令	五一
学制その他	五三
暴動の経過	五三
市中の状況	五六
事後処理	五七
暴動と士族	五八
士族の動き	六〇

三、津山の地租改正

地租と地券	六一
-------	----

第四章

明治の学校

一、学校教育の出發

二、過渡期の学校

北条県中学の創設

九七

五、北条県の廃止

廃止と再置運動
その後の民会

九〇
九一

四、民会のさきがけ

議事局の創設
民会の創設
議事局と民会
民会の最初
民会の議題
民会の性格
他府県との関係

七一
七九
八一
八二
八四
八七
八九

壬申地券
改正地券
改正以前の津山の実情
津山の地租改正
地価の算定
間尺
溜池
改正事業と農民
地租改正その後

六一
六四
六五
六六
六九
七一
七三
七四
七五

三、小学設立

中学の性格	九九
中学の廃止	一〇二
女学小校の創設	一〇三
女学小校の性格と内容	一〇五
鶴山小小学	一〇六
六々品小学	一〇八
寺子屋と小学の間	一一〇

四、津山市街の小学

創立年月日	一一三
学区	一一四
校名	一一五
校舎	一一六

五、教師の養成とその実態

創立当時	一一九
校舎の新築	一二一
北条県伝習所	一二三
津山師範学校	一二六
士族の教師	一二七
教師の勤務年数	一二八

六、教科書と教則

初期の教科書	一三〇
教科書の変化	一三三
脱皮していく教則	一三四

七、就学の実状

草創期の就学 一四〇

多い中途退学者 一四〇

奨学対策 一四一

八、奇跡の学校

第二次中学とその苦悩 一四二

第三次中学とその問題点 一四三

鶴山学校の軌跡 一四五

九、小学校の整備

高等鶴山小学校 一四八

成器小学校中心の統廃合 一五一

一〇、中等学校の開設

津山普通学校の設立 一五二

普通学校の実態 一五四

県立中学校の設立 一五七

創立期の津山尋常中学校 一五九

女学校以前 一六一

津山高等女学校の設立 一六三

草創期の女学校 一六四

一一、学校沿革史のこと 一六五

一二、ある学校の系譜

成名小学校の学区 一六九

明治中期 一七一

明治末期 一七一

第五章 民権運動の展開

昭和初期の苦難	一七三
戦後の統廃合	一七三
一、共之社の設立	一七七
二、国会開設請願運動	一七九
三、郷党親睦会	一八一
その結成と会員	一八一
その性格	一八三
共済制度	一八四
南新座親睦会	一八四
美作親睦会	一八五
四、自由党の結成	一八七
美作同盟会	一八七
政党誕生	一九〇
五、【美作雑誌】と「政談いろは新聞」	一九三
最初の政治雑誌	一九三
雑誌の内容	一九四
【政談いろは新聞】	一九六
六、中学校問題と溜池問題	一九八
両問題の意義	一九八
中学校問題の発端	一九九
新聞・雑誌の論評	二〇〇
その結末	二〇二
溜池問題の発端	二〇三

『美作雜誌』の論評

上京運動と結末

七、美作民権の特異性

民権と士族

民権運動の地域性

八、議員とその選挙

県議会議員

町会議員の選挙

第六章 産業經濟の發展

一、殖産興業と民権

産業の奨励

結社と殖産

農村の指導者

二、養蚕と製糸

1、先進地見習時代

技術の習得

物産融通会社

2、基礎確立時代

技術者の養成

製糸場出現

3、地場資本活躍時代

三、金融機關の發達

1、銀行設立以前

為替方任命

二〇四

二〇四

二〇七

二〇八

二〇九

二一一

二二五

二二六

二二七

二二〇

二二〇

二二〇

二二一

二二二

二二三

二二五

二二七

二二八

二二八

二二八

融通所の設立 二二九

講金の融 二三〇

2、銀行の設立 二三一

津山の国立銀行 二三一

最初の民間銀行 二三二

四、商業その他

新しい気風と坪井町 二三四

勸工場の出現 二三五

その他の発展策 二三七

明辰社 二四〇

国盛鉾山 二四〇

第七章 明治の交通

一、道路と船

陰陽連絡の道 二四五

道路の改修 二四七

高瀬船交通 二四九

明辰社の船便 二五一

二、鉄道の幕開き

中国横断計画 二五二

鉄道と津山 二五四

第八章 公共諸機関の草創期

一、郡の統廃合と郡役所

二、警察署と裁判所

最初の警察署 二六三
最初の裁判所 二六五

三、消防組織の変遷

明治前期 二六八
消防組の誕生 二六九

四、伝染病の流行と避病院

コレラの流行 二七一
天然痘と避病院 二七四

五、郵便局と税務署

第九章 城跡再発見と史誌編集

一、城跡再発見

城跡保存への道 二八一
時鐘設置と鶴山館 二八五
衆楽園 二八八

二、史誌の編集

地誌編集 二八九
『津山誌』脱稿 二九二
『北条県史』編集 二九四
官撰史誌以後 二九五

第一章 津山地名考

第一章 津山地名考

一、「鶴山」と「津山」

「鶴山」の起り
「森家先代実録」は、「慶長九甲辰年
御歳ごとし三五春鶴山を津山と御改、築城の議定

り、」と記している。このように、「津山」は慶長九年（一六〇四）に誕生した。そして、もとの地名は「鶴山」である、とするのが定説であり、その原典は、「森家先代実録」である。

さて、津山城が築かれた丘陵が「鶴山」と名付けられたのは、山名氏が、ここに城を築き居城とした嘉吉かき一文（一四四一—一四八七）と推定してよい。「森家先代実録」には「小篠山」ともいう、と記しているから、

当時新旧の二地名が共存していたことを物語り、一つの地名に定着するまでに至らなかった事が分かる。

戦国の武将が築城する丘陵には、鶴・龜かめ・勝などの縁起のよい文字がよく使用され、「鶴山」についてもこの例として解したい。この事を美作地区の鶴田藩たづたと勝山藩かつやまに例をとってみよう。

鶴田藩はもと島根県の浜田が居城で、浜田城の築城された丘陵は龜山と呼ばれている。この丘陵は、もと鴨山かもやまと呼ばれていたが、「龜は万年の記もあって、万代不易を希望」する意味で築城時龜山と改名された。（「浜田町史」）勝山藩の場合は、明和元年（一七六四）の三浦氏築城以来、今までの地名高田を勝山と呼ぶようになった。

それでは「鶴山」が、なぜ「津山」に改められたか、

その理由については、「森家先代実録」は何も記していない。

「津山」改名の理由について、最も総括的な記述をしているのは矢吹正則

(明治の郷土史家)である。彼は、

「鶴」は森家の家紋であり、一方「津」は同じ倭訓であり、平易でもあるからこのように改名した。「鶴山」という丘陵は、もと「津山」と呼ばれ、縁起が良いという意味で「鶴山」にしていたのを、再び「津山」にした。

と述べている。(「森家全盛記」
「美作地理歴史集」)

これらの諸説の由来を探ってみると、「森家先代実録」には、

貞享五年(一六八八)二月二五日、「鶴」の字を人名や紋所に使用することは遠慮せよ、との触れが出た。

と記している。これが「鶴」の字使用制限(家紋説など)の根拠である。

「鶴」と「津」とは同じ倭訓であり、「津」が平易な文字であるとする説は、江村春軒の書いた「作陽誌」(元禄六年—一六九三)に見られるものである。

「鶴山」は、もと「津山」という名称であったという

説は、明治になってから矢吹正則らによって唱えられたものである。この系統の人々は、「津山」とは「津のほとりの山」の意で、これが「津山」の語源である、としている。更に、「津」を「鶴」の字に変えて「鶴山」とし、慶長になって再度「津山」にした、と説明している。(「森家全盛記」・「鶴山城沿革記」
「美作地理歴史集」)

「津山」誕生の事情については以上のとおりであるが、「作陽誌」の同訓説は、「津山」地名について説明している最古のものであるだけに、その及ぼす影響力は極めて大きいものがある。それにしても、同訓であるからその文字に変えた、という説明は、その文字を使用した、という理由であって、変えなければならない事情を述べたものであろうか。ここに、「森家先代実録」の記録に根拠を置く家紋説が出てくるのである。

家紋説の代表者も矢吹正則であるが、彼は、家紋に関係しているからその文字を変えた、という前例がないとしている。記録の中に、これ以外に根拠のあるものが見つからなかったからであろう。記録的にみるなら、この説を抜きにして「津山」地名の発生を考えることはできない。

「鶴山」のよみ

次に「津山」地名の起源になった「鶴山」の呼び方はどうであろうか。

丘陵名はもともと「津山」で、佳字に変えて「鶴山」とし、更に「津山」に変えたという前述の仮定に立つと、「鶴山」は「つやま」と呼ぶのが当然であろう。しかし、この説は、津は港を表すという「津山」語源説を、過当に当てはめようとしたものである。

次に、『作陽誌』の、倭訓が同じであるから「鶴」の字を「津」に変えた、という説から、「鶴山」の呼称を慶長以前も「つやま」と呼んだ、とする説がある。だが、『作陽誌』は、文字を変えたいわれを述べているので、「鶴山」の呼称を指摘したものではない。

「鶴」の字が佳名であるとすれば、なお更、「鶴山」の呼称は、「鶴」の訓義に従って「つるやま」と言うの

が普通であろう。

「鶴山」と「津山」と富川村

さて、「津山」という地名は誕生したが、「津山」と表現されている古

い資料はいつごろのものがあるであろうか。

まず、慶長一二年（一六〇七）の日付のある本源寺の棟札がある。この棟札は、文中に疑点もあるが、森忠政がこの寺を創建したことを述べている。そして、森忠政を「津山城主」と記している。

次に、妙法寺の鰐口には、慶長一八年（一六一三）九月一日の日付で、「津山富川村」の文字が刻まれている。

以上が古いものであるが、「津山城主」と書くのは当然のことであるが、「津山富川村」とあるのはおもしろい。明治二二年（一八八九）の新町村編制表の津山町沿



図2 本源寺棟札



図3 妙法寺の罏口の銘

た呼び名があったのではないか、ということである。

これを証するものを探すと、『森家先代実録』に「鶴山戸川の郷」の地名が記され、徳守神社の起源を説明して「鶴山戸川の郷」で客死した徳守宰相を祭ったものである、としている。又、松平時代ではあるが、当時見聞した事を記した『見聞雑用集』には、富川宿のことを「鶴山戸川の市場」と記している。

これらの事例から見ると限りでは、「津山富川村」は、「鶴山戸川」とか「鶴山戸川」とか呼ばれた時期があった、ということになる。

革説明に、「嘉吉元年（一四四一）、山名忠政この山城せしより鶴山の名称は富川の名を庄す。」と記されている（『岡山県政史』）。この記載は、矢吹正則らの起案したものであろうが、「津山富川村」とこの記載を対比

させてみると、一つの仮説を立てたくなる。

それは、「津山富川村」には、かつて「鶴山」を冠し

中世の「鶴山」が近世の「津山」に変わったが、両時代に生きてきた商人の町富川（戸川）の姿が、図らずもこれらの地名に現れているように思えるのである。

「鶴山」再現

慶長九年（一六〇四）、「鶴」の字を「津」に改めたのであるが、江戸時代を通じてそれがそのまま使用されたのではない。この

二つの文字は本来読みこそ通ずる部分があるが、語義には相違があるし、「鶴」には特別な情緒感を生みだすものがある。そこから時がたつにつれて、「鶴」使用が姿を現してくるのである。

赤坂鍛冶の系図(「林田村資料」)には、「利兵衛子、弥右エ門尉兼光、森内記長継公より美作国鶴山藤原兼光と銘打申候。」とある。

又、貞享四年(一六八七)江村春軒は、「客遊於鶴山之鶴山。」と記している。彼は、又、「鶴山の客舎」とも記している。(「作陽誌」)

前述した貞享五年(一六八八)の「鶴」字使用制限は、このような背景があったのであろう。矢吹正則は、「公用文書等の外佳字として代用するに毫も支障なき事。」とし、貞享五年の触れを逆解釈して、「鶴」字使用を理由付けている。(「津山称呼の起因」)

松平時代になると、「鶴」字使用は更に多くなってくる。そればかりではなく、「津」字をも併呑する傾向も出てくるのである。

例えば、嵯峨山上の碑文(文化一三年—一八一六)には「鶴城」、児島高德像の記文には「鶴山藩士」(文化

九年—一八一二)、藩主松平康致の雅号は「鶴山」となっている。こうなってくると、倭訓の通ずるものがあるというだけで、この混用を解することはできないのである。「鶴」が醸す情緒感が、武士や墨客の好みに合い、そのような内容を表現するために、積極的にこれを使用するようになってきたのである。つまり、「鶴」は佳字である、ということになる。その最たるものの一つは、明治四年(一八七一)拡張された藩校が「鶴山書院」(「老の小手巻」)とも呼ばれている。

二、「津山」地名の確立

行政地名「津山」

四年(一八七一)七月、廢藩置縣と変わった。次いで同年一月、津山・鶴田・古河・生野(現津山市域)などの各県は統合され、美作全域が北条県となった。北条県という県名は、宮川以西の城下町の中心部が属する西北条郡の郡名から名付けられたものである。

なぜ、岡山県などのように津山県と名付けられなかつ

たのか、それは、維新時、それらしい功績がなかったからである、と言われている。

以後、封建制の消失とともに、「津山」の地名も消失した。正確に表現すると、慶長九年（一六〇四）、美作に封建制がしかれた時に生まれた「津山」の地名は、公的にはその姿を消した。前述のように、江戸時代でさえ「津山」という地名は定着をみないままに、「鶴山」にすり替えられる状況であった。

元禄一〇年（一六九七）の「津山町方儀説明書」にも、「津山町数三拾三町有之」と記されているように、「津山」は総称的に使用され、「津山町」という町名はもともと存在していなかったのである。あるのは田町とか、東新町とかの町名であった。これらの町が農村部の村に相当するものであった。

北条県が置かれると、新しく区制(後述)が施行され、東部七箇町は第九区に、西部三六箇町は第二、三区に所属することになる。

このように区制がしかれたが、一般には、東南条郡東新町、西北条郡安岡町などのように記された。このように、「津山」は行政単位の呼称ではなくなっている。そ

れでは、町全体を表現する場合はどうか。岡山県布達では「津山市街」と記している。

ところが、「津山」が冠詞的に使用されて、西北条郡津山田町などのように書かれている例はかなりある。このことは、前述した「津山富川村」と刻まれている妙法寺の鰐口の銘文を思い出させるのである。

「津山藩」とか、「津山県」とかが消失した明治の初期、その名残がここに宿るとでも言えようか。正に過渡的な現象である。一七年（一八八四）六月、「西北条郡、東南条郡の各町名の上にその総称である津山を冠すべし。」との岡山県布達が出た。ここに初めて「津山」の地名が、行政的地名の一部として認知されるのである。すなわち、「東南条郡津山中之町」というように正式に書かれることになった。「津山」そのものが一つの行政単位を示すものではないが、結果的に言えば、二二年（一八八九）の町村制施行（津山町成立）への第一歩であった。「津山」が多かれ少なかれ、一つの自治能力を持った組織体として認められるのは、二二年（一八八九）六月一日の町村制施行を待たねばならなかった。これが津山町成立の最初である。

鶴山その後

さて、これに先立ち、町制施行について郡長から諮問があつて、この諮問に対する答申書がある（『岡山県政史』）。これは、津山田町・同椿高下・同北町・同城代町・同山下の代表者が、二一年（一八八八）一月二四日付で郡長あてに提出していたものである。

その要旨には、

西北条郡三六箇町は同一市街のようではあるが、田町・椿高下・山下・北町・城代町の五箇町は所業も異なり、古来の沿革・習慣も異にしている。

五箇町を一町にすると、四一八戸、二〇一四人、四五町余反歩となるので、この五箇町を津山鶴山町とし、他の三一箇町を津山町とすると仲たがいすることもなくなるであろう。自然と、物事も円滑に運ぶようになる。しかし、津山のような旧城下を分断するのは国の公益にもならず、全国同一の処分の方針もあることであるから、津山市街全体を一区域とするのがよろしかろう。

と述べている。

いうところの「津山鶴山町」については、これ以外に

伝えるものは見当たらないが、五箇町に住む士族らの意識をかいま見ることができるといふ。

落校のことについては既に触れたところであるが、五年（一八七二）の学制頒布以後、士族の子弟だけの小学として鶴山小学が創立されたのも、同じ意識の現れとみることができよう。

松平時代に士族中心に再現してきた「鶴山」は、この鶴山町を最後に一応の幕を閉じることになる。そして、この地名は、中世に最初に名付けられた一丘陵にいつとはなしに帰っていった。

第二章 津山町成立

第二章 津山町成立

一、行政区画の統廃合

県の統廃合

廢藩置県は、制度的には今までの封建制に対する終止符であり、新しい行政区を模索する統廃合への出発であった。

明治四年（一八七二）八月、美作内三県（津山・真島・鶴田）から太政官あての文書（三県の参事連名）に、「今般、藩を廢し県が置かれた趣意の効果があるように致したいと思ひ、次のように考へた。美作は石高も少なく、それに多数の県が設置されているので、誠に繁雑である。ついでには、美作全国を合併して一県とされたい。そして、県庁の所在地としては津山が最適である。」との旨を述べ、更に、「美作全国を一県にする趣旨は、旧弊を

除いて諸事を一新するためである。この上は、私ども一同を免じていただき、新しい官吏を任命されたい。」と進言している（『苦田郡誌』資料）。行政区画に対する新しい意見は美作地域内にもいろいろとあったのである。狭い範囲が多数の県に分割されていることは、財政的にも事務的にも不利であった。統廃合は政府の望むところでもあった。四年（一八七二）一月には、この進言のとおり統廃合されて、美作全域は北条県となった。更に、九年（一八七六）四月には、北条県は岡山県に合併されるのである。統廃合は県ばかりではなく、郡と町村にも実施され、中でも町村のそれは政治改変の一つの柱でもあった。

町村の統廃合

「表一」は、津山市域内町村の行政区画の変遷を示したものである。

表一 行政区画変遷表

1	2	3	4	5	6	7	8	9
<p>明治五年(八廿)三月、北条県管内を三九区に分轄 (印の村は五年八月合併成立した村)</p>	<p>同六年八月、一九会所に分轄</p>	<p>同九年五月、会所を会議所と改称</p>	<p>同九年六月、一三会議所に合併</p>	<p>同一〇年一月、区務所に分け、区は第一八二三区務所となる(郡、町村の名は役所の位置)</p>	<p>同一一年九月、郡区町村編制法実施(郡、町村の区域・名称は旧のまま)</p>	<p>同一六年二月、郡内町村を部に分け、戸長役場区域とす(印戸長役場位置)</p>	<p>同二三年六月一日、町村制実施</p>	<p>同三三年四月一日、郡制実施、同時に郡の合併、土地の編入あり</p>
<p>西北条郡 北松原 椿高下 山下 田町 南新座 材木町 伏見 町 京町 河原町</p>	<p>第一番会所 (一、二、八、九の各区の範囲)</p>	<p>一番会議所 (同上の範囲)</p>	<p>第二〇区務所 (津山山下)</p>	<p>西北条郡 (一、二、三、四区の範囲) 郡長 結城秀作 郡役所 津山山下</p>	<p>西北条郡(九部に分ける) 第一部(田町 椿高下 山下 北町 城代町) 第二部(京町 材木町 伏見町 小性町 船頭町 二階町 河原町) 第三部(戸川町 元魚町 二丁目 三丁目 美濃町 鍛冶町 下紺屋町 新職人町 吹屋町 新)</p>	<p>津山町 津山町</p>	<p>苦田郡 西北条、西西北条、東南条、東北条の四郡を合併</p>	
<p>第2区 西寺町 茅町 安 紺屋町 細工町 井町 宮脇町 上 代町 南新座 坪 田町 椿高下 城 西北条郡</p>	<p>第1区 頭町 吹屋町 桶 屋町 新職人町 新魚町 二階町 元魚町 戸川町 二丁目 三丁目 下紺屋町 美濃職 人町 鍛冶町</p>	<p>第一番会所 (同上の範囲)</p>	<p>第一〇区務所 (津山山下)</p>	<p>西北条郡 (一、二、三、四区の範囲) 郡長 結城秀作 郡役所 津山山下</p>	<p>西北条郡(九部に分ける) 第一部(田町 椿高下 山下 北町 城代町) 第二部(京町 材木町 伏見町 小性町 船頭町 二階町 河原町) 第三部(戸川町 元魚町 二丁目 三丁目 美濃町 鍛冶町 下紺屋町 新職人町 吹屋町 新)</p>	<p>津山町 津山町</p>	<p>苦田郡 西北条、西西北条、東南条、東北条の四郡を合併</p>	

第二章 津山町成立

<p>第36区 西三条郡 二宮村・院庄村 ・神戸村 戸島村 を合む</p>	<p>第3区 官村・東田辺村 西田辺村・上田邑 村・下田邑村</p>	<p>第8区 戸部村・勝部村 志</p>	<p>第9区 川崎村・野介代村 ・押入村</p>	<p>岡町 新茅町 鉄 砲町</p>
<p>第一八番会所 (二、三、六区の範 囲) 会所位置は院 庄村</p>	<p>第二番会所 (三、四区の 範囲) 会所位置は上 田邑村</p>			
<p>一八番 会議所</p>				
	<p>二番會議所 (三、三、六区 の範囲) 會議所位置は 二宮村</p>			
<p>第四戸長役場 (上田邑村) (三、四区の 範囲)</p>	<p>第一戸長役場 (竹田村) (三、六区の範 囲)</p>	<p>第一九区務所 (竹田村) 現鏡野町 ・全部で四戸 長役場に分け る</p>	<p>第五戸長役場 (小中原村) 現加茂町 (五、六区の 範囲)</p>	
<p>郡役所竹田村 郡長 小沢 泰</p>	<p>郡役所竹田村 郡長 泰</p>	<p>郡長、郡役所 右に同じ</p>	<p>東南条郡 (八、九区の 範囲)</p>	
<p>第一二〇部に分ける 第一部(院庄村 神 戸村 戸島村 二宮村)</p>	<p>第七部(上田邑村 下田邑村)</p>	<p>第五部(東一宮村 東一宮山方村) 同一九年に分村する</p>	<p>東南条郡 (五部に分ける) 第一部(橋本町 林 田町 中之町 勝 間田町 西新町 新町 東新町 上之町 林 田村 野介代 村 川崎村 押 入村)</p>	
<p>院庄村 二宮村</p>	<p>田邑村</p>	<p>東一宮村</p>	<p>高野村 林田村</p>	<p>津山東町</p>

一部津山町
良山村へ

行政区画の統廃合

<p>第21区 勝南郡 ・河辺村 国分寺村 日上村 瓜生原村 西吉田村 新田村 福力村 金井村 池ヶ原村、堂尾村を含む</p>	<p>第11区 勝北郡 堀坂村 妙原村 津川原村を含む</p>	<p>第10区 勝北郡 河面村 近長村 楢村 福井村 田熊村を含む</p>	<p>第7区 東北条郡 上高倉村・大篠村 下高倉村・草加部村、綾部村と変わる 野村・下横野村</p>	<p>第6区 東北条郡 吉見村を含む</p>
<p>第一〇番会所 (二〇、二二区の範囲) 会所位置は勝間田村</p>	<p>第五番会所 (一一、一二区の範囲) 会所位置は滝本村</p>	<p>第四番会所 (一〇区の範囲) 会所位置は下野田村</p>	<p>第三番会所 (五、六、七区の範囲) 会所位置は上高倉村、大篠村、綾部村と変わる</p>	<p>第三番 三番 会議所 (五、六、七管内へ)</p>
<p>一〇番 会議所 (一九、二〇、二一、二二、二三区の範囲) 会所位置は勝間田村</p>	<p>五番 会議所 滝本村</p>	<p>四番 会議所 五番 会議所 (一〇、一一、一二、一三、一四区の範囲) 会所位置は滝本村</p>	<p>四番 会議所 (五、六、七管内へ) 会所位置は綾部村</p>	<p>第二〇区務所 (五、六、七管内へ)</p>
<p>第二二区務所 (倉敷村) 現美作町 全部で六戸 長役場に分け 第五戸長役場 (勝間田村) 現勝央町 (二区)の範囲</p>	<p>第二区務所 (下野田村)の範囲 第一戸長役場 郡長 安達 清風</p>	<p>第二区務所 (真加部村) 現勝田町 全部で七戸 長役場に分け 郡長 勝北郡 (一〇、一一、一二、一三、一四区)の範囲</p>	<p>郡役所 河合源五郎 郡長 綾部村</p>	<p>東北条郡 (五、六、七区)の範囲</p>
<p>勝南郡 (一九、二〇、二一、二二、二三区)の範囲 郡長 森下 景明 郡役所 勝間田村</p>	<p>郡役所 勝加茂西上村</p>	<p>勝北郡 (一〇、一一、一二、一三、一四区)の範囲 郡長 勝北郡 第四部・河面村 楢村 近長村 福井村 田熊村 第三部・堀坂村 妙原村 津川原村</p>	<p>郡役所 河合源五郎 郡長 綾部村</p>	<p>東北条郡 (九部に分ける) 第一部・綾部村 吉見村 草加部村 第二部・下高倉東村 下高倉西村 上高倉村 第三部・下横野村 上横野村 大篠村</p>
<p>勝南郡 (二三部に分ける) 第一部(池ヶ原村) 堂尾村を含む 第二部(金井村) 福力村 西吉田村 中原村 新田村 第三部(国分寺村) 河辺村 日上村 瓜生原村</p>	<p>第一二部(堀坂村) 妙原村 津川原村</p>	<p>勝北郡 (二三部に分ける) 第四部・河面村 楢村 近長村 福井村 田熊村 第三部・堀坂村 妙原村 津川原村</p>	<p>郡役所 河合源五郎 郡長 綾部村</p>	<p>東北条郡 (九部に分ける) 第一部・綾部村 吉見村 草加部村 第二部・下高倉東村 下高倉西村 上高倉村 第三部・下横野村 上横野村 大篠村</p>
<p>高取村 大崎村 同・二六・立六・一合併成</p>	<p>滝尾村</p>	<p>広野村 楢村は勝加茂村へ</p>	<p>高倉村 高田村</p>	<p>神庭村</p>
<p>勝南郡</p>	<p>勝北郡</p>	<p>勝北、勝南の二郡を合併</p>	<p>勝田郡</p>	<p>勝田郡</p>

久米南条郡 中島村 森田村 ・古城村 皿村 福 田村 高尾村 一 方村 北村 井口 村 大谷村 横山 村 八出村 小桁 村 高尾村 荒神 山村 種村 押淵 村を含む	第一番会所 (一三三、二四 二五区の範 圍) 会所位置は下 弓削村	第二番 會議所	第三区務所 (桑下村) 現久米町 ・全部で六戸 長役場に分け る 郡長 岡田 純夫 第一戸長役場 (桑下村) (二三区の範 圍)	久米南条郡 (二三、二四 二五区の範 圍)	久米南条郡 (一一部に分ける) 第三部(横山村 押 淵村 荒神山 屋村 種村 金 八出村) 小桁 村 井口村 大 谷村 平福村 北村 中島村 皿 村 福尾村	福岡村 佐良山村	久米郡 久米南条、久 米北条の二郡 を合併 へ、一部津山町 村へ、一部林田 へ、一部津山町 へ、一部西苦 田村へ 同三四年、 大字大谷福岡 村へ
---	--	------------	---	--------------------------------	---	-------------	---

われわれは、この百年間にこのような統廃合を二回受けたことになる。第一回めはこれであり、第二回めは第二次大戦後のそれである。

さて、「表一」によって、統廃合の跡を尋ねることにしよう。

(1) 五年(一八七二)三月、まず区制を新たに実施した。

四年(一八七二)六月(廢藩置県の前)、町村を区に分けたことはあるが、これは、戸籍編制事務を行うためのものであった。(この時、津山市街は六区に分けられている。)

この区制によって、西北条、東南条などの郡は単

なる地域の名称になり、町村の行政もほとんど区の行政で行われた。例えば、区には戸長が置かれ、町村には副戸長が置かれて、行政単位としての町村の性格は極めて薄くなっていた。

(2) ところが、一年(一八七八)九月、郡区町村編制

法の実施で区が廢止されて郡が行政区域に登場し、郡長の下部機関として町村に戸長が設けられた。この戸長には、江戸時代からの町村の指導層がなっている。言い換えると、従来の町村が行政上に浮かび上がったことになるのである。区制ではうまくいかなかったのである。過渡期における試行錯誤の一つであらう。

(3) 次いで、一六年（一八八三）二月になると、郡内の町村を幾つかずつの集団に分けて部と称する制度を採用した。

各部の役所は戸長役場と呼ばれた。これは一〇年（一八七七）の区務所制度と同じ名称ではあるが、今までの改造を集大成して、町村制施行にいよいよ近付いた感がある。

この部と称する連合体の区域が、二二年（一八八九）に、ほとんどそのまま新しい町村に移行することになる。逆に言うと、二二年に実施される町村制の村は、一六年には実質的にできており、残っているのは、それに付ける村名であり、津山市街の町を一つにまとめるか二分するかであった。

明治の前半、約二〇年間の行政区域の変更は、旧町村（今の大字）を単位とした統合と分解、そして、それに名付けた呼称の変更であった、と言える。

二二年の町村制施行後は、旧町村名は新町村の大字名として残ることになったが、津山市域では、二宮村だけがそうではなかった。この村には、この時期の統廃合がなかったため、大字名が付けられなかったのである。近

くでは、苫田郡の阿波村や上斎原村も二宮村と同様、大字名がない例である。

明治の町村は以上のような推移をたどった。住民の習慣や精神面で、町村よりも大字に強い結び付きがある場合があるのは、このような推移があるからである。

二、新たな津山

二一年（一八八八）一〇月二六日、
町村合併の議論 岡山県は、「新制施行に付、町と

為すべきものは、所謂市に並ぐべき程の状況ある、則津山、高梁の二箇所に止め、其他稍市街の体裁を為すものもあるも、此際あらためて町名を付せざるものとす。」と、町についての県の方針を各郡長に達している。（『岡山県政史』）

このように、津山市街を新しい町にする方針は決定されたものの、区域と町名については、なお、幾多の検討すべき問題が残っていた。

一つは、宮川を境にした西部三六町と東部七町は、歴史的には津山市街という一つの町である。そして、三〇

第二章 津山町成立

○年の間、津山という名称で總称されていた、ということである。この点から言うと、東と西の両市街は一つの町に包含されなければならない。

二つは、この考えとは反対に、東西に分離したほうがよい、という考えである。その理由は、岡山市街ほどの人口もなく、東部は東南条郡、西部は西北条郡と分かれば、市街地域が広がり過ぎることであった。

この外にも、住民意識の上からみて、両地域が一つになるためにはしばらく時間を掛けなければならなかった。というのは、両地域は、氏神（徳守社と大隅社）でも、成立の経過でも、色合いの違うものがあつたのである。

以上のような事を背景として、どのような経過をたどっていったであろうか。

当時の津山住民が、町制に対して強い関心を示したことは言うまでもない。特に町の範圍に関心が寄せられた。明治時代に、政治的関心を高めた時が、津山には二回あつた。その一は、一三、四年の自由民権の時代であり、その二は、二二年前後の町村制施行から国会議員選挙にかけてである。

当時の「山陽新報」(二一・一一・二付)は、津山の状況をこのように報道している。

市制・町村制の発布以来自治制度の時機至れりとして何となく其説高まり、甲所に親睦会あれば乙所にも談話会、また、丙所には諮問会と言ふ如く頻繁に赴きたるが、必竟するに自治制度の蓋あけに就いてのことに、昨今は此会が一種の流行を追ふに至りしが、(中略)洗湯場にて、(中略)今日の急務は政事の志想培養が大切なり。諸君は如何など喋々并じ居たり。

町の様子が手にとるように分かる。

二二年(一八八八)一月九日には、西北条、東南条郡役所で、町村制諮問会が開かれた。

この会に提出された議題で大きいものは、

ア・宮川以西を津山町とする。

イ・宮川以東の七箇町を津山林田町とする。

ウ・上田邑・下田邑・西一宮の三村を合併して田邑村とする。

という三案であつた。この中で論議を呼んだのは、田邑村が西一宮村との合併を強く拒否したこと、津山林田町の名称が適当かどうかということであつた。強い反

対意見が出て、西一宮村は東西田辺村と合併して一宮村をつくり、津山林田町は林田村という村名もあるし、津山町の東に接続しているという理由で、津山東町に決定した。津山林田町の案が出たのは、東部七箇町は、昔の林田村地域に成立した町であり、各町ともこれまで、林田上之町とか林田中之町のように、林田を付けて呼ばれる習慣があったからであろう。

鶴山町のこと

二一年一月九日の諮問会の原案には次のような動きがあったのである。それは、第一章で述べている津山鶴山町の問題である。第一章では地名の問題としてみたが、ここでは町制の区域の面からみることにしたい。

町制実施に当たって、郡長は、士族の代表者らにいろいろと諮問をしている。これに対して、田町・椿高下・北町・城代町・山下の武家町五箇町の代表者からの答申書がある。その答申書は、

西北条郡津山三六ヶ町は同一市街の如しと雖も、田町・椿高下・山下・北町・城代町の五ヶ町は自ら一団体を為し、その地況は東南条郡村落と一葦帯水を隔

て、南方一面市街に連なると雖も、西北両面はまた山地小田中の村落と接続し、家屋櫛比するの市街にあらずや。また、平素経営する所の所業、むしろ農と言ふべきも商売と言ふべからず。これに加へ、古来の沿革によるも、右五ヶ町は、その習慣を同うして他町と大いにその趣を異にせり。

是れ故に、縦令従来の小分にして、独立の力なきも、五者を合して別に一町を造成するときは、戸数四一八戸、人口二〇一四人、反別四五町余反歩あり、右等の理由に依り、西北条郡津山市街を二ヶ町に造成し、三ヶ町を津山町とし、五ヶ町を津山鶴山町とし、と述べ、そして、最後に結論として、

津山の如き旧城下を分割し数町を造成するは、国の公益にあらず。(中略)津山市街全体を以て一区域とするのが当然である、と述べている。

以上、答申書を引用したのであるが、表面には出なかつたけれども、微妙に動く武家町の様子には興味多いものがある。この考え方は、後述する学校に端的に出てくるのであるが、いかに文明開化の時代といつても、二〇

年少々の経過では、考え方の改造までには至らなかったようである。

津山市街一町説

前述のように、諮問会は、津山二町論を前提として進められているが、

実は、津山市街の各町は、この当時、既に、一つの連合会を組織していたのである。この連合会は、「西北条郡東南条郡津山市街連合会」と言われるもので、ある共通する問題については共同してやるう、という市街行政の一本化が図られていたのである。それでは、この連合会に少し触れることにする。

連合会の、「明治二一年度西北条郡第一番学区教育補助費並津山市街土木費警備費及会議費収支予算決議書」によると、東部七箇町と西部三六箇町から負担金を集めて、次のように処理している。

収入	一四一〇円二九銭三厘	(四三箇町の負担金)
	四四七〇銭七厘	前前年度からの繰越金
支出	一〇四〇円	教育補助費
	一五〇円	土木費 (道路、橋梁修繕費)

二〇〇円

災害予防及警備費

二五円

会議費

この予算書から見ると、この連合会は、少なくとも一九一九年(一八八六)にはできていたことになる。そして、その事業は、学校の経営維持、洪水時の防災・警備、それに道路修繕などであった。いずれも事業の性格上、各町が個々に行うよりも、連合体で取り組むほうがより適切な内容のものばかりである。西北条、東南条両郡は郡役場も一つで、この点好都合であった。

このような実状からみると、一町説が出るのも当然であろう。この一町説について、次のような文書が残っている。その文書は、二一年(一八八八)八月ごろのもの、「町制実施意見書草案」と名付けられている。その大要を次に述べることにする。

二一年四月一七日、法律第一号をもって市制・町村制が公布せられた。この施行の日は、二二年四月一日となっていて、今からわずかに七箇月を残すだけである。われわれは、ゆうゆうとして時を過ごすわけにはいかないのである。

この制度は、自治及び分権の原則を実施しようとする

るもので、われわれはこれに参与し、国の基礎を堅固にし、もって幸福を図るべき時ではあるまいか。そうだとすれば、進んで実施方法の良否を討議するのはわれわれの義務である。

ところで、我が津山は、市制を施行するには人口が少なく、したがって、町制が施行される所である。津山の郷土を考えてみると、市街の長さは数十町に連なつて東西が二郡に分離しているが、地勢とか人情は別に差があるわけではない。更に、町村制第二条に示されているように、町村は権利を有し、義務を負担し、区域の大小によってその負担に軽重が生ずるのである。

以上のような理由で、われわれ起草者は、津山市街を一町としようとするのである。諸君よ、よろしくこの問題を討議し、津山一万五千二百九十人の同胞兄弟の幸福のために努力しようではないか。

この意見書原案には、一町になった時の吏員の報酬、費用の概算を算定したのも付けている。

二つの津山

以上述べた事柄がどう取り扱われ、どう展開されたかはつまびらかでは

ない。

町制施行について、岡山県が政府に提出した趣意書は次のようなものであった。（『岡山県政史』）

美作国東南条郡、西北条郡は連接合膚の地続きにして、いずれも他郡に比すれば最も狭少なり。特に、一庁を据え候ては費用の關係も不^ず少^し而して津山市街その中に在り。

戸口稠密、舟車輻輳、岡山につぐ一市街にして、僅かに一帯の溪流を隔て両郡に跨り、その景況猶岡山市街の御野・上道におけるが如し。

今これを分割する事、ふたつながらその宜しきを失し、編制偏倚の弊免れ難く、因て前頭二郡に一郡庁を置き、津山市街に郡庁設け候へば、地理人事両全の便利得候儀と見込候事。

更に、津山町（三六箇町合併）設置の理由として（同書）、

津山は一団の市街にして、現に四三ヶ町各別立すと雖も、本制に照し一個の自治体と為さざるべからず。

然れども、一市街、二郡（西北条郡・東南条郡）に跨り、その区域もやや大なるをもつて之を二分して、則ち、西北条郡に属する三六ヶ町を合併して将来の自治

体と為す。

と述べ、津山東町（七箇町）設置については、

共に津山市街に在りて、總て一団の自治体と為すべ

きものなれば、西北条郡に分立せしむるの外、本郡に
属せるこの七ヶ町を合併して将来自治の一町とす。
と述べている。

二つの郡と二つの町、この両方に広がっている津山市
街は、一応、このような政治決着をみた。が、同時に、
次の統廃合が早い時期に行われなければならないことを
暗示していた。

津山の統合整理

三三年（一九〇〇）四月一日、この
日津山町と津山東町が合併して、第

二次津山町が出現した。これは、かつて城下町であった
地域が一名前だけは津山と言われていた地域が初めて政
治的能力をもち、公共団体として認められたことにな
る。しかし、正確に言うると、新しい津山町とかつての城
下町の範圍は同じではなく、吉井川を中心にして南北に
出入のあった町村の境界が、同時に整理されているので
ある。いずれにしても、津山と称していた市街に、津山
町という町名が正式に認知されたのであるから、津山再

現と言うことができる。

上述の両町合併と境界変更のことについて、岡山県知
事は、津山町会に同年三月六日付で、次のような諮問書
を送付している。

公益上の必要あるを認め、東南条郡津山東町を廃
し、同町の全区域及び久米南条郡福岡村大字八出の内
吉井川以北の飛地字一の出口以西、並に大字横山の内
吉井川以北の飛地、同郡佐良山村字大谷の内吉井川以
北の飛地を限り、別紙図面の通り西北条郡津山町に編
入し、その境界を変更せんとす。

依て、町村制第四条第一項及び第二項に依り、その
会の意見諮問候条、来る三月十五日までに答申書差出
すべし。

この外に、同郡内西吉田村小田中字土手下の区域（南
新座南の吉井川畔）の編入も諮問された。

これらの諮問については異議はなかったが、材木町、
伏見町の^{おおよそ}大溝以南に編入地を含め、別に新大字をつくる
べきである、という意見があった。この大溝は、津山築
城以前の横山村と山北村の境界と見なされていたもの
で、興味ある一致である。

上述の編入地所は、「表二」のように処理されている。

表二 津山町への土地編入表

福岡村大字八出の飛地で 東新町に接続部分	一、〇、六、五 <small>反、畝、歩</small>	東新町に編入
右 西新町に	二、〇、二	西新町に
右 勝間田町に	一、六、四、二	勝間田町に
右 林田町に	七、八、二、四	林田町に
福岡村大字横山の飛地で 橋本町に接続部分	二、九、二、二	橋本町に
右 材木町に	六、五、一、一	材木町に
右 伏見町に	三、一、二、二	伏見町に
佐良山村大字大谷の飛地	一、二、三	吹屋町に
西苦田村大字小田中の 南新座に接続部分	一、九、二	南新座に
右 鉄砲町に	一、五、〇、九	鉄砲町に

又、津山町への編入と時を同じくして、福岡村、佐良山村の吉井川以北の飛地は、それぞれの接続した林田村、西苦田村へ編入され、西苦田村の吉井川以南の飛地は佐良山村へ編入された。これで、寛文のころまでに吉井川の堆積地に線引きされた町村界は、吉井川を境界とするように整理された。

図4は、吉井川を中心にした飛地の概略を示したもの

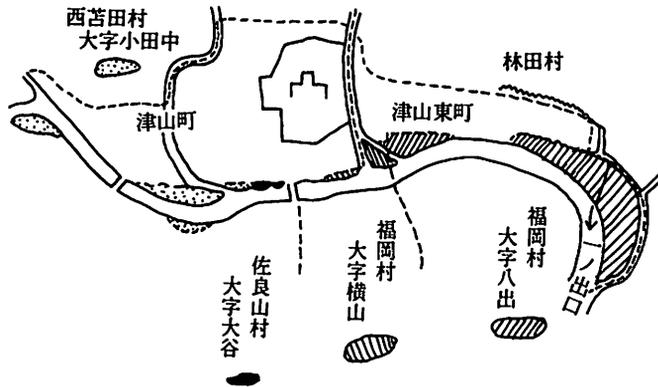


図4 吉井川沿岸の飛地

である。これらの飛地は、江戸時代に新しく堆積してできたものもあるが、この分布は、城下町成立以前におけるこの附近一帯の開拓の進行の概略を教えてくれる。別の見方をすれば、新しい堆積地は四囲の村々・林田・



図5 津山町役場 一京町成器小学校跡一
(江見写真館撮影)

山北・小田中・一方・大谷・横山・八出が村域を拡張する好個の場所であった。又、同時に、戸川宿や城下町が成立するのにも最適の場所であった。これらの新旧集落

の勢力の交わりによってできた複雑な境界が、ここで近代的（河川境界）に整理されたことになる。

ここで、町役場に触れておきたい。町役場が京町（元成器小学校 津山尋常小学校 跡）に移転して来たのが三四年（一九〇一）である。移転の理由は、三三年の合併で新しい町の中央部へ、ということであった。以前の町役場の位置は不明確であるが、以後、昭和九年に現市庁ができるまで変わっていない。

そうすると、町の区域も、役場の位置も、これで昭和四年の市制施行を迎えることになる。

第三章 北条県と津山

第三章 北条県と津山

北条県時代は四年五箇月の短期間ではあったが、これほど新旧交替が著しかった時代はないであろう。あるものはこの時代に姿を消し、あるものは花を咲かせ、あるものはここに始まる。この点からみると、この時代は江戸から明治への過渡期とみることができる。反面、行政区域の統一性と、その治績の内容面からみると、藩政時代の森時代を連想させるものがある。

この章では、この時期にだけ関係をもっているか、一区切りとして述べたのがよいと思われる事項を取り上げた。しかし、明治全体の中で述べるほうが理解しやすいもの、例えば、行政区画、教育行政、産業経済などは、別章で述べることにしている。

一、津山城始末

廃城事情

時世が変わるといえばこういうものであるか。

明治二年（一八六九）六月、版籍奉還。藩主松平慶倫は津山藩知事に任命される。三年（一八七〇）三月には、今の津山文化センターの所に津山藩庁が新築され松平慶倫はその傍らの新邸に移る。そして、城郭は兵部省の所管となる。

『津山城廃毀始末』^{はいも}はいう。

九代一七二年居城し、明治三年に至り廃城となりしものなり。

三年（一八七〇）、城郭のもつ本来の意味に変化が起つたことになる。そこで、前書は廢城と記したものである。

六年（一八七三）一月一四日付で、太政官から陸軍省に、「全国城郭及び軍事に關涉する地所建物是迄其省管轄の処、今度別冊第一号の通り陸軍必用の分改めて管轄被_レ仰付、其余第二号の通り旧来の城郭陣屋等被_レ廢候。附属の建物木石に至る迄總て大蔵省へ可_レ引渡一事。」と、達しが出てゐる。

ここにいう別冊第一号とは、屯營、練兵など軍事に必用なものを書きあげた「諸国存城調書」のことである。同じく第二号とは、「諸国廢城調書」のことで、この中に、津山の城郭、真島（勝山）の城郭・練兵場・演武場が挙げられている。（『法令全書』）

同年二月二三日、「廢城の命あり」（『北条県史稿本』）、「津山城廢城に属し」（『美作名勝旧蹟記事』）、とあるように、形式的にも廢城と決定し、所管は陸軍省から大蔵省に移ることになる。

ところが、北条県參事淵部高照は、これから数日後二八日付で、大蔵大輔井上馨あてに、「旧津山真島城郭内

地所払下御届」を出している（『北条県史』）。この届けは次のとおりであつた。

当県管下津山真島城郭内貫族邸宅（士族の屋敷のこと）并に官舎地所建物共御規則之通り処分仕度、尤も城郭存廢未だ御達し無_レ之候得共、昨夏の陸軍省官員巡回之砌櫓門石壇總て払下相成候条、入札可_レ差出一旨指図に付、去秋取纏同省へ及_レ送達一候間御省へ御引送相成候儀と奉_レ存候。

就ては、廢城御決定必然の儀と奉_レ存候間、郭内地所払下等御規則照準取計申候。此段御届申上候。

そうすると、北条県は廢城通知が出る半年も前に、城郭払い下げの入札をして陸軍省に送達しているのである。しかも、それは、津山に出張して来た陸軍省官員の指図によつたというのである。当時、明治の新政府に氣を遣い、自ら城を壊した藩主もあるし、既に、二年（一八六九）の廢藩置県直後、城の取り壊しをしていた県もあつたのである。

大岡熊治郎（後述）は、『津山城廢毀始末』でこう言っている。

当時の事情を伝聞するに、一度事あるときは籠城す

る恐れあれば、維新前後の戦状を追想して、朝命を以て全国各所の城構を取毀さしめたりしが、北条県参事淵部高照は鹿兒島県の人、権参事小野立誠は敦賀県（福井県）の人なりしかば、朝命のままに取毀ちたりしが、備前岡山城、播州姫路城・明石城の如きは、郷土に縁ある人が参事たりしを以て、籠城の恐れなき程度に取毀ちて、天主閣の如きはこれを残せしものなり、と言へり。

岡山城は、膨大な建物の維持に困り、一五年（一八八二）までに、天主閣などの建物を残してその他はほとんど壊されたという。（『岡山市史』）

天主閣の存置、取り壊しの真相はさておき、いずれにしても津山城取り壊しの手配は、まことに速かったと言わざるをえない。

以上述べたことから、二つの主要な点を指摘することができる。

一つは、美作出身者が北条県政の中枢にいなかった、ということである。県庁職員中北条県士族は絶対多数を占めていたのであるが、津山藩士族ではどうにもならないことであつたのであろう。一一年（一八七八）以降の

美作地方の郡長についても同じことが言える。ほとんど郡長が美作地区以外の出身者であつたので、自由民権運動とからんで論議を呼ぶのである。

他の一つは、郷土に城郭存置運動の声を聞かなかつたことである。城郭の壊されるのを見て涙を流し、無念の情もだし難く思う者は確かにいた。しかし、これが存置運動として現れてこなかつたのである。

他県の存置運動の一、二の例を挙げてみよう。

松江城（島根県）について言うと、広島鎮台は、その維持に経費が掛かり過ぎるため、天主閣など八年（一八七五）、入札払いにし一八〇円で売ることにした。この時、藩士たちは運命とあきらめたが、豪農勝部某が中心となつて存置運動に乗り出した。彼らは、軍部をも動かして城の破壊を中止させたのである。これが今に残る松江城の天主閣である。（『郷土資料島根叢書第一篇』）

明治新政府と戦を交えた徳川親藩の会津若松城（福島県）でさえ、県庁や有志の間で、城郭の存置運動が行われているのである。

城郭売却から二〇数年経過した三二年（一八九九）、鶴山城跡保存について町会が審議した時、当時、何も打

つ手はなかつたのであろうか、と、町会議員をして嘆か
しめている。

残った石垣

廃城通知以前に、北条県が出した売
却の布告は次の通りである。（『津

山城廢毀始末』）

一、城郭御払ひにつき櫓何程何番に何程と価を見込
み、とりわけ十人以上にて入札致し、来る十日迄に
限り戸長会所に可ニ差出候事。

但し、県庁学校税米御蔵相除き其の他大手京橋之
廻り御払ひの事。

一、榊木は宮川稻荷上相除き、余は不_レ残見込之事。

明治五年六月五日

北条県

この布告は、筆で書かれたもので、会所に届けられて、
そこから更に国中に知らされた。そして、六月四日から
一日までの間、一般人に城郭内の見物が許可された。
どの城郭も、売却する時は一般に公開されている。民衆
にとっては、それが最後の観覧であった。しかし、だれ
一人として入札に応ずる者はなかつたという。

六年（一八七三）五月一日、「旧城郭其の他建物木
石共悉皆相当之代価取調可ニ差出。」との大蔵省布達に

より、北条県は、大蔵省あてに九月三日付で次のような
文書を送っている。

御省所轄之旧城郭其の他建物木石共、悉皆相当之代
価取調差出旨本年五月十七日第八拾号御布達有_レ之候
に付、種々取調候得共、城郭之儀は、平常家屋等と異
り相当代価相分り兼に付、有志の者共へ相達見込_ニ申
出_ニ候処、旧津山城郭建物木石_{是は、五月二十五日付をも}
つて調書図面相添差出置候_{是は、三}
共悉皆代金千百貳拾五円位、旧真島城郭同断_{是は、三}
付をもつ_{月二十日}代金四百七拾七円位に候はば可_ニ引請_ニ旨申出
候。

右は真に当否は難_ニ見留_ニ候得共、此他取調付兼候に
付先づ此段申上候也。

この文書は、城郭その他建物木石などの売却値段は分か
りかねる。そこで、いろいろ見込みを立ててみると次の
ようになる、という売却値段の報告である。

この文書の中の五月二五日付調書とは、北条県から大
蔵省に送付した「旧津山城郭内反別并に建坪立木取調」
のことである。この調書には、「郭内総坪数、天主、櫓
門、倉庫、仮県庁、京町門内中学校并に旧軍務局と唱ふ
る建物、その他総ての建物と、立木五尺廻り以上六十五

本、五尺廻り以下三百四十六本の松・縦・杉・檜・榿・雑木、」と記されている。これが九月三日付、大蔵省あての文中にある「津山城郭建物木石」であって、入札の売却対象となるものである。

さて、北条県が九月三日付で送付した文書に対する大蔵省の指令には、「書面旧津山・真島両城建物之儀は、入札払下取計絵図面并に三番札まで相添、代金土木寮へ可相納、尤地所・石垣・樹木等は従前之儘存置候条、不取締無之様注意可致事。」としてあった。すなわち、地所・石垣・樹木は売却しないで存置しておけ、というのである。

地所については、政府は家祿奉還士族（祿高を一時賜金えてい）に払い下げて、その生活維持の一助にしようとしていたものである。又、石垣と樹木については、存置するだけの指令ではなく、「不取締無之様注意可致、」と、一層の注意を促しているのである。

この大蔵省の指令は、津山城廃棄に関する外部からの最初の歯止めであった。

建物の取り壊し

一〇月二五日には、再度の入札の布告があった。この布告は木版刷りで

津山城郭建物悉皆今般入札掛取計ハ陳望之者ハ未十一月七日ヨリ十日迄四日之間見分差計ハ係別紙番号區別之儀々同月十五日限銘々加印之入札可致事但番号限入札不苦事
右相違也

明治六年十月二十五日

北條縣参事 小野三誠判

各会所に配布された。この入札の対象は、建物だけに限られたことは言うまでもない。「弓斎勤仕録」（矢吹正則に関する記録をつづったもの。）には、「津山城天主其外櫓諸建物等入札払之張札出る。」と記されている。当日布告された建物番号区別は次のとおりである。

- 一番 一 天主 建物疊建具一切及門二箇所
- 二番 一 長櫓 多門櫓二箇所 鉄門一箇所 外二門二箇所
- 三番 一 元津山政庁 一軒

図6 津山城の入札布告
(岡山県総合文化センター蔵)

四番 一 備中櫓 到来櫓 長局ながつぼ

五番 一 表座敷 腰巻櫓 七間廊下 涼櫓

外二門二箇所

六番 一 色付櫓 小姓櫓 裏中門

七番 一 脇櫓 外二門一箇所

八番 一 紙櫓 裏下門

九番 一 一番所 一箇所

十番 一 干飯櫓 道明寺櫓 荒布櫓 書櫓 長屋

共

十一番 一 桜門 一箇所

十二番 一 長屋櫓 大戸櫓 粟積櫓 鉄門一箇所

十三番 一 月見櫓 天切櫓 走り屋二箇所

十四番 一 太鼓櫓 瓦櫓 包櫓 門一箇所

十五番 一 表鎖門あらいもん 同所統長屋共十六番 一 辰巳櫓たつみ 弓櫓 切手門 使者櫓 長屋三箇所

十七番 一 玉櫓 塩蔵 門二箇所

十八番 一 火繩櫓ひなわ 塩硝拵所しよつとむろ 長屋門 塩硝埋蔵十九番 一 冠木門かぶきもん

二十番 一 見付櫓 表中門 四ツ足門 走り櫓 鎖

砲櫓 長屋共

二十一番 一 漆門

二十二番 一 長柄門 昇門 白土櫓しろつち 馬場門

二十三番 一 京橋門 二階町門 田町門 作事門 北

口門 遠矢場門 宮川門 旭門あさひもん

二十四番 一 旭門ノ内元長局 朝日門ノ内小門一箇所

二十五番 一 堀ほり 但一ノ丸ヨリ総側迄不_レ残右敷石除_レ

之

以上の物件の中に、津山市文化財関連のものがあるが、これは後述することにする。

さて、この二回めの入札（一月一日）は、「慶長以降殆ど三百年、一国の藩鎮とし、五層の天主は雲中に聳え、楼櫓門塀は松柏の間に散見し、真に美作の壮観たるをもつて、（中略）破却を痛嘆する者多く、為に入札者甚だ少く」（『美作名勝旧蹟記事』）、「種々協議の上入札を為さしめず、代金千四百二十五円にて落札と定め」（『津山城廃毀仕末』）る状況であった。

北条氏は、一二月二日大蔵省に、「本年十二月十二日付御指令に従ひ入札払達候処、津山城郭の儀入札の員数甚だ少なく、每番三番札迄差出候運びに至兼、右は達

方不行届に相見候得共、畢竟僻陬の土地柄取捌方の目途無之より自然望みの者稀に有之儀にて、不レ得レ止絶入札の儘差出申候、就中、第十三番の箇所は別に再三相違候得共大破にて入札一枚も無之、依て取毀置、其他は此地相当に被レ存候間、高札の者又は一枚外無之分は此儘払下可然哉。」と伺った。つまり入札者が少なく、建物の一つ一つについて指令のように入札できなかつた。第一三番の建物以外は、入札の実状に應じて払い下げにしては、と、その許可を求めている。

翌年五月二九日付で政府から払い下げの許可が出され、城郭建物は慶助、岩吉両名の手に落ち、その代金一二五円は土木寮に送られた。

城郭の取り壊しは七年の春から取り掛かっている。北条県は、一月までに終了するよう指示をしたが、建物が多かったので、作業は翌年の三月まで続いた。

城郭の建物が次々に取り除かれていくのを人々はどう受け止めたであろうか。

天主閣の取り壊しは特に印象的であって、

最終に天主閣は五層共第一上の屋根瓦より取捨てたり。大形の瓦故に購求者なく、城の買主は、多勢の雇

を五層の棟に登し、四方に投捨てしめしも、量目重く大地に達せず、三階二階に落ち瓦を砕き、敗瓦飛散の物音、或は屋上に積みしを撞落せる響は轟々として、土煙は山を覆ひ惨状言ふべからず。十三年の経営にして一国の壯観と呼びたる鶴山の風色ここに絶す。〔美作名勝旧蹟記事〕

と表現している。この状況を田舎からわざわざ見に来た人もあり、瓦は天主から木の葉のように舞い下りていた、と伝えている。

当時の士族の中には、驚きと残念さから、この年に生まれた自分の子供に、城は見られなくなった、という意味合いの名を付けた者もいた、といわれている。

かつて、藩の儒者であった駒井甕軒は、「夏日の歎」として、その心中を次のように表している。

旧封を除却して郡県と為し

君臣を離間して因縁を絶つ

嗚呼如何んせん 此の際に当り城郭を廢毀して全から

しめず

壯観兀たり鶴山の顛 嘖 嘖 嗟 何ぞ及ばん 如何

なるか 命なるか 將天なるか

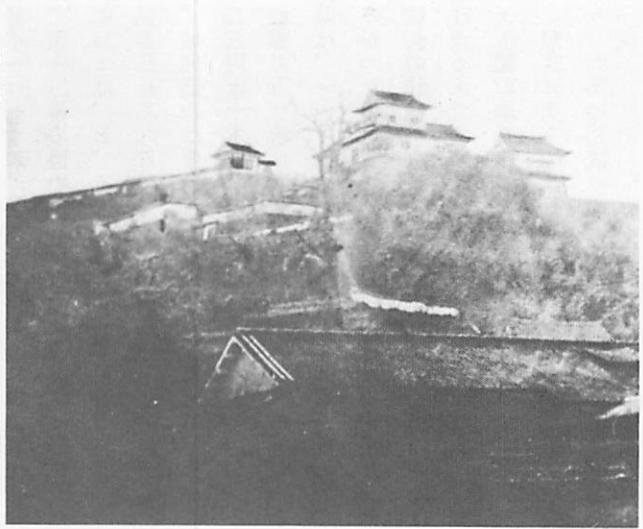


図7 在りし日の鶴山城

若し悪乎志士有らば
 憤然一発右肩を担がん
 ……
 尽日几に憑りて長歎息すれば
 暗涙汗に和して正に消然
 硯池水を注いで古墨を磨し

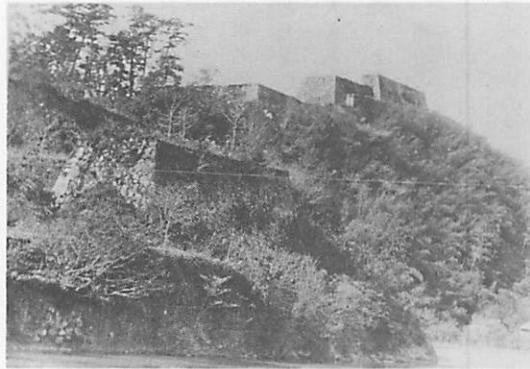


図8 取り壊し後の城跡
(藤田裕氏提供)

悲憤する
 人、移り変
 わりをその
 まま受け止
 める人、そ
 の中に仏教
 的感慨を持
 つ人、人さ
 まざまであ
 ったである
 う。だが、
 士族の中に
 は、この城

写し成す感慨の詩一篇
 後の今を視る猶今の昔を視るが如く
 後世子孫をして伝へしめんと欲す
 詩の大意は、「廢藩置県となり藩主と家臣の間は割か
 れ、かつての城郭は見る影もない。憤慨するばかりであ
 る。一日中家にいると涙が出るばかりであるが、ここに
 詩を書きしるして後に伝えたい。」というのである。

郭の始末も見ないで、東京に出て行く者が多かったのである。

城の廃材

慶助と岩吉が購入した古材については、

（この二人は、）余材をもって己の家土蔵おわれを作り、一時は富者を装ひたるに、三年をいえずして兩人共に家を売却する貧に陥り、慶助は妻子を挙げて逐電し、岩吉は病死したり。時の人其の奇異を称せり。（『美作名勝旧蹟記事』）

慶助は、田町栗田邸くりた内に、岩吉は、椿高下野条邸内に述べられている。

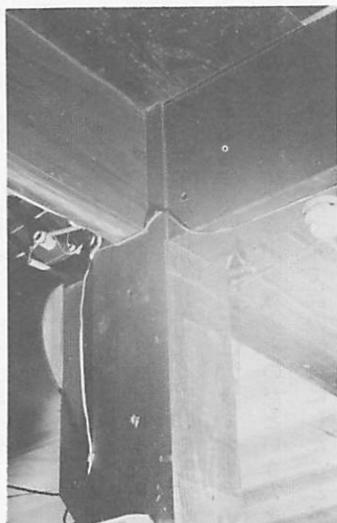


図9 城の古材を使用した家
一城の古材を使用したケヤキの大黒柱とはり一
(藤田裕氏宅)

に、それぞれ古材で家作りをしている。後者は改築されてしまっているが、前者は一部残っていて、城郭建築の壮大さをしのぶことができる。
新地座（現協映劇場）が、この古材で作られたことは余りにも有名である。この建物は、二本のケヤキの巨木で支えられていたという。

その他、

市内を訪ねると、城の古材を使用している家はかなりある。中には建具をそのまま使用している家もある。そして、それぞれの因縁が伝えられている。

城の古材を直接学校建築に使用したものとしては、八年（一八七五）六月二五日に開校した久米郡秀実小学



図10 城の古材を使用した家
一外観を城に似せたという。一
(天理教国誉分教会)

で、「津山城古材を用ふ。」と記している。(「倭^{しよ}文志稿^し」)

しかし、解体された材木の多くは、いかだに組まれて吉井川を下って、瀬戸内の製塩の燃料にも使用されている。かつて、浜子(塩田の作業をする人)をしていた玉野市胸上のある古老の、「津山には大きなお城があったんですなあ。若い時、津山の城のものだという大きな古材を、西大寺から運んで来て浜の燃料にしたことがある。」という、懐古談が伝えられている。

美作では処分しきれなかったのである。

今に残る諸門

次に、城郭内の建物で残っているものがある。それは、従来、城門とされていたものもあり、中には多少手を加えて移転されたものもある。それについて述べよう。

(1)、中山神社の表神門

城の四つ足門を移したもので、『中山神社資料』によると、明治七年(一八七四)一〇月移築している。後になって屋根は、檜皮^{ひのかわ}葺に改めた。

(2)、大隅神社の神門

この門は、従来北御門を移築したものの説があっ

た。果たしてそうであるか、考証をしてみよう。

この大隅神社神門の棟札^{むねだ}なるものが大きく取り上げられたころの『津山日日新聞』(昭和二八・九・三日付)は、山本恭助氏が明治八年七月二十日、鶴山城競売の節、十九円二十三銭八厘で北御門を落札し、移して神門とする。この金は清水武平、三井治助他^{ほか}二名からなる発起世話人の奔走で、氏子一同の寄附によることにした。その金は、中之町十円六十二銭、西新町八円六十二銭、その他ははっきりしない。

と書いている。この棟札は、当時移築に要した氏子の寄進の事を書いているのであるが、この新聞記事には北御門と記されている。この北御門説は、かなり前から流布されている向きがあって、一六年(一八八三)生まれの士族の古老が、「大隅の神門が北御門だ、との説は、その規模からみても納得できない。」と、漏らしていたことを筆者は思い出す。しかも、北御門説の出所をたぐってみると、史実によるものではなく、北御門としたのがよい、と、故意に作り出された節がある。北御門(北口門)は、前述のように売却取り壊されている。

ところが、別に、『出道直先生伝記』(出道直は、八歳の時修道館に入学した。)

明治五年前後の自伝の項に、「入口（修道館の入口）に
であらう。」

は校門—今県社大隅神社の正門となっている—があり、
それを入ると畳を敷きつめた教室があった。」と、修道
館を回想している。この伝記は、今のところ、大隅神社
の神門の出所を記している唯一の資料である。

以上の諸点から、この神門は修道館の校門であると言
わざるをえない。

付け加えると、城郭の建物の処分(前述)と修道館処分
(後述)は別々に行われているのであるが、この両者は、
その処分時期が重なっていることからかく混同されが
ちである。このようなところにも、両門の取り違えが起
こりやすかった。

(3)、成道寺の山門

この門は、作事門を移築したものとされているが、こ
の山門もはたして作事門なのか、その考証をすることに
しよう。

成道寺に次のような文書がある、

一、当山山門、慶長八年中建設二階造りの山門美観な
りしも、明治二十九年八月十八日暴風の為被壊した
るを以て、明治三十五年三月一日、元鶴山高等小学

校地上に在る第八号表門、時価金六十八円にて購求
再建をなしたり。

一、受領証

一金 六拾八円

但、元鶴山高等小学校敷地上に在る第八号建物表
門及外、貳坪建物代金

右受領候也

明治参拾五年貳月壹日

津山町長

江口雄男

松平陽五郎殿

右文書にあるように、山門は、三五年(一九〇二)「鶴
山高等小学校地上に在る第八号表門及外貳坪建物」を移
築したものである。

ここで、鶴山高等小学校の建物売却のいきさつに触れ
よう。版籍奉還後、津山藩庁が三年に建てられ、これが
北条県庁に引き継がれ、幾多の推移を経て鶴山高等小学
校となっていた。ところが、三四年(一九〇一)三月
に鶴山高等小学校組合は解散したので、この学校の敷地
上の物件は売却されることになった。売却物件の中の第
八号物件を購入したが、松平陽五郎(国忠、もと藩の
家老)を寺總代とする成道寺であった。

後章でも述べるが、実はこれらの物件の売却後、同三

五年九月から同三六年四月の間に竣工しゅんこうしたのが、後の津山男子尋常高等小学校となるのである。

次に、鶴山高等小学校を取り巻く門について話を進めよう。

△1▽作事門

この門は、明治三年（一八七〇）一〇月九日、「作事門自今藩庁表門と被_レ定_レ」ている。（『津山藩日記』・「御触帳」）

△2▽北口門

これは前述した北御門であるが、これも同年一二月二五日、「北口門自今藩庁裏門と相定_レ」（前掲書）めら

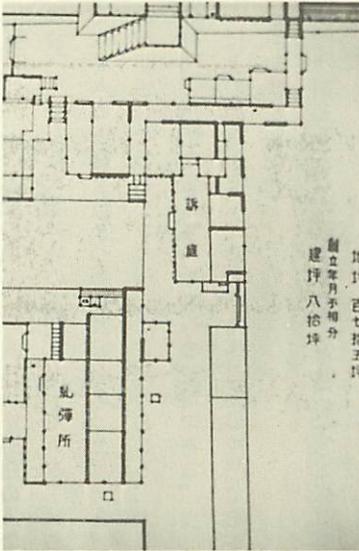


図11 北条県庁南門
（北小学校蔵）

れている。

以上の二門

は、県庁の表

裏の二門には

なったが、明

治六年の入札

払い下げの対

象となって解

体されている

のである。

そこで、鶴

山高等小学校

地内に、第三

の門を探してみよう。

△3▽藩庁南門

この門が第三の門である。明治三年（一八七〇）一二月二五日、「従前馬場中央江、今般新に取建候門を藩庁南門」と称する、との記録がある。（『津山藩日記』）これは、上述の二門とは異なって、新築された藩庁独自の門である。いふなれば、この門は、天主閣と運命



図12 成道寺の山門

第三章 北条県と津山

を共にすべき門ではなく、藩庁、北条県、学校と密着する門である。

図11は北条県庁の南門附近である。この図によると、門に対して右側に附属の小屋のある門、糾弾所入口の門がそれである。

この第三の門―藩庁の南門が、北条県庁に引き継がれ、(その後、作事門も北口門もなくなる。)更に、学校に引き継がれて学校表門と称され、明治三五年を迎えることになる。

以上のように述べてくると、成道寺の山門は、明治になって作られた藩庁の南門ということになる。

城郭挽歌

天主閣消失は、前時代の終わりを告げるあかしでもあった。作州人にとっては、黒船よりも汽車よりもっと身近で胸を打つてき事であった。

武家の時代が変わったのであるから、その影響をもちに受けたのは士族である。政府は士族には祿の代わりに公債を発行して与え、生活が成り立つように士族授産の方法をいろいろと実行に移した。

津山でも例外ではなかった。士族の中には家を挙げて

転出する者が多かった。子供には学問を、と、士族は真剣に考えた。政治の中枢から離れている津山の藩士にとっては、これが残された唯一の方法だったのであろう。

だから、武家町には空家ができたし、空地を耕地にする家も武家町に多かった。特に、城郭区域(山下)の変貌は著しかった。明治二〇年ごろには、県庁や学校などに使用された藩庁と修道館が、明治初期の姿を残しているだけという状況であった。

この地区に決定的変化を与えたのは官地払い下げであった。

さて、城郭建造物の入札告示は、六年(一八七三)一月のことであったが、この年の一月には城郭の堀の埋め立てが表面化していた。

北条県は、政府に、

津山城外廻之儀總て水溜(にどり水)に御座候処、

多分の地所空しく差置候儀も惜敷儀に付、懲役人を以て耕地に為ニ取拓可然哉。若し前条御採用相成候はば、別に埋土無之故堀際の土居を毀ち埋方致し度、就ては土居に有之部之植物松其外 樹木并に虎口際こどもの石垣等

開墾に差置候に付、入札払に執計可然乎。

と伺っている。(地租改正事務進達留)

政府は、この伺いに対し一月二〇日付で、

入費積替并に消去方法は勿論、耕地可相成反別給
 図面等詳細取調可申出事。」

と回答している。

城郭の土地の士族払い下げは、政府の方針であったことは既に述べたが、北条県からは、八年(一八七五)二月五日になって、家祿奉還士族への官有地払い下げが開始される(『北条県史』)。払い下げになる土地は、農、牧畜業を営むことを条件とし、相当代価の半分で払い下げられることになっていた。

山下に関係のあるものを、同年二月五日付、同年七月五日付の伺書から抜き出すと次のとおりである。(『北条県史』)

場所名	反別	相当代価	此半金
元新屋敷跡 <small>(以下二月五日付のもの)</small> <small>元新屋敷跡</small>	反畝歩 三、二、〇	六二六、一、七八、六一三、〇、八九、三	円 銭 厘 円 銭 厘
新屋敷下	二、二、二、二	五四、四八、〇	二七、二四、〇
元旭門から	二、二、六、二、二		

元京町門から 二階町門まで	立木 芝土手 八三本 六、四〇〇	一三、五、二七 七、一、二七 二八七、六〇、〇	二四三、八〇、〇 二二八、〇〇、〇
元二階町門から 元田町門まで	立木 土手 七〇本 四、五、二二	九、九、二、三 五、四、〇、二 二二六、二六、六一〇	八、一、三、三 二二八、五〇、〇 二二四、二五、〇
元田町門から 作事門まで	立木 土手 四〇本 三、〇、〇〇	六、四、二、七 三、四、二、七 一七二、七五、六	八六、三七、八 九〇、九〇、〇 四四、四五、〇
元作事門から 北門まで	立木 土手 七、九、一八 三、九、一八	二、一、二、二 六、七、二、二 二二一、八六、〇	六〇、九三、〇 三、九、一八 三、九、一八
京町門まで	立木 土手 八七本 五、四、〇、三	七、二、〇、九 三六、一、五〇、〇	一八〇、七五、〇 九七、三八、〇 四八、六九、〇
平	立木 土手 七、九、二、〇 四、二、二	七、九、二、〇 四、二、二	三、九、六、〇 三、九、六、〇

第三章 北条県と津山

元北門東	立木	六一本	六、〇〇、〇	
	内平地 一七、一、二七			
城山	芝十手 五、二〇九	七五、〇〇、〇	三七、五〇、〇	
	藪地 一〇、四一八	六二七、六〇、〇	三三〇、七五、〇	
元宮糶所屋敷跡	立木 二二三本	二、六九、八		
	竹林 二五〇八本	二〇、〇七、〇		
川瀬権屋敷跡	内平地 一三、九、二七			
	山林 三、四、二一	二四、二九、〇	一一、一四、五	
児玉鍛四郎屋敷跡	立木 一〇、五〇六	一六、三〇、六	八一五、三	
		三〇七、二七、五		
朝倉右門屋敷跡	立木 七二三本	三〇七、二七、五		
		四、六、二四	三五一、〇〇、〇	一七五、五〇、〇
松平康倫上地屋敷跡	立木 五、五〇九	一四九、三一、〇	七四、六五、五	

(以下七月五日付のもの)			
津山旧城郭 第二番	立木 二〇本	八、八二、七三〇、〇〇、〇	一五、〇〇、〇
	立竹 若干本	二、八〇、〇	
	建家 一六坪	六、〇〇、〇	
同 第三番		一一、四〇、二	六、二〇、二
同 第六番	立木 三〇本	三〇、八七、〇	一五、四三、五
		六、〇〇、〇	

以上の物件はいずれも政府から許可されている。しかし、その後、これらの土地がどのような経過をたどって、二〇年（一八八七）前後の土地台帳に記載されるようになったかは、残念ながら不明の点が多い。

図13は八年（一八七五）ごろのものとして推定されるが、そうすると、七月五日付「土地払下伺書」中の物件の所在がはっきりする。

第二番、第三番については、同年二月一日付で、一〇箇年間の鍛下年季（荒地開墾が成功するまで原地価で税を出す一定の年期）が出され許可されている。

以上のようにして、少なくとも表向きは奉還士族に払

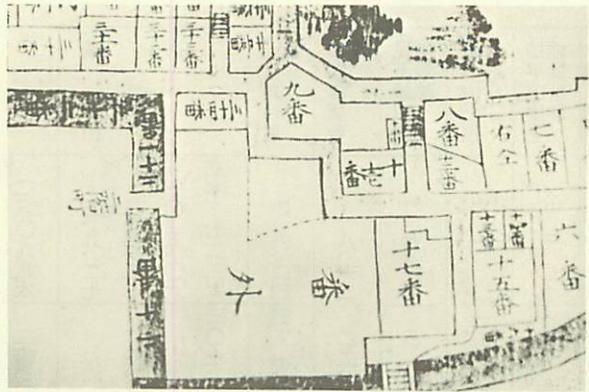


図13 西北条郡山下略図（津山裁判所蔵）

次に挙げる資料は、この経過を物語るものとして興味がある。前述の二月五日付「払下伺書」の物件のうち、三月二五日付で政府の許可があったものが、同年五月三一日には売却されているのである。次の文書がそれである。

地所売買願

い下げられ、

土地利用の姿

を変えていく

のである。と

ころが、旭門

から作専門ま

での掘の地所

のほとんどは

二〇年（一八

八七）までに

は士族の手を

離れてしまっ

ているのであ

る。

津山城郭内

元旭門より京町門迄

一、反別壹町貳反六畝十貳歩

内

反別 七反貳畝九歩 堀 此代価百八拾五円

反別 五反四畝三步 土手 此代価 五十円

第三区 西北条郡山北村

売渡人士族 妹尾安五郎

第一区 西北条郡伏見町

浮田卯左吉うきだ げさきち

右者今般相對之上売渡且買請可_レ申積示談相整候間、御聞濟之土地券御下ケ渡被_ニ成下_一度依_レ之正副戸長奥書を以此段奉_ニ願上_一候也

明治八年五月三十一日

右 妹尾安五郎

右 浮田卯左吉

北条県参事小野立誠殿

後日、売却という方法でなく、初めから、士族の名義を借用して町の企業家が払い下げを受けた例もある。堀の埋立、開拓となると、到底士族の手にはおえなかった

第三章 北条県と津山

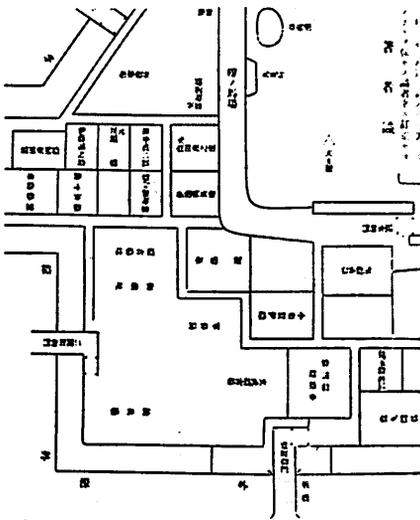


図14 山下の屋敷図 一明治9年現在一
(温知会誌所載)

のであろうか。

いずれにせよ、作事門から旭門までの堀と土手の地所は、二〇年(一八八七)ごろまでには浮田・植月・矢吹・林・日笠らの市街企業家の所有となっていた。そして、そのほとんどは鎌下年季の期間中であつた。

以上は官有地払い下げの土地であるが、私有地の所有移転も随分行われている。

一〇年(一八七七)に建てられた「鶴山城址碑」の碑文の一節には、「明治七年に至りて一変し、桑麻黽敵の場となる。」と、城跡の変化に触れている。

三一年(一八九八)、ある町会議員に、この変化をこう言わせている。

「目下わが町に他村より牛を連れ来り、路上の茫茫たる草を食はしむる而已ならず、桑園の幼芽を食ひ大いに損害をなす。斯くわが町を牧畜場となす、わが町の不面目にして、且つ警察の取締不行届也。

町長より警察に照会して十分保護を得たし。揭示場の不取締も不面目に付、十分街路取締規則勵行したし。」

「青芽取りと称するもの、山下内の道路の草を鋏を以て打越(「起」か)し持ち帰る。」

これは、三〇年前後の状況であるが、その荒廢の状況が推察できるであろう。

以上のように、二、三〇年ごろには、城の建物もなくなり、堀の姿も一変していた。その上、本丸にも武家屋敷の空地にも、桑や茶が栽培され、水田さえ作られていた。このような移り変わりは、世の中の変化もさることながら、土族授産、殖産興業という、時の政策の現れでもあった。

当時、この言葉はなかったであろうが、津山市街に行

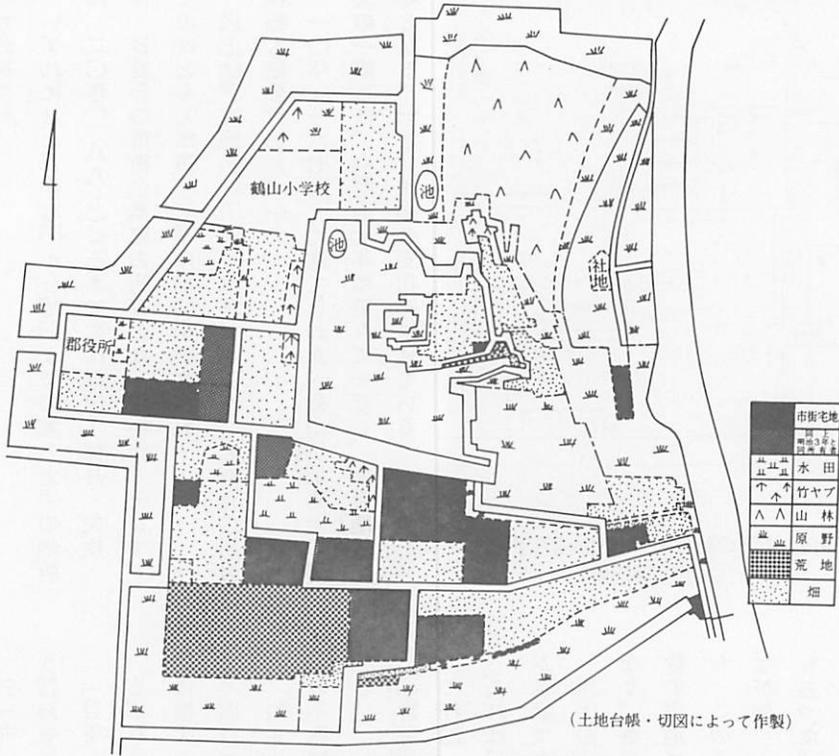


図15 山下土地利用図 一明治20年ころ一

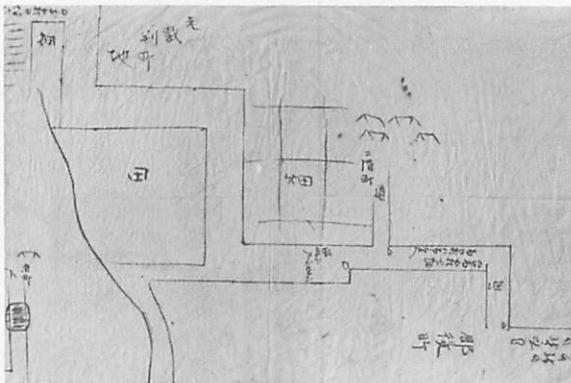


図16 山下の土地利用見取図 一明治20~30年ころ一
(安東泰樹氏蔵)

わたれた最初のいわゆる「都市再開発」であった。反面、「城郭挽歌」の感を深くするものである。

二、明治六年の暴動

六年（一八七三）五月二十六日、貞永寺村（鏡野町）に端を發した暴動はまたたく間に美作一円に広がった。これが鎮靜するのは六月に入ってからで、六月二日には大阪鎮台兵二小隊が津山に派遣された。

この暴動は、騷擾とも一揆とも称されているが、その概略を述べよう。

(1)、地域的広がりには美作一円、関係して処罰された者二万六〇〇〇人余、過去の美作におけるいかなる一揆も、これには遠く及ぶものではなかった。

(2)、次から次に実施されていく新政に対する反対から起こったものである。

四年（一八七一）から七年（一八七四）までの四年間に、新政反対の農民暴動は、全国的にみて三〇数箇国に及んでいる。美作の事件もこれらと無関係ではない。

(3)、この暴動の規模は、全国的にみても最大級の一つに数えることができる。

(4)、慶応一揆のように市街の中に侵入することはなかったが、その被害は新政策に関係するものに集中した。例えば、戸長・副戸長・盜賊目付・学校等、特に部落の被害が大きかった。

しかも、陰に陽に、北条県の施策に及ぼす影響は無視することができなかった。

起 因 の 概 括
まず、一通りその起因について述べることとする。

六年（一八七三）七月二〇日、北条県が政府に送った願末届には、

徴兵令血税の誤解よりして、地券の入費或は学校資金、又は断髮屠牛等を嫌ひ、曾て御布告にありし穢多非人の廢称より、新民傲慢にして不遜なるを惡む甚しく、交接不一和等、畢竟因襲の久しき御一新の御政体を不解、旧慣に安んじ度痴情より……。

と説明している。（『北条県史』）

その主謀者とされている筆保卯太郎は、次のように供述している。

自分は、村の総代役を勤めていたが、近ごろの御布令には不満をいだいている。なかでも、徴兵、地券、

学校、屠牛、斬髪、穢多の称呼廃止などについては実に不満である。これらのことを取りやめていただきたい、と思つていたのであるが、願ひ出てもお許しにはならないであろうし、そして、又、時間が掛かるばかりと思ひ暴動を起こした。暴動を起こして県庁に押し掛けると、前に挙げている事柄はお取り消しになるものと思つた。そして、その機会をねらつていた。丁度、人々が不平を持つようになったので、それを利用したのである。〔北条県史〕

以上のように北条県の顛末届と筆保の供述書には、暴動の起因とみられるものが列挙されている。それらの起因を要約すると、新政に対して民衆が抱いた疑念と不平であった。更に、その背景には、当時における政治状況や、暴動によって願を実現させようとする意図が作用していた。なお、変革時における群衆心理も見逃すわけにはいかない。

次に、背景の一つに記した政治状況に触れてみよう。少しさかのぼるが、四年（一八七一）といえば、廢藩置県が行われ、旧藩主は東京に住むようになった年である。従来藩主（藩知事）に代わるべき北条県参事はそ

の年の一二月になって任命された。この交代期のしばらくの間は、政治的空白もあつたし、旧主の留任運動に事寄せた暴動も起こりやすい状態であつた。

鞍懸吉寅（寅二郎）が東京から津山に帰り暗殺されたのも、四年八月のことであつた。彼が津山に帰つて来た理由は次のようであつた。

「先般廢藩被_レ仰出_一知藩事被_レ免候付而は、僻土固陋之人民万_一動揺等仕候而も奉_レ恐入_一候儀に付、朝意貫徹為_レ仕度……。」〔公務懸日記〕

「僻陋之小県、固陋之風習未_レ全除_一事情掛念之余……。」（前掲書）

すなわち、大体の理由は、「廢藩置県が行われて政治制度が変わつた。美作地方は不便な所で、昔ながらの頑固な風習も残っている。このような人々が動揺しては、と、心配して帰つて来た。」というのである。

彼の死後、松平康倫は、九月東京に立出して行くのである。立立に先立って康倫は、郷・市の代表を集めて、暴動のないよう依頼している。これらのことからでも、変革時における政状不安がしのばれる。

津山県内にはどうか事は起こらなかつたが、真島県

内では一揆が起こっている。それは、四年（一八七一）一月、湯原町（真庭郡）を中心にして起り、津山から常備兵二小隊が派遣され、旧主留任運動がその理由に挙げられている（『勝山町概史』）。この一揆も、四年（一八七一）から、七年（一八七四）にかけて農民暴動の一つとみることが出来る。

次に、六年（一八七三）の暴動の主な起因と考えられるものについて述べることにする。

戸籍法

四年（一八七二）戸籍法が制定され、宗門人別帳から戸籍簿に変わった。

いわゆる壬申戸籍簿（明治五年）ができたのである。

ところが、この戸籍調べが人心を刺激したのである。

同四年七月に次のような布達が出た。

此度戸籍編制に付区内の順序を明らかにする為、毎区官私差別なく臣民一般番号を定め、其住所を託すに何番屋敷と記し候様被仰出候間、戸長より夫々之者差向番号札門戸為打候条、此旨兼而心得置可申候。

（津山藩日記）

これは、一軒ごとに家の門口に木の番号札を順番に打ち付けるというのである。すると、この番号札を取りは

ずす者が出てきた。

同年八月一五日の津山県布達によると、津山市街の伏見町・河原町・小性町・二階町・堺町・新魚町・新職人町に戸ごとに掛けていた番号札・名札が、五枚、七枚、一〇枚くらいはずされ、他の町の軒下とか店先、格子、縁等に投げ込まれたり、入れ替えられたりする事が起きている。

そればかりではない、改革の布達が出れば出るほど、それについて無知であればあるほど、流言というものはいろいろと広がっていくのである。

近來高千石に付女老入牛老正異人江相渡候様相成候趣に流言申触候もの有之趣、右様之義更に無之事に候条、以来右等不取留之義は惣而話伝不申候様、小前末々迄能々相論可申候事。（津山県触達写）

右の触れは、津山県庁が同年一〇月二三日に出したものである。これと同様な次のような記事が久米南町にも残っている。

此度、太政官より高千石に女一人差出候様御達しに付而は、芸州はおよそ五、六万人も御城下江出浮、丹波但馬も右同様取沙汰……。

津山の触れ状では、高千石につき女一人、牛一匹を異人に渡す、ということが、久米南町の文書（光延文書）では、女一人の割で差し出すよう太政官の達しが出た、と書かれるまでになっている。

これらは、同年八月から一〇月にかけて起こった広島
の武一騒動（広島に起きた同様の騒動）に関係するもので、美作にもいろいろと伝えられているのである。

この流言の中では、話題の中心になったのは女子であるが、今度は、男子が話題になる流言が広まっていくのである。その流言のもとになったものは徴兵令であった。

徴兵令 国民皆兵を目ざす徴兵令は六年（一八七三）一月に公布されたが、徴兵

告諭は、前年の十一月に太政官から出された。前述した廢藩置県によって、鎮台兵という国の統一的な軍隊ができ、それが、今度国民皆兵制になったのである。その後、日清戦争（二七、八年—一八九四、五）、日露戦争（三七、八一—一九〇四、五）を経て次第に兵制は拡充されていった。この告諭の中に、

凡そ天地の間一事一物として税あらざるはなし。以て国用に充つ。然らば則ち、人たるもの固より心力を

尽し国に報ぜざるべからず。西人之を称して血税と言ふ。其生血を以て国に報ずるの謂なり。

との文がある。

北条県は、同六年一月にはこの告諭を管内に触れたが、更に二月には、

各管下四民之内、兵卒望之者召集申付度旨同台（鎮台）より掛合有之候に付、此旨相心得望之者は、来る三月五日迄に無遅可願出候事。

但、兵卒相望候者年齢二十歳以上三十歳以下、身丈五尺一寸以上健康なるものたるべし。

尤も各区副戸長より無遺漏相達し、召集趣意徹底候様精々注意致し取計可申候事（久米郡誌）。

と、副戸長に趣旨徹底を図らせている。これによると、男子は、二〇歳になり五尺一寸（約一・五五メートル）以上で、健康であれば鎮台兵になれた。ところが、この徴兵には免役の規定があつて、戸主・嗣子・養子・官吏などは兵役を免れた。又、二七〇円出すと兵役を免れることができ、次男、三男でも一家を創立すれば、兵役を免れることもできた。このような事情から、兵役に服する者の多くは、農村の次男以下であつた。

これに加えて、告諭の中の「血税」の文字が、「血を採られる」という恐怖を伴う流言となり、農民多数の共感を得ていったのである。この暴動が、血税一揆と呼ばれる理由はここにある。

以上のような流言の外にも、農村ではアメリカに連れ行かれる、という流言もあったのである。英田郡には、次のような日記が残っている。

明治六年四月中旬より十七歳より四十歳迄のものを調可^レ出旨之仰出、是徴兵と擬候。

又、新一月より夫役に下地願出候もの御呼立に成、北条県より大阪へ行趣、其先は行衛不^レ知、風聞には生血を取ると申、又、美国（アメリカ）へ渡す共申噂にて……。〔山本日記〕

この徴兵令とともに、大きな起因の一つになったのが解放令である。

解 放 令 四年（一八七二）八月、「穢多非人等之稱被^レ廢候条、自今身分職業共

平民同様たるべき事。」という解放令が出された。

この事が、津山県管下に達せられたのは九月であった。この布達に対する反響は、特に農村に大きかった。

同年九月には、「穢多非人平民同様に被^レ仰出候処、加茂谷より庄屋小前之荒増之者三、四拾人も津山県江出、同様之儀は不承知申出、是非同様に相成候はば穢多非人征伐可^レ致由願候」〔山本日記〕。と記されている。

次いで、一〇月には、勝北郡と吉野郡の五八箇村、東北条郡の二三箇村の年寄、庄屋などは連名で、この件については従前どおりにしていたきたい。でなければ、人心が動揺し異変があるかも知れない、という願書その筋に出す状態であった。〔津山市史〕第五巻）

これに対して、津山県は暫定的に、「従前之振合に準拠し、双方共礼讓相守、柔和にいたし……。』という触れを出した（前掲書）。この暫定的な触れのことを農民は、「当分従前通りに御触れ辰しに相成候」〔山本日記〕。と記している。

このような交渉経過でも分かるように、解放令は形式的解放に過ぎず、実質的解放にはいたらなかった。ために、大正、昭和の解放運動へ発展していくのである。

断 髮 令 風俗・習慣上に大きな変化をもたらしたものに断髮令がある。この断髮

令は、津山では士族の間に一紛争を起こさせている。六

年（一八七三）一月、北条氏は断髪について次のような告諭を出している。（「北条県史稿本」）

断髪之義一身を健康ならしむる緊要たる事は昨壬申十月中及「揭示」候処、兎角旧習に拘泥する者不レ少哉に相聞候。

抑其身の有益を慮り教示せしむるに不レ随、因循苟且の然らしむると雖も、畢竟開化の御趣意を奉ぜざるに似たり。依て来二月十五日限り管内一般断然結髪不レ相成候。此段為「心得」相達候也。

但、婦女子断髪之義は容飾を失するの甚しき不体裁に付、追て一定の規則被「仰出」候迄は従前之通可ニ相心得事。

続いて二月にも、県庁の庶務課名で断髪についての説諭が行われ、三月に入っても、「未だ其儘相存し候者も有之」として、更に説諭が行われている。

当時の農村の一例を挙げてみよう。

申（明治五年）十月、十一月の頃より、近郷区内は勿論、國中隣国迄も総髪（まげを結ばず後）にさげたもの、じやん切り

（いが栗頭で髪の短いもの）触出し専ら若者共月代不レ剃相生し居申候、従「是新年となる。同二月下旬、一統

村々共断髪に相成候。（「山本日記」）

頭髪についても、新旧が混在していたのである。士族の中でも、頭髪のことでは一事件があったことが「老の小手巻」に、次のように述べられている。

断髪令が出された時、兵士に断髪を命じたがなかなか行われなかった。そこで、藩公が練兵場で閩兵された時、その前で断髪せよ、と命じた。すると、一番に熊川某が小刀で自分の髻を切り取った。大属北郷は、興に乗じて小隊長上田某の髻を切ろうとした。

ところが、上田は憤り、北郷を組み伏せて小刀で刺そうとした。大隊の者は皆、憂さ晴らしができたとしてときの声を挙げた。

自分（「老の小手巻」の著者）は、学校（藩校）から駆け付けて上田を制したが、一隊の者は、ときの声を挙げて自分も刺せ、と言うのであった。

この事件も、かねての不平が、例えば、士と卒を同じようにして銃を持たせた事の不平などが、断髪と合体して現れたものである。

学制その他

農民は、五年（一八七二）の学制による小学校の設置でさえ、「小学校の新設を見て、百姓に無用の物入」（『北条県下暴動記』）になるとした。農民は、学校は自分らには無用である、として、金銭的負担をきらったのである。

五年（一八七二）には太陽暦が採用され、同年一二月三日が六年一月一日となった。

次から次へと出る布達は、新しい政治の熱意であったろうが、「御布告日々御達し数知れず」（『山本日記』）。と、一般には歓迎されていないのである。その上、どれ一つを取り上げてみても、今までの社会生活を大きく変えるものばかりであった。特に農民にとっては、経済負担や労力負担の増加となってくるものが多かった。

これに対し、北条県が一般的にどのような考え方をしていたか、それを推察することができる文書が残っている。その文書は、六年（一八七三）二月の、管内戸長への「演達書」と言われるものである。それには次のように述べられている。

五年は、県が置かれてから万事新しく変わり、戸籍

とか地券とかの調査など、仕事は繁雑になるし、経費も平年の数倍に達した。これというのも、人々の権利を保護するためのものであるから、疑いを持ったり、恨むことのないようにされたい。

それにしても、困窮者が生じたことには心痛している。そこで、村の富者に困窮者を救助させることは、全く戸長の説得力いかにかかっている。

戸長は、富者が進んで救助の金を出すように取り計らい、貧者が安心して仕事ができるように、大いに尽力してもらいたい。

なお、村も貧しくてどうすることもできない場合は、実情を調査して県に具申されよ。

それは、農民の不満を何一つ解決してくれるものではなかった。

暴動の経過

『北条県史』・『北条県下暴動記』・『山本日記』を中心資料とし、その他聞き取りで補い作ったのが図17である。

図17によって発生地区をみると、鏡野・加茂・日本原の三大地区と、小地区として、落合町の西原、作東町の

图17 明治6年暴動略地図

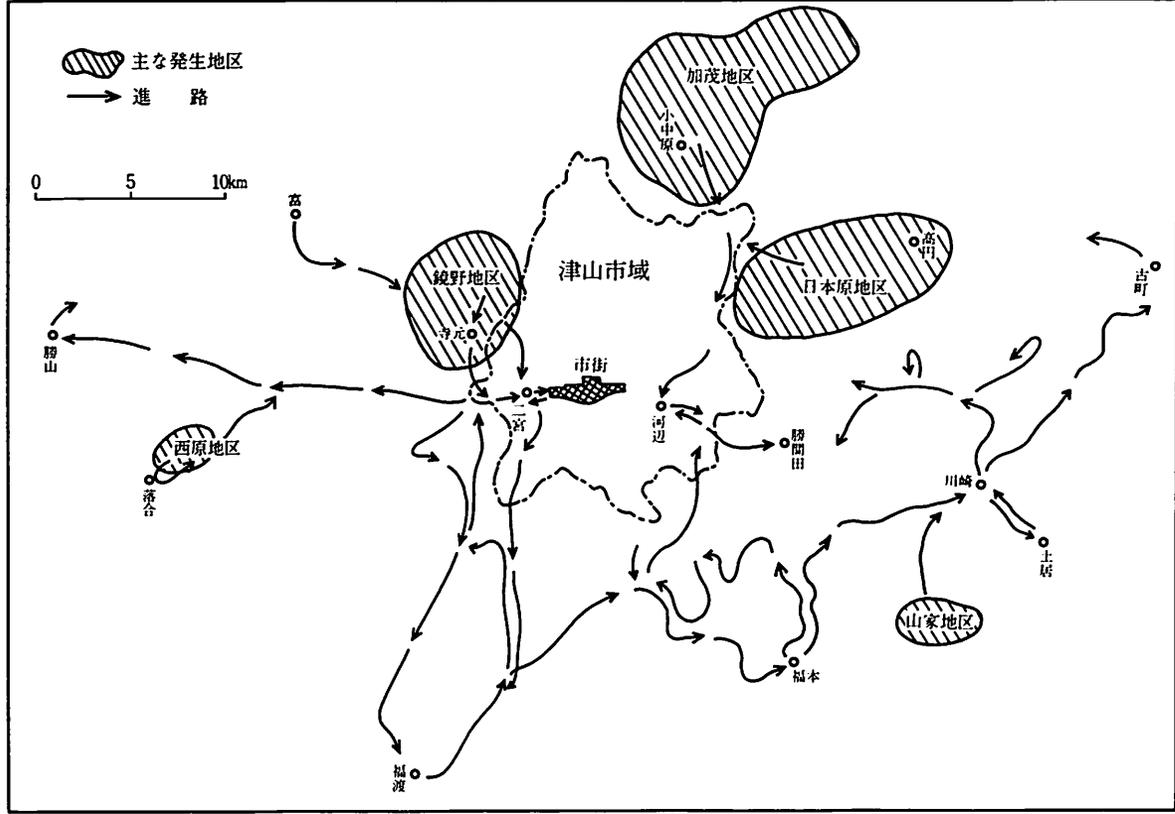




図18 暴動の絵 (蓬郷巖氏提供)

山家地区とを挙げる事ができる。発生時を時間的にみると、鏡野地区が一番早く、五月二〇日ごろから既にその兆候がみえている。

起因の項で述べた当時の流言を巧みに利用し、白衣を着た者が血取りに来るといふ流言を広め、実際に白衣を着た者を出没させる、という、手の込んだ方法をもって

群集を蜂起はうきさせている。

更に、これらの発生地区の間では、多少程度の差こそあれ、何らかの連絡があった、とみたい。そうすると、口火を切ったのが貞永寺村ということになる。

本論に入る前に、この連絡の事について少し触れることにしたい。

文政八年(一八二五)から同九年(一八二六)にかけての一揆について、「下田邑川東之もの百人計、草加部村へ罷越まかりこし、追々加茂筋へ入込み候様子に付……。」とか、「加茂中原辺江、横の大篠之もの共、下り可屋又は荒坂越にて入込み、加茂筋之ものと一緒に相成、凡そ三百人計寄集り、綾部村之もの共三拾人計右場所へ一緒に相成候。」とか、『文政百姓騒動日記』は記録している。

こればかりではなく、慶応二年(一八六六)一月の一揆についても、『改政一覽記』には、横野から荒坂越えて侵入して来た風に見せ掛けた、と記してある。

作北地区に起こったこれらの一揆の連絡路―加茂と横野―は、この暴動にも重要な連絡路になったであろう。

全くそのとおりで、二六日の午後には檜井が蜂起している。そして、二七日には日本原地区も合流している。

二六日の夜、鏡野地区の一揆は、久米町中須賀附近で久米地区の群集と合流していることなども、相互の連絡がなされていたことを物語っている。

さて、鏡野地区からの一揆は、主要進路として二宮か

ら西寺町に進んで市街に侵入しようとしたが、阻止された。ここから反転した勢力は、勝山・福渡へ進み、一部は大戸（柵原町）へ、更に、河辺から市街に侵入しようとして阻止され（五月三〇日）、大きな動きはこゝで止まった。

楕井地区に端を発した美作北東部の一揆は、日本原のそれと合流し、放火・殺傷を行なって加茂川に沿うて南下しようとしたが、途中で勢力が衰え河辺にはほとんど達しなかった。

以上の一揆は、勢力を維持し増大させるために、随行しなければ村に放火すると脅し、離脱しようとする者には銃を向けて脅しながら進んで行った。一揆の暴力を恐れて酒食を出せば、それを食べ、又、強要する状態であった。酒食についてのこのようなやり方は、従来の一揆でもしばしば行われている。

この暴動の特異な点は、上述したように政治的、社会的改革に対する反発であり、そして、従来の一揆に見られないような被害であった。

市中の状況

この暴動の目的は、北条県庁に押し掛けることであつたであらうから、

前半には二宮村から、後半には河辺村から市街に侵入しようとしたのである。河辺方面からの侵入は阻止したが、二宮方面から侵入しようとした一揆は、田邑からのものと合して西寺町の愛染寺に殺到した。その時、同寺に開設されていた僧徒の研修施設である教学院が破壊された。当時設立されつつあつた小学と間違えられたのである。市街住民は、数年前の慶応一揆を思い出したであらう。

加茂谷に端を発した慶応一揆は、市街の東から西までほとんどの町を闊歩して荒らした。それでも、この時には士族が武器を持っていた。それに引き替えて、この度は常備の兵もいない。

二六日、北条県は市街の戸長あてに次の文書を出している。

西三条郡頑民騒擾之義に付過刻相達候品も有之候処、尚追々熱焰相増本庁へ襲来之模様に付、県下人民各覚悟いたし、沿道之人家火の元別而注意可致候。此旨更に相達候也。

一方では、市街在住士族に非常召集（後述）をかけるのである。この辺りのことを、『明治六年夏美作全国騒

「櫻楓誌」はこのように書いている。

市中は一家として残り方なく取り片付ける有様は、疊建具に至る迄土蔵へ仕舞、隙なきものは郷中見知の家をさして荷物運送、或は指運び、不叶ものは土を掘り、穴を拵へ隠すもあり。井戸の中に棚を拵へ入るるもあり。

郷中は家を焼かれても家財なくては不叶とて、山野に持出す。上を下へと共に騒立てたる有様は実に筆舌に尽しがたし。

北条県は市街に、人民はそれぞれに覚悟を決めよ、特に火の元には気を付けよ、と注意を呼び掛けるのが精一杯だったのであろう。市中の者は自分の財産を守るために、いろいろな方法を工面したことであろう。上述の文章には、多少の誇張はあるかも知れないが、さもあらうと思われる。

事後処理

暴動鎮静後一箇月経過した七月三日、司法権少判事大久保親正らが来県し、県庁内に臨時裁判所が開かれ、事後処理に当たった。

各区の正副戸長に暴動随行者を上申させ、処罰事務が

開始された。臨時裁判所の行刑表によると、処罰者は合計二万六六九四人に及び、この中、主謀者らが斬罪に処せられている。士族も一三三名が除族されたが、同七年（一八七四）五月には、除族は取り消され、贖罪金（罰金）が徴収された。

この罰金について村の記録には、

（十月十一日）此度先達而國中強騒に付候而は三十日、とけひ（徒刑）罪金、家別金二円二十五銭出金上納被仰付。尤も日限之儀は、十四日差立小前一同差還候。甚以迷惑致候。

尤も十五歳以下之者六十歳以上之者七十五銭上納。

強訴出行不申候者は一銭も相廻り不申、（中略）右罪金急場之事故、中通り以下之百姓衣類諸道具質入等致し才覚仕、十四日迄に調達仕甚困入り申候。（「光

延日記」）

と書かれている。日記の大意は、「この騒動で、参加した者には二円二五銭の罰金が命ぜられた。一五歳以下の者と六〇歳以上の者は七五銭であった。何分にも急なことで金の都合がつかず、中以下の百姓は、衣類とか諸道具を質入れまでして金を工面し、全く困ってしまった。」

というのである。

加茂谷の村日記によると、「随行して罰金を取られることになった。その支払いのために、物品を質に入れ売却しようとして隣村に行ったが、この村も金の入用で困っていたので、工面がつかない。このままでは仕置きになるかも知れない。」と村民が、暴動の時に、差し殺すことまでののしった副戸長宅に金を借りに行っている。(『美土路公用日記録』)

恐らく、いろいろな事が起こったことであろう。

暴動と士族

藩籍奉還後、津山に在った常備兵は、明治三年(一八七〇)には一大隊(約五〇〇人)、廢藩置県後、同四年(一八七二)一月には一小隊、同五年(一八七三)二月には、津山県に在った兵隊、軍務の諸官は解除されてしまった。

一方、治安維持のため、北条県発足後、捕亡吏・盜賊目付(探偵追捕の役)が任命されていて、前者は一八名、後者は三〇名前後であった。

北条県は、五月二六日の一揆の状況から説論だけでは解散は不可能とみて、上記の要員だけの市街警備に士族を補充した。

二六日午後一二時、在住の士族あてに出された連絡文は、

貞永寺村辺頑民共、無根の説を相唱候より追々蜂起、騷擾他郡に波及し、遂に県庁へ襲來の勢に付ては、緩急見計相違候儀も可有之、其節は貫族子弟十七歳以上の者为_レ報恩_二所持の兵器相携至急本庁へ罷出可_レ受_二差_一。此旨為_レ心得_二相違置候也。

として、十七歳以上の士族へ非常待機の心構えを命じている。

市中には避難心得が出ていた時でもあり、一番緊張した時点であったであろう。実はこの後、即刻出頭せよ、との連絡が出て、二七日朝県庁に集まった士族は約三〇〇人であった。上述したように、常備兵は既に解体されていて、銃は一〇〇挺に満たず、使用する弾薬も調わなかったのである。

取りあえず急を告げた西寺町に、この中から三〇人余を割いて一揆の侵入を阻止させた。士族の最初の出動である。午後は、県庁・筋違橋・広瀬橋・今津屋橋・玉琳・北松原の市街への侵入路に当たる要所の警備に当たった。一揆の勢はますますふくれるので、北条県は、二

七日夜、大阪鎮台の来援を要請するため、竹内廉を大阪に出発させた。

この時召集された土族の様子について述べてみることにする。

岡山県へ合併された時の『北条県事務引継書』に、

ミニケール 六十挺 但、附属共

当県の儀は山陽備邑之地にて人心も亦固陋、依ては万一暴徒一揆相企候節、為ニ防御明治五年二月中兵器上納の内、大阪鎮台に相願預り置候分に有之、則ち引渡候事とある。

そうすると、北条県は従来の経験に照らして銃六〇挺は保管して置いたのである。それにしても、兵器の準備がやや調ったのが二九日であった。

岡山県（旧岡山藩）からの土族の援助隊一〇〇名は、三〇日午後四時ごろ、旧真島藩土族三〇名も同日午後七時ごろ津山に到着した。この時参加した旧岡山藩土族の一人は、出発時の隊員の様子を次のように話している。

〔小松原英太郎君事略〕

藩兵の一部は既に解隊し、一部は御親兵として東京

に出ていて数十人の巡邏がいただけであった。そこで、遂に藩校の生徒を派遣することになる。

生徒の中から岡山藩の者を一中隊ほど選んだ。銃器は蔵に仕舞い込んであったが、すぐには役に立たないので、近くの者は一口ずつ刀を持って来、遠い者は池田家の番刀を借りて行った。

明治になってわずか数箇年で、万事このように変わっていたのである。二六日夜、非常召集された津山藩土族たちも、おっとり刀というわけにはいかなかったのではあるまいか。同様なことがあったのであろう。

大阪鎮台兵二小隊は、六月二日午前到着し、本源寺・泰安寺を宿舎とする。

北条県は、この鎮台兵の到着を一日千秋の思いで待っていた。政府あての五月三一日付報告の中に、「兵員寡少にして、漸く県庁・近村の難を救ふに不_レ過。且つ、東に出兵すれば西より迫り、左を守れば右に出、暴行いよいよ相募り候に付、鎮台兵の来着を相待候。」と、守備の様態を述べて、その心中を吐露している。

二九日には、説論しても聞き入れなければ、兵器を使用する旨の掲示を各地に出し、三〇日には東方からの一

揆を兼田口で撃退させた。

これで、暴動の山は越したのである。したがって、前述した鎮台兵・旧岡山藩士族・旧真島藩士族は山場を越してから来着したことになる。

士族の動き
加茂谷の一揆が猛威を振るったのは二八日から二九日にかけてである。

二九日、北条県は東北条郡三二箇村の願書（北条県は後遠藤半平個人が作ったとしている。）なるものを受け取っている。この願書は次のとおりである。（『加茂町史』）

- 一、五か年貢米免助之事。
- 一、断髮従前通り御服仕之事。
- 一、屠牛御廃止之事。
- 一、田畑へ桑草木を植付廃止之事。
- 一、地券入用御貢金之内に而御立用之事。
- 一、耕地絵図面入用右同断。
- 一、徵兵御廃止之事。
- 一、穢多従前之通り之事。
- 一、諸運上従前之通りに御立戻之事。
- 一、御政事旧幕府に御立戻之事。

『美土路日記』は、この一〇箇条の経緯について、「宇

野村（加茂町）で私塾の教師をしていた津山藩士族遠藤半平が、一〇箇条の願書を北条県に取り次ぐという事で、群集はひとまず引き取るようになる。この一〇箇条は、遠藤が下書きをし、文一郎が清書をした。」と述べている。

これを受理した北条県は、二九日、「東北条郡三二箇村から出た願書の趣旨は、採用してもらおうように尽力するから、この旨村々に触れるように」と、各村に指示して、暴動の鎮静を試みた。（『岡山県史稿本』上）

もっとも、北条県主脳部は、鎮静のためとはいえ、独断で指令書を出した、という責任上、政府に進退伺いを出したが、そのままで済んだ。

さて前述の一〇箇条であるが、この中の「御政事旧幕府に御立戻之事」の一箇条は特異な条項である。事後処理の項で触れたように、除籍処分された士族が一三三名あったことと照合した時、私塾の教師をしたり、農村に散って行ったりした士族の中には、新政に対する士族なりの不平があったのである。

三、津山の地租改正

地租と地券

四年（一八七二）七月、藩を廢して郡県制を施行した。この時は、「藩」の文字を「県」の文字に代えただけで、美作には津山県の外九県があり、現在の市域内でも津山・鶴田・古河・生野の四県の地区があったのである。この状態が、同年一月に北条県の区域に統一されるが、それにしても租税はそのままで、新しい方法ができたのではなかった。

このような状況であったから、最も重要な地租について次のような疑問の数々が出てきたのである。

(1)、藩ごとに税がまちまちであったのだから、当然北条県内でも不統一があった。

(2)、津山市街の土地は無税であったから、農村部との間には不公平があった。

(3)、その他、土地の所属態様もまちまちで、その所属を明確にする必要があった。

(4)、それにも増して大切な事は、従来の石高による納

税にするか、どうするか。従来のような物納にする
と、年によって税収入に変動があることになる。

そこで、課税標準を従来の収穫量から地価に改めて、地租の税率を一定にして国の財政を確立する必要がある。これが地租改正であり、そのために地券（土地所有の証）の発行が行われるのである。

地租が改正になるまでには、廢藩置県から約二箇年の期間があり、地租改正にいよいよ取り掛かって完了するまでには、更に三箇年の年月が経過している。

壬申地券

土地と地券との関連からいふと、まず、土地の売買、譲渡が認められ、

その際、地価の記載された証書の交付が行われることになった。この事は、今までの土地所有の状態を改めて公認するといふものであって、その対象になった土地にだけ地券が発行された。五年（一八七二）二月のことである。この時の地券は、譲渡の証書を意味している。この点、津山市街地（城下町区域）の地券発行とは多少経緯を異にしている（後述）。このような売買のあった土地だけの地券では、譲渡の証にはなるが税制改革の資料にはならない。

政府は、同年七月、売買には関係なく全所有地に地券を発行することにし、この作業を一〇月中に完了するよう命じた。この地券が壬申地券と呼ばれるものである。北条県では、この地券調査を八月二十八日の布達で流した。（「北条県管下布達留」）

この布達の内容は、

- (1) 地券は、その者の持ち分たる永世不朽の証であることを強調し、
 - (2) 九月中に遅滞なく取調べて届け出る。
 - (3) 売買したものはその価を、そうでないものは宛米から算出した代価を地価とする。
- ことなどであった。

そして、最後に、「地券発行に付ては彼是疑惑を生じ種の流言も有之哉に相聞甚以て不埒の事に候、当今の御政体に於て人民の困苦に相成候様の儀は、決して御施行無之候条、一同安堵致し無二の念なく実地の取調可致事。」と付け加えている。

前述の暴動は、地租改正法が出る以前に起こっているのであるが、地券に関する流言は、既にこの段階で流れていたのである。そして、北条県は人心安定に何かと心

を配っていたのである。

上述の布達の内容でも推察できるように、この段階での地券調査は、地価は自己申告で、面積も従来の土地帳簿と符合すればよかった。政府は、全国の地価総額をつかんで地租を課する資料にする考えであったのである。

北条県は、同年一〇月二日、戸長一〇名を選んで地券係に任命し、その充実を図った。これに任命された者は、ほとんど大庄屋格出身の者であった。県庁の役人に、こんなに多数の農村出身者が採用された例は初めてである。その上、主任級以外は全部農村出身で占められたのであるから、地租改正の実務は、農民自身の手で進められていくことになる。ここに地租改正事業の特異性があり、農民自身の自治意識の目覚めにもつながっていくことになる。

さて、一〇月中には地券事務を完了するようにとの指令であったが、農民はその調査に疑いをもっていて、はかどらなかつた。その上、村にある名寄帳（各個人別の所簿）が整っていなかったり、公文書では作付けとされたりして、実際には作付けをせず、村が貢租を出していたりして、調査、点検には種々の困難があった。

このような事情から、九月には、淵部参事が東京に出向き、十一月までの延期願いを出さざるを得なかった。一方では、北条県職員は、農村に向向いてその督励に当たった。その時、戸長に渡した督励書には、

十月中券状渡済之儀は一般御布告に付、一ヶ月之御猶予奉願御聞届相成候上は、猶又延期申立候共決而御採用無レ之儀に付、此段何も覚悟致し、昼夜不レ分一際勉勵期限之通調帳差出可申候。

万一遅滞相成候節は、朝旨に悖り、掛官員江如何様之御沙汰可レ有レ之哉。且つは何も發起以来之苦心水泡と相成却而蒙御咎候様成行而は遺憾至極に付、庁中多端之際に候得共、態々巡回精々及説諭候条、小前末末迄も無遺漏可申達候事。

と記している。つまり、これ以上の延引はできない。もし左様なことになるとうどんなおとがめがあるかも分からない。昼夜兼行で完成させてくれ、と伝えているのである。

しかし、このような督励にもかかわらず、地券作業は進展せず、その上、暴動は、更にこの作業を遅延させ、明治六年（一八七三）八月になってようやく地券台帳がで

図19 地租改正懸日誌 一明治6年1月の日誌一 (矢吹信夫氏蔵)

き上がったのである。この壬申地券の地券台帳ができ上がる一ヶ月前（七月）には、次の地租改正法が公布されていたのである。

北条県は地租改正法によって地券作業をやり直すことになる。 「下民手数を厭候而已ならず、爾後再び御変革之疑念を醸す」（地租改正事務進達留）ことを心配した。そこで、この地券の交付を見合わせたい、と政府に申し出たのである。

北条県が為政者の胸中には、あの暴動の事があったのである。これに対して、政府からは、「兼て取調候地券渡方之義は、まづ見合追而改正之地価調査之上相渡」して

よろしい旨の同意があり、この地券、すなわち壬申地券は交付されずじまいになったのである。

改正地券

地租改正法によると、従来の田畑貢納の法を廃止し、更に地券調査をし

て、土地の代価に従って、百分の三の地租（金納）を課するのである。（この課税率は高い、として後に減税運動が起こり明治一〇年百分の二・五となった。）

この地券調査の方法は、個々の土地全部について実際に計測し、更に、係員が現地に向いて点検し、相違があれば調べ直させるという厳重さであった。その厳しさを

は壬申地券の比ではなかった。このように土地を計測すると共に、一筆ごとの収穫代金（小作地の場合は小作料）からその地価を算定した。こうして決定した事項を証書にしたものが図20のような地券で、これを改正地券と呼んでいる。

こうして、地租が徴収されるのであるが、この調査の過程で問題が多かったのは、一筆ごとの面積と地価についてであった。言ってしまうえば簡単であるが、測量にしても、「田畑の反別を知る法」が一〇月に示され、種々の形の面積の出し方が教えられた。

『北条県地租改正懸日誌』の一月七日の項に、「人民は反別調査の方法も知らない。延び延びになるので測り方を示した。これが地租改正の始まりである。」と書いている。一月になつて、やっと地租改正の仕事が動き出したのである。

ある。

それから二箇年後、八年（一八七五）一二月三日、北条県は地租改正業務を終了させた。山林の調査は多少遅れたけれども、地租改正事務局総裁大久保利通から、「明治九年から旧税法

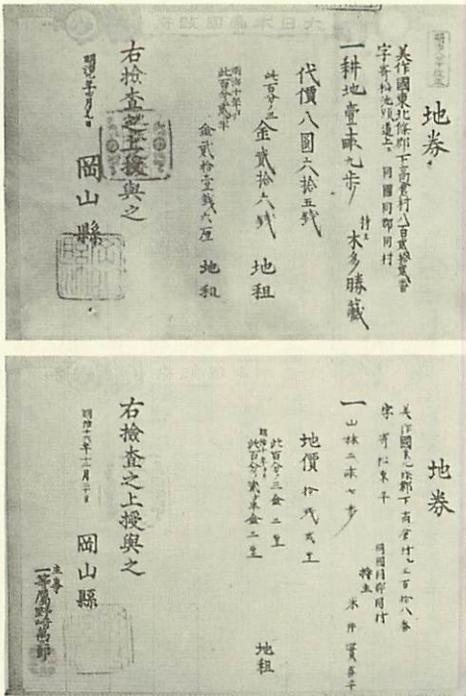


図20 改正地券（米井孝氏蔵）

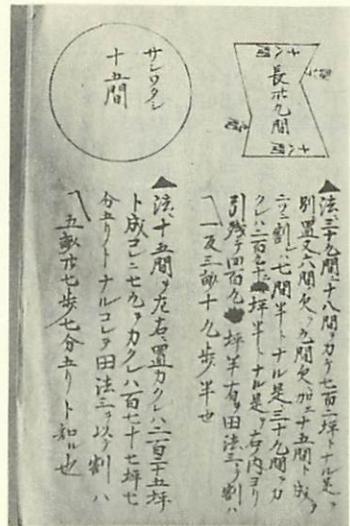


図21 地租改正時の地積測量法
(津山郷土館蔵)

を廃して、明治八年分から新税法によって徴収してよい。」との指令が到着したのは、同九年（一八七六）一月四日であった。この九年一月四日は、地租改正完結宣言の日とも称すべき日であった。

改正以前の
津山の实情

津山市街（城下町）の土地には、城下町成立当初から地子免除の特典があった。では、その譲渡はどうなっていたのであろうか。士族屋敷は、拝領ということで理解できるが、町地については少しさかのぼって見る必要がある。

寛永一〇年（一六三三）に、京町の「永代売渡し申屋敷之事」という文書があって、それには、「為日後日売けん状如^{かく}此候。」と記入し、売主、五人組代表、町年寄

の連判がある。この年は、城が完成してから二〇年近く経過したところである。更に、延宝元年（一六七三）にも、同様の売渡証文があつて、これには、「為日後日永代沽券状^{くせん}如^{かく}件。」と書かれている。松平時代（元祿以後）になると、家敷の合併・分割は限りがない。

五年（一八七二）二月に、土地の永代売買の禁が公的に解除されたのであるが、以上によってみると、津山では、城下町形成当時から家屋敷の売買譲渡が行われていたことになる。そして、その売買代価の二〇分の一が税として徴収されていた。これが、津山の「家売買二十分の一税」と呼ばれるものである。この売買の証文が前掲文書の沽券状であり、売券とも言われた。

壬申地券の項で述べている五年（一八七二）二月（郡村に適用されたもの）の地券が、売買譲渡の際授受される証文でもあったことは、この沽券と多分に類似点をもっている。（実は、この地券の発行は、東^東（京府）の沽券に発想している。）

武家地については、版籍奉還後の三年（一八七〇）一月七日に、

士族卒は住んでいる家屋敷は永久に下されるので、売買しても、又、そこで帰農入商しても自由である。

但し、地税之規則は後日決められよう。

という触れ〔弓齋勤仕録〕が出ている。

津山藩日記〔津山藩日記〕が、

そうすると、三年（一八七〇）の時点では、武家地、町地共に売買が自由になっていたのである。

津山の地租改正 四年（一八七一）九月、津山県

（廢藩置縣）は、政府の意である、「租税

は一般の法則に直さねばならぬが、急にすることもできかねるので、本年は従来どおりにする」旨を、管下に布達している。一二月には地子免除は一切廃止し、相当の地税を申し付ける、と布達している。（津山県觸達及届書写）

同五年（一八七二）八月二四日、「従来無税の地、地券発行に付伺」として、

旧津山県貫属（本籍の意）

一、士族邸地 凡 拾六万九千七百坪

一、津山町 凡 八万四千八百坪

一、旧真島貫属 凡 式万八千坪

士族邸地

合式拾八万式千五百坪

此価凡金三万百四拾貳円七拾五銭

上等一坪に付 拾五銭

中等 ” ” 十銭

下等 ” ” 七銭

平均 十銭六厘七毛

此地租金六百二円八拾五銭五厘

但、原価百分の二

右之地所従来無税地之處、今後右之目的にて地券発行可然哉。

と伺っている。政府からは、「地価については、現在人民が売買している直段（ぢだん）を券面に記載し、総て東京府の規則に照して施行されよ。」と、一〇月三日付の指令があった。これから、津山市街地の地券発行、地租徴収事業が開始されることになる。

さて、一一月には、「貫属邸宅地調方大意」が出され、武家地の調査が始められた。この大要は次のとおりであった。

(1)、士族・元卒の邸地は、旧藩で定めておいた坪数に
よって、東西南北の間数、番号まで記入する。

(2)、城郭内は別途指示する。

(3)、六年一月十日までに提出せよ。

その外、地価については、実際に売買されている値段に準じて記入することになっていた。次のものがその申告の実例である。



図22 津山市街地の地券調書 (玉置芳久氏蔵)

東西六間南北十八間 第二区四百七十三番

四百七十三番地居住

一、屋敷地 百八坪 士族 矢 吹 正 則

此地価九円七拾貳銭

但、老坪九銭之積

右者御規則に照拠し地価取調申出書面之通に候也

癸酉 一月

ところが、この申告による地価は高価過ぎるというので、「残らず半価に調べ直し」になり、地券調帳は五月になって県に提出された。

同六年（一八七二）七月二四日付で、政府あてに「沽券税施行之義に付伺」として、地租の徴収願が提出されている。この伺いの大要は次のとおりである。

(1)、士族屋敷と町地は、無税地か有税地か長年の間に紛乱して、区別ができにくく、大体無税地のようになっている。精々調査して各の坪数を報告している。

(2)、明和年間から地租免除になっている真島藩士族屋敷も、上記両屋敷共に百分の一の沽券税を施行されたい。

更に、八月三日、壬申地券の発行中止申請と引き換え

に、「断然沽券税法発行」を、と強く要望している。

このようにして、六年一〇月から市街地地租は、地価の百分の一として徴収されることになった。その結果、従来、町地が売買された時に出していた二十分の一税は、六年一月から廃止されることになった。こうして、津山市街地は、農村地域よりも早く、政府の希望する地租徴収の軌道に乗ったことになる。

しかし、前述したように、この二つの地域は歴史的経緯を異にし、地租改正法そのものも、郡村地の現物貢租を改正するのが趣旨であったから、市街地には適用され

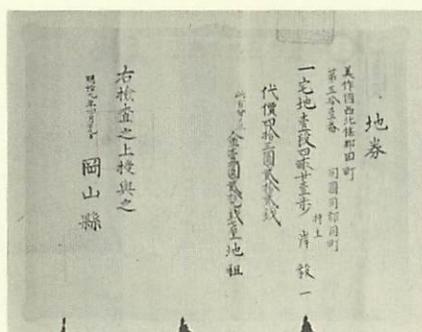


図23 改正地券 一市街宅地一
(岸透氏蔵)

ないままになっていた。このように両地域は、地租改正当初の法の適用においても區別されていたのである。ところが、八年(一六七三)末には、これらの

不均衡是正の論が起こり、八年(一八七五)八月、地租改正法が適用されることになった。つまり、沽券地改正が行われたのである。

「地租改正事務進達留」によると、「市街地丈量心得書」(八年九月一九日)として、

(1)、土地の丈量に用いる間尺は六尺一分を法尺とする。

(2)、間以下の尺度は三寸から五尺七寸まで三寸を倍するごとに六除の数にならないものは捨てる。

(3)、邸地がごとごとく田畑になっているものは田畑に改正、わずかの菜園などある場合は一括宅地とする。

(4)、今般調査の地価帳には、反別地価のみ記載し、地引絵図には縦横の間数を記すこと。

などを挙げている。そして、市街地では一寸違っても地価に影響する、というので、厳重な測量が行われた。

これを『北条県地租改正懸日誌』は次のように記している。

九月十八日 明日より沽券地丈量着手

市中林田士族地

十九日 田町 神西、市中 竹内

当分地租改正兼務被^レ命

二十日 竹内・水島、沽券地丈量指揮として

出張

十一月二十日 市街改正調査済。

一二月、沽券税法は廃止され、地租改正法が適用されることになった。

九年（一八七六）四月八日、北条県は地租改正事務局総裁にあてて、

当県管下津山真島市街沽券地地租改正之義、去八年一月中郡村同一御聞届相成、不日地券書換相渡可^レ申積に有^レ之。

と報告している。これで一応は、不公平は解消となったけれども、全く両者の差がなくなったというわけではなかった。市街地の場合は「市街宅地」と記載され、農村の場合は「郡村宅地」と記載されている。このような名称の違いの外に、市街地は、以前より地価は値上げとなつたけれども、農村部に比すれば割安であつた。しかし、これらの点は後日の改正に待たねばならなかつた。

地価の算定

地租改正の過程の中で地域に關係深いもの、特に民会の項とも關係がある事柄について述べることにする。

地価の算定は、田の收穫高から割り出された。したがつて、收穫米が幾らということは、直ちに地価の高低に關係し、この高低は地租の高低を決定することになる。

政府はその多からんことを望むし、農民はその少なからんことを願う。これは世の常である。地租改正の過程で紛争が起こるとすれば、地価算定についてが一般である。ところが、美作の場合、この地価算定よりもむしろ、より大きな紛争は、地種決定についてであつた（後述）。

さて、北条県は、この算定については極めて慎重に対処している。その大要を述べてみよう。

(1)、地味・便不便によつて、各村々を等級別に分けた。

この過程において老農の意見を聞き、各村吏に衆議を尽くさせた。

(2)、畑は田の六分、宅地は田の七分を標準とし、郡の平均、県の平均を求めらる。

前三箇年の検見の状況、貢米額、米の移出入の多少、人民の申し立てなどを比較検討し、一村の收穫

高、地価の目標を作つて、これを村々に渡す。

(3)、これに対して村民の申し立てを受け、区戸長らの衆議によつて増減し、決定する。

以上によつてみても、人民の申し立てとか、衆議を尽くすとか、衆議公論によるうとする意図がありありとみえる。

北条県は、係員の巡回について「巡回説示要件」を出し、次のことに留意させている。(管下布達留)

(1)、改税法は税額を増減するのが目的ではなく、従来

の田租の不公平、米納等の弊害をなくするためのものであること。

(2)、県庁で討論を尽くし、専断のことがあつてはならない。收穫、宛米(小作米)の調査はその方法を説明すればよい。立ち入つて調査すると、人民の疑いを起こさせる因となるから注意せよ。

北条県小野参事がいかに細心の注意を払つたかが分かるであらう。

美作国前五箇年間 明治三年から 米価表

	上米	中米	下米	平均
明治三年	五、七三八二八 ^円	五、五六六一三 ^円	五、三九一五 ^円	五、五六七八五 ^円
〃 四年	四、五三二三	四、三九五三六	四、二六三五	四、三九六七二
〃 五年	二、六九九七二	二、六一八七三	二、五四〇一七	二、六一九五四
〃 六年	三、七七一一三	三、六五八五八	三、五四八八二	三、六五九七一
〃 七年	六、四三六〇七	六、二四二九九	六、〇五五七	六、二四四九二
				四、四九七七五

收穫米が決まると、次は地価の算定である。田の地価算定には無論米価が使用されたが、畑には大豆が使用された。この米価は、三年(一八七〇)から七年(一八七四)までの五箇年間の、津山・倉敷(林野)・久世・垂水(落合)・高田(勝山)における上米・中米・下米の平均値段が用いられた。畑については、同じ五箇年間の津山・倉敷・久世の大豆相場の平均が用いられた。両者とも厘以下は四捨五入された。

て、一石につき、米価は四円五〇銭、大豆価は四円四五銭として、一般の検査に用いられた。

間尺

地租改正に際しての反別調査は極めて嚴重であった。その点地価算定の態度とは対照的であった。この経緯を「地租改正事務進達留」によって、大要を述べることにする。

北条県は、「精細な一筆毎の反別を申し出させた上、係員が出張して落地の有無、広狭の当否を实地に当たって検査する。もし間違いがあれば再調査を命じ、悪賢い事があれば嚴重に処分する。」との達しを出した。更に、北条県参事小野立誠名で、「村々小前共江」として告諭文を出して、

万一畝歩を偽り、あるいは地所を隠す等の事ありとも、村毎に取調べの節は必ず現れ、其身は嚴敷咎を受け、且、祖先より伝わりし用地御取上げに相成る而已ならず、正副戸長村用懸迄の難儀に相成候条、心得違致す間敷候。

我等不肖ながら当県御委任を受け、管下人民へ対し、右の御趣意貫かず候ては職業相立ず、日夜心痛候条、尚追々申達す可く候得共、差向反別を明らかに取

調べ、いささかも偽りなく申出べく此段くれくれ申論候事。

と訴えている。

さて、この反別を測る間尺については、当初、従来検査が行われた際に用いられた間尺で丈量する方針であった。

七年（一八七四）九月、間尺について政府に、

「間尺は、すべて各地の旧慣によることであるが、当美作国では、旧検六尺五寸と六尺三寸の両様使用した、との口碑があるので、これによって測量した。

その後調査してみると、慶長年間森氏の時、一般六尺五寸をもって検地をしている趣なので、管下一円六尺五寸をもって測り、略整備させる見当もついたので、お聞き届け願いたい。」と願ひ出ている。これに対し、政府からは一〇月、「従来よりはっきりした習慣があればともかく、確たる根拠がないのであれば、六尺一分の間尺を用いよ。」との指示が来た。このようなやり取りをした北条県は、この指示による六尺一分尺を強引にも用いなかったのである。七年九月の伺書にある六尺五寸尺で測量してしまつたのである。

八年（一八七五）三月の北条県の上申には、「森氏拝領の時、一般六尺五寸間をもって検査した、と、各村の口碑に伝わっている。それに、道路・橋等においても旭々これを証するものもあるので、実歩調査は六尺五寸間と調査した。昨七年一〇月三日付の御指令の趣もあつたが、その節は調査済であつたので、今更引き直すことになつては、上下の手数是非常なものとなるので、不都合な事ではあるがこのままに願いたい。」と間尺について弁明している。

四月二日、大蔵卿大隈重信の名で、「一応の申し立てもなく調査したことは不都合ではあるが、特別の訳をもつて聞き届ける」旨の許可があつた。

美作だけ、このように六尺五寸間で測つた反別を地券に記入したのであろうか。九年（一八七六）一月一三日（それは地租改正の完結直後である）、各会所に出された達しで、「今般地租改正の際すべて六尺竿さおをもって丈量せよ、とのお達しがあつたのであるが、この達しのおりに六尺竿に直さないわけにはいかないから、一筆ごとに直すように通知する。これは、反別が増加するだけで、収穫・宛米・地価などには少しも関係しないから、

心得違ひのないようにされたい」旨が通知されている。北条県は改正事業の完結直後に、算定の仕直しを実施しているのである。

美作を舞台にして行われた、中央庁と地方庁の二年にわたる以上のような交渉経過は、この地域の背景を反映したものと言えよう。

政府の係員の「北条県出張復命書」（水島文書、八年二月一七日）によると、

検査地は、古昔森氏全轄の際、一般六尺五寸竿を以て丈量せよ、の口碑ありと雖も、其の後、津山・真島・沼田・古河・鶴田・明石・土浦・旧幕等の諸管に分裂し、一郡にして三、四領を交ふるものあり。其の内新開の如きは六尺三寸のものあり、六尺一分のものあり、交互錯雑其の丈量を分析するあたはず。

這回は、一般六尺五寸を以て丈量し、県管每一村点検の上、義郎（係官の名）再検を遂げ、広狭整肅に帰せしめ、これを六尺竿に直し、純反別二万七千七百五拾五町一反三畝十三歩に至り、旧に比すれば一万五拾町五反九畝二十二歩余を増加す。と報告されている。

溜池

上述の間尺は土地の面積に関係することであるが、ここで述べる溜池の問題は地種に関係する問題である。言い換えると、溜池が「官有地」であるか、「私有地」であるか、それによって、税金の有無に関係をもつてくることである。したがって、これには次の二点が重要であった。

(1)、まず、美作一国を領していた森時代からの慣例がどうであったか。

(2)、官有か私有かということになると、直接県と農民との主張の対立ということになる。

こうみると、この問題の中には結論がどうなるかによつては、重大事態発生の可能性がある、と言える。事実、北条県の岡山県合併以後、知事高崎五六の時から約二〇年間の紛争が続くことになるのである。この紛争の経過については第五章に譲り、ここでは、北条県の地租改正における処理についてだけ述べることにする。

地租改正法が出て間もなく、六年（一八七三）八月の末、北条県地券懸は、政府に、

当県下美作国村々溜池敷地之内、従前、高内引地貢租弁納地等両様有_レ之、今般税法改正に当りては一樣

の御処分不_レ相成_レ候ては不都合に可_レ有_レ之、尤も貢租弁納の分、（中略）高内引地同様公有地の地券証相渡、後成_二無税地_一に取計可_レ然哉。

と伺っている。この伺いの内容は、美作の溜池には公有地と私有地の両様があるが、両者の処分が違つてはよくないから、両方とも公有地の地券を渡して、その後、無税地としては、と言うのである。

その後の政府の回答では、「溜池敷地のことは、高内引のものも、貢租弁納のものも、地租改正の上はすべて除税になるものであるから、その反別だけを大帳の末に記載すればよろしい。但し、除税地の内持主があつて、この作徳米（収穫米の取り分）を村等が補償しているものは、官には関係がないけれども、後々間違いないように確実な取り極めをさせておくべきである。」と指示している。

その後にも、「用水のため造つた溜池で個人持ちのものも除税地」としてよく、「百姓が一兩人とか、三、四人共同で勝手に溜池を造り、自分の田畑の用水にしているも、除税の上、無代価の券状を渡してよい。」という指示を受けている。

以上の交渉の結果、個人溜池と共有溜池の二種の態様として、どちらも民有無税地に編入されることになった。

ところで、溜池の所有所属を調べるといふことになる、江戸期二五〇年、殊に元祿げんろく以前の森時代にさかのぼらなければならぬ。この溜池の所有関係の証拠をめぐって、北条県が岡山県に合併されてから、溜池問題としてこじれてくるのである。

改正事業と農民

暴動が起きたのが五月、これは、地券事業からいうと壬申地券の完了期に当たる。そして、改正地券は、これから二箇月後に始まるのである。そうしてみると、一般には地券発行が暴動の起因の一つに挙げられているが、それはそれとして、この暴動自体が地租改正に及ぼす影響のほうがより大きかったのではあるまいか。少なくとも美作ではそうであって、これが民会の一つの契機にもなっているのである。

廢藩置縣後区制が施行され、政治の末端の仕事を受けたのは、ほとんど農民の代表者であった。しかも、地租改正事業については、県庁の係もほとんど農民の代

表者であった。してみると、北条県がした仕事の中で、この事業ほど農民の意見が反映されたものは外にはあるまい。又、そうでなければ、この大きな国家的事業は完成しなかったであろう。前述の間尺のことにしても、溜池のことにしても、その交渉経過の中に、このことを読み取ることができる。

又、北条県は、農民の動向にも絶えず意を用いている。それは、政府への伺書の中に、

「再び御変革之疑念を醸可_レ申、」(六年八月三日付)

「引統改正候ては冗費は勿論下民手数を厭ひ候。」(六年八月三日付)

「今更引直し(六尺五寸尺を六尺一分尺とする。)候ては上下之手数不容易_ニ儀に付、」(八年三月一日付)

と述べていることでも分かるであろう。

六年(一八七三)四月五日、北条県は、政府に、

近古未_ミ會_ケ有_ルの諸事業で経費は平年の数倍にもなり、極めて難儀をしている。ついては、地券証印税に庁費を支払った残金があるので、これを下方救助として下げ渡してやったらいかか。

という伺いを出している。この伺いは四月一二日に許可され、各村から徴収された証印税に比例して、証印税の残金が配付された。

ところが、北条県が岡山県に合併になると、九年（一八七六）五月二五日、各区区長は、「この余剰金を下げ渡すことについては、岡山県に引き継いでいただいているものとは思いますが、どれだけ官費が支払われているか承知したいので、地券発行から現在までの計算を知らせていただきたい。」と、元北条県参事小野立誠に願ひ出ている。各区区長は、合併の混雑の中で余剰金の配付があいまいになることを心配したのである。

これに対して、小野は、岡山県令に引き継いだ書面と概算書の写しを区長総代に送付している。証印税の一部が農村に還付されたことは、農村指導層の意向が反映していることであろう。更に、九年五月の証印税余剰金についての申し入れには、農村指導層のなみなみならぬ政治感覚を感じさせるものがある。実は、北条県では、七年（一八七四）には民選議会が成立していたのである。これについては章を改めて述べることにしよう。

地租改正その後

以上が、津山を中心にした地租改正の概略である。この改正によって、

前時代からの租税の不都合な点は一応解消された。しかし、完全な土地調査ができ、欠点のない税法であったと言うのではない。後年になって、土地の面積は訂正され、地種の変更もあった。土地所有の証となる地券も形式が順次改正されて、二〇年（一八八七）前後にかけて土地台帳に変わっていった。

地租改正後、変動修正のあった土地の一例として、一宮の中山神社の境内林について述べよう。

中山神社の境内林は「中山の長良嶽ながらだけ」と呼ばれ、北条県は、その山林四町六反一畝一五歩を社地として認めていた。ところが、九年北条県廃止後、岡山県は、右の内三町五畝一〇歩を官有地に編入した。その後、神社側からも修正運動があったが、四〇年（一九〇七）一二月、ようやく社地として編入を許可されている。

又、地租改正は税法の改革というだけでなく、地券の所有者が土地の所有者であり、だれでも土地を自由に売買できるという制度を意味している。江戸時代にも土地の売買はあったけれども、国が一つの制度として認めた

ところに江戸時代との大きな相違がある。この相違が、われわれの周囲に大きな変化を生むことになった。

例を挙げることにしよう。

城の堀と土手の処分については前述したが、これなどは身近に起こった最も顕著な一例である。それは、旭門から京町門までの堀と土手（反別一町二反六畝一二歩）の売買である。買手は売買の相談がまとまったから、地券をいただきたいと願っているのである。このようにして、城の堀と土手は、市街の企業家や農村の資産家の所有になっていった。

次の「表三」は、ある士族の土地獲得の状況を年別に示したものである。津山市街に住んでいるこの士族は、九年から二二年の間に、周辺農村に膨大な農地を獲得している。このような場合、これらの農地を耕作するのは農村在住の小作人で、農地の所有者である士族は、市街地に住む不在地主である、という土地の生産関係ができてくるのである。これと同じような例は、津山市街に住む商人や農村に住む資産家の中にも次から次にできてくる。

以上、土地の私有について二つの例を挙げた。一つは

表三 ある士族の土地獲得状況

町村	明治										計
	9~10	12	16	17	18	19	20	21	22		
津山	5.09	5.12		6.23		5.05		6.16	6.14	35.19	
宮尾	50.06									50.06	
院庄	53.19		8.24	79.10	90.20	20.17	25.15	7.06		285.21	
神戸						24.26	73.15			98.11	
平福						44.24				44.24	
皿	45.18									45.18	
大谷			15.15							15.15	
小田中				1.16						1.16	
八出								7.21		7.21	
東一宮							40.09		122.04	162.13	
押入						24.24	10.03			34.27	
新野東			48.11	42.14	26.19			16.10		133.24	
豊久田					138.19					138.19	
南庄						84.27	4.01			88.28	
計	154.22	5.12	72.20	130.03	255.28	205.03	153.13	37.23	128.18	1143.22	

山下の堀と土手という土地について、他の一つは士族と
いう土地を所有する人についての例である。こんなこと

は、江戸時代には夢想もできなかった。

こうして、土地の所有・生産関係に大きな変動が生じてくる。この変動は、特に農村にいろいろな問題を引き起こすことになる。

四、民会のさきがけ

議事局設立

二二年（一八八九）の憲法発布までを、政治の上から二つの時代に区分することができる。一つは、九年（一八七六）四月、北条県の岡山県合併までと、二つは、それ以後の岡山県時代とである。前者は、いわゆる民会時代と言えるし、後者は、自由民権運動時代と言うことができる。このような区分の仕方は、津山市域についても言えるし、美作全域についても言えることで、それほど北条県時代と岡山県時代は対照的なのである。

この項では、北条県時代の民会の源流、創始、運営を述べることにする。

二年（一八六九）の版籍奉還後、一〇月二九日、「信路を洞開し衆庶をして建言せしむ。」として、議事局が設

けられた（「北条県史稿本」）。津山藩は更に、「法律律令は衆と相識して作るべきものである。たとえ臨時的な事柄でも、決めかねるようなものは、政庁から下問して、この衆議にかけて最も妥当なものを探る。」と説明を加えている。

一月二三日には、「依之ひろく人材を撰挙し議員に備度存候間、入札公選の法を以て先一級より十四級までの内、可然と存候人物有官無役に不_レ把_二十人相選_一んで差し出すよう触れを出している（明治二年御触書控帳）。更に、翌二四日には、「追而大参事、権大参事并に諸局長官は撰挙之外たるべし。尤も、追而市郷のものまでも議員に差加へ可_レ申事。右の趣、惣町へ可_二相触_一候。」と触れている。

要約すると、「議事局議員には人材を集めなくてはならない。まず、士族の中からこれらと思う者を選挙せよ。大参議・権大参事・諸局長官は選挙してはいけない。市街や農村の者も議員に加えたい。」ということである。当時、既に「撰挙」とか「議員」とかの言葉が用いられ、市郷の者も議員とする、という考えは、極めて進歩的なものであった。

次いで二月三日には、「今般、議事局を開かれるのは、広く衆議を尽くし公議を採って政治をする考えからである。市郷の者は、末々に至るまで心付いた点があれば、書面にしたため姓名、居住を記入し、東西両番所ならびに議事掛の目安箱に入れたい」（前掲書）、と触れている。これによると、一月二四日付の触れの趣旨から後退して、士族以外の者は議員にならずに目安箱で意見を上申するにとどまっている。議員とするには時機が早過ぎたのである。仮に早過ぎたとしても、民会の息吹きを感じ取ることができる。

さて、議事局議員の一人、中村静一郎は、次のような議案を提出している。

今や封建をあらた革め郡県となし、諸藩旧封に依て知事・大小参事を置き、従前の臣僕と共に藩政を行ふ。是名は郡県にして其実は依然たる封建なり。之を制する其術を得ざれば、他日將に李唐藩鎮の害を生ぜんとす。

苟くも王臣たる者、一利一害知つて言はざるべからず。其之を制するの術何如にして其当を得る。

中村は、一版籍奉還が行われても、役職の名前が変わっただけではないか。政治をする人は、封建時代の人がその

まま当たっているのである。このまま過ぎていくなら、いつの日か又、唐の節度使（地方の軍事、政治をつかさどる職）のように勢力を増大させて、中央政府に対抗するような害を生ずるかも知れない。」というのである。これについての議論は書かれていないが、廃藩置県の実が近からんことを望む声が、この議事局の中にもあったことが分かる。

議事局の討議で、次に興味があるのは留学生派遣に関することである。提案者は久原宗甫である。彼は、万国親交の時節に漢文学ばかりではよろしくない、洋学の勉強にも少し留学生者を多くしては、と主張している。これに賛成したのは宇田川興斎であった。これに反対したのは、道家助十郎と丹治玄謙であった。反対論者は、洋学と言って留学させると、後にだれが残る、よい例は箕作ではないかと主張した。この間をとったのが大村斐夫で、せめて四、五名くらいは洋学留学生を増してはと論じている。

明治二、三年といえば、中村静一郎の言を借りるまでもなく、いまだ主従関係の色濃い時である。このような時に、彼らは大胆に自分の所信を発言している。

『津山藩日記』は、三年（一八七〇）一〇月八日、議事局廃止と記している。議事局の寿命は一箇年であった。どんな事情で廃止になったのかは不明である。

民会の創設

北条県になると、区制が施行されたことは既に述べたところである。五年（一八七二）五月一四日、北条県は、各区の戸長を集めて戸長会議を開き、水利物産等について討議させている。この戸長会議は、区制が施行された当然の帰結ではあるが、農民が戸長という地位を通じて県政を議した最初のものであった。

次いで、北条県は民会の開会に踏み切った。七年（一八七四）一月には、「民会議事略則」「議員選挙略法」を、

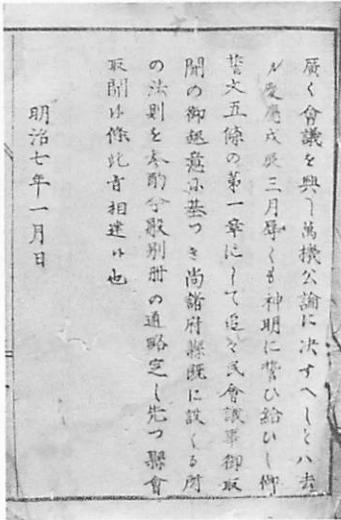


図24 民会議事に関する布達
(中島健爾氏蔵)

同年四月には、「北条県議事章程」を制定布達した。この三法の中、民会を規定している「民会議事略則」（以下略則）について述べよう。

一月の「民会議事に関する布達」には、

広く会議を興し万機公論に決すべし、とは、去る慶応ぼしん戊辰、三月かたじけなく辱くも神明に誓ひ給ひし御誓文五条の第一章にして、追々民会議事御取開の御趣意に基づき、尚、諸府県既に設くる所の法則を参酌さんしやく、今般別冊の通り略定し、先づ県会取開候条此旨相達候也。と述べている。

略則（全文）

第一章

民会議事略則

第一章

一 民会議事ノ基本ハ官路ヲ開キ上下ノ情ヲ通シ各自天賦ノ自由ヲ送ケ以テ厚生利用ノ權ヲ得セシムル事

第二章

一 一町ニ一會ヲ興レ一村ニ一會ヲ興スルヲ町村

図25 民会議事略則
(中島健爾氏蔵)

一 民会議事の基本は言路を開き、上下の情を通じ、各自天賦の自由を遂げ、以て厚生利用の権を得せしむる事。

第二章

一 一町に一会を興し、一村に一会を興すを町村会と称す。此会既に開け体裁組立つに至らば、一区に一會を興す。之を区会と稱す。この会亦既に開くるに至らば、一県に一會を興す。之を県会と稱する事。

第三章

一 右の如く町村会より漸次設くるを本法とすれども、人皆議会の何物たること未だ知らざれば、爰に先づ県会を興して洪益たるの目的を表する事。

第四章

一 町村会は毎年六度、区会は四度、県会は二度開くを定例とし、若し要件ありて臨時開会するは此限にあらざる事。

第五章

一 議長を定むること左の如し。

一 町村会の議長は用懸或は議員の内一人公選して之を定むること。

二 区会には戸長副の内議長となること。
三 県会には当分参事議長となること。

第六章

一 議員を定むること左の如し。

一 町村会の議員は、人口の多少に準じ、百人未満の町村にて十人、百人以上十一人、以上百人毎に一人を増し、千人以上二十人に至るを度とし、在務一年を限とする事。
但、半途欠員あるも補ふに及ばず。

二 区会の議員は、毎町村より二人を出し、其一人は用懸、外一人は町村会の議員より互選し、在務二年を限とする事。
但、臨時欠員あるときは即時公選して之を補ふ。

三 県会の議員は毎区より二人を出し、其一人は戸長副、外一人は区会の議員より互選し、在務三年を限とする事。
但、臨時欠員あらば即時公選して之を補ふ。

第七章

一 議員は総て無給たるべし。但、県会の議員二里半

以外に住する者は、区費を以て議事中日当金を給する事。

第八章

一 議目大略左の如し。

但、県区町村会とも少しく異同あり。

一 旧弊を除き開化を進むること。

二 民費の多寡を議定する事。

三 租税其他諸公費の帳簿を検査する事。

四 自他訴訟の事。

五 郷村社の事。

六 学校の事。

七 諸事取締の事。

八 区会議事選挙の事。

九 衆庶の業を勸むる事。

十 道路橋梁水利開墾の事。

十一 貧民並帰籍の者処分の事。

十二 失火盜賊手当の事。

十三 町村借金の事並其の返済の事。

十四 御布告並御成規上に於て若し差支の事あら

ば、其情実を政府へ上陳する事。

第九章

一 議長、議員の心得其他諸規則は、追て議定すべき事。

第十章

一 議員選挙の法則は別冊の通心得べき事。

議事局と民会

民会の布達には、広く会議を興し万機公論に決すべし、と御誓文にもあ

るように、民会開会の御趣意に基づいて民会諸規則を制定した、と述べている。

前述した、二年（一八六九）一二月三日の議事局に関する触れの中に、「今般議事局御開きに相成り、広く衆議を尽し公議を採り、御政憲を被_レ為_レ立候御趣意に付、市郷末々之ものに至る迄御_レ為_レ筋_レ之儀心付候はば、書面に致し居所姓名相記し……。」とある。すなわち、この両者は、御誓文の趣旨に添って設けられたものである。したがって、この両者は、会議を興し衆議を尽くす、という一貫した基本理念に基づいて作られたものである、ということになる。

御誓文発布以来、津山藩から津山県、そして、北条県への変遷の中で、為政者は、この基本理念をいかに制度

化しようか、と考えていたに相違ない。為政者がその制度化に絶えず意を用いていたことは、民会布達の中にある、「尚、諸府県既に設くる所の法則を参酌」の箇所からも推察できる。

五年（一八七二）から六年（一八七三）にかけて、民会の先進府県と言われているのは、東京・大阪・愛知・千葉・宇都宮・兵庫・滋賀などの諸府県である。民会布達に記している、既に民会に関する法則を設けている諸府県とは、これらの府県の中にあるはずである。又、これらの諸府県を参酌するというのは、絶えず民会開設の意図がなければできないものではない。

「議員選挙略法」（以下、略法）によると、「選挙人

各邑戸長の會所に一村一町限選舉人姓名
帳を可掛置事

一 町村内に住居し家藏屋敷田畑山林等所持
せし者を選挙人と定め其當上の姓名を前
條の帳面小記すへき事

但年餘十六歳未滿者ハ可相除事

一 不勤或は家藏屋敷田畑を賣入書へいたし有之

図28 議員選挙略法
(中島健爾氏蔵)

定まりし上は、各町村に於て毎年一回互選の法を以て議員を選挙することになっている。この条項は、議事局に関する二年（一八六九）一月二四日付の触れにある、「追而市郷のもの迄も議員に差加へ可申事」を、新しい制度に載せたものと解することができる。

民会の最初

略則第三章は、「町村会より漸次設くるを本法とすれども、人皆議會の何物たること未だ知らざれば、爰に先づ県会を興し、」としている。

略則によると、県会を構成する県會議員は、「毎区より二人を出し、其一人は戸長副、外一人は区会の議員より互選」となっている。そして、区會議員は、同じようにして町村から出すことになっている。そうすると、「爰に先づ県会を興して」と言ってみても、町村會議員を決定しなければ、県会も開くわけにはいかないのである。そこで、これらの民会の開会の時期から述べることにする。七年（一八七四）四月一二日付で、区長あてに出された北条県布達の中に、

一、毎月区村會議兼確定之通怠惰之弊有之之間敷事。

但、過日公選之村区會議員追て及沙汰候迄立會

に不及候事。

一、不日県会議事御取開に付、選挙人之外たりとも存意の次第議に懸け度者は、建言書相認め議事所に可差出一旨改て御沙汰之事。

とある。これよつてみると、先般区村会議員は選挙された。毎月所定の通り区村会は開かれるべきであるが、通知のあるまで開会してはならない。又、議にかけたい事があれば議事所に提出せよ、というのである。日付からみると、三月から四月にかけて、区村会議員の選挙は終わっていたことになる。

既に述べたように、町村会議員が最初に選挙されなければならぬのであるから、まず、その選挙について述べよう。

略法によると、選挙人姓名帳に載る者は、年齢一六歳以上で同一町村内に住居する不動産所有者の当主であった。男女の差別条項は記されていないので、この姓名帳に女性を記している村もある。

なお、次のような不動産に関する規定がある。

(1)、不動産家蔵屋敷田
畑山林等を質入書入いたしているならば
その取主を選挙人とすること。

(2)、他所の者でその町村に不動産を持っている時は、

その名代人を選挙人中に加へること。

右の規定は、不動産所有者を重視している現れである。

選挙の方法は、選挙人一同出席して、全員の前で互選によつて決める。

被選挙権を有するのは二五歳以上の者となっている。議長は、用掛あるいは議員の内一人を公選で決める。

以上、北条県の民会規定によつて町村会をみると、現在とは選挙の方法は違うが、民選議会であったことは間違いない。先に述べた民会の先進諸府県の民会でさえ、この当時は官選であったり、法規はできているが、民会そのものはできていなかったりしているものばかりであった。

第一回地方官会議は、八年（一八七五）六月二〇日から七月一七日にかけて開催された。「地方官会議日誌」の七月八日の条には、「今、全国府県の民会を開くもの七県、区戸長会を開くもの一府二十二県、其議会なきもの二府十七県、其余未だ明ならず。」と記されている。この地方官会議での民会は、府県会・区会に限られていたのであるが、日記文の民会を開くものの中に北条県も入っていてよいはずである。しかし、北条県の名前はど

こにも出てこないのはどうしてであろうか。

民会の議事運営規則が「北条県議事章程」で、七年（一八七四）四月一〇日に布達されている。この時点では議員も決定していたから、各議会ともその開会を待つばかりであった。

この時、前述した四月一二日付の布達が区長あてに出された。略則にある、「先づ県会を興して」という条項が生きている。すなわち、過日公選の村区会議員は、追ってきたあるまで開会延期となり、県会がまず開かれることになる。

県会が開かれたのは前後二回になっている（『北条県正懸地租改正懸日誌』）。その第一回めは四月二〇、二一の二日間、第二回めは六月二四日から二六日までの三日間になっている。区会・村会の最初の開会日時は不明であるが、遅くとも七、八月ごろには両者とも開会されていたことは確実である。というのは、北条県議長あての次の文書がある。

右者当区村会是迄相開候分議案奉差上候間答達願上候也。

八月三日

第二十二区副戸長 矢吹貫一郎

井上 吉雄

戸長 福田 政徳

そして、差出された議案は、七月三日集会のものであるから、区会・村会は七月三日には開会されていたことになる。

区会については外にも次の文書がある。

明治七年決定帳

八月五日 第二十一区区会議事所

この文書の中に、区会の裁決した議案が書かれている。これによっても、区会は七、八月には開かれていたことになる。

以上述べた議員の構成で、七年四月から八月の間に実際に運営されていた民会は、北条県以外ではその例が見られない。

民会の議題

それでは、どんな議題が提出されたであろうか。

章程によると、議案は県庁はもちろん、議員も出すことができたが、略則の第八章に、大略の議題の類別を一四項挙げている。これらの大部分は、当時の他府県の民

会に共通したものであるが、特色があると思われるものを取り出してみよう。

三 租税其他諸公費の帳簿を検査する事。

十三 町村借金の事並其の返済の事。

十四 御布告並御成規上に於て若し差支の事あらば、

其情実を政府へ上陳する事。

の三つを挙げることができる。それはかなり思い切った内容のものが挙げられている。これらの事項が具体的にどう取り上げられたか、議案を通して検討することにする。

(1)、最初の県会への提出議案の一つに、「脚夫を一定し、国費を減ぜんと欲する案」がある(『北条県史稿本』)。この提案理由を次のように説明している。

百事多端で費用の負担に困っている。経費を削ると事務が延滞する。そこで、従来各区会所と県庁間の文書送付を各が適宜にしているのを、定期的連絡網に変えてはどうか。これに、公文書を緩急に区分する方法も合わせた脚夫網を作るならば、昨年(六年)の脚費が六四八円節約できる。よろしく可否決定あらん事を乞う。

北条県は、県の可決を得て脚夫連絡路線を実施に移した。それは、久世・真加部(勝田町)・勝間田(勝央町)を地方拠点とし、順次津山に結び付けるものであった。これは、既設の郵便路線の外に、北条県独自の路線が作られたことになるのである。

(2)、岡山県への合併引継書の中に、

種痘の事については、布達も度々受け取って施行しなければならぬのであるが、何分にも田舎になると、氣候が寒い暑いのと理由を付けて、種痘を行わないで流行痘(天然痘)にかかる者がいる。

そこで、これらの父兄に罰則を科する案を作り議員に示したところ、可とする者が多数なので、正副戸長にこの事を下問した。

そして、町村の用懸からよくよく説諭し、それでも聞き入れない者は届け出ることに決定した。この決定を傳達したばかりの時、廃県になった次第である。

と記してある。

この文中の正副戸長への下問に対し、第三、四区長

中島衛の九年四月四日付答議文は次のとおりである。

種痘の事について罰則を作る御下問恐れ入りま
す。度々の御懇諭にもかかわらず、これに従わな
い者は罰すべきではあるが、御仁慈ある度々の懇
諭にもかかわらず種痘をしない子供がいるのは、
その趣旨が徹底しないからであらう。

現状から察すると、罰されるのは種痘をしない
父兄ではなくして、その趣旨を徹底させていない
事務担当者である。耳目を持ち言語を通ずる人
で、たれかその子を愛しない者がいようか。種痘
のあるを知りこれをしてしないのは、予防の良術であ
ることを知らないからであらう。

今、直ちに罰則を設けるのは時機尚早で、罰則
は後年に設けるべき良法である。今、設けるべき
は説諭の行き届く方法である。

以上のとおり、正副戸長の意見によって罰則は見合
わされた。

(3)、国分寺、瓜生原両村開鑿新渠記(かききんまも)
長・河面を通り国分寺・瓜(か)の中に、
生原に達する灌漑水路。(八年一月起工、
九年五月竣工。近

「初両村人興而經費不能支、乞こ救北条俱会二廢

具及請三岡山県一弗レ聽、両村人大苦二(矢吹文書)。
の一節がある。すなわち、両村民が灌漑水路の工
事を始めたが經費が足りない。北条俱会に經費支
出方を依頼したが廢具(九年四月)になった。岡山
具に依頼したが聞き入れられず大いに苦しんだ、
というのである。

(4)、次は区会の議案で、議案の事後処理がうかがえる。

(二〇、二一区区会議事所)
明治七年決定帳

一、放棄芝居税金之件

否合 八人
可合 四拾五人

具は、「適宜施行不レ苦」と記入
して北条俱会参事之印を押す
以下同様

一、新聞之件

否合 二人
可合 四拾五人

「俱会に就て可否決定すべし」

過 差引可合四拾三人
可に決定す

一、学校世話人給与之件

否 一人
可合 四拾九人

「俱会に就て可否決定すべし」

過 差引可合四拾八人
可に決定す

一、津山川勝山川下モ備前船路之

否合 三人
可合 四拾五人

件

過 差引可合四拾二人
可に決定す

「井堰に唐戸を設け通船便利を計る最も可とす但、有志輩地先の村方に就て懇談に及ぶべし」

一、郡郷庄廃止之件

否合 四人
可合 四拾人

「郡名廃止は全国に関し候事但、郷庄は自今既不用也」 差引可合三拾六人
過 可に決定す

(5)、村会の議案は次のとおりである。

二二区の八月三日(七年)の報告書中にあるもの。

一、小学校設立位置の事。

一、一小区一名金預選挙の事。

一、一小区一名世話方互選の事。

一、募金取立期限御布達に依り決定の事。

一、地引絵図至急仕立の事。

一、七年前半年分区村費取調の事。

(以下略)

勝南郡青野村(英田町)の場合は、七年一二月五日の村会議長、議員総代から、九番会所戸長あてに出された議案報告の内容である。

一、村費に課する分、其時々検査して全く村費となるべき分に検印する者兩名を置く事。

但、検印無^レ之分は村費に納入仕間敷事。

可十枚 否なし

一、公有地内字ウシヤウ畑の山地を開き作益を以学校の費用を助くる事。

可一枚 否八枚

(以下略)

民会の性格

以上が、県、区・村各議会に提出された議案の状況であるが、これを検討して、次いで北条県の民会の実態に触れることにする。

(1)、章程によると、県区町村会は、各議会で決議しても直ちに施行する権限はなく、県庁の裁断に任ざなければならぬ。権限が当県にない場合は、その所属する官とか他県の裁断を得た後に議員に答達し、この答達が遅延する時は、議長に対し催促することができる。

更に、最も重要な議事は、地方の利害に関係するものと民費に関係するものである。だから、これらの議事については、決して上下の毀誉にこだわって黙視することがあってはならない、と注意事項を入れている。

議案が可決されても、その施行は県の裁断に任せ、というのが制限規定である。議会で採択された事項にはそれぞれに指示を明記しているのは、執行権を県が保留しているからであるが、それが濫用されているとは思われない。

略則に、「人皆議会の何物たること未だ知らざれば、爰に先づ県会を興し、」とするのも、知識と経験に乏しいことを知っているからである。だからこそ、章程に議案審議の注意を規定したのである。

(2)、地方長官会議の最初の召集があった時、小野参事は、県区町村会議員に対して、七年（一八七四）六月三日付で、次の文書を送っている。

今般各地方長官會議之儀御達有^レ之候に付ては、被^レ召次第拙者儀上京致候所、此會議は管下人民に代て協力公議するの御主意に候得ば、管内衆庶之所見^{あつかひ}予め領承致置度候条、公事私事を不^レ論後來一般の規則となるべき事件見込有^レ之候はば、細大となく書面を以て至急可^レ申出^レ候事。

今般開かれる地方長官會議は、管内人民に代わって出席するのであるから、皆の意見を聞かしてくれ、

というのである。小野参事の開明的な一面がここにも現われている。

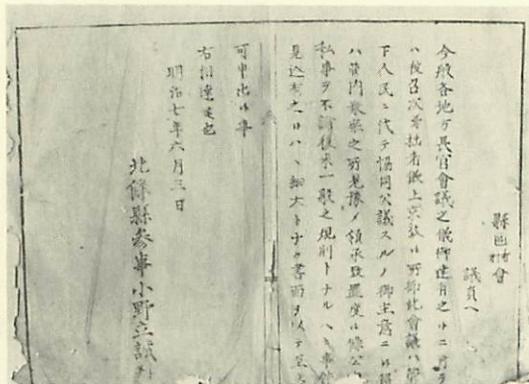


図27 小野参事の布達 (仁木士弘氏蔵)

ず「決議の取消権」（兵庫県）などの禁止規程は、北条県には見当たらないのである。

以上、法的にみてもその実態からみても、従来、と角言われているように、議会は単なる上意下達の機関であった、とするのは当たっていない。又、町村会に關す

民会規定を通じて、議会の権能について拒否しているのは、前述の議案の施行だけで、「忌諱に觸るる等の事何に限らず議すべからず」（鳥取県）、「政府の大政に及ぶ事を得

る限りでは、半官半民の機関であった、ということも当たらぬ。むしろ、啓蒙期における住民参政への積極性が現われているのである。

他府県との関係

七年（一八七四）一月の「民会議事に関する布達」の中に、「諸府県既に設くる所の法則を参酌、」とある。すなわち、略則・略法は先進諸府県の民会の法則を参考にして作ったというのである。

民会の先進県と言われる諸府県が、民会に関する法則を手懸けているのは、滋賀五年一月、宇都宮五年二月、愛知五年八月、東京五年一〇月、千葉六年一〇月、大阪・兵庫六年一月である。（各都府県の議会史）

まず、兵庫県を挙げてみよう。当時、県令は神田孝平であった。彼は、明六社員にもなり、第一回地方官会議にも大いに発言している開明的な県令で、六年一月に「民会議事章程略」・「町村会議心得」を出している。兵庫県と北条県の民会規則を比較してみよう。

(1) 「民会議事略則」・「北条県議事章程」の呼称は両者とも類似している。

(2) 前者は、民会を町村会から実施し、区会・県会に

及ぼす方針を示している。

この方針は後者も同一である。

(3) 県会議長については、

前者は、「参事の内議長たるべき事。」

後者は、「当分参事議長となること。」

区会議長については、

前者は、「正副の内議長たるべき事。」

後者は、「戸長副の内議長となること。」

となっている。

以上数箇所しか比較することができなかったが、隣県でもあり、それに二箇月ほど早く法則を作っているのであるから、兵庫県は有力な参酌県だったであろう。

ところが、兵庫県は七年（一八七四）五月になって、「区会議事略則」を定めた。この略則は、各町村の戸長一名と町村会議員の互選者一名とで区会を開くことを規定している。（『兵庫県百年史』）

これは、北条県が七年一月に布達した、「民会議事略則」とほとんど同名で、その上議員構成も同じである。

今度は兵庫県が北条県のことを参考にしたのであろうか。

次に鳥取県について言えば、五年（一八七二）四月、「議事所を設くる大意の告諭」が出された。この中に津田真道の「泰西国法論」の一節が引用されているのは有名である。この告諭の文中に、「県内人民の権利を保護し利用厚生を増加」とか、「其天分自由の権利を得しめん」とかいう文句がある。北条県の略則第一章にも、「各自天賦の自由を遂げ以て厚生利用の権を」とうたっている。民会を考える者は、だれでも使用する文句であろうが、恐らく、鳥取県のこれにも目を通したであろう

五、北条県の廃止

明治九年（一八七六）四月二四日、
 廃止と再置運動

北条県は岡山県に合併された。和銅六年（七一三）四月、備前国から独立して以来一一六三年にして再び岡山県という名の下になつた。明治時代における行政区画整理の一つである。

県の統廃合も、政府の行政施策の一つであつたに相違ない。というのは、地方官会議の当時、「北条県を存置して、因幡・美作・備前三国を管轄させる。」という案

があつた（鳥取県史）。してみると、これについてもあれこれと考えられていたのである。吉備と美作、一〇〇〇年を越す歴史の背景もさることながら、自然的な、あるいは、これに起因する社会的条件の相違は、両地域住民に経済的、精神的な相違を起こさせていたのである。一一年（一八七八）三月、県令高崎五六にあてた美作国各區務所区長総代の「巡視を請ふの建議」という建議書がある。この建議書は次のように言う。

美作に至りては県庁を距ること数十里、未だ曾て閣下の巡視を辱うせざるを以て、人民未だ其芝眉（他人の顔の敬称）を拜し、其威徳を窺ふ者有らず。是を以て、人民の言ふ所或は県庁に達せざるを猜ひ、区戸長の言ふ所或は県庁の旨に非ざるを疑ひ、其弊終に瑣末の私事も或は之を県庁に訴へ、須要の公達も或は之を遵守せざるに至る。（中略）閣下希くは幸に美作各郡を巡視し、父老子弟を各所に招集し、之を説くに政体を以てし、産を興すは勸業に在り、民権を拡張するは義務を尽し、各其分を守るに在る事を懇諭。（後略）

美作住民の心中は昔も今も同じであつた。岡山県に統一された後、為政者の遠隔政治は、美作の民衆にとっては

耐えられないものであったのであろう。

県令は、その年の十一月一〇日から一七日の間、美作各地を巡回している。一度の巡回で、現実と心情をすっかりと変えることはできるものではない。

野矢為継は、備忘録（一七年—一八八四—三月一〇日の項）に、「本日妙願寺に於て北条県再置歎願の義に付、津山市街人民会議を起す。」と記している。

『山陽新報』（一七・三・一八付）にも同様なことが報ぜられている。

三月一〇日、一三日両日妙願寺で、谷義郷・野上一九郎・滝川正武外七名が、北条県再置の義をその筋に上願する事を相談する。

これ以外の記載は外に見当たらない。これだけのことで大きくならず済んだのであろう。

一八年（一八八五）二月七日の『山陽新報』は、「わが作州地方の諸氏に寄す」という論説を掲げ、

かかる分県論が出るのは、土風民情を異にし交通が便利でないからであらう。しかし、分県論に汲々とする時ではないであらう。美作が独立県となるのは策を得たものと言えるだろうか。

と論じている。

同八日には、更に、

美作と備南とが差があるからで、これを無くするには、取りあえず当面交通を便利にする以外にない。それには、作伯国境を開墾せよ。

と論じている。

してみると、一七年から一八年にかけて、北条県再置運動とか分県論とか称すべき動きが起こったが、時の経過の中に流れてしまったのである。

施策の面で、美作に配慮を、という声は明治にもあった。いやむしろ、美作に北条県があっただけに、より強くあったのであろう。

その後の民会 岡山県は北条県を合併した直後、九年（一八七六）五月八日、美作国各

区区長に、「来る一六日は県会の期日であるから、病氣以外は必ず出席されよ。毎月一六日は、県会の定例日であるから心得ておくこと。」と布達している。これだけの布達では、旧北条県の県会と混同するが、名前は県会でも実は区長の召集であった。

七月七日には、「県区町村会仮規則」が定められた。

この規則によると、県会は、「公選の議員を以て成り、入札法を用ひて之を定むべし」と雖も、暫く其適宜により各区正副区長を以て議員と為し、漸次真正の民会に至らんとする者なれば、議員選挙法及び選挙人年齢規則等は茲に欠く。」としている。

又、区会は、「各戸長を以て成る。」とし、町村会は、「町村内公選の議員」からなり、議長は、「議員の公選による。」としている。このように、北条県の民会規定は、岡山県の統一的な「県区町村会仮規則」に変わっていくのである。

北条県が作った民会の中で、町村会だけにかつての面影が残っていた。しかも、この中の村会は、農会とも言うべき性格と考えられるに至った。

北条県は、当時としては他の府県が作り得ないような高度の民会を作っていた。それなのに、四年半という短い命であったためか、あるいは、作北という辺境に位置したためか、その名と成果は知られないままであった。

第四章
明治の学校

第四章 明治の学校

一、学校教育の出發

文部省ができたのは明治四年（一八七二）八月のこと
で、北条県行政の出發より約半年早かった。次いで五年
（一八七二）八月には、学校教育の在り方と実施の方針
を示した「学制」が公布されている。第三章で述べた暴
助の起因になるような事項は、皆、この前後に実施に移
されているのであるから、行政実務処理に要する精力は
並大抵のものではなく、特に、末端の村々に布達する県
は、種々の苦勞があつたであらう。

とにかく、「学制」の趣旨に添うため、北条県はその
準備体制作りに取り掛かった。「学制」が出た直後、五

年（一八七二）八月一八日北条県は次のような達しを出
した。

皇政盛んに、開化日に増し文明月に進候。就中学校
者天下至重至尊にして、上下一日も不可闕の大事也。

然るに今般文部省より全国一般之学則御改正に付、従
来の学校を廢し、更に学則を被_レ為_レ起候義被_レ仰出_一。
雖_レ然其緩急不可_レ測。碌々（役に立たない）傍觀坐_一

か）視に不_レ忍。よつて有志之輩を募り、右学則相建
候迄、洋学漢学之生徒を選入し、旧学校に於て初学教
導を託し、士民同一に集学為_レ致度、今や文教照明之
際、一日廢学すれば一日之開化に後れ可_レ申。（中略）

就ては文部之出張を不_レ俟、細大とも学校を振起し、
従つて学則を正し候方現今別而至急也。よつて、県下

普く有志之輩を募り、市在学校を建、速に文明之域に至らん事を冀望す。

右に付、多少共費用を相立可_レ申、乍_ニ些少_一 県庁在

官之面々右費用充度段申立候。就ては、戸長、副戸長初、当今御時勢篤と斟酌_レし有志之ものを募り成功を奏せん事を尽力有_レ之度存候也。(津山県北条県触達及届書類写)

すなわち、学校をそのまま放置して置くわけにはいかない。暫時、洋漢の生徒を選んで修道館で学校を開きたい。管下においても有志を募り、速やかに学校を建てられたい。県庁の者も、これら学校の費用にと、少しではあるが寄附したい、と思つてゐる。戸長、副戸長もこれに協力して欲しい、というのである。この触れに現れてゐる熱意と適応の速やかさは、実に驚くべきものがある。これも藩校から明治の学校への移行の一つであり、事情を知つてゐる北条県士族のリードである。

次いで、八月には、戸長五名に命じて学校設立事務を担当させ、六年(一八七三)十一月には、戸長七名に学区取締り兼務を命じた。

この学区取締りについては、『北条県史』は六名としているが、「玉置文書」は、

戸長玉置修・豊福俊雄・池田稻夫・片岡義敬・中島衛・西村総雄・久山知住、学区取締兼務申付候事。

と記している。

ここではこの七名説にした。

学校設立の経費については、前掲の達しにあるように、北条県官員は五年から六年にかけて、その給料の十分の一を学校費用に充てるために寄附した(『北条県史』)。町や村の行政担当者や有力者も、その財を寄附したが、六年(一八七三)一月、北条県は、次のような告諭を出して、毎戸から志錢を募つた。

夫れ学問は身を立て名を揚ぐる資本にして、一日も欠くべからざるの義は、嘗て仰せ出され、既に管内中小学校設立の際、今般学事御救助の爲一か年金千八百円余、五か年間下し賜はる由厚き御沙汰あり。

就ては、管内いよいよ以各區学校の設け、現今至急也。(中略) 富家有志は勿論、貧者も亦勉めて一分の力を尽し、以て費用助けん_と欲せば、其建設豈復難からんや。

方今、都下を始め諸県下開化の地の如き競うて学校の設ありと、其勢力隆盛なるも固より他に非ず。人皆

当然の義務を弁じて多少の集金を資くる謂なり。

抑当県下の如きは山野の僻境、人智未だ開けず、学校の設最も急にせざんばあるべからず。故に、自今毎戸に課して、月に金壹銭を募り、以て学資に充てしめんとす。衆庶此意を体し、敢て違ふことなく、以て朝恩に報ずべき者也。

文中の千八百円余は、国庫支出金でいわゆる委託金と呼ばれ、その交付条件として、中学区、小学区、学区取締りを作ることが要求された。

又、毎戸壹銭の負担は、新政治に対する一般民衆の精神的反抗を助長させる一因ともなった。一般民衆の教育についての無理解きは、一層反官的な傾向を強め、明治六年の暴動へとつながるのである。この暴動は、学校教育の進行を一時停滞させはしたが、学校の設立と普及の流れは変わらなかつた。

「学制」公布以後、従来の教育機関であつた寺子屋は、学校への移行を考えるようになり、六年（一八七三）一月には、私塾・家塾は自由に開業できなくなつて、許可が必要となつた。

七年（一八七四）四月には、学区・小学規則・小学教

則・小学生徒心得・教員給料等級表なども作製されて、学校教育は本格的な軌道を進むことになる。

二、過渡期の学校

美作地区の学校発達史からみると、五年（一八七二）から同七年の時期は、江戸時代から明治時代への過渡期であつた。したがつて、この時期の教育機関には次のような特異な点が見受けられる。

- (1) 教育は士族に必要なもの、という考え方が強く現れている。
- (2) 両時代の教育機関が共存するばかりでなく、両時代の性格を共にもつたものが存在した。
- (3) 学校制度上、北条県が試みた試行錯誤が強く現れている。

この項では、以上の特異な諸点を中心にして具体例を通して述べることにしよう。

北条県中学の創設

及届書写

次のような触書がある。（津山県触達北条県）

今般中学校創立に付ては追而定期可_{おつて}被_{おつて}仰出_{おつて}候得

共、当今年齡八歳^{いじゅう}已上之男子入校之義差許候条、来る九日より願届之者は士民之別なく直に同校へ可^べ申出^せ候事。

但、学校は当分元津山県旧校を相用候事。

壬申九月七日

北条県

北条県の作った最初の学校は、八歳以上の男子を入学させて修道館（藩校）を利用する中学校であった。

前掲の八月一八日の達しの中にある、「学則相建候迄洋学漢学之生徒を選入し、旧学校に於て初学教導」をしようというのが、二〇日後にこの中学校になったのである。

北条県のいう中学設立の趣旨を説明しよう。北条県が文部省に出した上申書（六年八月一〇日付）の中に、

旧県学校廢止以来、学制未立の際、生徒一般切望の景状傍觀するに不^れ忍、是^を以て学校を設立し、傍^を未開の人民に学問の務むべきを示さんと欲し、（中略）

学制の程規は動かすべからずと雖も、従前官資或は私費を以て他方に遊学し、即今其学力中学に入るべき者^{すくな}とせず。然るに、小学普及を竣^おつては此輩腐心廢業すべし。

と述べている所がある。その趣旨を述べると、

ア 学校設立は急務で重要なことなので、希望する者はこれに入学させて、一般にその範を示そうとした。

イ 今まで留学していた者をそのまま放置するわけにいかない。「学制」のいう一般普通教育とはいささか異なるけれども、学力の中学相当の者のためにこの学校を設けた。

ということになる。

官費留学は五年（一八七二）に廢止になったが、この制度は、旧藩時代から引き継がれていたものである。そして、この対象になっていた者はほとんど士族であった。五年九月の官費留学廢止当時の実状は、下の表に示されている。

官費留学制度廢止と中学創立はほとんど同時で、いうところの該

北条県官費遊学生徒	
遊学の始期	人数
慶応 三	一
明治 元	一
〃 二	九
〃 三	一二
〃 四	二九
〃 五	二

（『岡山県教育史』の資料から作成する。）

当者が五四人いたわけである。もっとも、留学先にそのままどまった生徒もいたが、一応の状況は分かる。

次に、入学する生徒は、八歳以上の男子で士民の別なくとはいえ、洋学・漢学の生徒を選んで、ということになると、当時のことであるから生徒数が得られたであろうか。

北条県は六年（一八七三）一月、各区に、

各区より生徒一兩人づつ中学校へ入塾可_レ被_レ致旨申論候_上、（中略）等閑に相過_レ甚_レ以_レ不都合之事に候。（中略）正副戸長此旨を体し、其家之貧富に不_レ拘_レ性質才繁之者一兩人精選、名面（名前）右来十二日限り中学校へ可_レ書出_レ候。

然る上は、其父兄呼出入塾之儀可_レ申付_レ。

と布達している。（矢吹日記資料）

士民の別なく入校を許可したというだけでなく、積極的に農村にも就学を働き掛け、才能のある子弟の父兄は呼び出して入学を申し付けた。このような奨励策を採り集めた生徒の数は、六年（一八七三）には二〇四人に達していた。（矢吹日記資料）

中学の性格

この中学は、今の言葉でいうと北条県立中学校である。そして、かつての留学生や県下の俊秀を選んで入学させた学校であった。

三年（一八七〇）二月に政府が出した「中小学規則」がある。この規則に出る中学・小学は、「学制」とは異なり、俊秀を選んで教育をするもので、一面では落校に代わるものという考えであった。この考えは多くの県が採用し、落校から中学へと移行するのである。北条県もその一つであった。

北条県は、この中学を手始めとして、管内一般に中学建設の意図をもっていた。というのは、五年（一八七二）八月の北条県布達（御布告写）の中に、「官員初出金、追々中学校建設漸を以て管内一般へ御施行之積りに候。」とある。

事、志とたがい、次々に中学建設という理想は達することはできなかつたが、中学への限らない思いは後々までも尾を引くのである。

当時の中学は、管下の学校行政の仕事もしていた。ここに掲げた写真は、学校職員の辞令であるが、中学が発

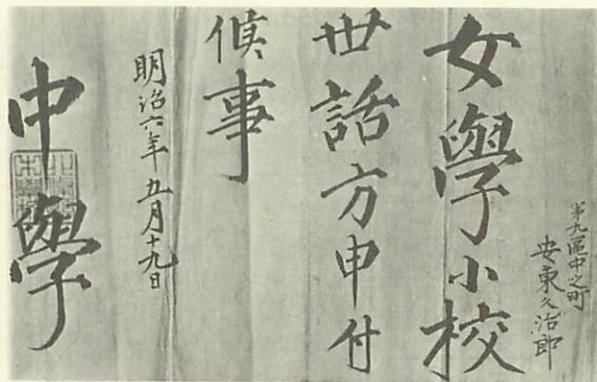


図28 女学小校世話方辞令 (安東龍氏蔵)

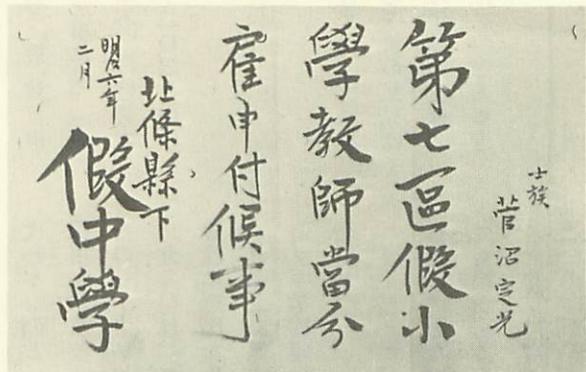


図29 小学教師の辞令 (菅沼栄氏蔵)

令庁になっているのである。中学に学区取締りが常駐し、私塾・家塾開業願等はここに提出され(家塾願取扱方伺)、授業免除願のようなものも、正副戸長から中学取締りの手を経て県の許可を受けている。(御布告写)

更に注目すべきは、中学に集書院を設けて、藩校の蔵書を朝八時から午後四時まで一般に開放して、自由に読

後、朝八字(時)より夕四字(時)迄勝手に展読差許。但、院中規則厳に可ニ相守ニ事(津山県触達写)。

と書いている。集書院のできる経過にも触れているが、これが津山における図書館の最初である。

中学での勉強は、英・数・漢・習字で、修道館からの継続であった。

書することを許可した。五年(一八七二)九月一五日のことである。『北条県史』は、「学校在来の書籍を校外に出すを禁じ、校内に書室を構へ規則を立て展読を許す。」と記している。

集書院について五年(一八七二)九月七日の北条県布達には、

従前学校(修道館)收藏之書籍願届之者は、拝借手形を以貸下候処、兎角等閑に取計紛失欠本等不_レ少_ニ付、自今貸下げ之儀相廢し、中学校へ新たに集書院を設け、士民の別なく来る十五日以

生徒は通学する者も、塾に入っている者もいて、その規則は次のようであった。

規則

- 一 入学并入塾は二七の日と定むる事。
- 一 成年生と幼年生の局を分つ事。
- 一 校中監事を置き、塾中舎長を置く事。
- 一 屢規則を犯し不遜なるものは除名すべき事。
- 一 入学退学の節は、生徒より学校の掛りへ届け、教官へは懸りより告べき事。
- 一 都て出入口を定め置候条、他より猥に出入不許事。
- 一 乱足禁止の事。

一 入学并入塾ハ二七ノ日ト定ムル事	規則
一 成年生ト幼年生ノ局ヲ分ツ事	
一 校中監事ヲ置キ塾中舎長ヲ置ク事	
一 屢規則ヲ犯シ不遜ナルモノハ除名スヘキ事	
一 入学退学ノ節ハ生徒ヨリ学校ノ掛リヘ届け	
教官ヘハ懸リヨリ告ヘキ事	
一 都テ出入口ヲ定メ置候條他ヨリ猥ニ出入不許事	
一 乱足禁止ノ事	

図30 北条県中学規則

—明治6年3月— (中島健爾氏蔵)

- 一 入塾生は断なく日課を欠くを許さず、必受持の教官に故障の子細を届くべき事。
- 一 通学の生徒日課を欠く時は、翌日出席の節故障の子細を受持の教官へ可断事。
- 一 通学の生徒、事故なく十五日間欠席する者は除名する事。
- 一 等級に由り各書籍種類を定め、并時間を定むる事。但、此条追て相定候事。
- 一 生徒に日附の系紙を持たせ置き、毎日国洋算筆之印を押し、勤惰を可調事。
- 一 書籍拝借の節は、其書名を記したる教官の書附と当人の証書可持参事。
- 一 廊下縁側等足音高く奔走すべからざる事。
- 一 塾 則
 - 一 怠惰放肆は勿論俚歌酒賭禁止之事。
 - 一 火を慎み、盗を戒むべき事。
 - 一 朝第七時寝を出て、夕第十時寝に就くべき事。但、夜業勤勉は此限にあらず。
 - 一 夜十時後音読を禁ずる事。
 - 一 定例休日は、前日午後第四時より当日午後第六時

迄外出随意たるべく、平日は、午後第四時より午後第六時に至るの外、敢て外校を不_二許可_一。

但、臨時非常の事故あるときは、懸りの許可を可_レ受事。

一 席順は其等級に因るべく、同等は長幼、同年は入塾の前後に従ふべき事。

一 生徒は総て舎長の示命に従ふべき事。

一 朝第七時より午後第四時まで脱袴を不_レ許事。

一 大人は童子の局に入るを禁じ、童子は大人の室に入るを禁ずる事。

但、幼年局は十五歳以下たるべし。

一 外人は勿論通学の生徒にても、塾中の私席に容るるを禁じ、要用の事は接見所に於て可_レ談事。

一 病者五日以上臥床する者は、外舎して療養可_レ致事。

一 毎朝私席を掃除し、無用の衣服等不_レ可_二取乱_一事。

一 学校懸或は塾長の差図にて席を定め、猥に不_レ可_レ移事。

一 茶菓子の外私席にて飲食禁止之事。

一 紛失物あるときは、速に学校懸へ具状すべき事。

右之通更章程相談候条若違背有_レ之輩者至当之及_二沙汰_一候条可_二固守_一者也。

明治六年三月 第五大学区

中学

中学の廃止

修道館に中学を設けたのは、時勢に処する当座の処置という考えもあつた。

が、一方では程度の高い教育を、更にいえば、英才教育を、ともいえよう。ところが、非常な意欲をもって設立されながらこの中学は、六年（一八七三）八月三〇日には廃止されることになった。わずかに一箇年の存続に過ぎなかつた。何ゆえ廃止になったのであろうか。『北条県史』には、

此校従来人民寄附金及民費を以て設立せしに、寄附金は追日消耗に帰し、且六年、管下騷擾に遭ひ、学事に向ふの人心を忽ち涣散（散り広がる）して、一朝之を挽回し難く、永遠維持の方算立ち難し。

是を以て文部省に稟議し、委託金を以て校費に充んことを請しに、中学設立は小学普及の後に属するものに付不_二相成_一。

と述べている。

そこで、北条県は六年（一八七三）八月一〇日、再度の上申をし、「今官立の聴許を得ざれば向來維持の方法烏有に帰し」と述べ、「土地の状況に因り姑く適宜の施行を」と、委託金の使用許可を願ったのである。これに対し、八月二三日の文部省の指令は、「現今の処小学普及專一に付、中学に官金を遣払ふ儀は難聞届候条、従前の通民費を以て維持の儀可相立」であった。これが北条県と政府との交渉であった。

ところが、一四年（一八八二）一二月六日、六郡共立中学校（後述）の連合会で、矢吹正則は、「美作国に於て中学校を創立せしは、明治六年（五年の誤り）にあり、しかして、当時小学未だ振はず、たまたま之を設けんと欲するも教員其人を得ず。北条県すなはち中学を廃止し、代るに師範学校を以てし、専ら教員を養成せり。」と述べている。（矢吹正則の式辞）

以上の二つの資料を中心にして、中学廢校事情を要約しよう。

ア まず経済的破綻である。

中学を経営維持するだけの財源がないということは、二八年（一九九五）、津山尋常中学校（現津山高校前

身）ができるまで、美作の中学校に負わされた宿命であった。

イ 時期が熟していなかった。

美作の社会的条件は、それほど中学校設立を必要としなかったことである。端的にいうと進学率が低かったのである。

旧藩校と同じような意識と経営感覚では、明治初期の中学校を維持することはできなかったのである。この点、北条県士族を中心にした教育的熱意の空転である。

そして、小学教育か、それとも中学教育か、北条県もまずもって小学教育を選択したのである。

女学小校の創設

女学小校は六年（一八七三）一月二〇日開校式を挙行し、翌年三月廢止された。北条県中学は旧藩校を使用したか、この女学小校は京町の町会所（後、成器小学）を使用している。この二つの学校ができた背景の相違がここにも出ているように思われる。

この学校は女子だけを入学させたので、「女学小校」

（北条県中）、「女学」（玉置日知録）、「女紅小学校」（北条県史）、「女学校」（北条県学校懸文書）などと呼ばれ

ているが、女子の小学と解してよく、ここでは北条県の
 辞令の名称をとって「女学小校」とした。(学制の小学の
 学が^ある) (一種に女児小

さて、第一、二、九区は、

農工商の頑愚^{がぐ}なる、学問は度外の物とし、身を立てる
 の財本たるを知らず。況^まて婦女子の其甚しきに至ては
 学ある事を知らざる如く、其親も亦不教の罪あるを知ら
 らず。今や文明の際に当り斯^やの如き不知の者あるべから
 ざる也。

頃^{まじ}日官に中学校御設ありて、庶民男子入校を許さ
 る。是に於て各区も亦小学を相設け競て其学に就かし
 む。

抑当区は中学の近傍に接し、且確乎^{かく}御規則相立迄は
 等級を論ぜず入校許され候義に付、更に、女学の小学
 を立、第二第九の両区は当区に連接し、又、甚其校に
 遠からざるを以て本校に結び……(女学校設立願)。
 として、女学小校の設立を願ひ出ている。

この願ひの中にある第一、二、九区の範囲は、旧城下
 町と林田・川崎・野介代・押入の村々の範囲であるが、
 実際は城下町の総町立であった。

六年(一八七三)二月二日、第一、二、九区副戸長
 の布達に、

右者(女学校)市中三区合併建設之儀に付、自今年
 齡八歳已上之女子一町五人づつ選^よび、来る三月一日よ
 り入校致さるべく、尤^ま右定員を越るは不^し苦候事。

但、貫族之儀も準じ入校候様尽力可^し致候事。

とあって、この学校は中学と同様八歳以上ではあるが女
 子だけを入学させた。しかし、士族の女子は同一には取
 り扱われなかったのである。それで、準じて入校できる
 よう尽力されよ、と但し書きを付けているのである。

「北条県管下一、二、九区女学校規則」によると、士
 族の女子の受(授)業料は、他区の女子と同様に、「場
 所入費戸数割之一戸分」を余分に取っている。つまり、
 町会所(学校)の使用料という意味で徴収したのである
 う。

二月二二日の布達(布達控)の中に、一町五人づつ選
 んで三月一日から入校させよ、とあるのは、一月二〇日
 に開校式はしたけれども、実際授業は延び延びになって
 いたのであろうか。中学と同様町に生徒を割り当て、多
 く生徒を入学させるのは差し支えない、というのも、こ

こにも事、志とたがう状況があつたのであろう。
 女学小校でも中学と同様な事態が起こつた。それは経
 済的破綻である。「学費支出困難のため七年三月廃止。」

第一則 一、学区を以て学区を設け、学区毎に学区長を置く。	第二則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。	第三則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。	第四則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。	第五則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。	第六則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。	第七則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。	第八則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。	第九則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。	第十則 一、学区長は学区内の児童の数を以て選ばれる。
---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

図31 女学小校設立規則 (福井敬二氏蔵)

と「北条県史」は記している。この学校も一箇年の寿命であつた。そして、この学校の跡地には、明治建築の装いをした成器小学ができる。

女学小校の 性格と内容
 「女学校設立願」と「北条県管下一、二、九区女学校規則」によって、この学校の性格、内容に触れてみたい。

この学校の教育目標は、「灑掃(水をかけ、ほうきできれいにする) 応対より縫績習字及読書其の他の女芸、」としていて、礼儀作法を主とする女子教育であつた。生徒等級表(図32)にあるように、以上の教授内容を年

生徒等級表	誦書	語誦	習字	筆業
五等	女子教則書	九九表	仮名数字	假名数字
四等	女子教則書	九九表	仮名数字	假名数字
三等	女子教則書	九九表	仮名数字	假名数字
二等	女子教則書	九九表	仮名数字	假名数字
一等	女子教則書	九九表	仮名数字	假名数字
五等七歳	女子教則書	九九表	仮名数字	假名数字

図32 女学小校の生徒等級表 (福井敬二氏蔵)

齡によって五級に分けた指導計画を作っている。

更に、特別な塾編成をしている。七歳から一五歳まで四〇人をもって一塾とする方法で、これを二人の女教師と一人の婢ひめ(下働きの女)が受け持つのである。

教師の人選も、「婦女子之義に付其業は拙つたはと雖も立本之大道に御座候はば、別而身行第一」が肝要であるとして、知識や技よりも、人格的なものを重んじている。

以上の点から推察しても、男子の中学は指導的人物の教育に重点がおかれ、女子の小学は女子本来の礼儀作法に重点がおかれた。この礼儀作法を欠くときは、進級は許されなかったのである。

ここで想起するのは、天保年間に設立された「教諭場」のことである。「教諭場」の女子には、女大学・女今川等の女子訓並びに紡織裁縫が授けられた。「教諭場」の女子教育と、修道館での男子の教育との対比は、明治初期の女学小校と北条県中学の対比とほとんど変わっていない。

終わりになったが、学校経費は生徒の受(授)業料をもって充てられ、不足分は区内有志の募金に依存していた。諸掛かり物や修理などの支出は、町会所の場合と同様、市中全部に割り当てられた。

横、市中全部に割り当てられた。

鶴山小学

七年(一八七四)四月七日、
「旧藩人三十余名県庁へ被^h呼出參事並七等出仕申上候学校設立之義論し有^レ之。」
同四月一二日、

「広江(中沢広江)学校設立御用にて出行に付、今日之出勉欠席。」

以上は、明治七年「津山表日記書抜」の一部であり、この動きは鶴山小学設立のものである。中心になって活動したのは、中沢広江・小沢泰・神村信卿などの士族であり、後の二人は同校の取締りとなっている。

修道館が北条県中学に使用されたことは既述した。この中学について、六年(一八七二)八月二四日付の政府の指令(「清券稅施行之義に付伺」に対する指令)に、「中学校地は相当代価を以^レ払下学校名請之公有地として券状相渡し、」と示されている。

そして、七年(一八七四)三月八日、

今般元中学校御取払に付、書籍不^レ残御払に相成候と、「玉置日知録」は記している。中学は、女学小校の廃止と前後して売却されているのである。その時、修道

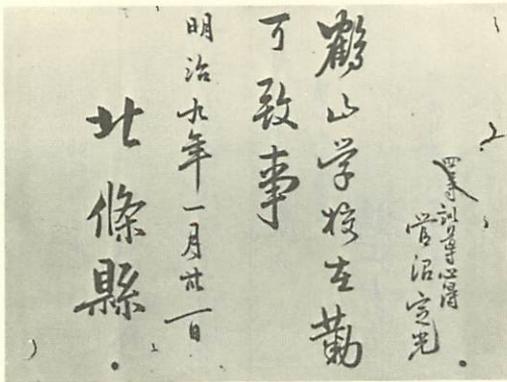


図33 鶴山小学教員辞令 (菅沼栄氏蔵)

館の講学所は士族に購入されて鶴山小学に使用され、五月一八日、開校された。この小学は、実は、士族の子弟だけの学校であったのである。六月一七日に、旧藩主から蔵本の小学教授書と三〇〇円が寄贈されたのは、このような関係があったからである。

この時の中学の売却代金は約一〇〇〇円と推定されるが、市内四校（成器・日新・時習・開智）の設立経費として配付された。

更に、教師は六人いて全員士族であった。すなわち、渡部恂・齋藤元・平井真澄・金田執・広瀬五郎・江口継男であった。

鶴山小学についての記述

をここに引用しよう。

(1) 教育する処は旧藩士族の子弟のみにして、他は一切入学を許可せず。此時、津山町民は、成器学校・時習学校及び日新学校（開智学校は九年時習学校に吸収。）を設立し、士族と平民と画然一区域をなし教育せり。（『鶴山高等小学校沿革史』）

(2) 士族共有なり。旧津山藩学校修道館此地に在り。廃藩後大いに規模を損す。其講学所を以て之に充つ。教員六人、男生徒二百三十人、女生徒百三十三人。（『新訂作陽誌』）

(3) 明治七年五月、修道館は鶴山小学と改称せられ、今まで畳の上での授業は、机腰掛で行はれることとなつた。

当時は、単語図といつて三尺に二尺位な長方形の厚い板紙に、糸・犬・猫・井などの絵を画き、それに漢字を書き添へたものと、連語図といつて、神は天の主宰にして人は万物の靈なり、（中略）といふやうに難しいことを漢字で書いたものによつて教へられた。（『出道直先生伝記』）

この伝記の部分は、修道館から鶴山小学に変わった当

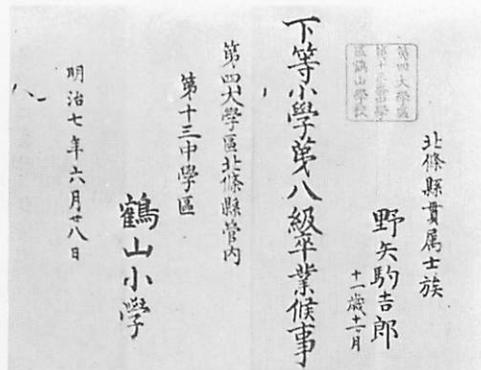


図34 鶴山小学卒業証書（野矢猛史氏蔵）

は、という特別な意識があったからである。この鶴山小学のことを鶴山学校（第一章参照）と表現するのも、この意識の現れである。しかし、このような学校が、長く続くとはいえない。満三年の後、「明治十年五月に至り、士族と平民と区別をなし教育するは、大いに当分の時勢に背反し、却て不利なるを以て、遂に鶴山学校を廃し、其の区に從ひ此を分割し、市街の三校」（前掲沿革史）に通学させた。

時を回想したものである。

寺子屋から小学に変わった

他の学校も皆修道館と同様であった。

士族の学校

ができたという

ことは、いまだ士族の間には庶民と

ここに鶴山小学の校舎は成器小学の支校となり、その名も消えたのである。

六々□品小学

六々□品小学とは一体どんな学校であらうか、と、だれしも思う。その

名称は、六の六倍は三六、□と品を合わせると區(区)、すなわち、三六区の小学という意である。

第三六区というのは、五年(一八七二)二月、美作(北条県)に施行された区制の三九区中の一区で、一つの行政区である。第三六区に含まれる村を挙げると、二宮・院庄・神戸・戸島(以上津山市)、古川・吉原・寺元・宗枝・真加部・下原・薪森原・原・河本・高山(以上鏡野町)の諸村である。

この小学は、当時の一つの行政区を一学区として、五年(一八七二)八月三日、古川の宝性寺に創立されたこととなる。(『鏡野町芳野小学校沿革史』)

学制公布後(八月一八日)北条県は、

今般全国一般学校御取設之積にて学制御渡相成其趣意別紙之通。(中略)就ては、即今管下一区に志箇所之小学校相設、四民共為^レ致^ニ勉学^一一度御趣意に候間、有志之ものを鼓舞し、夫々教官並に費用等相募之方法

見込相立可伺出二事。

との布達を出した。この布達は、中学校についても触れているが、学制公布直後の、小学設立に関する北条県の基本方針を示したものである。すなわち、

その一は、管下一区に一小学を設けることである。

その二は、教師や設立の費用は有志の者から募金する、ということである。

そうすると、右の一の方針が確実に守られたのが六々「品小学」なのである。

学制によると、全国を八大学区に区分し、更に、各大学区を三二中学区に区分し、各一中学区は二一〇の小学区からできていた。一番末端のこの一小学区に、小学を一枚作る仕組みである。小学が一枚作られる地域範囲（一小学区）は、人口六〇〇人を標準としている。学制に記している一小学区と、北条県の五年八月布達の一小学区を設ける「管下一区」とは、実はこのような相違があった。

修明小学（苫田尋常高等小学校）の学区は、「六年三月に、小田中・山北・総社・小原の四箇村で開校した。

七年北条県学区を制定して上河原を加へて五箇村」に變

更している。（同校沿革史）

してみると、七年（一八七四）四月、北条県の小学区が決定されるまでは、学校の設立される範囲は適宜であった。

中学の出した辞令（中学の項、前掲）に、

第七区仮小学教師当分雇申付候事

明治六年二月

北条県下

仮中学

と記されているのも、以上の状況を示すもので、過渡期の学区を暗示させる。

ともあれ、一行政区が一小学区になった例は、この地方では珍しい。このような大きな学区であると、急速に分解を起こすものである。余りにも広過ぎ、余りにも多くの村を包含するからである。六々「品小学」も、六年には二宮、院庄の両村が分離して育英小学を作った。七年九月には戸島、神戸の両村が分離し、上記院庄村を加えて三箇村で岸上小学を作った。このように、六々「品小学」も二年でその存在の基盤を失っていった。

寺小屋の間

五年（一八七二）の学制公布から七年（一八七四）の「北条県学校諸規

則」決定までの学校の状況を、次の二校の学校沿革史が記載している。

修明尋常小学校の沿革史は、

従来の寺小屋教育跡を収め、小田中・山北・総社・小原の四村連合して総社村正観寺を借り受けて校舎とし、六年三月開校式を挙行した。

当時、教員は佐藤謙一郎にして、生徒男女合せて三拾余名、学科は主として習字を教へ、傍ら学問のすめ及び大学中庸等漢書の素読を教へ、算術は教へなかつた。

高机と腰掛はあつたが、塗板はなく、授業時間割はなかつた。只、寺小屋教育に僅かな改良を加へしのみ。と記している。

田邑小学校沿革史は、

明治四年ごろ、土居通信・土居東一郎の斡旋により、村費をもって田邑村の子弟を教育する。上田邑引乗寺の客殿を校舎として青山館と称した。

生徒数は約六十人で、指導内容は塾と殆ど変らなかつた。

つた。

明治七年七月四日、青山館を引き継いで田邑小学校と称した。

と記している。青山館から小学校になつても、教師は相変わらず青山館時代の教師繁定阮良一人が教えていた。

この間、前者にはなんの名称もなかったが、後者には以前からの青山館という名称が付けられていた。それでも、教育の公共性は、前者は四箇村連合体の、後者は一箇村の経営という公立である点にみることが出来る。そして、これが明治の新しい教育の場であるとして目に見えるものがありとすれば、それは、教場にある高机と腰掛けだけであつたかも知れない。

川崎村は、六年（一八七三）に小学を創立していたが、七年（一八七四）になって、他村の創立の状況を見て、川崎・林田・野介代三箇村連合学区で再出発したおもしろい例である。

三、小学設立

次の表は、七年(一八七四)から同一一年(一八七八)の間に設立された津山市の小学校である。まずこの表を



図35 小学規則と小学教則 (河辺小学校蔵)

中心にして、草創期の小学について述べ、更に、教師、教科書、就学状況など当時の教育の実態について述べることにしたい。

明治七年— 設立小学一覽

校名	所在地	学区町村	創立年月日	備考
成器	戸川町 (妙願寺)	材木・伏見・京 堺・二階・元魚 下紺屋・鍛冶 美濃職人・三 三丁・戸川・桶 屋・新魚・吹 新職人・船頭 小性・河原の各	七・四・五	女学小校の跡に成器小学が新築され、八年一月落成。
鶴山	山下 (修道館)	士族の子弟	七・五・六	修道館の講学所を使用、一〇年五月、成器小学に合併。
時習	西寺町 (本源寺)	細工・上紺屋・坪井・福渡・宮脇・南新座の各	七・四・七	八年一〇月、官脇町に新築落成。
開智	鉄砲町 (光厳寺)	鉄砲・西今・西寺・安岡・茅・新茅の各町	七・六・五	九年、時習小学に合併。
日新	上之町 (千光寺)	橋本・林田・勝間田・中之東・新西新・上之の各町	七・四・二	八年六月、上之町に新築落成。
修明	山北村 (民家)	山北・小原・小田中・上河原・総社の各村	七・八・三	正観寺から山北村に移転し、民家修明小学とす立日とした。

小学設立

育英	烏と羽は	知新	日就	有章	精勤	田邑	岸上	二宮	玉琳
(大篠寺) (善心寺)	(東一宮村) (民家)	(東一宮村) (観音寺)	(勝部村) (大帯寺)	(志戸部村) (八幡社)	(東田辺村) (民家)	(上田邑村) (引乘寺)	院庄村	二宮村 (龍沢寺)	川崎村
大篠・上高倉	東一宮・西山方	東一宮	勝部・榎山・紫保井	志戸部・沼・大田	東田辺・西田辺	上田邑・下田邑	院庄・神戸・戸島	二宮	川崎・林田・野介代
八・一・一	七・八・三	七・八・二	八・六・一	七・八・一	七・九・七	七・七・四	七・九・一	七・九・一	七・八・五
	一〇年、知新小学に合併							二宮小学と岸上小学に分かれた時を創立日とした。「苦田郡誌」は五年三月とする。	六年、川崎村の日記として三箇村学区として発せられた。

明説	高取	躬行	教育	明知	寄り松	成名	高野	山崎	清水	弘明
(檜徒寺) 平福村	(民家) 池ヶ原村	西吉田村	(国分寺村) (民家)	(清滝寺) 河面村	下高倉村	(檜家) 村	(永楽寺) 高野本郷村	高野山西村	上横野村	(多聞寺) 下横野村
島・平福・中 口・大谷・種 の内上種	本堂尾・福吉・為 池ヶ原・黒坂・	原新田・金井・中 西吉田・福力・	瓜生原・日上・ 河辺・国分寺	田熊・福井・河 面・近長・下野 田(勝北町)	下高倉	部(東南条郡)草加 (東北条郡)野	高野本郷・押入	高野山西	上横野	下横野・上横野
八・六・六	七・二・三	七・四・八	七・二・七	七・九・三	九・四・一	三・九・五	七・三・一	七・二・二	八・一・一	七・一・一
				下野田は一 年、開校小 (勝加茂小学 校)に分離	一応「苦田郡誌」の日付をとった。			九年一〇月、高野小学に合併	弘明小学から分離	

明道	高尾村	高尾・福田	九・四・一
原智	横山村	横山・八出・小 山・金屋・荒神	八・〇・八
静修	綾部村 (民家)	綾部・吉見	二・三・一
○轟名 (民家)	塚角村	押淵・種の内下 種・塚角(無原 町)・入神(同)	二・一・四
○新野	山形村	堀坂・妙原・小 字八重・新野 (勝北郡)	九・〇・六

(注)○印の学校位置は津山市外であるが、地域の村も学区に入っていたので、ここに挙げた。
各校の沿革史を中心として、『岡山県教育史』、吉田・久米・勝田の各郡誌を参考に作成した。

創立年月日
小学校一覧によって、学校の創立年次をまとめると次のようになる。

七年創立校	二二校	七〇パーセント
八年創立校	五校	一七パーセント
九年創立校	二校	七パーセント
一〇年創立校	一校	三パーセント
一一年創立校	一校	三パーセント

七年創立が全体の七〇パーセント、七、八年を合計す

ると八七パーセントにもなり、津山市域の小学はほとんど全部が七、八年の創立になっている。しかし、創立年月日をいつにするかは難しい問題であるが、七年(一八七四年)四月の小学諸規則の確立後、小学という名称が付けられた時点を創立年月日に行っているようである。前に触れた田邑小学や、修明小学は、以前から学校が開かれていたけれども、このようなことで七年を創立時としたのである。

二宮小学の創立時は、『苦田郡誌』は五年三月とし、これ以外に明記しているものはない。五年三月というところ、いまだ学制は公布されておらず、小学という名称もなかったであろう。恐らく、立石家の後ろ立てによって、その後方にある龍沢寺が教場に使用されていた、とみたい。『苦田郡誌』は、何かの事情でこの事を知って、五年三月とした、と推定したい。

寄松小学の創立も学校沿革史は九年(一八七六)一月としてゐる。ところが、『苦田郡誌』は九年四月にしている。前記一覧表では九年四月の創立とした。これは、九年二月二七日付の寄松小学への教員任命辞令があるし、九年四月二四日付の寄松小学の卒業証書があるか

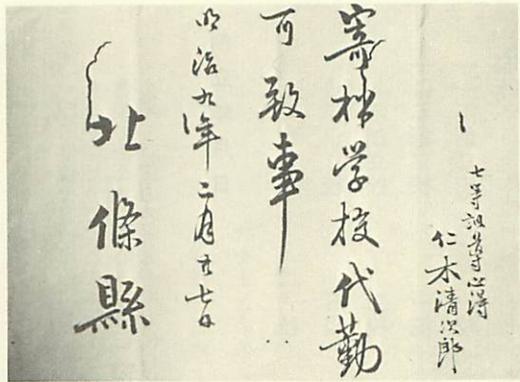


図36 寄松小学教員辞令 (仁木弘氏蔵)

ら、一応そのようにしている。

学校の創立時については、以上のようには、以上のように、多分に形式的配慮がなされている。更に、学校沿革史そのものにも不確

同一学区をまとめると、それはほとんど町村制施行時の村の区域に相当している。

そうなった事情は、町村制施行時の町村合併と、学区の決定には類似した条件があったからである。簡単に言えば、学校経営の負担能力がある地的範囲と、行政上のそれとが一致したということであろうか。その外にも、歴史的背景も考えられたことであろう。

行政的に決定された学区は、第一番、第二番というように順番に番号が付けられた学区で呼ばれている。この学区は、恐らく、行政単位である村も配慮して作成されたのであろうが、実際の学区に比べると一般に狭い。

教育小学の設立伺によると、

実な点がみられるのである。大体沿革史そのものが、学校の創立時から記載されることは極めて珍しく、かなりの時間が経過してから書かれている。したがって、文書の散逸とか、記憶の薄れとかによる誤りが出やすいのである。まして、人事交流の著しい時はなおさらである。(沿革史については後述。)

学区

一覧表で学区を見ると、旧城下町と農村部とは別々になっている。又、農村部の

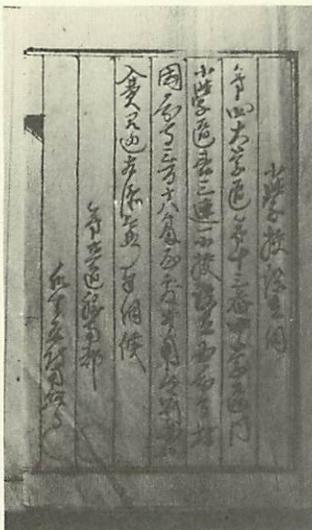


図37 教育小学設立伺 (河辺小学校蔵)

第一四四番、第一四五番、第一四六番三連区小学号
教育小学校

と名付けられている。すなわち、三小学区が、国分寺・
日上・河辺・瓜生原の四箇村に相当することになる。

高取小学は、

第四学区第一六番中学区第一四八、第一五〇連区
小学区

として開設され、高取小学と名付けられている。

このようにみると、番号制の学区（学制に規定する）

は、形式的に決められたものである。が、美作では、村
単位で実状に則して学区範囲が決定されているのである。
る。

校 名
校名を大別すると、次の二つに分類する
ことができる。

- (1) 地名に由来するもの。
- (2) 徳目に関係するもの。

(1) 地名に由来する校名。
これに属するものは、高野・高取・田邑・二宮・寄
松・山崎・清水・鳥羽・岸上・玉琳・鶴山の一一校であ
る。

校名になった地名を細かくみると、高取・高野・田邑

・二宮の四校は、創立時の村名を付けたか、あるいは、
町村制施行後の村名を先取りして付けたものである。

又、寄松・山崎・清水・鳥羽・岸上・玉琳・鶴山の七校
は、小字名などの地名を校名としたものである。中でも

鶴山の名は、鶴山という丘陵名に由来はするけれども、

その丘陵から離れた所に学校があってもその名は付くで
あろう。というのは、鶴山という言葉の中に、歴史的な

意味付けをしているからである（第一章参照）。だから、

鶴山という名称は、地名の地点から移動して一人歩きを
するようになる。この点が他の地名に由来するものと異
なるのである。

- (2) 徳目に関係する校名。

成器という言葉は、いくら素質があっても、みがかな
かったら役に立つ人間に成れない、という意味をもって
いる。又、日新という言葉には、毎日毎日新しい事を勉
強し身に付けていかななくてはならない、それが学校とい
うものである、という意味をもっている。前述した一一
の校名以外は、皆このような意味をもった校名になって
いる。

小学設立

小学草創期の人たちは一少なくともこの創設に情熱を傾けた人たちは、校名の意味するものを自分たちのこと、の将来に託したのである。そして、自分達が設立した学校の旗印にしたのである。このような校名は、小学草創期の一大特色であり、備前地区が一番小学・二番小学のような学区番号で呼ぶのと極めて対照的であった。

徳目から名付けられた校名で特異なものを挙げてみると、英田郡には、孟母三遷の教えに由来した三遷小学という校名がある。備前地区には、信・義・礼・智・信の言葉にあやかり、信之小学・義之小学（以下同じ）と名付けられているものもある。

一覧表の校名で、出典の主要なものを述べよう。

校名	出典
成器	礼記(玉不 _レ 瑕、不 _レ 成 _レ 器)
時習	論語(学 _レ 而 _レ 時 _レ 習 _レ 之、不 _レ 亦 _レ 説 _レ 乎)
開智	浄住子(開 _レ 智 _レ 生 _レ 福)、学制被 _レ 仰 _レ 出 _レ 書(智を開き)
日新	大学(苟 _レ 日 _レ 新、日 _レ 日 _レ 新、又 _レ 日 _レ 新)

知新	論語(温 _レ 古 _レ 知 _レ 新)
日就	礼記・詩経(日 _レ 就 _レ 月 _レ 将)
有章	春秋左氏伝(動作有 _レ 文言語有 _レ 章) 詩経(其 _レ 容 _レ 不 _レ 改、出 _レ 言 _レ 有 _レ 章)
修明	漢書(修 _レ 明 _レ 旧 _レ 典) 韓詩外伝(礼儀修 _レ 明、則 _レ 君子懷 _レ 之)
明知	礼記(雖 _レ 有 _レ 明 _レ 知 _レ 之心 _レ 必 _レ 進 _レ 断 _レ 其 _レ 志 _レ 焉)
成名	論語(君子去 _レ 仁 _レ 惡 _レ 乎 _レ 成 _レ 名)
明説	晋書(崇 _レ 義 _レ 明 _レ 節)(一二年明節と改名)

校舎

教育小学の設立同には次のように費用、出納見積りが記されている。

一 教員給料 一箇年一〇〇円但し二名

一名月給 六円

一名月給 四円

一 生徒授業料 一箇年一八円(注)一三五人見積

(月一人一錢二厘)

一 学校費用

第四章 明治の学校

書籍器械等 一箇年一七円

借宅営繕等 一箇年六四円六〇銭

世話方給料 一箇年二四円

小使給料 一箇年一二円

右費用総計 一箇年二五五円六〇銭

一 高割一箇年 一八七円二〇銭 (四箇村旧高石に付)
(箇年七銭三九七四八)

一 戸数四二〇戸一箇年五〇円四〇銭 (一戸付一箇年)
(一十二銭)

右課賦金 一箇年二〇五円六〇銭 (二三七円六〇銭の誤り)

差引 一八円過 予備

外

一金 五〇円 修繕入費

一金 六七円四三銭書籍器具其外共

ノ金 一七円四二銭

是者学校有志寄附を以一時充の小訳別紙に有之候。

このように経費は、石高割と戸数割によって学区の村に割り当てられ、その他は特別寄附によっている(教育小学創設資料)。以上の経費の中に借宅営繕等が見積られているが、これは、校舎の民家使用料やその営繕費用である。

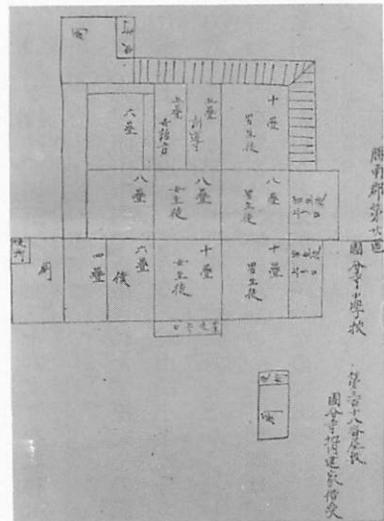


図38 教育小学校舎の間取
一國分寺村の民家を借った明治11年の教育小学。図は国分寺小学校と記している。(河辺小学校蔵)

時間的にみても、また経済的にみても、校舎の新築は間に合うものではなかった。当時、学校建築について特別の規則はできていなかったのである(一八年始めて公布)。だから、仮に新築されたとしても農村の場合など、生徒さえ収容できればよい、という小規模なものが普通であった。

さて、一覧表で何を校舎にしたかを見よう。

寺社の使用 一三校

民家の使用 七校

新築 九校

(寺とか、民家とかの特記がないものは新築としている。)

以上のとおりで、寺の使用が一番多い。これは、もちろん、臨時的なものであったが、急場をしのぐには一番適していたのである。寺小屋からの移行を考えると当然だったであろう。急場しのぎと言えば、芝居小屋を使用した湯郷小学、演劇場を使用した致志小学（奈義町）、番所を使用した飯岡小学（柵原町）もその例であろう。

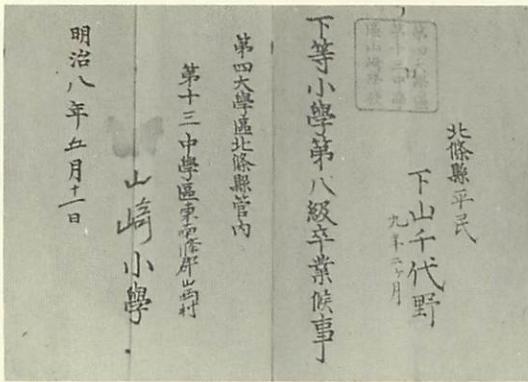


図39 山崎小学卒業証書（末宗直夫氏蔵）

急場をしの

ぐ適当な収容場がなければ新しい校舎を作らねばならない。新しく作られた校舎は、農村の場合、大体次のようなものであったのであろう。

校舎は、東



図40 設立当時の綾部小学校（清泉小学校沿革史）

西七間、南北三間半の草葺平屋造り一棟にして、其の敷地坪数百十坪、教室は、舎内を数区に分画して臨時教場を設け、児童（男女三十六名）を収容せり。（『英田郡河合小学校沿革誌』）

この外、津山市内で新築された学校をその記録や土地台帳によって追跡してみると、山崎小学は丘陵上の一八六坪、玉琳小学は河畔の一六二坪、という狭い所で間に合わせたのである。学校設立の一般的傾向は、早く、応急的に、という考えが強かったのである。

四、津山市街の小学

創立当時

ここでは津山市街地の小学一成器・時習・日新・開智(九年時習に合併)

の四校について述べることにする(鶴山小学は前述)。

七年(一八七四)三月になると、津山市街でも小学開設の動きが一段と表面化されてくるのである。周辺の農村部は、心ある指導者たちを中心となって、村民教育に既に取り出していた。

七年(一八七四)三月、北条県は、

今般第一区、第二区、第九区の市中へ連区小学校官立相成候条、兼而文部省より布達之通子弟六歳已上之者は勉て就学可_レ致、若等閑に相心得無_レ就学之者は父兄之責不_レ可_レ免候。心得違_レ無_レ之様可_レ致候。此段相達候也。

と布達している。更に、今まで願書だけで許可していた家塾を禁止し、もし家塾を開くなら、文部省の規則によって開業届を出すよう達している。

この三月、三箇区から提出された学校設立見込みは、次の表のとおりである。

御委託金	募金	総戸数	第一区	第二区	第九区	
三円七八銭七厘五毛 但、総人数 五四一人	此募金方三等に分つ 三七円三五銭 上等 五銭 三一九戸 中等 三銭五厘 三五〇戸 下等 二銭二厘 三九五戸	一二四五戸 一戸三銭の額		三四円五〇銭 上等 九銭 一〇〇戸 中等 六銭 三五〇戸 下等 三銭 三五〇戸	七〇〇戸	一二円二五銭 上等 四銭 一〇〇戸 中等 二銭五厘 一五〇戸 下等 一銭 四五〇戸
二円五五銭 但、総人数 三四〇〇人 一箇年一人に付九厘の割 一箇月如此					七〇〇戸	
同 上						

	生徒受業料 一五円 生徒三〇〇人 一人に付五銭			
合 金	五六円一三銭七厘五毛	三七円五銭	三四円一八銭一厘	二〇円 生徒三〇〇人 上等 五〇〇人 中等 一〇〇人 下等 一〇〇人 五七八銭
此 遣 払 金	五一円 内訳 教師六名 三六円 世話方 三円 借校料 四円 小 遣 三円 諸 費 五円 予備金 五円一三銭七厘五毛	三六円 同上三名 一九円 一等訓導一名七円 同上 三円 二等訓導二名六円 同上 二円 同上二名 四円一名に付二円 同上 七円 同上 一円五銭	三三円 同上三名 一九円 一等訓導一名七円 同上 三円 二等訓導二名六円 同上 三円 同上 二円 同上 五円 同上 二円一八銭一厘	
「新訂作陽誌」の「津山誌」による生徒数	男 二三七人 女 一五五人	男 一〇八人 女 八六人	男 一二三人 女 九五八人	

(注)この表は、明治七年三月各区から提出された設立見込書を、比較の意味から一覽表に作成した。欠落箇所もあるが了承されたい。

更に、同月二五日、北条県は、元中学校總建物を第一、二、九区の小学校用として下賜した。この時、旧中学校舎は、一部(鶴山小学使用)は津山士族が購入し、(前述)、その他は売却されて、市街地小学の新築費に充てられた。この時分配された金は、成器は二七〇円、

日新は二七一円七七銭、その外の学校の資料は見当らな措置が行われてくる。

四小学は、取りあえず寺を校舎に充てて仮開校式を挙

行した。これが、学校沿革史に記載されている創立年月日になるのである。学校一覧にあるように、成器は妙願寺、時習は本源寺、日新は千光寺、開智は光嚴寺で授業を行いつつながら、新しい校舎の建築が進められていったのである。

校舎の新築

新しい校舎は、成器は京町の女学小校の跡、時習は宮脇町藺田川いづながわの堤防上（現津山信用金庫）、日新は上之町の卒屋敷地（現城東保育園の位置）に建てられたが、開智は九年に時習に合併された。

学校の建築入費出納表が残っているので、次に記してみよう。

「成器校建築入費出納表」

出金之部	
棟梁渡 <small>ちやうりやう</small>	一五三二円三一銭五厘七毛
諸雑費	七八円一四銭
合	一六一〇円四五銭五厘七毛
入金之部	
寄附金 御下げ分	九六六円
寄附金 三度目之内	二六七円

寄附金 横山之分	一〇円
配賦金 中学校建物	二七〇円
月費之内	一〇〇円
可戻分（もとさねばならぬもの）	一六一三円
合	

「日新校会計出納表」

一金 一一六三円九〇銭	九区七箇町寄附金
一金 二七一円七七銭	元中学校建物払代
一金 五〇円	四校割賦金
〃 一四八五円六七銭	御庁より御下げ金
内 二四三円六三銭三厘	仮校入費
〃 一〇二二円三九銭三厘	新築入費
小計 一二六六円二銭六厘	
残金 二一九円六四銭四厘	予備金
此内 一七円	前番寄附金未納

成器、日新二校の建築費は前記のとおりであるが、これによって推察すると、恐らく、時習校の新築費も一三〇〇円前後であったであろう。

新しくできた学校規模についてみると、成器は、間口八間奥行九間、洋風三階造り、附属建物小使室便所、日新は、間口八間奥行六間、洋風二階造り、附属建物小使室

便所、時習は、間口七間奥行八間、洋風二階造り、附属建物小使室便所となっている。

(津山女子尋常小学校資料)

そして、成器は八年(一八七五)一月、日新は八年六月、時習は八年一〇月にそれぞれ落成式を挙行している。

ここに二枚の卒業証書がある。一枚(図41)は七年一月三〇日付で戸川町成器小学のものである。すなわち、妙願寺での卒業証書である。他の一枚

(図42)は、七年二月二三日付で京町成器小学のものである。これは、新築校舎での卒業証書である。この二枚から推察すると、開校される八年一月以前から、京町の新築校舎は使用されていたことになる。草創期の学校の沿革を、この二枚の卒業証書が語っている。

図44は、成器小学の当時をしのぶ絵であるが、新築された学校の姿を描いた唯一のものである。

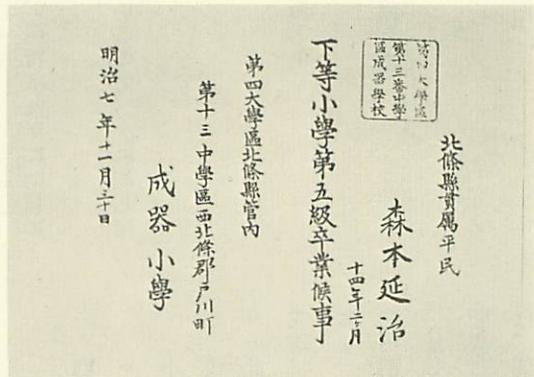


図41 成器小学卒業証書 一戸川町一 (森本謙三氏蔵)

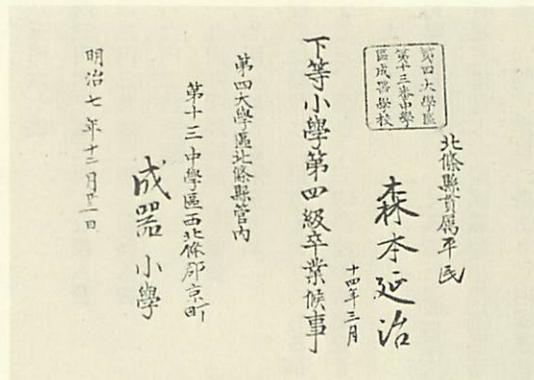


図42 成器小学卒業証書 一京町一 (森本謙三氏蔵)

大村斐夫は、新築された三校の外観をこのように歌っている。

中にも津山の三校は 西洋型を模造して 美麗は目をぞ驚かす 昼は白壁目に映じ 夜は硝子の燈火も文明開化の明りなり(『訓蒙美作略誌』)

『山陽新報』も津山の近況を、学事は一般に隆盛。(中略)京町に成器小学あり、元

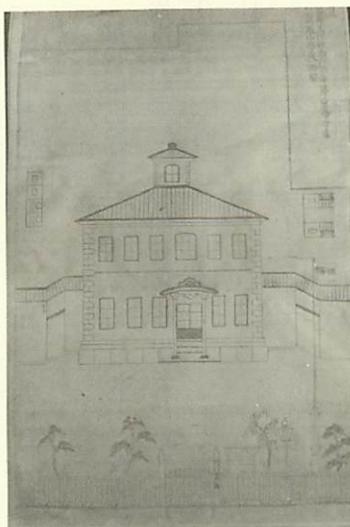


図44 成器小学校舎正面
(北小学校蔵)

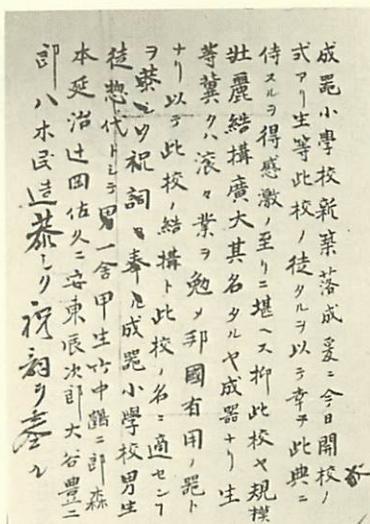


図43 成器小学校開校式の生徒祝詞
(森本謙三氏蔵)

西大番所前に時習小学あり、中之町に日新小学あり、中学校を除くの外は何れも洋風の二階作りにて、皮相の観殊に美麗なり。

と報じている(一一・二・四付)。まさに、津山市街の三校は明治建築の先端をきっていたのである。学校が文明開化の最初の建物であったからである。

五、教師の養成とその実態

北条県伝習所

小学設立の項で記したように、七年(一八七四)になってからの学校数の増加は、目を見張るものがあつた。学校では、生徒を教える教師その人が得られない状態になつたのである。そこで、教師の自給を意図した北条県が、教師養成に關する最初の布達を出したのは、七年(一八七四)五月のことであつた。その布達は次のとおりである。

兼而文部省規則に照準し、普く管内に小学校を設立し、全国普通之教則を施さんとするに、其任に堪ふる教師^{いまた}全、依^{よつて}之今般伝習所を設け新教則伝習せしめ、卒業之上は右小学の教師たらしむるに付、望之者は神

官僧侶四民男女之別なく試験之上入校差許候条、別紙規則之通相心得、来る二十日迄に学務懸へ可願出候。

第一回の試験は五月三一日に行われた。校舎は、衆衆園内の対面所・余芳閣などが使用され、六月一八日、教員三名、生徒四七名で開校された。〔北条県史〕・〔山北村誌〕

当時の入学試験の内容は次のとおりである。

- 一 日本外史・綱鑑易知録
- 一 素読終て後、其要旨を質問す。
- 一 作文
- 一 題を与へて、片仮名交りの文及び日用文を綴らしむ。
- 一 算術

加減乗除より分数までを試む。

但、右の三課兼業の者に非ずと雖も、二課或は一課に熟達すれば及第せしむ可き事。

この中にも、とにかく教師を早く養成したい気持がよく現れている。

次に伝習所規則の概略を示そう。

一 生徒者年齢十八歳以上四十歳以下たる可き事。
 一 体質壯健にして、已に種痘天然痘をなせし者に非ざれば入校を許さざる事。

一 入校の生徒者、初め之を下等生とし、學術之進歩に因り上等生となすべき事。

一 生徒学資金者官費を以て給すべき事。

一 成績之上者専ら小学之生徒を教導するを以て事業とすべし。

故に、入校之節、成業之後必ず教員に奉事するの証書を出す可き事。

一 成業之上者免許状を与へ、小学準何等訓導に任ずる事。

これらの規則の中には、現在の教員養成制度の上に引き継がれているものがある。

次に日課表を示してみよう。

一 朝午前第五時三十分 起

一 自午前第六時_三至_三八時_一 論語講議、喫飯

一 自午前第九時_一至_三十時_一 静座、素読

一 自午前第十時_三十分_一至_三十二時_一 外史団読

一 自午前第十二時_一至_三三時_一 喫飯、後力業、算術

但、隔日

- 一 自午後第三時-至三四時 習字
 - 一 自第四時-至五時 静座、素読
 - 一 夜学 十八史略
 - 一 不定時間 春秋左氏伝・史記・漢書・速水通鑑・通鑑綱目・文章軌範・伝習録・詩書・易经・明律・令義解訳書・韓非子・荘子
- 当時の勉強は、やはり漢学中心であったのである。(以上、伝習所設立関係文書)

この伝習所が設立されたのも、小学と同様昔の施設—衆楽園の対面所・余芳閣などの建物が使用され、お城で時を報じた太鼓が、上記日課の時刻を告げる合図に使用された。

この伝習所の最大の課題は、年の経過と共に増大する教師の需要に応ずる事であったから、小学教則の授業法を教えることだけで卒業させる速成コースも設けられていた。例えば、加藤平四郎は伝習所を卒業して、七年(一八七四)八月三日の修明小学の開校式当日には既に着任している。毛利元治も同日、六々口品小学の首席訓導として着任している。そうすると、これらの生徒

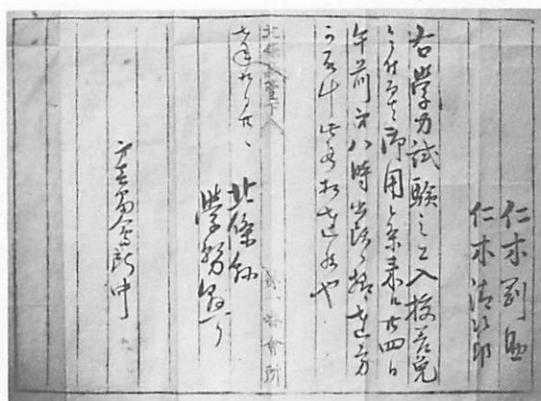


図45 伝習所入学通知 (仁木弘氏蔵)

に因るを以て、昨七年六月本省許可を経て、県下第十三中学区内山北村衆楽園中の館を仮師範学校となし、以て教員を陶冶(養成)す。其費用の如きは当分御委託金の内を以て充之、猶不足あるときは之を民費に課賦す。(中略)目今小学開校頗る盛に教員匱乏之際、其卒業を待て暇あらざるを以て、学力あるものは、一時師範、授業両科の内緊急の処を授け、更に、学力を

は、五〇日足らずで教師の資格を得たことになる。
九年(一八七六)一月、北条県は政府への報告に、
当県に於て小学を普及し難きは目今教員の匱乏(不足)

試験して仮に等級を定め、各小学に派出。

と述べている。この報告書は、伝習所のおかれていた事情を、異側に立って政府に報告したもので、当時の実情がしのばれる。

津山師範学校

北条県が岡山県に合併になると、北条県伝習所も目まぐるしく変わって

いくのである。

まず、津山師範学校と改称された。

九年九月三〇日、岡山県師範学校支校と改称。

同年一〇月三十一日、北条県庁跡に、師範学校支校と附

属小学を移転。

一一年（一八七八）二月二十七日、師範学校支校は岡山

の本校に合併。

以上がその概略であるが、この変化の中に学校の基盤の弱さが現れている。伝習所卒業生を含めて教師になった者、必ずしもその職を永く続けたのではなかった。教師の社会には、激動する時代の青年を引き留めるべきものがなかった。彼らの多くは政界や官界に転向していったのである。

北条県合併直後、九年（一八七六）六月、岡山県の第

五課（教育担当課）は、次のように達している。

当今、小学の設漸く緊密に至り、僻邑陋地（田舎の不便な所）と雖も其設なきはなし、而して、其教師たるもの遠く隔地に迎ふるより、之を近く其地に採るにしくはなし。然るに、当今各教師に任ずべき人材に乏しく、此に於て師範学校を設置し、各地に就て生徒を募集し、教師たるべき者を養成せんとす。然りと雖も、今一時に小学の數に適すべき人員を養成せんと欲せば、其費用今の民力にて難く支所なり。

故に、先づ各会議所の人員に割賦し、二百名を募集し学に就かしめ、卒業する者は、本人所属の会議所内の教師を命じて派出せしめ、直に其闕員は同会議所内より補ひ、漸次に教師の數をして校數に適当ならしめんと欲す。

今や、其生徒を募集する時に當る。各区戸厚く茲に注意し、左の人員を抜擢し出さしむべし。

そして、割り当てた生徒數は次のとおりである。

一番會議所	四人	二番會議所	二人
三	二人	四	一人
五	二人	六	一人

七番会議所	三人	八番会議所	三人
九	二人	十	二人
十一	四人	十二	二人
十三	三人	十四	二人
十五	四人	十六	二人
十七	三人	十八	一人
十九	二人		

すなわち、美作地区の会議所別に計四五名を割り当て、六月中に願書の提出方を求めている。この生徒募集は、八月にも、更に、九月にも欠員のための募集が行われている。

一月二二日には、県は、美作区戸長あてに、「教育の事は一日も欠くことができないものである。若い者にはよくよく言い聞かせて、師範学校に入学するよう尽力されたい。」との布達を出す状態であった。つまり、師範学校に入学を希望する者が思うように集まらなかったのである。

この事情とは別に、女子教師の養成所が津山にもできた。九年（一八七六年）一〇月、二階町に津山支校附属として女子師範ができ、尾上政則が取締りとなっていた。

る（岡山師範学校沿革）。この女子師範は、後に附属裁縫所となり、附属女紅伝習所と改名され、一二年（一八七九）五月には、更に附属女子手芸学校と改称された。一四年（一八八一）には、附属の女子裁縫所となっていた。男子にしても女子にしても、教員養成機関が津山にあったのは、極言すれば、北条県の存立期間中ということになる。

士族の教師

養成機関の項で述べたように、次第に学校は増加し、学級数も増加していく。それに反して、養成機関にはとかく生徒が集まりにくい。更に、若い教師には中途で退職する者がいる。

こう考えると、師範学校（伝習所を含む。）卒業者以外に、頼みとなるのはかつての私塾の教師や士族であった。特に草創期はもちろん、明治前期における教師は、士族抜きには考えられない。江戸時代から現代に移り変わる時期の特異な現象である。例えば、鶴山小学の教師は、全員士族であったことは前述したところであるが、鶴山高等小学校の二〇年（一八八七）六月現在の教師も、六人中五人は士族であった。

そこで、全体の傾向を知るために、鶴山小学（七年一

一〇年）、鶴山高等小学校（一九年—三〇年）の勤務教師全員の最終学歴を調査した。（鶴山小学は存立期間、鶴山高小は最初の二〇年間）それが次の表である。

落校・私塾	四・五二%	三・二八%	検 定 合 格	五・七四%
師範学校	二・一四%	一・五九%	津山裁縫所	二・九二%
北条県伝習所	八・六六%	六・八〇%	医学部中退	二・九二%
小学・中学	八・六六%	六・八〇%	簿記学校	二・九二%
	不 明			四・二九%

上記二校に限ったのは、他校の資料が得られなかったからである。

この表を見ると、落校・私塾出身者が約半分を占めている。鶴山小学は、土族の学校であつたし、土族が居住している市街ということもあるが、とにかく、土族にとって学校はふさわしい職場の一つであつた。

津山と同じ傾向は盈科小学（勝山町）にも見られる。九年（一八七六）六月創立以来二〇年（一八八七）までの勤務者九人中、七人までが土族である。一八年（一八八五）になって初めて教員養成所出身者が勤務している。

秀実小学（久米町）も同じで、八年（一八七五）から二五年（一八九二）の間、勤務者四三名中、土族は二八名

で、六五パーセントに達する。

後の二校は、真島藩と鶴田藩の膝下で、この点津山と同じ歴史的事情ではあるが、当時の傾向の一端をうかがうにたつたる。

教師の勤務年数
修明小学校の沿革史はこう言っている。

この頃（一二年前後）、教員の更迭頻繁にして生徒に大なる障害を来せり。

教育小学の七年（一八七四）から一四年（一八八一）までに就任している教師は九人、この九人の内、四人は辞職、三人は転任、二人は不明である。この九人の在職年数は、二箇月から二年までとなっている。

次の表は、秀実小学の教員個人別在職期間である。

（注）八年から二五年まで、一人一回の勤務月数である。

勤務月数	10	9	8	7	6	5	4	3	2	勤務月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	0	2	3	7	2	1	1	4	3	教員数	1	1	2	1	2	1	3	0	3	
勤務月数	21	19	18	16	15	14	13	12	11	勤務月数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	1	1	2	1	2	1	3	0	3	教員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
勤務月数		56	33	32	29	27	26	25	22	勤務月数	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
教員数	計	49	5	1	1	1	1	1	1	教員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

この表によると、一年以内の者が二六人を占めている。そして、学校を去った理由は、四九人中三七人が退職となっている。

そうすると、この学校では教師が来たと思えば退職する、この繰り返しが続いたということである。これは、鶴田藩の特殊事情が反映しているかも知れないが、一般の傾向を示す代表的な例である。このような場合でも、教師が得られるならよいほうで、教師が得られない場合が多かったのである。

修明小学では、「明治九年牧田亀太郎師範校に入学し、永井直藏代りて来る。是より先男女は別に教授し、殊に級別の増すに従ひ教員の不足を来せしを以て、生徒橋本源五郎・小林弥平治・伊賀義太郎・畑時治郎・平尾文平・清水助三郎を挙げて教授の補助」をさせて、この急場を切り抜けている。

当時の生徒の中には、塾などに行き漢・数を勉強した者もいたので、このようなこともできたのであろう。又、このようなことは他の学校でも多くみられた。

二六年（一八九三）三月一九日、修明小学校改築落成式に当たり、創立当時（七年八月）最初の教員として赴

任した加藤平四郎（最初の衆議院議員となる。）の祝辞がある。一部を記して参考にしたい。

回顧すれば既に二十年の昔とはなれり。明治七年頃の事なりし。此修明学校の始めて創設せられたる時、余は旧北条県の命を受けて其教員となれり。当時余は未だ年齢二十歳にも満たざる少年にてありし。故に、自分が正に学ぶべき時にして人の師たるの自分に非ざれども、其時代に於ける世の有様は、国の文化を催し教育の普及を謀るを急務とするの氣運に向ひ、各地とも同時に初めて小学を設くるの場合なれば、教員の不足にて需要最も多き際なるを以て、今日の如く有り余る多数の中より其萃を抜くが如き都合よきことに非ずして、少しく文字を知るものは挙て之を用ひ、敢て老幼賢愚を扱ふ事能ざりしなり。是を以て余の如きも其撰に当り、此大任を負はしめられたり。

斯る次第なれば、今日事物の整頓したる社会より見れば、児童にも等しき奇妙なる事なれども、教ふるか教へらるるか、先生か生徒か、殆ど見界も付け難き有様、（後略）

これが当時の教師の証言である。

六、教科書と教則

ここで採り上げる教科書は、日本全国で使用された教科書という意味ではない。成器・時習・日新・開智の四小学で実際に使用された教科書（教師だけの参考に供されたものもあるが。）と、それに一、二の農村部で、実際に使用された教科書を対象に採り上げた。同様に、教則についても、北条県の教則や美作各郡の教則を中心に採り上げた。

初期の教科書

のとおりである。

四、五年から一〇年ごろまで、津山で使用された教科書は次

読物

素	世界国尽	明治五年	内田晋齋書
世	世界国尽	明治四年再刻	福沢諭吉訳
○	官版改正史略	明治七年七月	文部省 北条県下書肆
反	刻	明治八年二月	官許翻刻 万竹堂横山治平
単	語編	明治五年	文部省

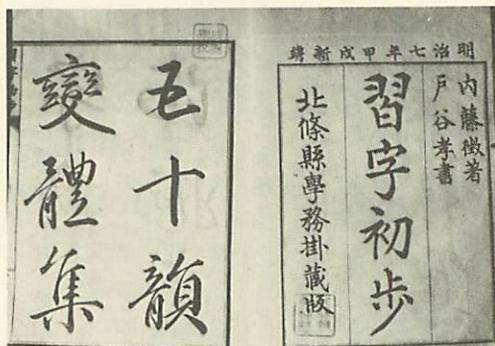


図46 明治初期の教科書（東小学校蔵）

小	学	読	本	明治六年	文部省			
近	世	西	史	編	紀	明治四年	文部省	堀越愛国訳
万	国	新	史	明治四年	箕作麟祥纂集			
物	理	階	梯	明治五年	文部省	パークル著		
○	万	国	地	史	略	師範学校編	北条県下文華堂反刻	
地	理	初	歩	師範学校編	明治七年八月改正	文華堂反刻		
○	小	学	読	本	明治十年	翻刻御届美作津山木町二丁目		
小	学	入	門	明治八年	文部省	北条県下文華堂反刻		

第四章 明治の学校

<p>算術</p> <p>西洋算術 明治四年 岸俊雄 纂集 山田則政 纂集</p> <p>小幾何用法 明治六年 中村六三郎 訳</p> <p>小学算術書 明治七年 文部省</p> <p>比例新法 明治七年 中条澄清 訳</p> <p>筆算通書 明治四年 花井静一郎 編</p> <p>筆算訓蒙</p>	<p>算術</p> <p>地球要覽 明治八年 林正躬 編</p> <p>訓蒙画入 明治六年 東岸舎 訳</p> <p>究理知恵のすすめ 明治六年 大阪府学務課 蔵版</p> <p>苗字 明治六年官許 大坂府学務課 蔵版</p> <p>国体大意 明治七年 石村貞一 著</p> <p>修身小学 明治六年 沢井秋尾平 訳</p> <p>西勸善訓蒙 明治六年 箕作麟祥 訳</p> <p>泰内国史略 明治七年 石村貞一 編</p> <p>日本史略 明治九年四月反刻 西北条郡京町草賀藤治郎</p> <p>日本地誌略 明治八年四月官許 北条県下文華堂反刻</p> <p>小学物理書 明治七年 文部省</p> <p>童蒙をしへ草 福沢諭吉 訳</p>
--	--

習字作文

<p>改正日本国尽 明治七年改正 瓜生寅著</p> <p>習字初歩 明治七年 内藤徴著 北条県学務掛蔵版 戸谷孝書 大阪書籍会社</p> <p>官名誌 明治六年</p> <p>開化用文章 明治五年 華山品著</p> <p>改正商売往来 明治六年 黒田行元著</p> <p>下等作文階梯 明治九年 大野徳孝編</p> <p>小学新消息往来 明治七年 松浦果著</p> <p>内国名尽</p>	<p>改正日本国尽 明治七年改正 瓜生寅著</p> <p>習字初歩 明治七年 内藤徴著 北条県学務掛蔵版 戸谷孝書 大阪書籍会社</p> <p>官名誌 明治六年</p> <p>開化用文章 明治五年 華山品著</p> <p>改正商売往来 明治六年 黒田行元著</p> <p>下等作文階梯 明治九年 大野徳孝編</p> <p>小学新消息往来 明治七年 松浦果著</p> <p>内国名尽</p>
--	--

(注) ○印 北条県教則に採り上げられているもの。

当時の教科書の特徴の一つは、翻訳されたものが多いことである。例え翻訳そのものでなくても、ほとんど、翻訳と変わらないほどである。文明開化、一にも二にも西洋という時代であったし、教科書そのものがなかったからである。翻訳本と、それを原本にしたと思われる教科書の例を、津山に関係あるものから例を挙げてみよう。宇田川榕庵訳の『地学初歩和解』(コルネル著)という本がある。この本は、序文にあるように、こどもに地球の大略を知らせようとしたもので、前半で地理通論を述

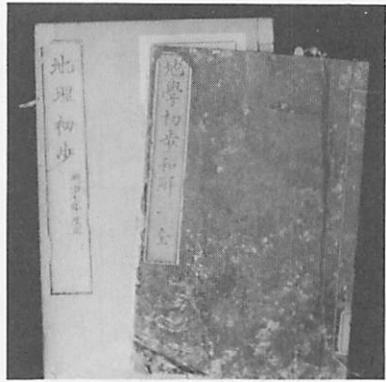


図47『地理初歩和解』と『地理初歩』
(津山洋学資料館蔵)

初歩』がある。この両者の類似している点を次に表にしてみよう。

地理初歩	地理初歩
<p>（洋）ハ、海ノ広大ナル者ヲ云フ。 （海）ハ、大洋ノ一部ニシテ、支派ヲ作シ陸地ニ近接スル者ヲ云フ。 （湾）ハ、地ノ彎曲ヲ為シタル処ニシテ、海水是レニ浸入スル者ヲ云フ。</p>	<p>大洋トハ、海ノ広大ナルモノヲ云フ。 海トハ、兩陸ノ間ニ介マリタル所ヲ云フ。即大洋ノ分レタルモノナリ。 海ノ深ク陸地ニ入りテ、船ヲ泊スルニ便ナル処ヲ港ト云フ。 水ノ陸地ニ曲リ入レル処ヲ湾ト云フ。</p>

べ、後半で各国の地誌の概略を述べている。ところで、前述の教科書の中に、東京師範編纂の『地理

（海峡）ハ、二水ノ狹隘ヲ為シテ接合スル処ヲ云フ。
（溝）ハ、人工ニテ成ル者ニシテ、海峡ヨリ狭シ。而シテ荷物ノ運用ヲ助クル者ナリ。
陸地ノ間ニアリテ、海水互ニ相通ズル狭キ所ヲ海峡ト云フ。
溝ハ、人工ヲ以テ鑿チ通シタル者ニシテ、物ヲ運漕スルニ用ル水流ナリ。

（注） 片仮名による振仮名は原典のまま。

この両者を比較すると、思い半ばに過ぎるものがある。したがって、当時の教科書の特徴は、まず、洋学者の手になるものが多いことである。次に、文部省や東京師範学校の出版、編纂が多いことである。一日も早く学校教育を、ということになると、当時としては、この両者が指導的役割を果たさなければならぬ状態にあった。

津山市街の小学の状況を歌った大村斐夫の『訓蒙美術略誌』も、塾生が使用し暗唱していたものの一つであるが、思うように教科書が手に入る状況でなかったことを証している。したがって、教則に挙げられている教科書でも、その使用は、強制的ではなく教師の適宜の判断に任せられていたのである。学校の建物も、教師も、そして教科書も、学校制度の後から遅ればせながらついていった。

教科書の変化

ところが、一二年以後になると、教則や教科書の方針に一つの変化が現れてきたのである。『山陽新報』（二二・九・二付）の論説は、

洋風一たびわが国に入りしより生意（いきいきとした様子）開化者流は、猥りに洋風を慕ひ、一に洋風二も洋風、自由と言ひ不羈と言ひ西洋に礼節なきもの如く誤認し、区々たる礼節は行ふに足らずと言ひ、丁重いんぎんなるものを称して不開化人と言ひ、軽躁侮慢至らざるなきより、今日の悪風を養成せしに外ならざるなり。今にして矯正するにあらざれば、今日学事に従ふ淳良の子弟と雖も此風に感染し、知識進歩する処あるも、却つて人間交際の道なる礼節を知らず、犬羊社会と撰ぶ所なきに至るを是れ恐る。

一三年（一八八〇）九月二〇日、岡山県は、「小学教科書に不適當の旨其の筋より通達之れあり候条、採用いたさざる義と可相心得」。此の旨布達候也。」と通達し、不適當な教科書を掲げている。

使用禁止になった教科書の中に、箕作麟祥訳述の『泰

西勸善訓蒙』や、津田真一郎訳の『泰西国法論』も入っている。すなわち、翻訳教科書が姿を消していくことになり、自由民権関係のものも使用が禁止された。この傾向は、津山地方の教科書にも一大変化をもたらした。小学発足数年にして一つの転機を迎えたのである。従来の翻訳本や、美作以外の著者ばかりの教科書に、美作在任の著者が加わり、その上、美作の教材を採用した教科書が作られてきた。

この当時出版された教科書で、美作に関係があるものを次に記す。

番 名	出版年月	著 者	出 版 人
小学書牘文章	一三・一	福井 孝治	岡山市中之町 森 嶺 蔵
小学美作史略	一三・一	矢吹金 一郎	津 山 萬 竹 堂
小学美作地誌略	一四・一	矢吹金 一郎	同
小学美作地誌略	一三・一二	齊藤 香	同
小学書取書牘字林	一五・五	矢部武 一郎	右 同
实用裁縫	一一・二	福井 孝治	龍 章 堂
独 稽 古			
小学修身談			

上記にある福井孝治は、島根県土族であるが、当時、津山の綾部に寄留し、東北条郡（苦田郡の一部）の巡回

訓導をしていた。後には自由民権運動にも活躍している。この福井孝治の著書「下等修身談」の序に、彼はこのように述べている。

方今修身書

の世に行はる

るもの数種ありと雖も、或は高尚に過ぎ、或は証例に失し、殊に其書たる多くは泰西の書を翻訳したるものなるを以て、地名人名などの如きも耳新しく、児童をして暗記に苦しましむるの患あり。之に加ふるに、宗教彼とひとしからず、人情も亦小同大異あるを以て、彼に美なるも我に於て然らざるあるが故に、尽く訳書に依頼すべからず。

これ又、教材は身近なものから、との主張をしているのである。学校開始後一〇年もたない内に、このような反

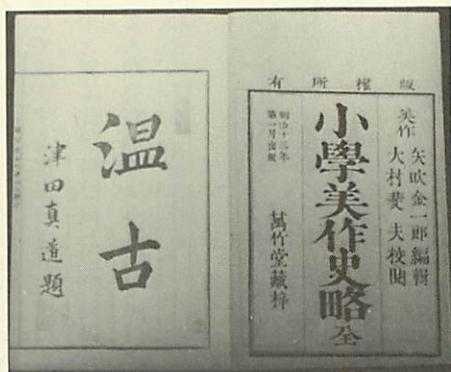


図48 小学美作史略 (米井孝氏蔵)

省が行われていたのである。このような教科書に対する考え方を含めて、時世の推移と文教政策の変化は、小学校の教科書制度に大きな変化を及ぼした。すなわち、一六年(一八八三)には、文部省の認可を必要とする認可制度となり、一九年には検定制度が実施され、三六年には国定制度が確立された。国定制度になった時の文部大臣は菊池大麓(其作秋坪の二男、菊池家を継ぐ)であった。

脱皮していく 則にも、一二年(一八七九)九月の教育令を契機として大きな変化が現れた。一二年(一八七九)の後半から一三年(一八八〇)にかけて、美作の各郡も、教育会議なるものを開いて新教則の作成に当たった。

一三年(一八八〇)三月の西西条郡(苦田郡の一部)役所の学事報告には、

さきに、政府教育令を発し、教育の主義を自治の針路に向はしむるや、各郡競うて其教則を改む。

我西西条郡の如きも亦、専ら土地適実の教則を制し、本年一月を以て之を実施せり。

と記している。

岡山県和気郡の小学教則（一二年一〇月）の緒言を引用してみよう。

普通小学は、都鄙とひを問はず一般学習すべきは論を待たずと雖も、往々其俗と産業とを異にし、従て習学時日に長短あれば、一定の法則を以て数多あまたの学校に実施し、画一の教科を以て一般の子女を教育すれば、其弊少なからざる旨を以て、従来の小学教則を廃止せらる。

因て我和気郡の如きも、従来教則の方円相容れざるの弊あるを除かんと欲す。故に、今般普通小学の主旨に基き、実地の俗と産業とを酌くみ、其習学時日等を量り、学期を六箇年となし、上下各六級と定め、毎級の修業を六箇月に充て、以て教科を撰定する左の如し。

以上を要約すると、教育の画一主義に墮するを廢し、地方それぞれに適した教育をする、ということである。このためには、地域の教材が採用されることになり、郷土から日本、日本から世界へと教材を広げていく授業計画が考えられた。

後年、郷土教育という思潮が教育界に流行するのであ

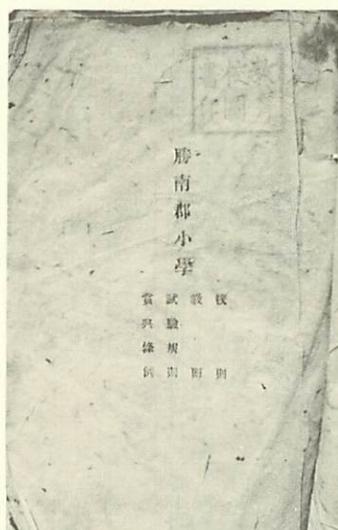


図49 勝南郡小学の校則と教則
(河辺小学校蔵)

るが、この当時の人は、これを郷土教育とは言わなかった。が、この考えをこの時代の教材に則して、見事なまでに教則に具現した郡もあった。

次に、北条県の八年（一八七五）改定の小学教則と、一二年（一八七九）の教育令の趣旨に基く勝南郡の教則とを比較しながら、当時の教育の実態に触れることにする。恐らく、前述した西西条郡はもちろん、その他の郡も勝南郡と大同小異であったろう。

下等小学指導内容（明治八年の北条貞教則によって作成した。）

習字	算術	読物	八級
五十音の字形 習字初歩 <small>こん</small> の 巻を用ゐて 大字	一から百まで の読・書 加算の九九 暗唱	五十音図 濁音図 改正単語図 改正連語図	七級
同上	百から万まで の数 減算九九	改正小学読本 巻の一、二及 び色の図	六級
皇国の帝号 大字の楷書	加法 乗算九九 当分筆算 訓蒙	同上巻の三 地理初歩と地 球儀及び形体 線度図を授く	五級
皇国年号の大 字楷書	減法	同上巻の四 日本地誌略 巻の一 地図を示す	四級
国府県名万国 名尽大字行書	乗法	同上巻の五 同上巻の二 地図を示す	三級
皇国苗字略の 大字行書	除法	日本史略 巻の一、二 同上巻の三 地図を示す	二級
美作往来の大 字草書	法 分数及び諸等	同上巻の三 万国地誌略 巻の一、二 地図を示す 当分の内 支那西洋史略 世界国尽 巻の一、二	一級
尺牘 <small>きんじ</small> 錦字を大 字草書	小数	万国史略 巻の一、二 同上巻の三 地図を示す 当分の内	

(注) 書取・問答・暗記・体操の課目は略した。

上等小学指導内容（同 右）

読物	八級
日本文典 巻の一、二 日本地理小誌 巻の一、二	七級
同上 巻の三、四	六級
日本略史 巻の一、二 万国地理書 巻の一、二 当分の問 興地誌略 巻の一	五級
同上 巻の三、四	四級
万国略史 巻の一、二 修身論 巻の一、二 同上 巻の四、五	三級
同上 巻の三、四	二級
物理楷梯 巻の二、三 博物学 近世化学 巻の一、二	一級
養生新編 全四冊 同上	

第四章 明治の学校

口授		読書		級
上等	下等	上等	下等	
(其地理博物物品・歴史・修身を高尚にす)	養修物品・生身等の事	美作史略 (当分本県地誌略の部代用)	小学読本 卷五 美作地誌略 美作本県地誌略	六級
前級に同じ	前級の他に地理談	日本地理上巻下	同上 卷六	五級
前級に同じ	同上 勸農談	万国地誌略 一	日本略史上、下	四级
生物地理談	同上 物理談	同上二、三	万国史略一、二	三级
経済談	同上 博物談	初学人身究理 一	宋于小学外編 一 小学物理書一、二	二级
国政談	同上 歴史談	同上 二	同上 二 経済要旨一、二	一级

(注) 勝南郡小学指導内容 (勝南郡小学教則によって作成した。)

輪講・暗記・作文・体操の課目は略した。唱歌は(当分をかく)となっている。

習字	算術
日本官名 日本国名 を用う	単率比例
日本郡名を用う	合率比例
細字楷書	按分通折比例 鍵比の例
る細字楷書	和較比例
る細字行書	開平法
る細字草書	開立法
速写	級
直線孤線平面 をかく	数
孤線体をかく	対数用法
地図など	幾何学大意

習字	
上等	下等
行書	仮名の正草
前級に同じ	変体及人名
草書	楷書苗字
前級に同じ	楷書 本郡村名
	行書 隣郡中接近村名
	行書 実用に適する 農商売往來

(注) 下等では、復読・筆算・書取・問答・体操を、上等では、暗記・算術・作文・体操を略した。

多少制度が移動しているが、指導内容を比較すると、前記二表の、後者の特徴は次の点である。

ア 読書と口授の時間に農業に関する読物や説話を取り入れた。

農村地域に則した教材を採用し、口授の時間を設けて、生徒の生活に切実感をもたせようとしたのである。

これまた、後年に主張される産業教育の先例と言えるであろう。

イ 美作の地理・歴史が教えられた。このような形で取り上げられたことは、現在までにその例をみない。

以上指摘した二つの事項は、郷土教育の先例を指導計画書の上に明示したものととして注目したい。

ウ 習字の教材には身近なものから遠いものへ、という配慮が、学年を追って端的に現れている。

さて、この新しい指導計画がどの程度実施されたか。又、地域によってどのように受け止められたか。次のような弊害も指摘された。

「教育令の旨趣を誤り、寺子屋の風に変ずるものを以て自治の精神を伸張したものとなし、其弊害たる挙げて数ふべからず。

是即ち自儘教育にして、決して自由教育にあらず。

(中略) 其校ごとに自治と言ひ自由と言ひ以て教育を統轄するものなきときは、是迄折角力を尽したる教育も寸進尺退し、また振起せざるなり。」(一三・七・

二九付『山陽新報』)

「世人は、自由教育を以て名とし、吾儘教育を以て実

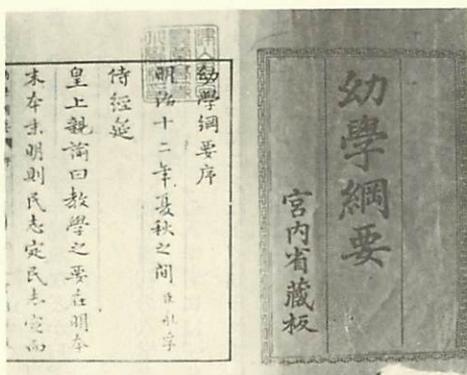


図50 『幼学綱要』（東小學校蔵）

とし、誤言縦行遂に昨日に嚇々たる教育も今日の微々に至れり。（中略）この状況は教員諸君、今少しく教育の実施に意を留め、以てこの衰頹を挽回されよ。」
 （一四・三・九付同）
 このような状況であったので、この教育令は翌年には

治の前半は、まさに改正に次ぐ改正であった。
 七、就学の実状

次の表は、明治前期の就学率を示したものである。

年次	地域		全 県		美 作	
	男	女	男	女	男	女
7			40.6%		40.2	
8			40.2		39.4	
9			44.4		37.5	
10	45.3		40.1			
	男59.4	女29.2	男54.0	女25.7		
11	48.4		47.8			
	62.5	32.2	60.8	33.6		
12	50.2		48.6			
	64.5	33.5	62.0	33.8		
13	53.6		48.8			
	68.3	36.5	62.4	33.8		
14	50.4		44.0			
	63.7	35.3	58.0	29.2		
15	59.8		52.0			
	71.8	46.3	65.0	38.4		
16	59.7		53.1			
	71.8	46.1	65.7	39.8		
17	59.0		50.6			
	71.3	45.4	63.0	37.3		
18	66.5		58.0			
	76.4	55.2	68.3	46.9		
一八八〇年都邑就学率	岡山		76.6%		男	81.3
	高梁				女	71.7
	笠岡		79.1		男	86.9
	笠岡				女	71.5
	倉敷		64.0		男	70.3
	津山				女	57.2
一八八〇年都邑就学率	岡山		76.6		男	72.0
	津山				女	71.1
一八八〇年都邑就学率	岡山		61.6		男	70.4
	津山				女	52.9

（注）この表は、明治一八年岡山県学事年報により作成した。

改正され、一四年（一八八一）には、学科として修身・

この表により、明治前半における美作・津山の就学率の一般傾向が了解できるであろう。

裁縫が初めて設けられた。一五年（一八八二）一二月には、忠孝を本とし、仁義を先にすることを示した『幼学綱要』が、全国の学校に配付された。教育においても明

小学校の義務制は、一九年（一八八六）の小学校令に規定されたのであるから、この表は、義務制以前の総括ということになる。

美作と津山の就学率はかんばしいものではなく、九、一〇年の落ち込みと一四、一七年の落ち込みは、全県平均をはるかに上回っている。又、一八年の都邑の就学率も、津山は最下位になっている。

以上の全体的傾向の上に立って、各校の沿革史・報告書・学籍簿・就学年齢簿などから、明治前期の実態に触れてみたい。

草創期の就学

創立当初の入学者は極めて少なく、その入学者には、年齢と学力にばらつきが大きかったことはよく知られている。この実態に触れようとして、一二年（一八七九）一月改めの学齢生徒台帳（成器と時習）によって、慶応元年（一八六五）から明治六年（一八七三）までの間に生まれた者が（六歳—一四歳）、とにかく入学したかどうかを調べた。これが次の数字である。

時習小学

全体三七・三パーセント

男四八・一

女二五・四

成器小学

二〇・三パーセント

二六・二

一四・〇

この数字をみると、六歳から一四歳までの間に学校に

入った者の比率は、平均して約三〇パーセント前後である。

次に、七年（一八七四）の一月から二月までの間に、学齢六歳になる者で就学した者を調べてみると、

時習小学 該当者 五六人 就学者 〇

成器小学（男）該当者 四八人 就学者 四

となつている。このことは、創立当時入学する者は（土族の子弟は鶴山小学に入学する。）六歳を過ぎた者が多く、又、全体の就学率も極めて低かったことを示すものである。

農村の一例を挙げてみると、行信村（柵原町北和気）では、創立した時六歳から一三歳までの生徒は三七人で、この中九人が就学（一八パーセント）したに過ぎなかった。以上、市街地と農村の例から就学の大体を推察することができる。

多い中途退学者

就学率も低いが、中途退学も多かった。就学率も中途退学数も経済事情に左右された。美作においては米の豊凶に左右されることが大きかった。

修明小学の六年（一八七三）三月の生徒総数は三〇余

名であったが、最初の卒業者は、一三年（一八八〇）五名、一四年（一八八一）三名に過ぎなかった。

教育小学は、七年（一八七四）九月創立され、男五九人、女一五人であったが、一四年（一八八一）四月、初めて卒業生男四人、女一人を出している。それほど卒業することは難しかったのである。

凶作の年の生徒の減少については、学校沿革史はこう書いている。

明治九年、(中略)当時、教員三名、生徒一二〇名なりしが、凶年の為退学者多く、僅か六〇名を止むるに至れり。(『修明小学沿革史』)

逆に、豊作になると就学生徒が多くなるのである。

明治一三年六月、(中略)此時教員三名、連年豊作の影響により、生徒漸く増加し一五〇名に至る。從而教場狭隘となり、東手の一棟を借り受け教員控室

にしている。(同前)

気候によって景気が左右される農村は、年々生徒数の増減がある。この傾向は僻地になればなるほど著しい。

西三条郡(苦田郡の西半分)の学事報告(一三年)は、
唯いかんせん学資の乏しく良教師を得るに難きを以

て、生徒の進歩随うて其功を視る少なく、且つ生計の艱難かんなんなると地勢の峻峻けんしゅんなるを以て、学齡間全く在学する能はず、往々半途退学の者多きは実に歎ずべきの至り。

と、その実状を報告している。

奨学対策

子弟の就学奨励策で、まず考えられることは経済的措置である。授業料減免

のことであるとか、教科書の貸与、月賦払いなど早くから行われた方法であった。学校の教師や村の関係者が、貧困者に対して精神的、物質的にいろいろな援助を与えたことは珍しくはない。

一〇年(一八七七)八月、岡山県は、美作の区戸長、学区取締り、巡回訓導に対し、「学事奨励の為、第五課出張所を師範学校津山支学内へ相設け、本月二十日より勸学事務取扱候条、此旨相達候事」の布達を出している。

この特別な配慮は、続いて第五課長を県令代理として出張させるほどであった。すなわち、

学校の貴重なる今更論を不待事にて、各地方漸々隆盛に赴くと雖も、独り美作国に至りては、合県後次第に衰頽を萌し、畢竟連年の早害故とは申しながら実

に遺憾の至に付、拙者出張の上諭達可^レ致の処、事務多端の折柄、第五課長一等属太田卓之を代理として派遣せしめ候条、能^よく其説論を確信服膺可^レ致事。

と、美作各区にその趣旨の徹底を図っている。

郡制施行になってからは、郡書記は郡内を巡回し、村会議員を集め、父兄を召集し、学区内戸長を呼び督励するところがあつた。

前述した一三年（一八八〇）の西西条郡の学事報告に、「唯いかんせん学資の乏しく良教師を得るに難きを以て（中略）且つ生計の艱難なると地勢の峻峻なるとを以て、」と言わせた文は、まさに関係当事者の心中を吐露したものであろうか。

このような状況の中で、一四年（一八八一）一〇月一四日、「就学督責規則」が布達された。これによって、就学の督責（正し責める）は学務委員が取り扱い、教員は生徒出席簿により日々点検するなど、学齡児童に対する督励は次第に厳しくなつていった。

八、奇跡の学校

第二次中学とその苦惱

五年（一八七二）修道館に中学が設立され、一年後には廃止されたことは既に述べた。廃止の理由は、中学よりも先に小学を、という基本線と、中学を維持するための経済的破綻であつた。北条県中学は廃止になつたけれども、為政者の内心には、中学を再置しようとする意図は消えてはいなかつた。

北条県に出仕し、政治の動きを知り尽くしていた矢吹正則が、六郡共立中学校連合会の式辞の中で、「明治八年に至り小学大いに興り、山村僻邑至る所に之れあらざるはなし。是に於て北条県復て中学を開設せんと欲し、而して廃県に会し終に果さず。」と述べていることは、まさにこれを証するものである。そのような中学に対する北条県の情熱は、一一年（一八七八）になつて日の目をみることになる。

一一年二月二七日、岡山県師範学校津山支学は岡山の本校に合併され、その跡（旧県庁跡、現津山文化センター

一) に変則中学の設立が布達された。(この中学は、二二〇と改称された。二二〇、津山中学)

早速、年齢一五歳以上の自費生徒一〇〇名を募集し、四月五日を締め切りとした。

試験科目は、日本地誌要略・勸善訓蒙・輿地誌略・数学(四則運算)であった。なお、一五歳未満でも上、下等小学卒業者は応募してよい、とされた。ところが、定員に満たなかったのである。そこで、「未だ満員せざるに付、来る五月二十五日まで募集延期」となったのである。この再募集でも定員を満たすことができなかった。師範学校の生徒募集と同じであった。

更に、一一年(一八七八)一月には、「生徒五十九名欠員に付、当年十月満十三歳以上にして、下等小学卒業のものは試験の上入学」を許し、「下等小学卒業せざるものと雖も、満十四歳以上にして、試験に堪ふる者は入学せしめ」として、願書の締め切りを二月一五日とした。

以上のような再募集でも五九名の欠員があり、受験資格の引き下げをしてまで再募集をすることは、この中学が不人気でもあったからである。

一二年(一八七九)三月に議決された岡山県予算に、津山中学校費 千四百三十二円四十銭

とあるのは、第二次中学校の予算であって、当時、中学校は岡山・津山の二校だけであった。それにしてもこの地域には、この中学を養う土壌がなかったのである。一二年(一八七九)七月九日にも、一四歳以上の者二五名を募集している(一二・七・九付『山陽新報』)。中等教育の実施には時期が早過ぎたのである。この状況はかつての津山師範学校と同じ道をたどり、一三年(一八八〇)六月二三日、岡山中学校に統合され、この第二次中学校も約二年で幕を閉じることになった。

**第三次中学と
その問題点** 第二次中学校廃止当時、又々、公立中学校設立への動きがあった。

この第三次中学校は明らかに行政主動型であった。第二次中学校は、中学存立希望の外に、師範学校跡利用という経済的有利性があったし、それに、県立ということもあった。しかし、第三次中学校は公立である。ここに問題が起こるのである。

さて、県は、一三年(一八八〇)八月七日付で、「公立中学補助として地方税の内から金員を配賦するから、

各地方において決議をして、一郡または二、三郡連合して中学を設置するよう、」との論達を出した。続いて一四年（一八八一）一月には、中学設立の準則と手続きの概要を示す「町村立中学校概則」が定められている。このような背景があったのだから、第三次中学校には行政段階において、県から郡、郡から町村へと設立の勧誘と指導が行われた。

東北条郡（苦田郡東北部）の担当戸長が出した村への連絡文書に、

書面中学校設立之儀、（中略）人民協議上より成立則ち十三年十月十四日決定致候ものに有之候。但、設立順序之儀者村々戸長に於て熟前相運び候儀にて、担当戸長より答弁を要す訳に無之候間、尚不可解之^{兼も}有^レ之候得者村々戸長役場へ尋問有^レ之候也。と記している。（美土路文書）

この文書には、八月に中学設立の論達が出され、一〇月には中学設立の議を決定しているというのである。その上、設立順序のことについて不可解なことがあれば、戸長役場に直接聞かれない、と言っている。これは、文中言うところの人民協議上成立したのではなく、明らか

かに、その設立当時から疑義があったことを立証している。

それにもかかわらず、中学校は設立の方向に進んでいき、初めは、勝南郡も含まれていたが脱落し、久米南条・久米北条・東南条・東北条・西条・西北条の六郡で設置することになった。これが六郡共立中学校（津山中学校ともいう。）で、位置は北条県庁跡と決定した。

共立中学校の募集要項は次のとおりであった。（一四・八・四付「山陽新報」）

本月二十日当校開校候に付、入学試験の者は左の科目に從ひ試験候条十五日迄に可^ニ申出^レ候也。

漢学、皇朝史略或は日本外史、叙事句読及文章書取、数学四則

但し、小学卒業の者は試験を要せず。

其他、従来修め来りし学課に就て試験を乞^ヒふ者は別に之を許す。

以上の要項を見ても、新旧交代する時代相がよく現れている。

それに小学校卒業者は無試験で入学させていることが目に付く。向学心のある者にはその機会を与えねばなら

ぬ、とは、北条県中学創立時からの主旨でもあったし、第二次中学校から得た生徒獲得の最良の方法でもあった。津山中学校規則第一条はこの事を明記し、

本校は、尋常小学を卒業したる生徒の来り学ぶ所にして、稍高尚なる普通の学科を教授する所なり。

但し、小学校卒業せずとも、年齢十四歳以上にて志願の者は、試験の上入校を許す。

と述べている。

前記の創立時における手続上の問題は、民権伸張への自覚を高めている農民と、共立中学校を設立しようとする郡長との間に、経費支弁の問題で深い対立を生んだままであった。その結果、七月上旬開校の予定が、校長・教員が決定しないので九月一日に延期された。開校されてもこの問題は解決されず、教員・生徒を巻き込み、授業が中止になることもあった。

一五年（一八八二）一二月二六日、遂に廃校に追いやられた。「鶴山高等小学校沿革史」は、「六郡共立中学校は、此学事旺盛の時期に臨んで終に煙滅するに至れり。豈慨歎の至りならずや。是を以て鶴山小学校は六郡共立中学校の跡に移転し、」と記している。第二次中学

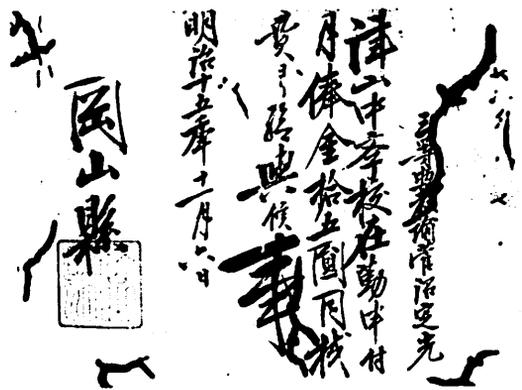


図51 第3次中学校教員辞令（菅沼栄氏蔵）

に開校し、二、三年の後には閉鎖されている。その理由は、経費の負担増と、高等小学校との両立不可能という事情からであった。美作の場合は、もっと深く後章で触れることにしたい。

鶴山学校の軌跡

士族の子弟だけを入学させた鶴山小学校は、一〇年（一八七七）成器小

学校の支校となって廃された。ところが、一四年（一八一）七月、鶴山小学校が又創立された（『鶴山高等小学校沿革史』は、

と同じく、この中学校もまた約一箇年で姿を消したのである。県の主動で設置されたこの種の中学校は、県下でも一〇校内外に達し、一四年（一八八一）

この日を七月一日とし、『津山女子尋常高等小学校沿革史』は七月一日とする。一四・七・一五付『山陽新報』は、七月一日開校式をする、と報じている。開校式と生徒の登校による開校との相連であるうか。この学校設立について『津山女子尋常高等小学校沿革史』は、「鶴山小学は復之を再興し、」と述べ、『鶴山高等小学校沿革史』は、「再び鶴山小学校を興すの機運に至れり。」と述べている。

次に、鶴山小学校の特異な点に触れることにしよう。一三年（一八八〇）四月六日付の『山陽新報』は、「津山藩主より士族達に下賜された千円でもって鶴山小学の再興」の件を報じている。これは、かねがね再興の計画があったことをほのめかしている。新聞が報ずるよう、この学校は、津山藩士族と資金面において特別の関係があった。

この学校が、旧北条県庁の建物の一部を使用した、ということは、六郡共立中学校（第三次中学校）と同じ場所ということになるのである。この両校は皮肉なことに、旧北条県庁の建物を分けて使用することになった。第三次中学校は北条県庁の本庁舎（現津山文化センター）、第二次鶴山小学校は師範学校附属小学校（北条県糾弾所―現駐車場）を使用した。

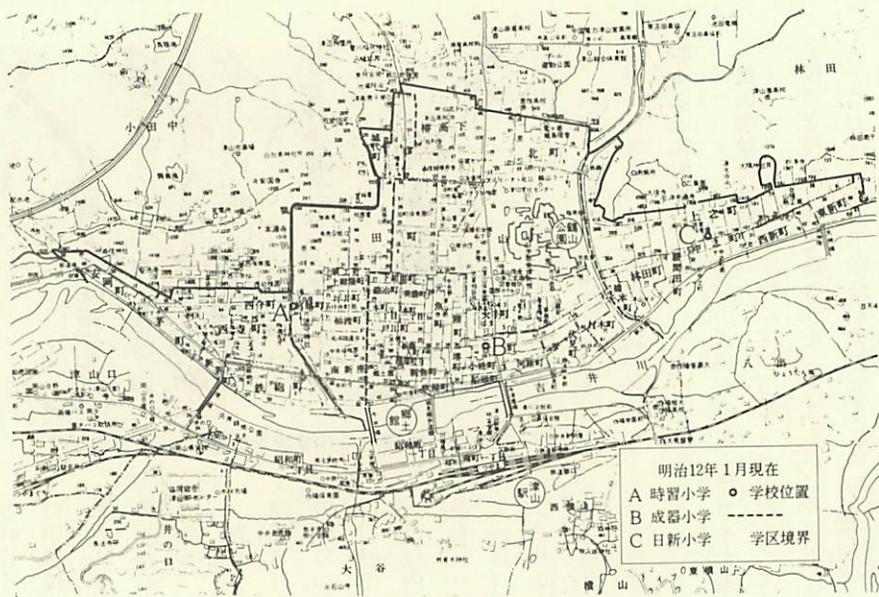


図52 時習・成器・日新の学区 一明治12年一

第四章 明治の学校

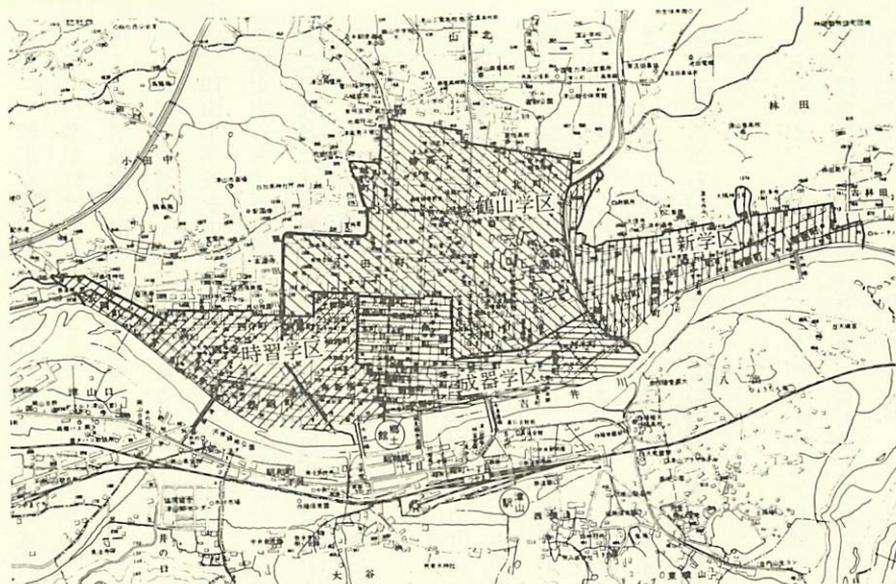


図53 明治15年津山市街の学区

以前の鶴山小学は入学者を士族の子弟に限ったが、これは、学区を北町・椿高下・山下・城代町と田町の大部分としたことに特徴がある。すなわち、大部分の武家町を学区にしているのである。こうなってくると、鶴山小学の再興と表現されるのも当然であろう。

『鶴山高等小学校沿革史』が、鶴山小学校を「鶴山学校」と称し、鶴山小学を「鶴山学舎」と表現しているのも、この一連の学校は、「鶴山書院」（藩校）の流れを受ける、という具体的な共通事実があったからである。

さて、一七年（一八八四）一〇月、鶴山小学校は、高・中・初等科の小学校に、これ以外の西北条・東南条の小学校は中・初等科の学校に改編された。これから以後は、両郡の初・中等科卒業者は、鶴山小学校の高等科に入学することになっていくのである。

九、小学校の整備

一九年（一八八六）になると、小学校は整備期に入ってくる。市街地にできていた小学校は統廃合されて、一つの中心校ができ、新たに高等小学校もできた。

更に、校名も町村制施行を機にして、従来の名称を廃して町村名が付けられた。ようやく、われわれの記憶に出てくる学校名が出現してくることになる。

この整備の過程を二つに分けることができる。一つは、鶴山小学校を中心とするものであり、他は、成器小学校を中心とするものである。成立の経過を全く異にするこの両者は、影響する範囲を多少異にするけれども、市街地については、この両者を抜きにしては考えられない。

高等鶴山小学校

まず、鶴山小学校は、一九年（一八八六）四月、一四年来旧中学校建物を借用候処今般生徒通学の便宜により、従前鶴山小学校旧校舎を修繕し、これに移転したのである（鶴山小学校校移転願）。これは、通学の便宜と記しているように、二町五箇村が学区であるから、交通の便利のよい旧藩校跡に移ったのである。

ところが、小学校令（一九年四月一〇日）によって、小学校を高等・尋常の二等にすることになった。すなわち、小学校は、尋常小学校と高等小学校に分けられた。

そして、高等小学校も数学区連合で設立してもよい、とされた。

これを受けて鶴山小学校は、二〇年（一八八七）四月、津山町・津山東町・東苦田村・西苦田村・林田村・田邑村・東一宮村（二二年町村制施行後）の二箇町五箇村共立高等鶴山小学校に改組され、これら町村の高等科の生徒だけを収容することになった。

ところが、

生徒が多くて収容しきれない、として、

又、校舎移転問題が起こった。その移転先がこれもまた津山中学校跡—一年前までいた校舎であった。鶴山小学と中学の

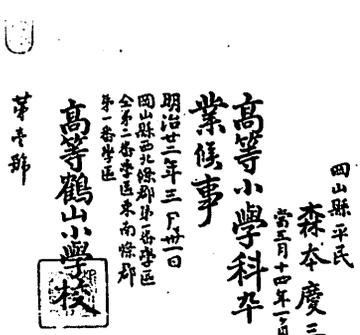


図54 高等鶴山小学校最初の卒業証書（森本謙三氏蔵）

第四章 明治の学校

設置年月	学校名	所在地	備考
二〇・一二	高等 <small>たかひら</small> 益 <small>えき</small> 小学校	下横野	高田村立 二七・三、 高田・高倉組合立 四一・四解散
二一・四	双松	院庄	二宮・院庄組合立 二六・一〇 尋常高等小学校へ
二一・六	鴨川 <small>かもがわ</small>	野高野本郷	高野村立 二七・三、 庭組合立 四一解散 高野、神

系統は、藩校と北条県庁の跡を遍歴しているのである。二〇年（一八八七）六月、「津山中学校舎之義は数年荒廢に帰し、（中略）此儘捨置候も遺憾之至りに有之、目下鶴山小学校舎狹隘を訴へ候折柄に付、該校舎に相充度、就ては建物書籍諸道具は勿論、敷地とも悉皆相当代価を以て御払下」を岡山県に願ひ出て、中学校の土地・建物・器具等を計二五二円六八錢七厘で入手している。これに修理を加え、その年の一〇月にはこの校舎で授業が再開され、翌二一年（一八八八）一月一〇日には移転式が行われた。

その当時設置された高等小学校は、次のとおりである。（現市域）

二四・四	高等正名小学校	中原	大崎、河辺、北和氣 南和氣組合立 三四・三解散
二一・三	高倉	上高倉	神庭、高倉組合立 二七・三解散
三四・六	苦田高等小学校	山北	西苦田、東苦田、田 邑、東一宮組合立 四一・三解散

この一覧表でも分かるように、市域の周辺部の村々は、市域以外に立地する高等小学校組合に参加している場合が多い。そして、組合構成の村々はかなり変動している。

四一年（一九〇八）四月には、義務教育は小学校が六箇年となり、それにつれて高等科も二箇年となった。これを機にして組合は解散し、関係各村は尋常高等小学校を設置していくのである。

さて、鶴山高等小学校（二三年改名）は、学区が広く、このまま組合立を続けると、学級数を増やさなければならぬ状態であった。それに、小学校の新築と重複し、組合立を続けるか、同じ経費がかかるなら将来を勘案して町立でいくか、その決定を迫られていた。三二年（一

八九九) ころには、組合分離の意思は決定的になった。三三年(一九〇〇)三月には、組合解散が決定し、三四年(一九〇一)四月には、津山高等小学校と改名した。『津山男子尋常高等小学校沿革史』はこのように記している。

其区域の広濶に失する、学級数の多大に過ぐるも、加ふるに人情風俗の自ら異なるを以て、遂に組合を解除し、明治三十四年四月一日津山高等小学校を設立し、旧津山藩士族の共有に係る家屋を使用し、併せて同敷地内に、東西二十間南北四間半の一棟を建築して仮校舎とせり。

同年八月、更に、東西八間南北四間半の和風二階造の一棟を建築す。

翌三十五年九月一日、鶴山城址の西北なる高燥の土地を下し、三千十坪余を購入し、一万四千七百余金を投じて一校舎を新築し、翌三十六年四月三十日を以て土木工竣る。現今の校舎即ち是なり。

然るに、年々歳々生徒の数増加し、校舎狭隘を告ぐるに際し、義務教育延長せらる(四十年四月)。是に於て明治四十年九月二日、二千六百四十円を以て四教



図55 津山高等小学校の女子卒業生
—明治40年2月19日写。41年4月1日男子校となる。— (北小学校提供)

室を増築し、同四十一年四月一日、男女を各別にし、尋常科高等科を併置し、名づけて津山男子尋常高等小学校と改称す。

これが言うところの男子校である。この男子校創設当時の事情を、町会議事録は概略次のように記している。男女を別学にした理由が分かるであろう。

小学校令改正（四〇年三月公布）により、義務教育年限が六箇年になったので、津山尋常小学校は多数の生徒を収容しなければならず、これに反して、津山高等小学校は多少生徒が減少することになる。

ここに於て、校舎充用の便と教育上男女区別の便により、津山尋常小学校に女生徒を、津山高等小学校に男生徒を収容することを議す。

四十一年（一九〇八）四月一日、上述の男子校と共に、女生徒を収容する小学校が設置された。言うところの女子校である。この女子校にたどり着く流れの中心が、成器小学校なのである。

**成器小学校
中心の統廃合**

次に成器小学校を中心にした統廃合をみることにする。

二〇年（一八八七）当時には、市街地には、成器・時

習・日新の三小学校と、高等科生徒も収容した鶴山小学校があった。

二〇年四月、鶴山小学校が高等科生徒も収容した鶴山小学校と同時に、成器小学校は尋常津山小学校と改称され、他の二小学校と名目上の統合をするのである。すなわち、時習小学校は同校第一分校、日新小学校は同校第二分校と、各校名変更が行われた。小学校の校名で津山の名称が付けられたのはこれが初めてである。更に、注目すべきことは、日新小学校をも第二分校として統合したことである。

当時はまだ町制施行以前であったから、津山町もなければ、津山東町もなかったのである。あったのは個々の町だけであったから、学校の方が一歩も二歩も先に統合したということになる。城下町という歴史の重みをもここにもみることができ。

二〇年一月一日、尋常科卒業式が挙行された。卒業式が行われたのはこの年が最初であった。卒業した生徒数は、

本校 第一分校 第二分校 計

男 五〇 二八 二四 一〇二

女 三〇 一七 一一 五九

となっている。

ところが、二二年（一八八九）町村制施行によって、

城下町は津山町と津山東町に二分された。それから約一〇年後、三三年（一九〇〇）四月、この両町は合併した。

この行政区画の変動によって、第二分校は尋常津山東小学校となり、第一分校は尋常津山小学校支校となった。

前者は、合併によって再度統合され、津山尋常小学校の分教場となった。（三六年二月廃止。）

この間、老朽校舎の改築と名目統合を實質統合に移す懸案を解決するため、津山尋常小学校の新築に踏み切ったのである。建築ができあがり、移転記念式は、三二年（一八九九）二月一九日に行われた。成器小学校（京町）を本校としていた津山尋常小学校は、山下（現駐車場を中心とする区域）に位置を変えた。町人町にできていた学校としては初めての移転であった。これが、四一年（一九〇八）四月の改組によって、津山女子尋常高等小学校となる。

学校整備の過程の中に二つの流れがあるといつて、その経緯を述べてきたのであるが、更に、昔に糸をたぐっ

ていくと、一つは、鶴山小学から藩校に到達し、一つは、成器小学校から教諭場に到達する。

一〇、中等学校の開設

先に、募集定員が集まらなかったり、それを維持する経費がなかつたりしたため、開校と廃校とが繰り返された中学校のことを述べた。それは想像もできないようなことであつた。中学校を興そうとする希望と、それを支えていくための必要条件とがちぐはぐであつたからである。

小学校の整備に伴うて、その条件が満たされる社会状況になるのは、二〇年（一八八七）を過ぎてからである。このような状況が熟していく過程においても、やはり、中学校は高等女学校よりも数年早く開設期を迎えていくのである。

津山普通学校の設立 津山中学校を述べる前に、津山普通学校について述べなくてはならない。

この学校については、『苦田郡誌』に、

明治二十五年四月創立

津山普通学校 山下

校長 大村斐夫

教頭 菅沼定光

明治二十八年八月廃止

と記している以外に何の記録もない。それでは、この学校は山下のどこにできていたのであろうか。

菅口良治（津山中学校第五期卒業生）の日記に、創立当時の津山中学校（旧藩校の一部）の位置を説明して、

「山下の大手門跡の近所で、京町の通りに直角な通りの突き当たりであった。ここは、中学校になる前は別の名称の学校があったように思う。」と書いてある。この普通学校は私立の学校で、当時、山下に位置した公立の学校は、北条県庁跡の鶴山高等小学校だけであった。

以上の点から考えると、津山普通学校は、今までの中学校や鶴山小学校の源流となった藩校の一部にできていたのである。

次に、この学校のできた背景を述べることにしよう。大体、普通学校という名称の学校は、岡山にはずっと以前から存在していた。岡山藩の藩校は、五年（一八七二）に普通学校と改称されて、東京とか大阪とかの大学校に

入る希望の生徒を收容して勉強させている。

二〇年（一八八七）前後のころには、私立普通学校も設立されていた。更に、清心・山陽・関西等の私立高校の前身が続いて設立されるという時勢であった。

ところが、美作では、共立中学が一五年（一八八二）末に廃止になって以来、絶えて中学校設立の声が聞かれず、中学校への入学希望者は岡山に旅をしなければならなかった。

これら内外の状況から、藩政時代からの碩学大村斐夫を校長とし、かつて留学生でもあった菅沼定光を教頭として、中学に代わるべきものという意図の下にできたのが、この普通学校であった。

この辺の事情を、『中学校誌』の中にはこう記している。

是より先、時運の未だ熟せず、法規の未だ一県下に二以上の中学校設立を許さざるの時に当つてや、高等小学校の卒業生は、進んでますます学を修めんか、身を寄するの校舎なく、去つて笈を速きに負はんか、学資の以て支へ難きを奈何せん。是故に、坐食遊優以て其の生を送るもの亦尠しとなさす。

是に於てか、有識の士皆以て中等教育の必要を感じ、

偶々私立学校設立の議起り、遂に津山普通学校なるものを設け、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。

この記事から、かつての北条県中学が作られたのと同じ意図をみる事ができる。学問への燈火は全くは消えてはいなかったのである。

更に、この学校の教師をみると、校長・教頭の外に川村良二郎・野矢恭二郎・大谷藤次郎がいるが、大谷を除いて全部士族である（野矢は、『中学校誌』には書かれていない）。こうなるのと、北条県中学との類似点がますます増し、ただ二〇年の隔たりがあるだけである。

普通学校の 実態
では、どういう学校か、この学校の規則（抜粋）を記してみよう。

第一条 本校は、他日諸官立学校に入らんとする者及中等の普通学科を修めんとする者の為に、必須の学科を教授す。

第二条 本校修業年限は三箇年とす。

第三条 本校修業の課目は、倫理・和漢文・英語・数学

科	二	三	一	二	一	二	一	二	一
算	算術								
理	物理								
文	和漢文								
英	英語								
地	地理								
史	歴史								
科	植物	動物	植物	動物	植物	動物	植物	動物	植物
二	植物	動物	植物	動物	植物	動物	植物	動物	植物
三	植物	動物	植物	動物	植物	動物	植物	動物	植物

津山普通学校規則
 第一條 本校は、他日諸官立学校に入らんとする者及中等の普通学科を修めんとする者の為に、必須の学科を教授す。
 第二條 本校修業年限は三箇年とす。
 第三條 本校修業の課目は、倫理・和漢文・英語・数学
 第四條 本校は、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第五條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第六條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第七條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第八條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第九條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十一條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十二條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十三條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十四條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十五條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十六條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十七條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十八條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第十九條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。
 第二十條 本校は、津山府津山市に在りて、大村斐夫を以て校長とし、川村良二郎・菅沼定光・大谷藤次郎を以て教師とし、明治二五年一月一日を以て業を始む。

図56 津山普通学校規則 (美土路博氏蔵)

・地理・歴史・理科の七科とす。

午後、英語・漢学・数学等の一科若しくは数科の教授を受くるものを専科とす。

第十四条 学年は九月に始め、翌年七月に至る。

第六条 入学せんとする者は、年齢十三歳以上、品行方正にして小学高等科第二年以上の学力を有するものとす。

第十三条 本校へ入学を許可されたる者は、束脩として金五拾銭を収む可し。

第十四条 毎月五日までに授業料四拾銭を収むべし。但し、専科のものは二拾銭とす。

第十六条 臨時試験は一学年間三回之を行ふ。

第十七条 学年試験は学年の終りに之を行ふ。

第十八条 臨時試験点数は、試験得点に日課点数を加へ二分して得点とす。

学年試験得点六十点以上の者を及第とす。

この規則によると、中学に代わるべき学校であり、更に、大学志望者のための学校であった。

この学校の設立準備の仮事務所は、西北条、東南条両

学年	科目	一 年	二 年	三 年
算	算術	算術	算術	算術
理	物理	物理	物理	物理
地	地理	地理	地理	地理
史	歴史	歴史	歴史	歴史
英	英語	英語	英語	英語
漢	漢学	漢学	漢学	漢学
数	数学	数学	数学	数学
科	科学	科学	科学	科学
文	国文	国文	国文	国文
書	書道	書道	書道	書道
工	工芸	工芸	工芸	工芸
作	製作	製作	製作	製作
業	職業	職業	職業	職業
科	科	科	科	科
目	科目	科目	科目	科目

那役所内に置かれていて、両郡の出身生徒からは入学金が取られていない。これらの点は、両郡とこの学校は特別の関係があったことを裏付けているのである。すなわち、津山市街が中心であったことはいうまでもない。

津山町会で、この学校への補助金を出す件の説明に、「高等小学校の学区と同様にて負担せり。」と述べている点は、津山町外六箇町村（津山東町、林田・東苦田・西苦田・東一宮・田邑の諸村）間に何らかの協議があったことを物語っている。しかし、高等小学校のような学校組合はできていなかった。「中学校誌」の、「しかしして、其費額(学校経費)は、生徒の授業料と、津山町・西苦田村・田邑村・津山東町・林田村・東苦田村・東一宮村の補助金をとを以て僅かに能く之を支へたり。」という

記事は、よくこれを裏付けている。

そこで、二五年度に補助金を出した所を町村資料で調べると、次のとおりである。(他は不明。)

津山町 九六円三七銭三厘

西苫田村 一八円六九銭二厘

田邑村 一〇円一〇銭

高野村

八円(大村が特別に出向いて集めている。)

これ以外にも経費負担をした町村があったであろうが、年とともに脱落し、一番力を入れたと思われる津山町でさえ、二七年度には補助金が三〇円になってしまった。当然、経済的行き詰まりがやってくるのである。これ以上に致命的なものは、この学校に対する精神的支持がなくなっていたことである。

二七年(一八九四)町会予算審議の討論を借用しよう。

漢籍を少し習い、また、歌を読み詩を作り、あるいは算術あるいは英学を修めるようなことでは、将来中学・師範に入学しても利なく害があるろう。十人位(津山町からの生徒)の生徒なら、志さえあれば田町・林田・惣社へ行けば先生の自宅で十分勉強ができる。

今、七十円近い金額を十人ほどの生徒のために費やすのは借しいことである。

あるいは、「偏頗へんぱの学問をすれば、後来大いに害がある。」との発言も出るようになった。

二六年度には出席生徒六〇人(内津山町二三人)であったのが、これを反映してか、生徒数も年々減少していくようになる。入学者が少なくなるばかりでなく、高等学校を卒業して入学した生徒でさえ一年足らずで退学し、市内の漢学や数学の塾に入所していく有様であった。(津山市学校資料)

「中学校誌」は最後の条に、

生員殆ど七十、津山尋常中学校の設立とともに之を廃し、而して、生員は概ね正規の試験を経て中学校に入ることとなれり。嗚呼、津山普通学校の設置は、本校(津山尋常中学校)を開始するの必要を感じしめたるに於て、其功渺からざるなり。乃すなち以て附記す。

と結んでいる。その設立意図と、一般の反応の状態が推察されるであろう。

この学校は、二八年(一八九五)八月に廃止になり、その直後九月には、津山尋常中学校が開設される。そし

て、普通学校の校舎と、そのほとんどの教師と生徒が新中学校に籍を移すのであるから、この学校の役割は全く過渡的なものであった。

藩政時代から燃やし続けた学問への火は、ようやく県立中学校として再点火されることになる。この火を消さなかつたところに、津山普通学校の意義があるのである。

県立中学校の設立 過去二〇年間の歴史が証するように、この地域では中学の早急な開設は無理

があつたのである。

小学校の整備拡充が進んでくると、隘路の一つであつた生徒募集ははぐれてくる。しかし、もう一つの隘路であつた経費については、私立や公立では賄うことのできる地域ではなかつたから、県立に頼らざるをえなかつたのである。

県立となると、『中学校誌』のいうように、「是より先時運の未だ熟せず、法規の未だ一県下に二以上の中学校設立を許さざるの時」であつたのである。

すなわち、中学校令(勅令第一九・四・一〇)の第六条は、「尋常中学校は各府県に於て便宜之を設置することを得、但

其地方税の支弁又は補助に係るものは各府県一箇所に限るべし。」と規定している。尋常中学校が岡山にあれば、津山にはできないということである。

ところが、二四年(一八九一)二月の中学校令中改正によつて、「尋常中学校は、各府県に於て一校を設置すべきものとす。但、土地の情況に依り文部大臣の許可を得て数校を設置」することができるようになつた。この状況の変化によつて、急に中学校設立へと動いて行くことになる。

この運動は、西北条・東南条郡の各町村長の「県立中学校設置願」となつて現れた。これは二六年(一八九三)九月のことである。この設置願の中には、今までの中学が経てきた歴史を細かに述べて、美作の特別な地域性に触れ、中学校設立の必要性を切々と述べている。次に主要な個所を引用しよう。

明治の初年北条県に於て中学校を設け全国の子弟を教育せり。明治十三年六月に至り廃校となる。此際小學校員伝習所あり。後、岡山県師範学校支校津山師範学校を置かるも亦遂に廃止せられ、明治十四年八月に至りて、西北条・東南条・東北条・西西条・久米北

条・久米南条の六郡に於て公立中学校を設け、暫くして岡山県立中学支校を設けられたる事あれども、皆遂に廃校となれり。

爾来、小学校外一の高等学校（中学校）の設けなきは、美作国人の深く遺憾とする所なり。今夫れ美作地方に於て高等小学校の業を卒へ、而して、更らに進んで中学校に入らんとするの志望を有する者、其数尠少に非らざるなり。独り奈何せん、道路隔絶交通不便なるのみならず、物価の高きと風土の異なるに従ひ、或は資金を得ず、或は其他の障碍に依り、中途にして廃学する者亦少からず。されば、退いて業務に従事せんか年齒幼弱学識尚浅し、進んで資金と場所とを得ず。実に今日の青年輩に在て其方向を失ひ、碌々以て其歲月を過し、人生脩学最要の機を失ふもの比々皆然り。法的にも中学校増設が可能となり、願いとなつてこの運動の糸口が開かれると、後は具体的な運動の時期と方法だけである。

たまたま、二七年（一八九四）三月、西西条・西北条・東南条・東北条四郡の町村長有志の会合で、「教育勸業奨励」について話し合いがあった。その席上、実科中学

校を設置したらよいではないか、という意見がでたのが、中学校増設に踏み切る発端であった。

そこで、津山町長など八名の委員を作り、美作地方有志に呼び掛けていくのである。この時も、かつてのように私費でもって建設することも考えられたようである。というのは、県議員であった河田繁穂が、組合村税では中学校の経費が支えられるものでなく、県立中学校の増設を図るのが最良である、と主張しているからである（河田の選挙区西西条郡は、以前の六郡共立中学校による民費負担増反対運動の発祥地区である。彼は、それを思ったに相違ない）。この主張で、県立中学校設置に衆議が決定し、美作一円に働き掛けるとともに、備中にも共同歩調を取ることを説いた。

これらの熱心な説得によって、中学校設立の建議は県議員多数の賛成を得、同年一月二六日、津山と高梁に尋常中学校の設立が決定した。これが津山高等学校の前身である。その本館の様子は成器小学の本館を思い出させる。

設立に当たり、美作一円から負担金が出された。中には、八六円の橋梁予算から八〇円を割愛して支出した村もある。

中学校生徒

の入学年月日

は二八年(一

八九五)九月

一六日で、椿

高下に新校舎

ができるまで

(三三年三月

移転)普通学

校の跡が使用

された。(三

二年四月、岡

山県津山中学

校と改称。)

創立期の津山
尋常中学校

手紙がある。それには、

(前略)此度は兼御同様希望いたし居候尋常中学校
愈津山へ設置相成候趣、津山人の幸福御同慶の至に御

座候。就ては菊池謙二郎なる者校長に任命相成候。

次に、創立当時の事に触れよう。
ここに久原射弦から菅沼定光に送った

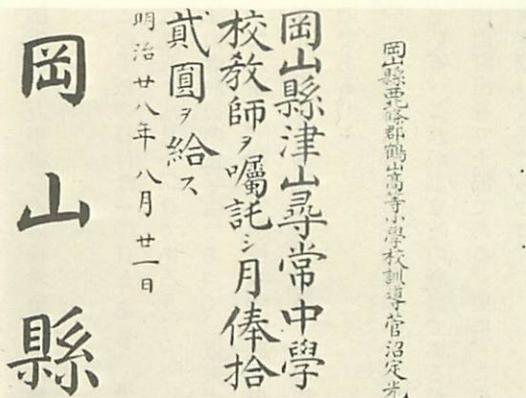


図57 津山尋常中学校の最初の教員辞令 (菅沼栄氏蔵)

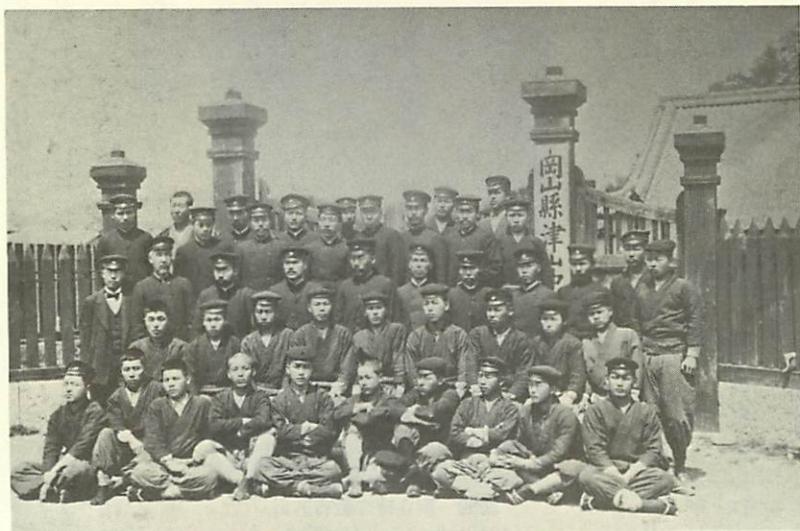


図58 津山中学校第1回卒業生 (津山郷土館提供)

(中略) 此度本人赴任に際し面会仕候間、津山の来歴事情津山青年現時の風、并に我々が向來校長に向て津山青年教育の為に希望いたし候事等相話し、且、先生は、津山に於て多年津山青年の教育に専心従事被_レ致、積年の御経験老練に被_レ在候事共精しく相話し、赴任後は、万事先生へ御相談申上ぐる様申置候得ば、本人より御相談申上候はば、津山の為御配慮の程奉_ニ希望_ニ候。且、本人は津山には知人を有せざる趣にて、全く孤独の有様に御座候。万事御心添の程希望の至に御座候。(後略)

と記している。この手紙の日付は一〇日とある。恐らく、二八年(一八九五)八月一〇日であろう。

久原と菅沼は津山藩最後の留学生であつて、以来ずっと東京にとどまつた久原が、郷里で学校教師の道を歩いている菅沼に、新任中学校長菊池(水戸出身)への協力を依頼しているのである。

さて、二八年(一八九五)八月から一〇月にかけて任命された職員は八名いる。これが創立時の職員であるが、この中七名は、津山町出身で士族である。更に、この中の三名が津山普通学校の教師であつた。

菊池は津山に着任すると、菅沼の協力によつて教職人事を急ぎ、八月中には、普通学校からの三名と事務職一名の発令をしている。二八年が過ぎると、菊池は全部(在任中六人)他県人を採用しているのである。彼は、中学校創立時の人事の難しさを感じたであろう。

誓 詞

我等は忠孝仁義の大道に由り智識を研ぎ志操を堅くし國憲を重んじ國法に遵ひ常に帝國の眞民たるを期し上は以て 聖恩に報ひ奉り下は以て父母の心を安んぜむ一旦緩急あらば生命を抛ちて國家を泰山の安きに置かむ
親愛なる學友諸君、我等は相共に之を誓ひて取へて渝らざらむことを務めむ

図59 創立時の教育方針
一校長は生徒とともに声をあげて

次に、菊池の教育の一端を紹介しよう。

菊池は、一年たった二九年(一八九六年)一〇月一五日から二〇日までの六日間、全校参加の秋季行軍を挙げた。目的地は伯耆橋津で、往路は人形峠を、復路は犬狹峠を通る約二〇〇キロの行軍であつた。

次いで、同年十一月三日の天長節の日から、三大節に

は、彼は倫理講演をし、彼の作った誓詞（図59）を生徒と共に黙誦した。（『済美会雑誌』三号）

彼は、津山にないものを生徒の心に植え付けて、三〇年（一八九七）四月に去って行ったのである。

女学校以前

女子の教育は一步も二歩も遅れていた。津山（美作でも）で女学という文字の付いた学校は、六年（一八七三）の女学小校が最初である。これが七年（一八七四）に廃止になって、高等女学校設立が浮上してくる三三年（一九〇〇）ごろまでの間、女子教育機関が議題になった形跡はない。それは、女子は裁縫塾で結構である、という考えが強かったからである。

女学校設立以前の裁縫所は次のとおりである。（『苫田郡誌』）

裁縫所名	位置	創立年月
松岡裁縫所	田町	明治元年二月
津山裁縫伝習所	田山二階町下町	一八二〇・九月
牧山裁縫所	二階町	一四三三
三木	小田中	一七三三

これらは、裁縫伝習所以外は家塾であった。

ところが、高等女学校設立以前に、もう一種類の教育機関があった、それは、高等小学校卒業者を入学させた淑徳館と津山女学校である。この二校は、時的にみると、高等女学校設立までの過渡的なものであり、内容的にみると、塾から高等女学校への漸移型というべきものである。

今、高等女学校の一、二回卒業生の出身校別人数を調べてみると、

出身校	人数	出身校	人数
淑徳館	二五	不明の高小	五二
津山女学校	一〇	郡部の高小	一五
津山高小	二〇	私立女学校	二
菊井裁縫所	一	尋常小	一
計			一二六

となっている。高等小学校卒業者の多いのは当然である

長谷川裁縫所	椿高下	四一七・五
沼本	椿高下	四一九・四
菊井	桶屋町	四二〇・二

が、淑徳館と津山女学校出身者の多いのに気付くであらう。この現象は、この期の卒業生の特徴であり、又、この二校の存在意義を特色付けるものである。

それでは、この二校についての説明を簡単に述べることにしよう。

淑徳館は二八年ごろ創立され、館長は矢吹正則、主任は宮田艶子であった。南新座の宮田の自宅（郷土館の東）が学校となり、裁縫を中心にして修身・作法・茶道・読書・算が教えられた。この学校の特異な点は、県立女学校ができるまでの、段階的な学校であることを強く打ち出していることである。この点男子を収容した津山普通学校と類似した性格をもっている。

三四年（一九〇一）の淑徳館収支決算書の備考に、
 教場の築費及学資補助として三年間若干の義捐を約せらるるは、県立女学校の開設ある迄本館を維持するの覚悟に外ならず。於是本春教場を新築し、（中略）

諸君と共に力を女学の發達に注ぎ、県下の代議士に愧るなきの实效を挙げんとす。今は校舎の建造に費える所なければ、明年以後諸君の義金と生徒の束脩月謝（ことごとく）は悉く是を経常費の一途に注ぎ、教員教具の増加は勿論、

館則をも益々改良し、他日完全なる高等女学校の開設に当て、入校生徒に一層の便宜を与へんと欲す。（後略）

と述べている。この予算の中には、オルガン代、春秋二季生徒父兄会費及び生徒運動会費、寄宿舎家賃も計上されていて、従来の単なる裁縫塾とは一味異なる性格が現れている。普通学校が中学校に吸収されたように、この学校も県立女学校に吸収された。普通学校の教師が中学校教師になったように、宮田艶子も最初の県立高女の教員に任命されているのである。

もう一つの学校である津山女学校は、竹内文が南新座の自宅を中心にして経営したもので、もちろん家事・裁縫も教えられたが、英・数・国等もあった。中でも、英語の授業と賛美歌を歌ったことは特色であった。

竹内はキリスト教信者で、父の竹内廉は、津山キリスト教会で洗礼を受けていた。こんな関係からか立石岐の助力を受けていた。

不思議にこの学校については、『苫田郡誌』は何も語らないのである。筆者が目にしたのは、三九年（一九〇六）前後の県立女学校の記録の中に、津山女学校・私立

津山女学校という名称だけである。当時を知っている人は、「竹内塾」といつていた、と語っている。又、当時の女学生の記録の中にも、「竹内塾」と書いている。英語授業で新風を起こした上に、中学校の教師も応援したという点から、津山女学校と呼ぶ者がいたのであろう。この学校は、三〇年（一八九七）ごろ開設され、県立女学校開設後閉鎖されている。

津山高等女学校の設立

三三年（一九〇〇）七月ごろには県立女学校設置の件が浮かんできている。

当時、藩校跡には、中学校に次いで津山高等小学校が入居し、北側には、津山尋常小学校が竣工したばかりで、まさにこの附近は学校発祥の地となっていた。

地元県議はもちろん、政友会県議にも働き掛けて、県立女学校設置議案が県会を通ったのは、三四年（一九〇一）一月二六日のことであった。この働き掛けは激しかったので、翌年六月には贈収賄事件にまで発展して、町長江口継男は辞職するに至った。

この学校は、勸業試験場から藩校の跡にかけてが敷地となった。この敷地は、町の負担で南側の堤を切り下げ、その土で北側の地上げをする計画であった。ところ



図60 津山高等女学校の敷地視察

—明治35年10月10日、地ならしの委員と役場吏員—（神保写真館撮影）

が、知事が現地の視察に来て、南側の堤は従来の遺物でもあり、且つ、女学校としては最も適当な障壁である、とし、この堤を残して県費でもって地ならしをした。堤は残った。この堤が、いわゆる「万里の長城」として戦

後まで残ったものである。当時、堤の南側には堀が一部残っていて、蓮池とも称されていたが、三五年（一九〇二）七月、「蓮池三畝歩、埋立費五十円」の町予算で埋め立てられた。

学校は、三六年（一九〇三）四月二八日開校され、本科と技芸科に分かれていた。この学校も、中学校と同じように、新校舎ができるまで何年か待たねばならなかった。

草創期の 女 学 校

初代校長堀尾金八郎は、『校友会誌』の第一号に、この空白時をこう記している。

本校の生徒を募集し、授業を開始せるは三六年四月とす。是より前、既に建築に着手せる我舎本館が、開校以前に落成する予定なりしも、事故ありて起工の期大いに後れ、竣工亦従つて後れたれば、勢ひ仮校舎によりて授業を開始せざるべからざるに至れり。今の第一運動場は、当時鶴山高等小学校の在りし所にて、用に堪ふる建物は、之を今の高等小学校に移転改築せる際なれば、残れるは、今の鶴山館を中心とし見る影もなき二階建の校舎其東南に連り、柱傾き壁落ちて危げなる一棟北に並び、屋なく壁なき廊下の骨格単り存し

て南に延び、其の寂しげなる有様、「城春にして草木深し、」てふ感慨を起さしめんとす。（中略）

鶴山館なる本館には、二教室と校長室教員室を取り、湯呑所昇降口を設け、また、生徒の会合所を設けたり。

東南なる建物の階上を音楽教室にあて、北なる一棟には普通教室二個と裁縫教室とを設けたり。音楽教室には戸障子なく通風の過良、多く其の比を見ず。鶴山館は、其の後、鶴山の中腹に移されて大いに其の容を更めたれども、旧時の居所を眼下に瞰て今昔の感に堪へざるが如く、また、常に本校の隆昌を祈るに似たり（東運は著しく低く、石礫多く、生徒が石を拾い、砂を入れたという。）。（中略）

本校創業の第一年を送り、第二年を迎へんとするにあたり、満州の地風雲急に日露の国交將に破れんとし、人心帰する所に迷ふ。既にして仁川旅順の海戦となり、幸に勝報連に至ると雖も、露国は世界の最大強国なり。特に、大陸国として陸軍の精悍は世人の認識する所。夫の大那翁（ナポレオン）がモスコに破れてより欧州に亦衝を争ふなきや久し。最後の勝敗は識者とも雖も憂懼なき能はざりき。之を以て、新に入学せしめんとする父兄にして本校の前途如何を危み、或は世人



図61 津山高等女学校第2回卒業生 一明治40年卒一
(石坂定野氏提供)

の感想を顧慮して入学を躊躇し、または中途にて廃学したるもありき。(後略)

県立女学校の工事は、三六年(一九〇三)一月に起こしたが、日露戦役などのため竣工したのは四〇年(一九〇七)一二月であった。

堀尾は、当時の人々が学校の教育を次のように批評し

た、と付け加えている。

女学校にては、東京語を輸入して方言の廢滅をはかる。我等は学校の干渉して家庭の言語に及ぶを願はず。当時の女子教育はまだ

多難であった。

一一、学校沿革史のこと

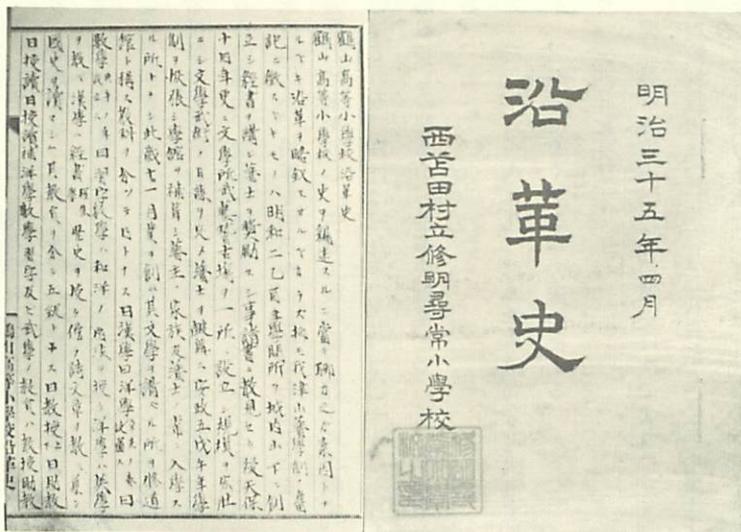


図62 小学校の沿革史 (北小学校蔵)

学校沿革史は沿革誌とも書かれているが、ここでは沿革史とした。

実は、この沿革史は現在ではどの学校も備えなければならぬのであるが、明治前期に創立された学校のそれは特に千差万別であった。明治後期に創立された学校でも、創立時の事情については雲をつかむような事が多いのである。一体、沿革史はどういう経緯をもってできたのであろうか。明治の学校沿革史の具体例の中から探り出したい、と思う。

(1) 轟名尋常小学校(現久米郡大戸小学校)の沿革史は、その冒頭に、

余、学校沿革史の必要を感ずること久し。会々明治三十二年春本郡長の学事諮問会に於て、郡内各小学校編纂のことに決す。依て好機の至れるを喜び、学校の開設以来の関係者諸氏に乞うて、之れが材料を蒐集し、記録に談話に將た口碑に残れるをば取拾して、其要領を綴り、三十三年稿成るに及び、更に諸氏の閲覽を仰ぎて訂正を加へ、三十四年一月仮に簿冊に納む。以来誤りを正し漏れたるを補ひ、内容の確実と形式の完全を期せんが為、茲に再度の訂正を加へぬ。

只、怨むらくは、関係者にして既に遠逝されたるあり、記録紛失して事実を詳らかにするを得ざるありて、二十余年前以来の実歴些失なき能はずと雖も、大要誤り無きを信ず。若し夫れ誤謬遺漏の点あらば、観者補筆の勞を吝むなくんば幸なり。職を本校に承けらるるの諸氏、爾後の経歴を加筆し、本校と共に本史を永遠に伝へ、沿革を明らかにし給はらんことを。一言編纂の始末を叙し、併せて後承職員諸士に至嘱す。と記している。日付は三十九年(一九〇六)一月三日としてある。この記事から沿革史編集について、次の事が分かる。

ア 三二年(一八九九)郡の学事諮問会で決定する。
イ 記録・口碑・談話等の資料による。
ウ 三四年に完了。

(2) 梶並尋常高等小学校の沿革史は次のように記す。

本校創設以来(八年六月二八日創立)校舎の設備不全にして其締り嚴重ならざれば、校具の保管十分ならず。加ふるに、首座教員の更迭の際、事務の引継其当を欠くにより、誌録の存するものなし。余の明治三十年三月三十日職を本校に奉ずるより、沿革誌を編せん

と欲すれども、材料の整はざるを以て、或は床下に出席簿を求め、或は押入の隅に成績調査表を探し、其信ずべきものをとり、余が記憶せる所を加へ、仮に此誌を編し、苟も本校の事に関する、人に質し、其足らざる所を補ひ誤謬を正し、日を追うて完全なるものを編せんと欲す。

明治三十年十二月三十一日

この記述は、創立以来約二〇年間の記録保存の状況を細々と教えてくれる。これによると、要点は次のとおりである。

ア 首座教員の移動により誌録分散する。

イ 三〇年（一八九七）にできる。

(3) 河辺小学校沿革史は、

史籍の体は管明にして綱要を得んことを尚ぶ。而も管要を得んと欲せば資料豊かにして史眼明らかならざるべからず。河辺校沿革誌編纂の要ある久しうして而も未だ成る能はざる所以に茲に存す。己を揣らず之が調査に着手せしも、薄学にして史眼なく、寡聞にして資料に乏しく、遂に初志を成す能はず、豈繁簡要否を論ずるに遑あらんや。

只従来抄写せる断簡零墨の散逸せんことを憾み、茲に年次に抄録して聊か調査の績を遺す。之が完成は他日其人あるを期す。

大正六年 初夏

某識す

と記している。この時の校長は、明治三十五年四月一七日から大正一一年三月三十一日（一九〇二—一九二二）まで約二〇年間、この学校に勤務している。そして、その大部分の一五年間、沿革史編集を心に掛けていた、という。これによると、要点は次のとおりになる。

ア 三五年（一九〇二）以来編集を志し資料を集めていた。

イ 大正六年（一九二二）になって、ようやく、沿革史を年次別に編じた。

(4) 津山男子尋常高等小学校の沿革史の緒言は、

明和二年藩校設置当時より、明治三十年なほ鶴山高等小学校の存立せし頃に至る、大約百三十余年に渉り、教育制度並びに之にともなふ諸規則等を蒐集し、一篇の沿革史を草したるは、余が教鞭をその校に執りし當時なり。（中略）旧稿の完成とその後の変革とを記し第二沿革史四巻を編述せり。（中略）此冊子或は現今

の教育界に直接の益なしとするも、よく過去より現在に渉る教育上諸般の推移変遷を知るの参考となり（後略）

明治四十三年九月一日

と記している。

津山男子尋常高等小学校の沿革史は、当初（明治四三年）四巻という部厚いものであった。この時の校長は、これを第二沿革史と呼んでいる。前文に出ている鶴山高等小学校の沿革史（第一沿革史）を調べると、二六年（一八九三）までしか記されていない。

以上は、沿革史に緒言があるものを抜き出したものである。その他、沿革史を記載した時期の明瞭なもの、修明尋常小学校の三五年（一九〇二）四月がある。

さて、各校にわたる沿革史を要約すると、次の事が言えよう。

ア 郡によってはその作成が決定していたところもある。

イ 校長の判断によりその編集が試みられたものもある。

ウ アとイ、いずれにしる、沿革史の編集が試みられ

てくるのは、三〇年を過ぎたころからが一般である。更に、アとイの場合を問わず、資料を集め、詳しく、正しい沿革史ができているのは、校長の熱意いかにかかっていた。沿革史についても、三〇

中學校誌

物本末可支終始其本ヲ明其始ヲ審
 歲月久終湮滅其復其支歴ヲ考能
 至此時當或記臆或口碑微細大
 洩序次整然一其正鶴ヲ失亦難
 今茲本誌編當遠共沿革查竅以
 古今網羅蓋有識士亦難所
 況明晰書類以徵寡聞卑才以
 之當杜撰謗素免可先其然
 聊其自信所撰概記其綱
 纂序次中學校設立沿革津山尋常中
 學校設置起因二大項目區別要依
 筆明治初年起以現時至要旨
 簡記即本末終始一理存若未職
 眞生徒器具器械教費概況投票
 難支紛雜畏費久後識者俟焉

中學校設置沿革

抑美作國八十二郡二町百二十四村以成立戸
 數五萬九百餘人口二十三萬九千五百八十一其國

図63『中 学 校 誌』（津山高等学校蔵）

年一世代という月日が経過する必要があったのである。それにしても、備えなければならぬ、というほどのものでもなく、学校の裁量に任ざられていたのである。

ここに特別な例を挙げる。それは、津山中学校の「中学校誌」である。

まず最初に、「物本末あり事終始あり。其本を明らかにし其始を審らかにせざれば、歳月の久しき終に湮滅して復た其事歴を考へ能はざるに至らんとす。」として、創立当時からこの編集を計画していた。すなわち、二七年（一八九四）から二八年（一八九五）までの美作一円の創立分担金収支決算の中に、創立縁起誌編集費を計上しているのである。

この書は、中学校設置の沿革、津山尋常中学校設置の起因の二部分からなっていて、明治初年以來の中学開設の経緯と津山中学校創立の模様を書いている。いうならば、「中学校誌」は、この学校の創立事情を後世に残そうとしたもので、沿革史とは多少趣を異にしている。

一二、ある学校の系譜

ア 創立以來同じ校名

イ 創立以來同じ学区

ウ 創立以來高等科を置かない小学校

以上の三条件をほとんど満たす学校がある。それは成名小学校である。明治の学校が生きている、という意味で、この学校の沿革をたどりたい。

成名小学校の 北条島の学則、教則、学区などが決定した七年（一八七四）に、この学区は

次のような条約書を結んでいる。

「連衆学校仮条約」

先年各村示談の上、檜村地内向河原に取建有之候学校、当節休校の折柄、今般新教則被_レ仰出_一候に付再興致し、配置方の儀は、総て御法則に従ひ諸宮繕等談判の上相運び、互に協力追々隆盛に及び候様取計、各分離致間敷依_レ之条約書取替し置候処如_レ件。

明治七年八月

第七区東北条郡草加部村惣代

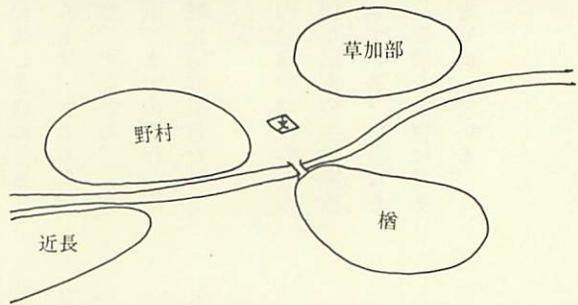
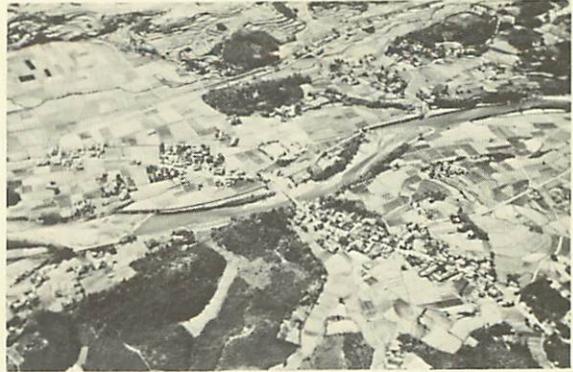


図64 成名小学校の位置 (成名小学校提供)

横三・五間、草葺平屋)、草加部、野、檜の三箇村立成名校として創立されたのは一〇年(一八七七)一〇月二五日であった。この段階で本郷の内は脱落し、他の三郡にまたがる三箇村が一学区を作るのである。この三箇村は、二二年の町村制施行によって次のような村々の大字となる。

檜村 勝北郡勝加茂村大字檜

野村 東南条郡高野村大字野

草加部村 東北条郡神庭村大字草加部

この三箇村(以下学区の旧三箇村を指す。)は、各勝北郡の西部、東北条郡の南部、東南条郡の東部の交界地域に位置し、加茂川の水路と因幡道に沿う三集落である。そして、この学校を中心とする半径ほぼ一キロメートルの円内に位置する。

江戸時代から塾も盛んで、北は加茂・新野・山形、南は上野田・広野・池ヶ原、東は滝本、西は高倉・押入からも塾生が来ていたほどであった。したがって、三箇村の連帯意識は極めて強いものがあつた。この意識の核となるのが成名校であつたのである。

第八区東南条郡野村 惣代

同 上 本郷の内 惣代

第十一区勝北郡檜村 惣代

(各記名印)

以上のとおりである。すなわち、この村々は、学校制度出発当初から分離はすまい、との申し合わせをしているのである。文中にある学校(塾)を修理して(縦八間、

しかも、三箇村の政治区画は、それぞれ異なる村の三大字となったのであるから、ここに学校存続についていろいろの問題が生じてくる(二〇年三月郡村境の変更で、学校の位置は野村側になる。)。この問題を四時期に要約して述べることにする。

明治中期

前にも触れたように、二二年(一八八九)の町村制施行は、一部の学校にはその統廃合の起因にもなった。成名校も同様であった。

二三年(一八九〇)二月、岡山県は、「市町村の区域を以て学区と定む。」とし、「尋常小学校は各学区又は二学区以上連合して一個を設置すべし。土地の状況により支校を設くることを得。」とした。これは、三箇村を学区とする成名校の最初の試練であった。

二三年(一八九〇)二月の「小学校維持盟約書」は、こう記している。

教育の道たる国家人民と共に無窮にして一日も欠くべきものでない。特に尋常小学校の如きは通学の便不便を考え、その位置が良くなければ教育は衰微し、子弟の就学不能になる事態にもなる。我が成名小学校が三箇村にまたがるのは、天然の地形によつたもので私意に出たものではない。故に創設の際、同心協力を約

し、永遠無窮に維持しようとした。たとえ時世の変遷があつても前約を守り、子弟の通学の便が失われないようにしよう。

学務委員を中心にした学区民の結集が、高野尋常小学校支校として存続された。名を棄てて実を採つたのである。名を棄てたのは、二七年(一八九四)二月までの四年間だけであった。法改正により独立校設置が可能になり、高野村、勝加茂村、神庭村組合立尋常成名小学校となる。

明治末期

三六年(一九〇三)五月には、学校財政の確立のため、基本財産の準備として金銭の積み立てを開始した。その最終目標は、基本財産の利子だけでもって学校経費を支弁しようとしたのである。

以上の方策を樹立するとともに、第三回めの維持契約を三七年(一九〇四)一月に結ぶのである。この契約書も前契約書と同様、「この学校が至便の位置にあり、成績も極めて良好であるので、時勢の変遷法制の改正にも動揺せず、永遠に継続を誓う」ものであった。しかし、学校組合の中には、村の生徒を二つの学校に通学させる

ことが教育費の増大につながる、とし、組合の解散を主張する向きがあった。財政上の問題はいつかは表面に出るものである。四〇年（一九〇七）三月、義務教育年限が六箇年に延長されたことによって、この主張が表面に大きく浮かび出てきた。

同年六月、郡長は、「成名小学校は、校舎が不完全なので、義務教育延長に應ずるため、校舎の改築を必要とする。なお、将来延長されることもあるを予想し、この辺よくよく熟議し、組合を持続されるかどうか、七月五日限り開申されよ。」と諮問したのである。この諮問を機にして、まず、高野、勝加茂両村会は学校組合の分離を決定した。

神庭村会は、四一年（一九〇八）五月、「成名小学校組合分離は多年の宿題であった。多少の情実と一部の解散反対によって続いて来たのである。今や二村において分離を決議したのは、多数の輿論よろんと言わなければならぬ。」として、その分離の決議をした。三箇村の村会が分離を決議したが、事態はこれで解決しなかった。学区三部落の結束は、三回に及ぶ盟約書のとおり固かった。

四一年度の高野村の「事務報告書」は、この成り行き

をこう表現している。

本村外二箇村学校組合管理をなせり。三月中、本村会において該組合分離の決議をなし、なほ他の二箇村も同様決議をなし、組合会は組合存続を主張し、為に議論紛糾し、今日に至り未だ解決に至らず。

四一年（一九〇八）から四二年（一九〇九）にかけては、この学区の第二の試練の時期であった。この間、高野村は学校組合費を予算表に載せなかつたので、郡長は予算表に加载命令（予算に組む命令）を出すなど、郡と村、あるいは村会内で

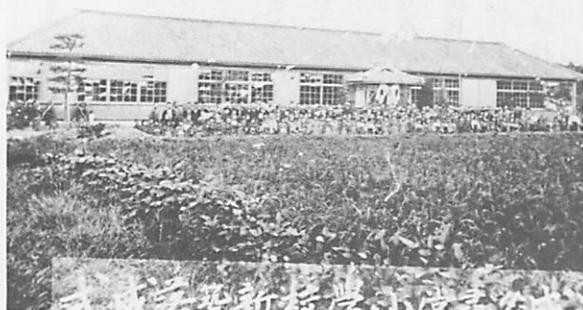


図65 成名小学校の新築校舎 一明治42年9月15日一
(成名小学校提供)

の議論の対立が続いた。四二年（一九〇九）五月から六月にかけてが最大の山場であった。六月二日、苦田・勝田両郡長、三村長、三村の組合委員の合同会議で、学校組合は解散に決定し（九月一四日付）、大字野に高野村立成名小学校を設置することになった。

**昭和初期の
苦 難**

大正から昭和にかけても、この問題が解決した、というのではない。成名校

への委託拒否の議決が行われることもあったが、更に、悪化させたのは、義務教育国庫下渡金配分の問題であった。受託している高野村は、委託している村にはこの金を配分しない、というのである。このような状況の中で、昭和一二年四月、成名校は、現位置のまま神庭村の管理を受ける神庭村立成名尋常小学校となる。学校の名称がこのように変わるところに、この学校の苦難が象徴されている。

高野、勝加茂両議会は、成名校存続に否定的で、児童委託料を管理村である神庭村に出し渡った。このため、檜部落は、児童を神庭村に寄留させて、村税不払いの挙に出ようとした一幕もあった。この紛糾のため、高野村野部落は、高野村の租税負担はもちろん、成名校の組合

費をも負担するという、二重の負担をすることになった。昭和一二年五月野部落は、「成名尋常小学校奨学基金積立盟約書」を作り、自力による成名校の経費の負担を決意した。この盟約書はいう。

野部落民一同は、成名校廃止の挙に対し、昭和八年三月から四箇年間に、その存続に努力してきた。関係三箇村に誠意がなく、監督官庁は無情にも高野村立成名校を廃止し、神庭村立成名校を認可した。ここに異例の学校が出現すると共に、野児童を高野村に無条件で収容しようとした。たとえ神庭村に移管されても我等の学校に外ならない。どんな強大な力を以て之を妨げても我等の成名校は永久に廃してはならない。また永遠無窮に同校に学ばなければならない。そのために、奨学資金の積立をし、学校の施設経営の資にしたい。

戦後の統廃合 それは、明治前期のそれを思わせるものがある。昭和二九年七月、高野村・

神庭村が津山市に編入され、翌年、檜（勝北町）も編入された。この時、成名校の最後の試験がやって来たのである。

成名校の児童数が少数である、との理由で、統合する

か、でなければ、複式教育にするかの問題が出てきたのである。

成名校は、隣接地区近長を成名学区に入れて、従来どおりの存続を保った。明治三六年（一九〇三）五月の「基本財産準備積立規約」の中に、「勝田郡広野村大字近長より便宜入学生ありたるときは、其授業料」を積立金とする、との条項がある。すなわち、明治時代から近長も成名学区と無関係ではなかったのである。成名小学校の歩いた道は、明治の学区を理想のものとして守り通した、学区民の熱意と団結の軌跡であった。

明治に生まれ、明治・大正・昭和を歩いたある成名校出身者は、『創立百周年記念誌』に、関係者のたどった道を回想して、

星霜正に百年、変り行く母校の歴史と姿を顧みる時、感慨洵まことに新たなものがあります。

と結んでいる。まさに感無量であったであろう。

第五章
民権運動の展開

第五章 民権運動の展開

一、共之社の設立

北条県では既に明治七年（一八七四）には民会制度が作られ、公選議員の参加により運営されていた。九年（一八七六）に岡山県に合併されると、岡山県に歩調を合わせられ民会制度は後退してしまった。

それから二年経過した一一年（一八七八）三月、美作国各區務所総代四名（井手毛三・中島衛・美見孝治・小沢泰）は、県令高崎五六に書を送り、美作の巡視を進行した。その中に、「産を興すは勸業に在り、民権を拡張するは義務を尽し各その分を守るに在る」ことを述べている。（第三章参照）

これら指導層の考え方は、一つは、殖産興業であり、二つは、民権の拡張という啓蒙的主張であった。この指導層の考え方を広めようとする一つの結社ができた。それが共之社である。一一年（一八七八）四月、大石平（倉敷村、現美作町）・安黒基（大篠）・立石岐（二宮）・杉山良介（二宮）・杉本弘盛（二宮）が発起人となり、共之社設立の願いが出された。美作における民権運動の出発点となるのである。

その設立願は、
苟も愛国の志操ある者は、尽意戮心結社以て國家の
利益を興起し、社会の幸福を保全せんと欲するの美挙
陸続たり。此れに準拠し、今日私達同志輩決意仕り共
之会と称し、西条郡一二九番地に於て演説会場と相

定め、毎年二月、五月、八月、十一月を期とし、毎月七日を以て開会定日

とし、更に、結社の目的としては、

凡学芸術より其他人知を伸暢し、品行を改良する等事物の理由を演説し、衆庶鼓舞養成殖産製物を振作し、大に勸業の路を進め、社会鴻益繁栄来し候様仕り度、

と述べている。

これに呼応して集まった者が二〇名。一一年（一八七八）四月五日、共之社盟約を結んだ。その盟約には、

吾儕（ななかま）同志協心結社事理を討論し、疑義扣問（尋ねる）衆議以て社会の鴻益を謀らんと欲し、社則を設け盟結をなす。

としている。入社している者は、次の二〇名である。

- | | |
|------------|------------|
| 内田 饒穂（加茂町） | 西村 総雄（美作町） |
| 中島 衛（鏡野町） | 直原又十郎（柵原町） |
| 安黒 基（津山大篠） | 石原 豊松（奥津町） |
| 立石 岐（津山二宮） | 牧野 競（奥津町） |
| 片岡 義敬（鏡野町） | 菅 英治（中央町） |
| 大石 平（美作町） | 水島東太郎（久米町） |

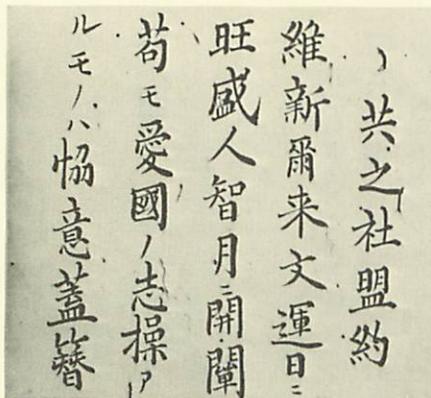


図66 共之社盟約（立石融氏蔵）

井手 毛三（落合町） 福井豊一郎（久世町）
 定方喜与治（久世町） 大林栄四郎（不明）
 横山俊治郎（久世町） 吉岡 有隣（不明）
 平田 勤（久世町） 近藤 正登（久世町）
 『山陽新報』は、「（西西条郡書記中島衛は、）有志の人と謀り共之社といへる一社を設立し、自ら社主となり、近隣の老若を集め、新聞紙中の奇談珍説及び緊急の事件等を懇ろに演説し、教化の道に尽力せられしが、此頃に至り随分盛んに行はるる由。」と報じている（一二一・一六付）。

共之社に名を連ねた者は、何れも庄屋級の者で、従来からのその地方の世話役であった。とにかく、共之社は美作における最初の結社であった。そして、

結社の目的は、殖産を振作し、相互に事理を究め、それを民衆に及ぼしていくことであつた。この意味からいふと、中島衛は、新聞が報道するように最も代表的な人物であつた。当時、民衆とこれら指導者の間には考え方において、又、知識において大きな隔たりがあつた。これをまず啓蒙しなくては、と考えたのである。

この共之社がどれほどの会合をもち、どのような活動をしたか、又、その経緯がどうなつたかは明らかでない。ただ、設立願の文中一二九番地から、立石岐の地元である高野神社の一隅が集会場になつたことは明らかである。この結社について、最もはっきりしていることは、この社員の中から多くの美作民権の指導者が出たことである。

二、国会開設請願運動

一二年(一八七九)五月、岡山県会書記小松原英太郎は、県議忍峽稜威兄(浅口郡)・菅英治(久米北条郡)・立石岐(西西条郡)と諮り、「両備作三国の人物と同席相對するの好機に際会す。冀はくは此の好機を失はず、

列貞と共に協同を将来に締結し、以て三国親睦会の基調を立てんことを」県議たちに呼び掛けた。(一二・五・八付『山陽新報』)

この呼び掛けに応じて結成されたのが、親睦を旨とし、相互に意見の交換を目的とする両備作三国親睦会であつた。この呼び掛けに記名同意した中に、美作では安黒基(東北条郡県議)・永幡和平(勝北郡県議)がいた。

親睦会は、その後、外部からの国会開設運動の働き掛けや、一般状勢推移の中で、国会開設運動の流れに乗ることになる。同年一〇月二六日、岡山で開かれた親睦会は、国会開設の建言をすることに決定した。この決定を受けて、岡山から新庄厚信・小林樟雄・竹内正志の三名が趣旨説明に来津した。

一月一日、安黒基・渡部恂・立石岐の名でもつて、「今般、県下の志のある人を募り、国会開設の事を政府に請願しようとして、岡山から新庄厚信・小林樟雄・竹内正志の三名が協議に来津する。ついでには、十一月十六日十時に、津山二階町椿平宅に参集されたい。」との文書が発送された(仁木文書)。この文書は、当時の指導層に送られたのであるが、これが美作における外

部と交流する民権運動の幕開けである。

国会開設請願書が起草され、これを持参する美作の代表には井手毛三が選ばれた。

一月中旬のこの二階町の会合から井手らの上京する一箇月間に、これに対応する諸準備が必要であった。立石岐・中島衛が中心となって、西西条・西北条・東南条三郡の有志に働き掛けた。郷党親睦会が発足したのはこの時点であった。

二月六日付の『山陽新報』が、「この会（郷党親睦会）の主意は、両郡（西北条と西西条で、最初は二郡を意図したのであろう。）の人民をして、交際を広くし、人情を厚くし、該郡村の利益を図らしむることである。」と報じている。この事は、一月中旬にもこの会への準備が行われていたことを裏付けている（後述）。そして、一方、村では請願書の賛成署名簿が回されていたのである。

井手毛三が上京（二月二十九日）に先立ち、二月二三日、垂水（落合町）の喫鳩舎で、作州有志二〇〇名による上京送別会があった（二三・一・六付『山陽新報』）。その時参会した者の激励文がある。恐らく、重立った者や知人関係の者ばかりであったであろう。ここに一部分

を紹介しよう。

ある者は、

速やかに該会を開き、人民天賦の自由を得せしめ、苟も国政に参与し、邦家の利害得失に任ぜしめ、愛国忠勇の気概を興起し、協同団結して以て国権を震起し、愈以て真成独立国と我唱へずとも、彼の赤白人が拍手称誉するに至らしめんには、何ぞ国会を除きて他にあらんや。（中略）速やかに上京尽力一身犠牲に供するとも、好結果を得ざれば空しく郷に帰る勿れ。

と述べ、ある者は、

人民自由の権利なかる可らず。愛国の心志なかる可からず。それ自由の権利を伸暢し、愛国の心志を発揮し、外にしては外国の侮辱を拒ぎ、内にしては独立の主権を保全し、国威を海外に轟かさしめんと欲せば、宜しく人民をして国政に参与し、国事を分担せしむべし。

と述べている。

これに対し、井手毛三は次のような答辞を讀んでい

る。
（浦公が秦の苛法を除いた例を史記から引用し、こ

れは沛公がなしたのではなく、輿論の力がなしたのである、と例に挙げ、皇国四千万の人民をして永く至聖の膏沢（恩恵）に浴せしむるものは、其責果して余輩に在るか、抑諸君に在るか、是未だ知るべからざるなり。此日將に程を發し東京に至らんとす。書して以て諸君送別の盛意に答へ、且以て自ら規す。

以上によってみると、自由民権運動には、その権利の主張と国益を図ることが、影の形に添うように主張されているのである。

この時の署名者は、県下で一〇万人に近かったという（『岡山県政史』）。又、この請願は、国会開設請願の最初のものであった。請願運動はこれで終わったのではない。第二次国会請願運動は、第一次と異なり、他県と連携して行われ、美作代表として加藤平四郎（勝山）が派遣された。彼は一三年（一八八〇）一〇月上京する。第二次の請願運動が始まるのである。

第一次の請願運動は、美作民権運動の一つのきっかけを起こさせた点に意義があり、第二次の請願運動はより組織化され、美作自体の中に政治団体を育てたことに意義があった。第二次請願運動は、第一次のそれと連続

するものではあるが、美作民権運動と特に関係するので、政治団体の生育の過程の中で述べることにする。

三、郷党親睦会

その結成と 会員

前項で触れたように、一二年（一八七九）一月には、郷党親睦会の準備ができていて、『山陽新報』が、「過日初会合を香々美中村にひらく。」と報ずるように（一二・一二・六付）、一二月には実質的の出発をしている。

中島衛は、立石觸の庄屋見習をしたこともあり、中島・立石の両者は由来相通するものがあつた。先の共之社を一步地に下ろした、ということができよう。

西西条・西北条の外に東南条が加えられ、この組織が固まるのは一三年（一八八〇）一月のことである。この会の目的は、「西北条・東南条・西西条三郡の有志輩合同し相親しみ相和し、互に思想を交換し、知識を拡充し、以て各自の便益を増進」する、というにある。このためには、地区を分けて香々美（鏡野町）・西一宮・山北・二宮・竹田（鏡野町）の五地区とし、各区で小会をも

郷党親睦会

ち、全体で総会をもつ、という仕組みになっていた。次のとおり、会長と各地区に一名の副会長を置いた。

会長 中島 衛

副会長 武田定次郎（香々美）

中島 帰一（西一宮）

大谷慶次郎（山北）

立石 岐（二宮）

日笠 省（竹田）

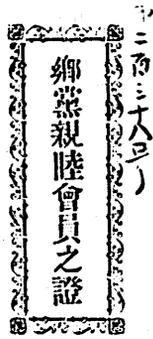


図7 郷党親睦会の
会員証
(中島健爾氏蔵)

一三年（一八八〇）三月の名簿によると、会員総数は二〇六名で、これを分布図にしたのが図68である。

郷党親睦会員分布図によってみると、三郡の位置は津山の北部（津山を含め）であるから、そこに分布するのは当然であるが、この

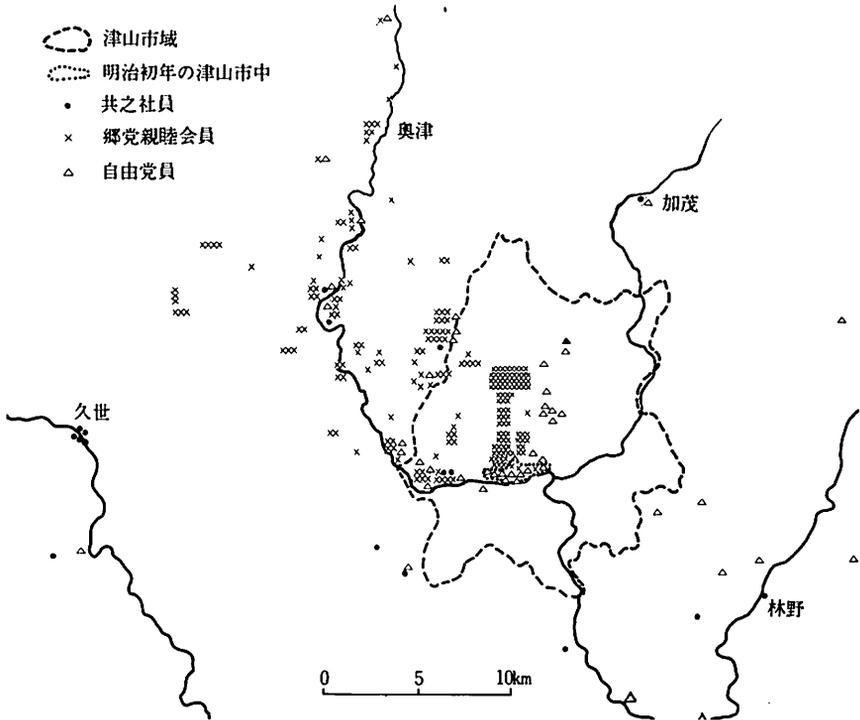


図88 共之社員と郷党親睦会員の分布

分布地域は、後述する諸団体の分布とも大体重なるのである。この点、美作における政治活動地域の特性が現れている。

会員分布の多い所を挙げると（五人以上の村）、

西北条郡計九〇人内	西一宮	一	惣社	一〇
	上河原	一〇	小原	九
	香々美	八	山北	
			下田邑	各五
			大田町	各五
			西田	
西西条郡計八五人内	二宮	五	黒木	五
	奥津川	五	院庄	五
東南条郡計三一人内	東一宮	二九		

となつてゐる。

津山市街では、北町・椿高下・上之町に各一で、それ以外にはない。津山市街からの参加は皆無と言つてよい。会員は全部農民であつた。郷党というからには、こゝなるのも当然であつたかも知れない。それにしても、共之社やこの親睦会に関する動きと、津山の学校設立に関する動きとは、その関連する地域と人については余りにも対照的である。

その性格

既にこの会の目的とするところは述べられているが、具体的な事例を挙げてその性格を掘り下げることにする。

一三年（一八八〇）一月の例会では、「産米の精製をすべし、と、これが話題となり、各自は、精製の明証を付けることを約束し、これからの例会は、第一に農事会話、第二に時事討論、勸業・教育・風俗に関する演説をする」ことを決定している。（付『山陽新報』）

会長中島は、竹田地区会でこう述べている。

本会の主意とするところは、世益を謀り、傍ら時事を討論し、以て互に知識を交換し、人間本分の義務を尽すにある。猫も杓子も相集り、飲食に耽り、婦女に戯れ、以て本会に盛大の名をなさしめんとするは、余の甚だ取らざるところ、本会は、郡中の俊中の俊秀、鎮中の錚々（すぐれている）たる諸君を以て組織せし者なれば、自ら奮って先覚者となり、率先して斯民を誘掖するを以て其の責任となすものなり。（付『山陽新報』）

彼は、会の席上が酒席になることをたしなめ、本会の初心に帰ることを主張したのである。彼の本意とするところは、かつて一一年（一八七八）、高崎県令に送つた

文中の意と少しも変わるものではなかった。彼が、単に言うところの孤高を保つ人であつたなら、多分、時は彼を捨てたであらう。

共済制度

彼は、一四年（一八八一）三月、一宮の親睦会で共済制度の提案をしたのである。それは、「欧米諸国で行われている人命災害保険の趣旨を説明し、二円ずつを出して株五〇〇を集め、一〇〇〇円の資本を作る。この資本の利子でもって、会員はもちろん、父母の不幸、風水害の見舞、救済に充てる。」というものである。そして、会の了承を取り付けた。全国的にも、一三年（一八八〇）から数箇年共済社が流行した、というが、彼もまた、各地の規則を研究しいち早く

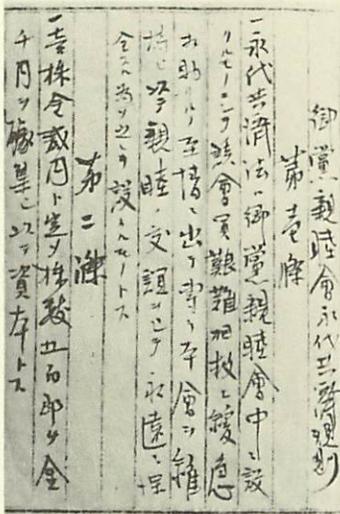


図69 郷党親睦会の永代共済規則
(中島健爾氏蔵)

くこのやり方を取り入れたのである。名付けて「郷党親睦会永代共済規則」という。その目的は、「該会員艱難相救ひ緩急相助くるの至情に出で、専ら本会を維持し、以て親睦の交誼をして永遠に保全するためにこれを設くるもの」であり、本会の親睦の趣旨を全うするためのものであった。

この具体的な規定は、「一株二円、株数五〇〇、一〇〇〇円を資本と称する。資本金より生ずる利子一箇年一割半と予算して年々一五〇円、之を共済支出に充てる。父母・本人は三〇円、水火風震等非常災害にかかり、居住の家屋が全部流出、倒潰、焼失した者には二〇円を給付する。」ということであった。

中島は、このような新しい制度を直ちに取り入れていった。殖産興業（後述）についても同じことで、福利公益につながるものはすぐに実践に移していったのである。そのためには、専門書を読み、先進地域から参考書類を取り寄せた。これが彼の本領であった。

南新座親睦会

郷党親睦会が結成されたと同じころ、一三年（一八八〇）一月一五日には、南新座親睦会が結成式を挙げた。矢吹金一郎は、その時、

次のような演説をしている。

我南新座親睦会は、今日を以て開会の式を行い、以後隔月一回会議を開き、蓄積・吉凶慶弔・災害救助の事について話し合うことにする。吾人の責任は、国会を開設し、物産を繁殖し、輸出を盛んにし、国権を拡張して万国に劣らない国を作ることである。しかし、吾人の小会だけでは目的を達しにくいので、順次輪を拡大して、他の町村郡国にも及ぼしていくべきである。会員は、武家町のことであるから士族中心であったであろう。会の性格は、矢吹の述べているところからみると、全く親睦会の域を出るものではなかった。

矢吹は、国権を拡張して富国の基を作るには、他の町村郡国にも輪を拡大しなければいけないものではない、と主張する。だが、この会は—この会を構成する人たちは、輪を拡大することをしなかつたのである（後述）。むしろ、連合よりも分離の方向をとっているのである。この点、郷党親睦会とは極めて対照的な存在であった。士族中心の南新座親睦会に対して、商人中心の結合ができた。「津山市街の有志輩合同し、互に思想を交換して、知識を拡充し、以て相親和するを目的とする。」と

いう津山親睦会である。その発起者は、次の人々であった。

梶村平五郎	安東久次郎
竹中清一郎	竹中鶴治郎
横山 治平	福井周二郎
豊福 恒寛	

成立の年月は不明であるが、大体同じころだったのである。この種の団体は外にもできたであろうが、おもしろいのは、郷と市街と士族中心のもの（士族全体という結合はなかった。）が結成されたということである。

そうすると、これをも一つにまとめるものはできなかつたであろうか。

美作親睦会

一四年（一八八一）三月七日、起発者、
 中島 衛・岡（後に大岡と改姓）熊治郎・立石 岐・渡部 恂の名をもって、三月一九日妙願寺において美作親睦会を開く旨の通知が出た。結合の輪を広げようとしたのである。この会の席上、発起者の一人である岡熊治郎は、このような弁説をしている。

広く一國の精神を集結して民権、即ち吾人の自由を振張するにあるなり。元來我美作の國たる土地僻遠に

位し、目に文明の物を視る希れに、耳に開化の事を聴く少なきを以て、人知の開進も随つて其遅々たるを免れずと雖も、亦又交際の広からざると奮発心の足らざるに由るなきを得んや。(中略)余輩かつて此に見るあり。よつて今此会を開き相親しみ相睦び、以て国中の氣脈を通じ、大いに其精神を集結し、之を養成し之を作興し、以て吾人自由の光輝を赫散し、而して諸州の師表とならんと欲す。諸君聞かずや、自由は独乙の森林より出づ、と。

美作の地は開化に遅れ、民心が振わない。そこで、会を開き語り合うことが大切である。結果して自由を振張しよう、というのである。この会ほど、自由とか権利とかが主張された会は外になかったであらう。

岡山の西穀一も案内を受けたが参加できず、祝詞を送り、「剛毅耐忍の氣を鼓舞して、自由の空氣」を強調し激励している。

この会に参加した者は二〇〇名と、発起者は発表している。会員名簿(一四年三月一日)によると、一四六名が記載されている。もちろん、美作一円から参加しているのであるが、多い所を抽出すると次のとおりである。

田町一六名、南新座七名、古川(鏡野町)六名、田邑五名、黒木(奥津町)五名

以上の外は一、二名の町村が多い。この会の特異な点は、士族の参加者の多いことである。

同年一〇月一日、妙願寺の第二回会合に招かれた山陽新報の藤梁洲は、「本会の主旨は、結合の基本を固め、各人の志操のあるところを明らかにし、政党を組織し、国論を一定にするの目的なり。」と主張し、「他日政党をなし、美作の国論を一定するのは今日の親睦会より成るといふも不可なかるべし。」と言いつ切っている。

(一四・一〇・一九)
付「山陽新報」

この会の参加者の意見は必ずしも同一ではなかった。進歩的な者はこれが政党に転化すべきものとさえ考えていたが、中には、軽躁(かるはずみ)のそしりを受けないように、とする慎重論者もいたのである。農民と商人と士族と、官と民と、又、地域的にも階層的にも広がり大きく、郷党親睦会のような組織化はなかった。いつの会も、発起人という名で案内が出されているのである。今まで発起人として開会の世話をしていた中島衛は、一八年(一八八五)七月に他界していた。

美作親睦会の欠点が端的に現れたのは、二一年（一八八八）九月二一日の会合であった。（付『山陽新報』）

この時の発起人は、次の人々になっている。

馬場 詔	矢吹 正則	小沢 一泰
齋藤 元	黒田 鷲三	渡部 恂
土居 通信	中島大二郎	福井周二郎
森本 藤吉	河田 保男	仁木 永祐
佃 稔	畑 信好	辻 明倫

この会には植木枝盛（板垣退助と共に自由民権運動の指導者）も来会しているが、演説・議論が百出し尋常一様ではなかった、という。この時の会は、地域的には津山を中心にした集合に変質していた。又、人的構成からみると、かつての自由民権の面影は薄れて、町村制施行に移っていく感がする。

憲法発布は近く、自由民権の展開過程の中で生まれた親睦会ではあったが、自由民権を高める組織にまではならなかったのである。

四、自由党の結成

美作同盟会

一三年（一八八〇）一〇月、第二回め

の国会開設の請願書の提出が行われることになった。今度の運動は、茂木・山梨・新潟など他府県と共に進めようとするもので、加藤平四郎が上京委員になった。

美作各郡の有志は、一〇月一〇日津山で会合し、国会開設請願同盟会を組織した。これは、当面美作一円から署名を取り、運動資金を集めるものであったが、同盟会約条によると、一この会は、請願の素志を遂げない間は何年たりとも解散しない」旨を強調し、本部・郡部・村部と重層組織にしている。本部の会合には各郡から三名の委員、郡部の会合には各村から二名の委員が出席するという、組織的なものであった。

この会の役員は次のとおりである。

幹事長	中島 衛	書記	小原敏治郎
会計担当	植月 澄江		

渡部 恂

イ 演説会

政治・法律・勸業・教育・修身・衛生・経済などについて会合を開き、この主義の拡張に努める。

津山本部 隔月 第一日曜日

各郡部 隔月 一回

ウ 雑誌の発行

社 主 中島 衛

編集長兼
印刷長

加藤平四郎

この目的のため、毎月一回美作同盟会雑誌を発行する。

これが『美作雑誌』である。(後述)

なお、同盟会の事務所は二階町牧山勝太郎宅に置かれた。

以上によると、美作同盟会は、はっきりと政治活動に進出したのである。『美作雑誌』一号(一四年八月)には、知識を錬磨し、政治思想を發達させ、政党を作つて憲法發布に備えるべきの論説を掲げている。まさに政党誕生の前夜ともいうべき時であり、最初の政治結社であった。

ここまでのところをまとめると、郷党親睦会に続いて次々に親睦会が生まれた。これらの親睦会の地ならしの上に、美作同盟会が生まれてきたのである。この同盟会

は親睦会とは異なつて、はっきりとした政治目的をもつていた。

ところが、美作同盟会ができると、しばらくして、もう一つの同盟会ができた。勝南同盟会と呼ばれるものである。この同盟会は、大きな組織とはならず、大きな動きもなかったが、一応触れることにしよう。勝南同盟会は、その名が示すように勝南郡(現勝田郡)を範圍とする村の指導者が構成員となつてゐる。その盟約は次のとおりである。(矢吹文書)

一 一郡自治之精神を養成し、他の侮りを請けざる様可^{べき}致事。

一 各天賦自由之權利を全くする事。

一 一郡共同物、興廢すべきときは必ず協議する事。

一 一村以上に関する得失懸証に及ぶときは、相互に厚く親切を尽すべき事。

これは、外部に働き掛けるものではなく、村の指導者の心構えを盟約としたものである。この心構えに「天賦自由之權利」の文字を加えたものに過ぎなかつた。この点が美作同盟会と性格を異にしていて、したがって、活動的なものでなかつたのである。

政党誕生

一四年（一八八一）から一五年（一八八二）の間に、美作においても自由党

結成の動きが表面化してくるのである。自由党は党勢拡張のため、幹事林包明を諸国に派遣した。林は、一五年

（一八八二）二月二一日津山に來た。

林を迎えるに当たり、中島衛は、仁木永祐あてに（二月三日付）、「林が來津するのであるから、それ以前に有志の考えをまとめておかないと恥じ入ることになる。その手順などについて御明断の上御回報いただきたい。それによっていかようにも取り運びたい。」との手紙を出している。中島衛にとって仁木永祐は、よき助言者であったのであろう。

三月八日付の加藤平四郎の中島衛あての手紙には、

林包明巡回之節は御尽力に依り余程感なりし趣、殊に自由党組織の事略相運候由欣喜之至御座候。（中略）今般御尽力に依り美作自由党なる者成立候はば、從來の美作同盟会は廢止候而宜敷、（中略）今度の自由党はたとへ人数寡少なるも其の篤志者のみ相集め度、最初五十もしくは三十名の熱心家を集め、之を基礎にして漸次多数の同志を募集候様御運被下度。（後略）

と述べている。この手紙は、次のような事を物語っているのである。

まず、二月末自由党本部の林包明が來津した時、中島衛は、自由党結成の運びになった旨を林に報告している。すると、林の來津は、美作に政党が誕生する契機になったことになる。

次に、美作同盟会は、美作に自由党が結成されれば廢止されてよい、とあるのは、美作同盟会の性格が、政党結成への準備的段階のものであったことを示している。

最後に、当時における結成の苦しさともいえるべきものが、明治一〇年代の右か左か、去就に揺れる世状が語られている。

もう少し言葉を加えてみよう。郷党親睦会は二〇六名、美作親睦会は一四六名。しかし、これは、特別な政治的意図を持つものではなかった。このような親睦会ので地盤から同盟会が生まれ、更に、自由党に發展する過程の中で、去る者は去っていった。加藤の言う五〇名か三〇名か熱心な同志でもって、という発言は、政党結成時の決意と読み取れる。

こうして、一五年（一八八二）四月、美作に自由党が

結成された。自由党美作地方部と呼んだ（一五年五月規約）。

規約によって少し説明をしよう。

規約には、五つの盟約が挙げられている。

一章 吾党は、皇室の尊榮を図り、国権を伸張する事を務むべし。

二章 吾党は、自由を拡充し権利を保全し、以て人民の幸福を増益し、社会の改良を企図すべし。

三章 吾党は、善美なる立憲政体の確立する事を希望すべし。

四章 吾党は、日本国に於て、吾党と主義目的を同一にするものと一致結合すべし。

五章 吾党は、自由党東京中央本部に同盟し、其地方部たるものとす。

この五つの章と、美作同盟会の三主義とを比較すると、両結社は、一つの流れの過程にできた同質異名のものであることが分かる。後者の四章と五章は、自由党という全国的な組織体として当然なことで、対象とすべきは、前の三箇章である。一章を皇室と国権、二章を自由と幸福と要約してみると、同盟会のそれと全く一致して



図71 自由党美作地方本部規約

いる。三章は、一四年（一八八一）一〇月の国会開設の勅諭が出された後のことであり、同盟会の第三項は、共之社から引き継がれている殖産富強の流れ、と、このように考えるなら、結成されたそれぞれの時点の相違と解することができ。

自由党美作地方部の本部は、津山三丁目六一四番邸に置かれ、中島衛が委員となっている。

「自由党美作部人名簿」によると（一五年六月一日現在）、党員は五一名となっている。ここに五一名の党員の経歴などを一覧表にまとめてみよう。

西西条郡 (12人)					西北条郡 (13人)							郡名							
黒木	"	"	院庄	二宮	元魚町	"	西今町	職人町	美濃	坪井町	上河原	山北	"	田町	三丁目	寺和田	"	香々美	町村名
石原	島田	朝比奈尚義	江川義知	立石	横山	片山幸四郎	平野忠五郎	安田伊三郎	高田文治郎	和田義方	大谷慶治郎	井上豊吉	牧	福井周二郎	山田遊健	当具助藏	中島衛	氏名	
豊松大農	正祐庄屋	義庄屋	里正	岐庄屋	治平	年寄	商	商	商	庄屋	庄屋	商	士	年寄	醫師	士	庄屋	出身	
			里正											保長			区戸長	職九年	
戸長	副戸長	副戸長	副戸長	戸長	副戸長				戸長					戸長			区長	一年一〇	
○				○														共之社員	
○	○	○	○	○					○	○					○	○	○	郷党員	
○	○		○	○	○			○	○					○			○	親睦美親睦	
															私塾			備考	

勝南郡 (6人)					東南条郡 (8人)																
中山	王子	明見	勝間田	柵原	池ヶ原	"	"	"	"	勝部	初保	中之町	上之町	井坂	上の原	久野	上斎原	"	古川	羽出	円宗寺
内藤忠衛	石川虎三郎	古田稻甫	木村鹿太郎	福田政徳	岡熊治郎	辻初太郎	広瀬周平	広瀬多吉	福田政一郎	広瀬義典	仁木永祐	安東久次郎	岡多賀治郎	森田道治郎	牧野右一	河野浦太郎	佃稔	河田保男	尾上重雄	池上智嘉	
庄屋	庄屋	庄屋	商	庄屋	庄屋	大農	大農	大農	大農	庄屋	医師	年寄	士	庄屋	庄屋	大農	庄屋	庄屋	庄屋	農	農
里正			副戸長	副戸長	戸長					保長掛				保長掛							
戸長			戸長	戸長		戸長				副戸長				副戸長	教員	教員	戸長				
			○	○		○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○

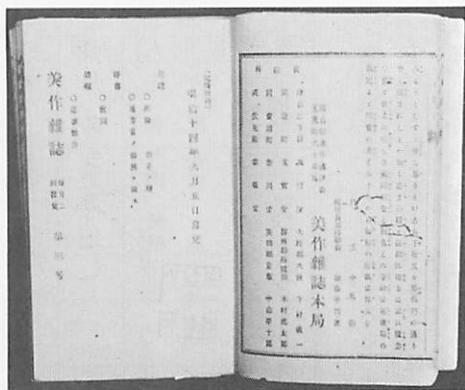


図72 『美作雑誌』（津山郷土館蔵）

述べて、

すなわち、自由

を進取し、民

権を拡張し、

幸福を保全

し、帝室を輔

翼し、節約を

固守し、教育

を隆盛にし、

物産を蕃殖

し、富強を図

り、国権を伸暢する等の法を論ずるに在るものなり。

と言っている。これは、同盟会の三主義を中心として共

之社の考えが加味されている。一四年（一八八一）八月

一日に一号が出版され、月二回出版されていたが、一五

年（一八八二）一月から月三回になった。一時、一七号

以下を休んでいたが、一五年（一八八二）四月一五日再

発行届が出されている。しかし、詳しくは分からない。

雑誌の内容

この雑誌の内容をまとめると次のよう
なっている。

雑誌再発行届

一美作雑誌

右者算才セリ以下依索品届及道信届

今度従前之に後リ以テ才セリ以下再発行

明治二十一年四月十日

中島衛

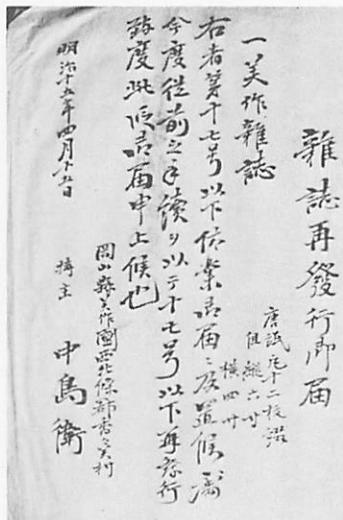


図73 『美作雑誌』再発行届（中島健爾氏蔵）

ア 政見演説会や国会開設に関するもの。

イ 他県の県会に関するもの。

ウ 美作地方に起きた主要事件の解説。

以上の事柄を主題にして、政治的・時局的な見解を述べ、美作人の政治的啓蒙をしているのである。具体的な例を挙げてみよう。

(1) 県令高崎五六と県会を批判し、府県会規則の改正を論じて、

明一二、三、四年の三箇年間、県令は、県会の予算議決を認可せず、あるいは、県会の議決を得ずに郡区長に高額の月俸を出し、郡区役所費の増加を図った。

（当時は、県会で議決しても、それを執行するかどうか

かは県令の裁量であったから、議案を執行しなくてもよかつた。経費節減の為に郡の合併をしようともせず、経費の増大を野放しにしている。地方税が地租の三分の一以内であれば、議会の議決がいらぬ、といふのであれば、県会は三度も徒勞の議決をしたことになる。まさに岡山県会は無用の贅物ぜいぶつと言ふべきで、参政の自由とは、与えられるものでなく、人民自ら奮発し、自ら進取すべきものである。

(2) 国会開設の準備は、地方制度の改良にありとして、県令・郡区長の公選を論ずるのである。ことに、郡区長の県の任命制を強く批判し、土地人民と何等関係のない者が任命されてくるので、とかく、両者間の対立が生ずることを指摘している。

郡長制が採られるのは一一年（一八七八）九月からである。美作には、西北条・東南条・西西条・東北条・勝南・勝北・吉野・英田・久米北条・久米南条・真島・大庭の一二郡があり、一一郡長（西北条と東南条は一人）が任命されていた。この一一郡長の中、津山士族は西西条郡長小沢泰一人であった。外の一〇郡長は全部他国人

で、この中、岡山士族が半数を占めている。作州人が作州の郡長になるのは、小沢泰以外は明治も終わりに近いころからである。

この雑誌が心配するような対立で、特に取り上げられているのは、六郡共立中学校問題であった。

(3) 直接民衆に関係する問題として取り上げられたものは、六郡共立中学校問題と溜池なまいけ問題である。この両問題とも、市街地よりも農村部で問題になり、前者は六郡郡長と、後者は岡山県令と対立するものであった。この両者は美作の民権運動を象徴するものとして、別項で述べることにする。

(4) この雑誌も自由民権の流れを汲むものであるから、当時の新聞と同じように筆禍を受けたことがある。一〇号（一四年二月発行）、一一号（一五年一月発行）に所載した酒屋会議の記事が、条例違反として罰せられたのである。これを要約すると（一四号所載）、

一三年九月政府は、酒造營業税と造石税を重くした。この軽減を請願せんとした全国酒造營業人が、大阪で会議を開こうとした。その檄文を『美作雑誌』に載せた。これが問題にされ、津山輕罪裁判所検事局

は、法を誹毀し、人民を煽動するものとして、仮編輯長川島大助を罰金三五円に処した。ということであった。

この時、一五年（一八八二）一月一日、川島大助が裁判所からの尋問に対して出した手続書がある。

（檢文）掲載仕候事件に付尋問之扁々御答申上候。

右事件は、高知県下酒造営業人等が酒税軽減あらん事を政府へ請願せん為、日本全国酒屋会議を開かんとするの論題にして、昨明治十四年十二月十四日の投書を得て掲載仕候。尤原稿取調候得共已に廢紙に致し、投書人物名記憶不仕候事。

一 右投書の趣意を案ずるに、其精神請願を企候決して成法を誹議するものに非ざる義と思量候事。

一 前条の理由なるに付、人民を煽動するの心得を以て之れを掲載せしものに無之事。

一 前条の事件雑誌に掲載仕候義、持主中島衛義承知不仕候。

右手続書を以申上候義、相違無御座候。

なお、この大阪での全国酒屋会議には、美作酒造家の代表として安東久次郎が出席した。

『政談いろは新聞』

津山で発行された最初の新聞であるが、現物は今のところ見付かっていない。

『山陽新報』（一五・一一・二八付）は、「『政談いろは新聞』が発行禁止になり、社員旧慣洗滌会と称して有志者をまねき、五、六十人が集まり飲めや歌への大騒ぎをして、果ては発行禁止になった新聞を道にまき散らし、町の人に拾はせた、といふ理由で、警官が拘引に行き、大乱闘となり……。」と報じている。

『大阪自由新聞』附録（二五・一・二九付）は、「明治一五年、（安東久次郎は）立石岐・福井周二郎と共に民権拡張の策を講じ、『政談いろは新聞』を発刊し、大いに専制の弊害を論じ、自由民権の重んずべきを極論せり。時恰も当時、宮中顧問官たる高崎五六氏県令たりしが故に、発行禁止となる。」と報じている。

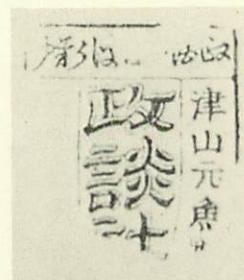


図74 政談いろは新聞社印
（福井敬二氏蔵）

この事件で九人の者が拘引取り調べを受けるが、その「故障趣意書」によると、この新

聞の二〇号以下が発行禁止になったのは、一月二三日と計算される。発行になって二箇月で発行禁止になったと報じていることから、九月ごろ第一号が発刊された、と推定できる。そして、新聞の創立に関係したのは、福井周二郎・立石岐・安東久次郎らであった。上記三名は、これまでに記したように、美作同盟会から美作自由党に関係した中心人物であった。したがって、『美作雑誌』と同根の出版物である。

一五年（一八八三）になると、津山の印刷関係は急明るく活気を帯びてくるのである。自由党結成への胎動と全く軌を一にしていることも興味がある。

ここに新聞・雑誌の記事を拾ってみよう。

一五年一月四日付『山陽新報』

「中島衛主幹にて『津山新聞』と題する一枚摺りの新聞を毎土曜日に発行せんと出願中。」「津山二丁目立石岐が主唱して活版所を築かんとしてゐる。」

一五年二月三日付同紙

「活字は大阪より到着し、元魚町横山治平の二階に備付、一月二十日開業。」

同年二月四日付同紙

「津山活版所は有待社と称し、二月一日新魚町の福伝楼にて開店式を行ふ。」

有待社の開店式には立石岐・植月澄江・中島衛・桜井徹らが参列している。（『美作雑誌』）

同年二月二五日発行『美作雑誌』一四号

「津山三丁目二三番地津山申報社創立事務所設立」

以上の記事は、『政談いろは新聞』と無関係ではあるまいが、どういう経緯がそこにあるかは、丹念な実証を進めていかねばならない。しかし、自由党の中心的人物によって印刷所ができ、新聞発行が企てられ、発行されたことは間違いない。

一月二八日付の『山陽新報』は、「目下入監中の者は、福井浪二・福井周二郎・椿清吉・遠藤忠興・福田耕次郎・中島国太郎・井上豊吉・安田金次郎・牧驥足の九名。」と記している。すべて自由党に関係した人々である。この事件は、一六年（一八八三）二月に公判が行われた。その傍聴筆記概略が町に流れているが、どのようになつたかは不明である。

『美作雑誌』と『政談いろは新聞』の事件は、当時の政治に関係のある発刊物が、一度は必ずこのような処罰

を受けた、という津山での例証である。

参考のために、当時の状況を載せた新聞記事を見てみよう。

一三年(一八八〇)一月二日付『岡山新聞』には、「作州津山辺では、市中を巡行せらるる一本筋の巡査のうち(中略)市中にて国会開設のことや、新聞雑誌の話などをしてゐる者があると、これこれ其の方共は今何を話していたか、けしからぬ。隠さずと申し上げよ、とて、其の話していた事柄を聞糺し、住所姓名までたづねて手帳にひかへらるる。」と出ている。

一五年(一八八二)四月二七日、二階町で開かれた自由大親睦会が警官によって、集会条例に抵触するとして解散させられ、自由党美作部の党員が連行された。

(一五・四三〇付)
『山陽新報』

六、中学校問題と溜池問題

両問題の意義

岡山県では、一二年(一八七九)後半から一四年(一八八一)の間が、自由

民権運動の高揚期と言われている。これを過ぎると、民

権運動は下火になり、殖産興業に精力が注がれていくのである。

一三年(一八八〇)八月一日付『山陽新報』は、「岡山県同胞兄弟に告ぐ」という題で、「未曾有の美挙以後は、今日に至りては之を忘れたるもの如く、目前、国の危難に遭遇するあるも、隔岸の火災を見るが如く、加之、人々私利を営み、同胞の愛情自ずから沈埋し、互に仇敵視するに至る。」と載せている。事実、当時の新聞を見ると、一四年(一八八一)を過ぎると自由民権関係は影をひそめ、代わって殖産関係の記事が多くなってくるのである。はたして、美作地方もこのようになってしまったのであろうか。

中島衛は、「其未だ開期(国会)を公示せられざる間は、余輩は只々其速やかに開設あらんことを切望したりしと雖も、今や一步を進めて国会開設の準備に着手するは今日の急務」(『美作雑誌』九号)、と、運動方向の変更を示唆している。これは、政治から殖産への変更ではなく、政治を外から内へと重点を変えることを強調しているのである。

共之社設立以来、各結社の指導的役割を果たしてきた

者は、農村出身者であった。これらの農村指導者は、北条県時代を通じ政治方面への自信と力を深めながら、新しい時代の地方指導者としての地位を確立しつつあった。これらの指導者が、国会開設問題から美作自身の問題に目を向けていく。これが中学問題と溜池問題である。この両問題は、不思議にも、共に農村自身の問題であった。それだけに、大きな地域的広がりをもってくるのである。そして、もっと重要な点は、身近な問題に対する民権運動として把握された、ということである。

中学校問題の 発端

六郡共立中学校は、一三年（一八八〇）一〇月一四日に設立が決定されており、その当時から疑問があったことは、四章で述べたとおりである。

まず、この紛争の発端から述べることにする。

六郡は、一三年一〇月中に、郡ごとに町村連合会を開き、連合中学校設置案を可決した。郡ごとの町村連合会は、各郡の町村から選出された議員で構成されていた。

（この選出方法は、各郡同一ではなかった。）

更に、各郡の連合会議員から各四名ずつを互選し、六郡連合会（以下連合会とする。）を構成することにした。

翌年五月、津山で開かれた連合会は、六郡共立中学校（津山中学校とも称する。）の諸規則並びに経費徴収について決定した。

以上の経過の中で、紛争の中心になった点は、連合会議員選出法と中学校経費の徴収についてであった。特に中学校経費の徴収は、実際上の負担者となる村にとって重大問題であった。

次に、この紛争の発端となった鏡野地区を中心にして、その経過を述べよう。

中学校経費が割り当てられた西北条郡香々美中村、藤屋村両村では、貧富の懸隔も考慮し、適宜の賦課方法を作るために臨時村会を開いた。その時、連合会の組織及び議決のいきさつを戸長に質問した。戸長の答弁に満足できなかった村は、更に、郡長に伺い書を出した。

この伺い書に見られる村側の主張は、

ア 連合町村会において新たに事業を創設することは、委託された範囲を越えるものであるから、越権の決議である。したがって、中学校に関する決議は無効である。

イ 連合会議員は、複選の手続きによって出されたも

ので、議員たるの資格に欠けている。したがって、無資格者の議決であるから遵守する義務はない。

というにあった。

これに対し、共立中学校設立を推進してきた郡長側は、議決は有効である、と主張するだけであった。学校は、一四年八月二〇日、仮開校式を挙行し、強行発足をした。そこで、今度は県令あてに、「津山中学不当之組織御取調之義上請書」として提出されるのである。この上請書は、今までの経過とこれに対する村側の主張を述べ、最後に、「右之通是迄呈出候願伺書に対する明了の理由をも示さず、私共人民の情実毫も貫徹不仕此儘□至りて、此上不当非法の費額をも負担為致候様相成、私共人民の権利を剝奪せらるべき場合に立至り容易ならざる次第に付、何卒御明断を以て御取調被成下、公明正大之御処分相成、私共人民一同安堵仕候様御裁断奉仰候。」と書き、次の連署をしている。

西西条郡円宗寺村

東北条郡下横野村

池上 智嘉

小林小太郎

前原恒四郎

同 郡大笹村

安黒 基

久米北条郡打穴上村

菅 英治

久米南条郡一方村

植月 澄江

東南条郡榎保村

仁木 永祐

西北条郡香々美村人民総代

中島 衛

以上の経過の中で、推察できる重大な事は、戸長も郡長も、村側の主張に対し明確な回答が出せなかったことである。そして、郡長は、民費徴収の見通しが甘かったことである。

県令への上請書の署名者を見ると、自由党の中心人物であり、地方政治の指導者ばかりである。単なる中学校設立にとどまらず、政治の基本に関係する問題になってきたのである。

新聞・雑誌の 『美作雑誌』の論評は、加藤平四郎が論評 自ら筆をとったもので、次のように書いてある。(第五号 一四・一〇・五)

余は該中学校には関係のない者であるが、事人民の権利の消長に関するので論評したい。この中学校は、六郡人民の協議費で維持すべきものであり、この協議費は、町村会議員議定して戸長認可して実行せらるべきものである。しかるに、中学校の発議は六郡の郡長

であり、その郡長から戸長に諮り、各郡の町村会議員から選出させて郡連合会を作らせた。次に、その中から一郡四名ずつを選挙させて議員とし、これによって中学校の規則、教則を議決させたものである。

されば、人民の代議士といえる資格を持つ者とは言えない。かかる議員が議決した中学校の経費は、出金する義務はない。

更に、加藤平四郎は、次のような風聞があるとして、

郡長が戸長に諮った時、美酒佳肴かちうを供し、勢力ある戸長を別室に招いて、内意を含めて他の戸長を説得させた。

郡から村に費用を賦課して、戸長が臨時村会に諮ったが、議員も戸長も、津山中学校の成立の順序については明了には知らなかった。

そこで、議長が郡長に事情の説明を求めたところ、中学校設立の事は良い事であるから、少々の失措は許したまえ、との言い訳をしただけであった。

又、ある郡では、郡書記を派遣して中学校へ入学をすすめ、小学を卒業しないのに卒業証書を渡してまで入学させようとしている。

以上の事は、官吏が今日の人民を、依然として昔時の人民と同一視し、人知進歩の度を知らざるの一例である。

と痛論するのである。「美作雑誌」が民権伸張の立場でこれを論じたのは、社主である中島衛の地元から取り上げられた問題だけに、好個の事例であった。加藤は、この問題を取り上げて地方遊説もしている。

一方、『山陽新報』（一四・九・一一付）は、次のような警告と皮肉を論説に載せている。

六郡の連合会に列席したる者は、協議費支弁の事を決議する性格を備へたる町村会議員より公選せしめたるものに非ず。（中略）郡長諸氏よ、諸氏は今日の人民を以て一片の公布も知らず、一条の法令も識らず、善となく悪となく、唯々い諸々上命是從ふ十年前の人民と同一視するか、何んぞ迂闊うがの甚しきや。

この対立は日を経るに従って深くなり、郡長の措置を是とする者を郡長党と呼び、この措置を違法とする者を正理党と呼ぶまでになった。

その結末

一五年（一八八二）五月には、村側は、最悪の場合は一時期休校してもよい、との腹を決めるに至った。ここで三村久吾（県会副議長）・渡部恂が仲裁に入る。

渡部は、「願はくは兄等も一步を譲り、敢てその組織（連合会）を責めず、意を教育の一点に注ぎ、今回の事件は全く我等数輩に托して、以て六郡千万人の為め此不満足を止め、じ後共同し共にご尽力あらん事を、切望の至りにたへず。」と、中島に文書を出している。中島は、「早晚設立せざるべからざるの学校にして、唯会議の

津山中学校並
三尋常校
菅沼定光
依藤校免本官
明治十五年一月廿六日
岡山縣

図75 第三次中学廃校による教員辞令（菅沼栄氏蔵）

組織に不完全をならし候までにて、之を廃止する等は生等の本意に無_レ之、（中略）生等も貴意に譲り、」と答えて、解決への道が開かれたかにみえた。

県令高崎は、最後の詰めに入り、六郡長と中島衛らを県庁に呼び仲裁をしたが、県令は、協議会議員は違反ではない、と郡長側を支持し、農村側は議員の改選を主張した（一五・五・一八付、一五・一五・二四付「山陽新報」）。まとまりかけた会談も物別れになるが、この対立で学校長は未決定のままとなり、生徒は家庭に帰らせ、教師も辞表を出す者が出てきた。中学校は開店休業になってしまった。この間、自由教育で有名な新井毫を校長に、という運動もあったが、失敗している。（二五・一・二九付「大阪自由新聞」）同年一月五日付「山陽新報」はこのように報じている。

今般校長を置き、教員を増し、従来の面目を一新して、専ら生徒の便益を謀らんとす。目下帰休の生徒は勿論、有志者昇校あれ。此旨広告す。

十五年十一月

学務委員

そして、校長には久米南条郡長岡田純夫が任命された。一二月に入って連合会を開催し、決算審議の席上、正

理党の議員から中学校廃止の議が提案され、多数決で廃校と決定した。(一五・一二・二三) 付『山陽新報』

六郡共立中学校の廃校は、一五年(一八八二)一二月二六日となっている。難行の末決定された校長の岡田純夫は、翌年の一月に、岡山県中学校長・師範学校長になっている。この中学校は意外な結末を告げたのである。その廃校の理由は、第一次の北条県中学や、第二次の津山中学校のそれと基本的に異なるのである。

溜池問題の発端

美作の地租改正(田畑宅地)は、九年(一八七六)一月四日認可されて一段落した。この時、溜池の地種は民有無税地であった。ところが、九年四月、岡山県に合併されてから、一人持ちの溜池にだけ地券が下付され、二人持ち以上の上のものには地券の下付がなかった。

一二年(一八七九)一二月になって、岡山県地理課から戸長あてに、二人持ち以上共有溜池の地種が未定であるから、溜池敷地の証拠を調べよ、との通知があった。

これに対して農民は、旧県中にこの事は改正済みになっていることで、政府も民有無税地として認定済みであるから、納得しかねる旨を上申するのである。少し農民

側のこの言い分を聞いてみよう。

ア 『改正局日報』(九年一月四日、政府認定の旨が記載されている。)は、北条県のみならず、どの府県にも配付されているはずである。その上、九年六月には、北条県の民有無税地総計帳も引き継がれているはずである。しかるに、その中から溜池だけを岡山県が再調査の取り扱いするのは不思議である。

イ もし、改正未済のものであれば、正租徴収になるはずのものである。しかるに、その事もないのは全く心得難いことで、どんな説論を受けても承服致し兼ねる。

というのである。これに対し、官有である、という県側の理由は、こうである。

ア 民有地であれば、従来地租を負担していた証拠があるはずである。

イ 他から譲り受けていたなら買得証書がなくてはならない。

以上二者を欠く時は、人民に所有権はない。

県は村側の言い分を一向採用しないまま、一四年(一八八一)一〇月には、更に嚴重な調査をしたばかりでな

く、以前提出していた地籍帳の、溜池の字・番号・反別・持主等記載の箇所を一方的に一つ一つ消し、官有地と訂正して送り返してきたのである。まず、既成事実を作ったのである。一四年といえは、北条県が合併されて五年以上も経過しているのである。そして、両者の主張は平行線のままであった。発端の時期もその経過も、共立中学校問題とほとんど同じである。異なるのは期間の長短だけであった。

『美作雑誌』の
論評

『美作雑誌』の九号(一四・一一・一五)と一〇号(一四・一一・二〇)は、社説

に、

そもそも、この紛議はわずか数百項の溜池の敷地の争論であつて、さしたる大事件と言う程のものではない。今、自分がこれを論ずるのは、あるいは無益の弁であると思われるかも知れないけれども、この地種がはたして官有であるのか、それとも民有であるのか、ということとはすこぶる重大な事である。これは、われわれの人權の消長にも関係する、と信ずる。

県がこれを官有である、というのは、美作藩の実状を無視したもので、法理的にも道義的にも許されるこ

とではない。

この紛議の要点は、北条県の地租改正事務が、既済の上引き継がれたか、それとも未済のまま引き継がれたかに尽きる。大体、改正事務の結了認定が行われ、新税が施行されたのは、北条県廃止以前である。そうすると、岡山県は一体どんな理由で、民有地編入を拒否しているのであろうか。

この溜池に関係する地域は、西北条・西西条・東北条・東南条・久米北条・勝南・大庭の七郡一〇四箇村に及んだのである。この点からみても、共立中学校問題と同様、農村全体の問題となつた。

上京運動と
結末

ここで村民は、県との交渉に望みを捨て、東京の内務省との交渉を決意した。一四年(一八八一)十一月から一五年(一八八二)三月までの間に、関係村々は委任状の作成をし、それを代理人に届けた。村々から出された委任状の文面は、次のようなものであつた。

拙者等所在溜池之儀者、去る明治八年旧北条県治中、新旧反別調査之上、改正整頓御認に相成候処、爾

後本県においては、改正未済之段被_レ相違_ニ候は意外之義に付、屢々民有据置之儀嘆願致候得共、御採用不相成_ニ遂に調査遷延之分は、直に官有第三種へ編入候様被_レ相違_ニ、最早嘆願之道も絶え、無_レ止_ニ上告改正之濟否判決を仰之外他事なき次第に立至り、持主一同協議之上、貴殿を以て本村の代理と相定め、(後略)と述べて、全員署名押印している。

全村民の代理として上京したのは、仁木永祐(靱保)・岡熊治部(池ヶ原)・広瀬義典(勝部)の三人であった。この三人は、江戸から明治にわたる有力な村の指導者であり、同時に美作自由党の中心人物であった。実は、この三人の外に顧問として矢吹正則(南新座)が同行している。矢吹は、前にも触れているように、北条県の吏員として地租改正事業を担当した一人であり、『北条県史』編集にも携わった人物である。溜池の史実と改正事務の経緯の説明には、矢吹を以て外にはない。この四人は、一五年(一八八二)三月八日上京する。

上京した総代から、四月に入って電報が届けられた。この電報を、「矢吹日記資料」は次のように記している。

明治十五年四月十一日午後四時二十分、東京本郷分局発、同日六時五十分姫路分局着電報

ネガイスンダ シレイハ キソクニテ ケンヨリデ
ル ヲカヤマヘイタル シレイデルマデ タレカノ
コル イサイハアトヨリ

右、今四月十三日姫路より郵便にて来着せり(午前八時)。

内務省は民有すえ置きを了承し、その旨岡山県に連達するが、それが出るまで、たれかが在京するというのである。長い年月の交渉は、石橋もたたかなければならぬもの、と思わせたのであろう。

帰郷後、総代は岡山県庁に行き、内務省から、「美作国田地用水溜池地種の儀は、旧地租改正事務局において、民有地と認定処分済のものに付、其旨可_レ相心得。」という指令書が来ているのを確認し、更に、県令から、「人民満足候様処分すべき旨」の言葉も聞いて帰津した。ところが、数箇月経過しても県からはなんの通知も来なかったのである。農村側は県に再三願書を提出した。提出された願書の中には、「該願の如きは成規之通戸長連署之上、郡役所を経由して可_レ差出_ニ管_ニ付、本書

却下候事。明治十五年五月二十九日。」として、返戻されたのもあったのである。このようにして出された願いに対し、返ってきたものは、「処分今尚詮議中」という文字だけであった。

年も明け一六年（一八八三）に入る。この年三月、地価帳末尾にある番外記載の溜池について誤りがあるので、戸長で取調べよ、との指令が到着した。一向に事は前進しなかったのである。書類の交換だけで、前進したのは光陰だけであった。

この年の暮一二月一八日、再び、東京の内務卿あてに次のような請願書が出された。

地租改正御調査の上、民有地と御認定の儀は、地租改正事務局御別報中、美作国新旧税額比較表及び旧県令の御達にて判然罷在候処、今更前件雑号達并に伺書指令の如き廉を以て、九年以前に溯り再調査相成候儀は承服難仕、随て費用等相嵩み持主一同大に難渡仕候。（中略）何卒至急岡山県再調査御差止め、兼て御認定之通民有地へ御据置被成度。

ところが、この請願書は、一七年（一八八四）一月二六日付で、「県令へ請願の手續を了せざるものに付却

請願書

私共従来所持罷在候田地用水溜池之儀ハ客年三月中御省へ伺願仕候通着北備縣治中明治七八兩年間耕宅地同職御調査相成民有地へ組込御成規ノ通地價取調帳へ箇所コトニ字番辨及別持主記載捺印ノ上差出置候處翌九年一月四日付ヲ以テ其第ニ於テ兼テ調査之通御認定相成候段旧縣權令ヨリ被相達是ニ於テ始テ溜池者皆無親ニ相成改正既済ノ儀ハ判然仕候儀ニ御座候然。

下」の付箋がついて却下されてきた。そこで、再度県令あてに請願書を提出した。この請願書には、これまでの経緯をみると述べ、認定通り民有地にすえ置き、至急地券を下付されたい、としていて、今までの願書の内容と変わったところはない。ただ違っているのは、「今更十年前に溯り」とする経過年数の説明の所だけであった。県令は高崎五六から千坂高雅に代わった。一七年（一八八四）の一二月のことであった。

その後、どんな交渉があったのか、つまびらかではない。恐らく、月日だけが経過していったのである。

図76 溜池の請願書一明治16年12月18日一
(仁木士弘氏蔵)

二七年（一八九四）九月二一日、千坂知事（一九年七月県令が知事に変わる）から美作各郡役所あての訓令があった。

「其郡内用水溜池の義は、是迄調査の次第も有^レ之候処、總て北条県査定の地種に据置候条、此旨溜池所在村長へ相達すべし。

但し、従前の達指令等にして、本訓令に抵触するものは総て取消す。

これが溜池問題の終止符であった。

二宮の古い土地台帳を見ると、「明治二十九年九月二十六日許可。所有者訂正。」とされて、「官有第三種」が「二宮村」に訂正されている。実に一八年という年月が経過していたのである。

『美作雑誌』で論じた加藤平四郎は、国会議員になつたし、矢吹正則（二二年二月—三三年九月）・岡熊次郎（一三年九月—二五年二月）・仁木永祐（一三年二月—一五年五月）・広瀬義典（一五年五月—三三年三月）も県會議員になつていた。

（特記している出典以外は、全部「溜池一件資料」による。）

七、美作民権の特異性

民権と士族

矢吹金一郎（南新座）と黒田鷲三（田町）が、福井周二郎（三丁目）に出した次の手紙がある。

拜啓陳^{のよ}ば、本日美作自由党地方部規約御議定之由にて御招状^{かたじけ}を辱^{かたじけ}のうし奉^まり万謝^{ごんげん}候。然^{しか}る処生等兩名に於ては、自由党本部之主義は決して異存無^レ之、且、自由を愛し權利を重んずる事は他人に譲らざるの精神に候へ共、当地同感の士を結合し一小団結仕候上、追々御部と連絡を通じ候様可^レ致積に候条、暫時御地方部除名候間左様御承知被^レ下度此段御断り旁々^{かたがた}伺^まり貴意候也。

四月二十二日

郷党親睦会から美作親睦会に輪を広げ、政治集団結成への段階のできごとである。自由黨員の一覧表（前掲）を見ても、郷党親睦会に入っている者は美作親睦会に入会し、黨員の大部分が両党のいずれかに入会しているのである。

郷党親睦会員には津山市街地の者は三名(内二名土族)に過ぎなかったが、美作親睦会になると市街地の多くの住民が参加するのである。その会員は一四六名、この中、津山市街地の居住者は三四名である。更に、この三名、椿高下二名)である。この段階で、政治団体への結成案内が出たのである。前掲の手紙は、その結成案内を受けた矢吹・黒田両名が美作自由党地方入党には遠慮する旨の通知である。一三年(一八八〇)一月に結成された南新座親睦会の開会における矢吹金一郎の式辞には、この会は、更に大きく輪を広げ、国会開設など所期の目的を達成すべきものと述べられている。にもかかわらず、自由党名簿を見ると、武家町からは牧驥(牧驥足とも書かれている。)一人が入党しているに過ぎない。土族たちは、土族以外の者と政治的に同一の行動をとるには、なおいささかの抵抗があったのであろうか。美作親睦会結成総会の席上(一四年三月一九日)、土族の多くが「権利は結合に非ざれば伸張する能はず、」とか、「各自の権利を暢達し、」とか主張しながら、これ以上のものでない得なかったのは、このような精神的矛盾が

あったからではあるまいか。

それとは反対に、二一年(一八八八)九月の美作親睦会(前述)の発起者には、市街地居住者が中心となり、その上土族の多くが参加している。そして、この中から二二年の町村制施行による町長や、多くの町会議員が出てきている。目の前に近付いた現実的政治には、より興味があったのであろう。農村指導者層と土族の動きには、町村制施行時の前と後とも大きな相違がある。

民権運動の地域性

では、民権運動に関係した者はどういう分布を示すであろうか。これを知るために、共之社・郷党親睦会・美作自由党の構成員の分布を作成した。

図77を見ると、これらの三者が重なり合う地域は、津山市街の北西部で、しかも、市街の周辺に位置する地域である。いうならば、上河原の水田地帯から、院庄・鏡野に広がる水田地帯を含む地域である。

土族や商工業者が住む津山市街地と、遠く市街地から離れている後進性の強い山間僻地とが、空白の地域ということになる。

狭い美作についてみても、このように三地域に大別す

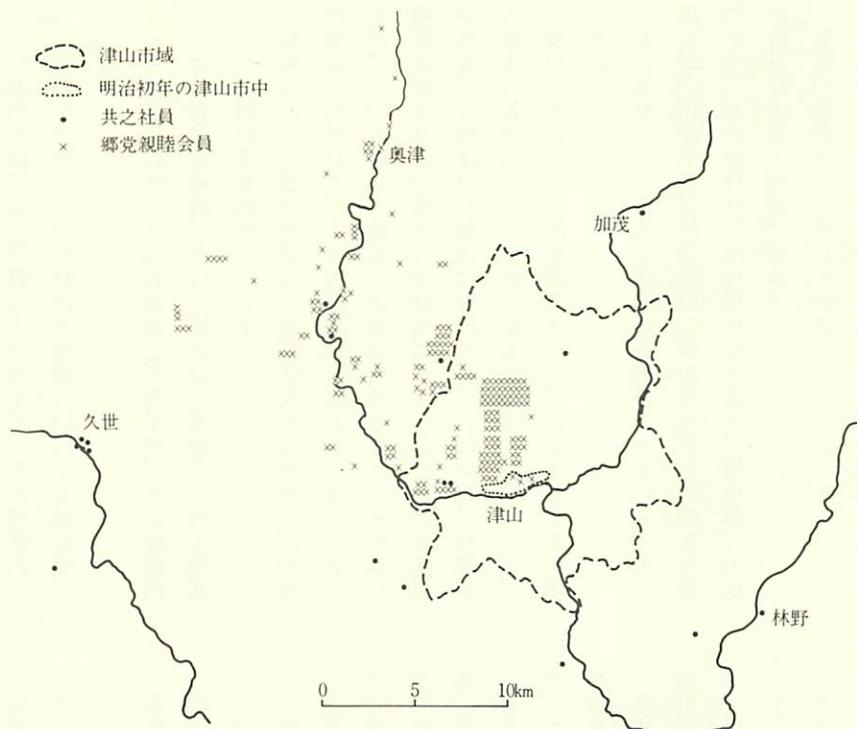


図77 共之社員・郷党親睦会員・美作自由党員の分布

ることが出来る。民権運動という点からみて、津山がどんな位置にあったか推察できるであろう。

八、議員とその選挙

北条県の民会については、既に、第三章で述べている。ここで触れる議員とは、岡山県としての最初の県会であった一二年（一八七九）三月の県会議員と、町村制施行時の町会議員のことである。以下、明治の選挙の一端を述べ議員の片鱗（へんりん）に触れてみたい。

県会議員

一一年（一八七八）七月に府県会規則が制定された。これが岡山県最初の県会につながるものである。

当時の県会議員選挙規則の主なものを挙げてみよう。

- 一 議員は郡区ごとに選挙で決める。

一 選挙人は、満二〇歳以上の男子で、その郡区内に本籍を定め、その府県内で地租五円以上を納めている者。

一 被選挙人は、満二五歳以上の男子で、その府県内に本籍を定め満三年以上居住し、その府県内で地租一〇円以上を納めている者。

もちろん、上述の選挙人、被選挙人には欠格条項が付加えられている。この点は現在も変わりはない。ところが、「一人にして数郡区の選に当るときは、其何れの郡区に属すべきかは当人の好みに任すべし。」という条項がある。当時は立候補制は採用されていないし、被選挙人はその郡内に居住している必要はなかった。そこで、二郡以上からでも同時に選挙される場合を予想した条項である。

ところが、この条項に該当する例が起きている。矢吹正則が、西北条郡と勝南郡の二郡から県議に当選したのである。西北条郡は矢吹の居住郡であり、勝南郡は矢吹の出身郡であったのである。

矢吹の記録から引用してみよう。

明治十二年（一八七九）二月五日、勝南郡県会議員

公撰之處、拙者高点に付承諾致し呉度、瓜生原村渡辺佳平治申来候。

二月八日、津山郡役所県会議員撰学会相開候處、拙者高点之旨郡長結城秀伴より達し来、出頭之上勝南郡の方承諾致候。

西北条郡之方は、次点渡辺恂承諾いたし候。

九日勝間田へ出張、森下郡長より撰挙状受取候。

上記の引用文で、選挙日が五日と八日になっているが、選挙は、必ずしも同一の日にする必要はなく、「某日間に選挙会を」（規則）開けばよかった。上記西北条、勝南二郡の選挙会も三日のずれがある。

選挙人は、配付されている用紙に自分と被選挙人の住所、姓名、年齢を記して、予定の日郡長に出す。これが選挙であった。

さて、勝南郡選出議員になった矢吹正則は、「勝南郡諸君各位に白す」という文書を郡民に送るのである。

県会とは何ぞ。人民をして民政に参与せしむるの挙なり。そもそも、県の挙は、明治維新の初め、広く会議を興し万機公論に決すべし、との御誓文、八年四月、立憲政体を以て国是と定め給ふの聖勅に基き、十

二年の今日に至つて始めて国会の端緒を試みられたるものなり。(中略) 僕、幼年榑郷(少年のころのすまい)を出て津山に住すること殆ど三十年、貴郡の郷邑村落すでに一々識る能はず。況んや風土民情をや。然り而して、僕、本籍西北条郡の議員たるを辞して貴郡に従事する所以のものは、選挙に先後あると遠隔諸君の愛顧を被るとを以て無比の面目なりとし、(中略) 行々国会を興起し以て聖旨に副はん事を図り、又以て、国家の安寧を図らざる可からざる也。(中略) 僕、ここに筆を擱くに当り、予め諸君に約言する所あり。僕、既に貴郡に諾すれば則ち貴郡の議員たりと雖も、県会に列するに当りては独り勝南郡の議員に非ず。即ち、岡山県会の議員なり。勿論、貴郡の為には飽くまで尽力すべけれ共、一県下の便益たる所を図るを以て主義となすべきなり。唯然り。故に一鄉村の故を以て一県下の是認する所を非議する如きは、僕の敢て当らざる所なり。(弓齋勤仕録)

これが百年以前の議員の気概であつたのである。
町会議員の選挙

最初の津山町の発足は、二二年(一八八九)六月のことであるが、当時

の選挙権者と被選挙権者になることができる者は、次のような人であつた。

一 その町村に二年以上居住する二五歳以上の独立の男子で、

一 町村税を負担し、

一 町村内で地租を納め、もしくは、直接国税を年額二円以上納めている者。

又、当時の選挙は、等級選挙制度と言われる方法で行われた。この制度は、選挙人を直接町村税の多少によつて一級と二級に分けた。各級の者は議員定数の半数ずつを選挙する、という仕組みである。一級選挙人というのは、選挙人中直接町村税の多い者から順にその税額を合わせていき、選挙人全員の納める額の半ばに当たる人数の者であり、その他の者が二級選挙人である。今の選挙制度に比べると、男女の区別と財産の大小による相違が、大きく取り上げられていた。

さて、このような方法によつて、津山町(西町ともいう。)では、六月二五日に二級選挙会が、翌二六日に一級選挙会が妙願寺で行われた。又、津山東町(東町ともいう。)でも、同じ日に同様に大信寺で行われた。議員定数は前者は二四名、後者は一二名であつた。

第六章 産業經濟の發展

第六章 産業經濟の發展

一、殖産興業と民権

産業の奨励

我が国は、当時、發展途上国であつた。

産業を發達させて國を富ますことが最大の目標であつた。明治になると従来にも増して、次から次に産業奨励策の指示、対策が打ち出されていく。この足取りを追つてみることにしよう。

明治三年（一八七〇）三月、植月七右衛門（一方）・大岡熊治郎（池ヶ原）・美見孝次郎（目木）が勸業掛に任命されている。それは、版籍奉還後の津山藩の時であつた。

同年一〇月、津山藩は、「蚕業の儀は皇國産出中第一

にして、既に朝廷に於ても別冊の通、蚕種製造御規則も被_レ仰_レ追々盛大に被_レ成_レ度御模様なまに付、当藩管内に於ても朝旨を遵奉し、養蚕速やかに相開き候様尽力致候事」（『岡山県史』上）と通達している。このように、政府からの殖産指令は、地方の村々へ通達されていく。

五年（一八七二）六月には、「鉾山業の義は、管下に於て最も盛んに可_レ起_レ業の義、渴水等の故障を称_レ束縛の聞え有_レ之を以て、富國の是非を論じ企望の者は興業すべき」と達せられた（『岡山県史』上）。この時は、既に北条県になっていて、北条県独自の砂鉄奨励指示である。

同年九月にも、「養蚕の儀は、皇國有名の産業に付、（中略）於_レ当管内に御趣意を奉じ、追々盛大に取開度の

処、僻陬の民情、同心結社の意を曉らざると、報三國恩

の大志不立より其方向を失ひ、甚以不三相濟次第に付先づ有志の者を募り、結社の途相開候様尽力可致事

(前掲書)、と、勸農世話方に告諭をしている。次いで一〇月には、安藤善一(久米町)・西村総雄(美作町)の戸長二名に、製茶、養蚕奨励の仕事を担当させた。

以上が、明治当初の産業施策であるが、この中から、次の二つの事が分かる。

その一は、特産物の奨励に力が入れられたことである。それは、古来からの砂鉄業と、新しく力を入れようとする蚕業と製茶業が挙げられている。砂鉄業も蚕業も、美作では最も古い起源をもつ産業であるが、明治の時代が進むにつれ、次第に砂鉄業は衰微していき、蚕業が主役を占めていく。

その二は、この殖産興業の推進役になるのも戸長であったことである。これまで述べてきた各章から推察できるように、これらの戸長は、江戸時代におけるかつての大庄屋格の人たちである。ここで思い出すのは、地租改正事業の当初任命された改正掛の顔触れである。政治、産業いずれにしても、これらの人が動かなければ前に進

まなかつたのである。

結社と殖産

さて、もう一度思い出したいのは民権運動のことである。この民権運動と、

これから述べる殖産興業とは、明治前半の歴史を進めた二本の柱であった。ところが、この二本の柱は、同一の梁でもって結ばれている。この梁とは、江戸時代から続く農村指導層なのである。言い換えると、農村指導層は、民権運動の先導を務めながら、農村産業育成のパイロットになっていた。

そこで、第五章で述べた結社に、殖産という面からスポットを当ててみよう。

- (1) まず、共之社は、その設立の理由を、「事物の理由を演説仕り、衆庶鼓舞養成殖産製物を振作し、大いに勸業の路を進め」るためとしている。そして、上述した五年(一八七二)八月の告諭で指摘されている、「不便な土地に住んでいる人は、結合して事業をする真意が分からない。」という、欠点を改めようとするものもあった。

- (2) 次に、郷党親睦会について触れよう。

竹田での親睦会では、第一に農事会話、第二に時

事討論、勸業・教育・風俗に関する演説をすることを行事内容とする、と決めている。これを主宰する中島衛は、本会の主意とするところは、世益を図り時事を討論することである、と演説している。農村生活そのものが第一に取り上げられたのである。それを広げるならば、共済制度にも發展するであろう。又、何の了解もなく農村に負担が掛かるとすれば、共立中学校のように徹底的に反対するのである。溜池問題にしても同じである。

(3) 美作自由党の母体となった美作同盟会はどうであろうか。主義の一つに、一致協力して節約を固守し、富強を図ることを掲げ、政事・法律・勸業・教育・修身・衛生・經濟などの演説をすることを行事に挙げている。

農村生活事項の影は薄らいではいるが、いまだ抜け切っていない。ここにこの時代の特徴が見られるのである。

農村の指導者

当時の農村指導者の中には、先進他県と交流し、自分の財でまずやってみるという人が多かった。

これらの人々が先驅者として経営した企業のうち、少なくとも明治時代に花を咲かせたものは蚕業(後述)であった。ここでは二人の人物―菅英治と中島衛について述べることにする。二人とも津山市域ではなく、周辺の農村出身者であり、既に述べたように、共之社時代からの民権推進者である。

菅英治の家は、北条県の暴動の際に打ち壊しに遭ったというが、彼は、九年上京して津田仙の門に入った。津田仙は、津田梅子の父で、研究した蘭学を我が国農業の改良に利用し、七年(一八七四)九月、稲の花に媒助法を施して増収に成功した。そればかりではなく、津田仙は、『農学雑誌』を出版して国産を盛大にしようとした。菅はこの点に魅せられたのであろう、はるばる久米郡打穴(中央町)から上京するのである。

彼は、『農業雑誌』の七号に、「冷水に育つ稲の事」と題する論文を寄せて、「余の隣郷に数十年来農業に尽力する老農がいる。この人は、冷水うけの水田にも強い清水糶しみずもちという品種を得た。これによって増収を得ているので、北海道とか、山間の冷水うけの地とかによいであろう。」と述べている。次いで、同誌八号にも「一茎稲じっぽんいね

の疑問」と題する論文を載せて、「一茎稻の場合と普通の場合とを比較し、葉などを含めた実地の損益計算を出し、必ずしも一茎稻が有利とは言えない」旨を具体的に論じている。

又、彼は、津田仙の考え方にも学んだところが大きかったであろう。打穴に帰って来ると、一一年共之社の一員になる。一二年（一八七九）には最初の県会議員に当選する。

同年五月、彼は、立石岐・松田涼治（久米町）と共に、次のような農業振興策を県令に提出し、

禾果の熟否は之を土壤に托して、其發生栄枯するの理を究めず。植物の虫害家畜の疾病等は之を天時に帰して、其予防駆除の法及び療養するの術を求めずして、徒らに其損耗を嗟嘆して、而して己が其學術に精熟せざるを咎めず。豈迂濶もまた甚だしきものにあらずや。蓋し、是れ我が国古來農營の行はれざると、取長補短の念なきと、官民隔絶して互に氣脈の貫通せざるにより出来ず。（中略）近年製糸及製茶の如きは近県無比の盛大に及び、（中略）之れ独り我が岡山県下の幸福のみならず、皇国一般の幸福といふべし。（中略）

なお、該業をして一層の功を奏せんと欲す。其方法たるや本県勸農科と各郡区の間、農事通信を開き、之が委員二名乃至三名を選任すること、また、臨時試験場を設くる

ことを主張している。（勸農の儀に付建言）

彼が山間僻地で取り組んだ体験と、東京で学んだ理論思想は、政策としてこの建築の中に盛り込まれている。

中島衛は香々美構の大庄屋を勤めていた。彼の地元から起こった北条県の暴動も、彼の家は避けて通過した、というほどの人望家であった。又、新しい知識を取り入れて実行に移す、という行動的な人であった。津山藩士となつて、幕末維新時に活動した鞍懸寅次郎は、一時、中島家に身を寄せて彼の教育をしていた、という。彼の日記の中に、こういう記事がある。

明治十四年（一八八一）四月十四日、明辰社へ出候。

稲種交換の事を児島郡宇野津村川井速太より依頼に付左の両種を送る。

一 中稻 名福吉

一 稲五斗

一 稲株二株 一株二七

一 玄米三合 一茎二〇〇莖粒

一 晩稻 稻名明神

粃四斗

稻株二株 一株 三〇茎
一茎二〇〇粒

玄米三合

児島郡宇野津村は今の倉敷市宇野津である。川井速太は、一三年（一八八〇）九月から一六年（一八八三）一月まで県會議員をしていた。更に、川井は、干拓事業にも関係をもっていた。丁度、中島も、一三年（一八八〇）四月から一五年（一八八二）五月まで県會議員を勤めていたのである。兩者の間に、南の干拓農業と北の山間農業との稲作が話題になったのであろう。川井からの依頼で、種粃を、津山にある明辰社という高瀬船の運送店に送らせたのである。

彼は、一五年（一八八二）一〇月一〇日付の『山陽新報』に、こういう記事を寄せている。

『農業雑誌』で、養蚕についての三河国渥美郡（愛知県）小柳津忠氏の論文を読み、更に、手紙を出して報告を得た。それによると、信・上・岩・羽諸州の習慣にとらわれず、イタリー等の養法を取り入れていることを知った。そこで、氏に依頼して秋蚕種を求めたとこ

ろ、強健で成繭もよく、氏はまさに殖産富国の戦士である。ここに氏から得たものを世の同志に告げよう。

これを拡充することができれば、殖産富国に役立つことになる。連絡されよ。

彼もまた、菅英治と同じように、『農業雑誌』を座右に備えて、理論を実際に生かそうとしていた。前者は、東京に遊んで実学を学び、後者は、他地域の同志と優良品種の授受をする。兩者ともに農村の中に生き、身をもってその先導に立ったのである。そして、共に民権の先導者であった。

二、養蚕と製糸

養蚕と製糸を一括して蚕業と表現しよう。この蚕業ほど美作にとって、古くて又新しい産業は外にない。言い換えると、古い起源をもちながら明治になって、津山は蚕都である、とも言われるほど急激に成長したからである。

なぜ、美作が蚕業の中心地域になったのか、それはなるべくしてなったのである。少し時代はさかのぼるが、

寛政一一年（一七九九）、久世の早川代官は、「海なき国には、蚕の業を勧むる事、昔よりの教へなり。必ず捨つべからず。」（『久世町史』）と、農民に教えたという。この言葉ほど、蚕業立地の条件を言い現して妙を得たものはない。彼が名代官と言われる理由はこんなところにもあるであろう。

蚕業は時代により消長はあったが、一般に自給自足経済型の江戸時代には、成長型の産業にはなりにくいものであった。

それにしても、関東に本拠地をもつ沼田藩の支配地がある吉野・勝北・英田の諸郡や勝山藩では、先進地域と交流して蚕業が勧められていた。このような素地と蚕業立地の好条件の上に、開国による外国市場の出現により、蚕業は、外貨獲得の花形として登場してくる。すなわち、殖産興業の優等生となってくるのである。前項で触れた三年一〇月の布達、五年九月の告諭なども、蚕業への力の入れ方を示すものである。

以下、北条県設置以後の明治を次のように時代区分して、蚕業の発展の跡をたどってみよう。

1、先進地見習時代（一〇年まで）

2、基礎確立時代（二五年まで）

3、地場資本活躍時代（二六年以後）

1、先進地見習時代

技術の習得

この時代は、先進地の技術習得、桑の優良品種の導入が行われる時代である。

まず、年代順に記していくことにする。

五年一七年（一八七二―七四） 内田饒穂^{（信濃）}は信濃の上塩尻村に実地修業に行く。

五年一〇月―六年一月 士族の有志が上州・武州に見学に行く。

五年一月 山下吉蔵（勸業掛）を前橋製糸所に入所させ、製糸の伝習を受けさせる。

六年四月―九月 有志の男女六名、上州島村で技術の実習。

六年九月―七年三月 女子三名、工務省製糸場で製糸技術の伝習。

六年 勝山藩士が、福島県から小牧種の桑苗を持ち帰る。吉野郡の戸長千原修吉が、信州から小牧種の桑苗を持ち帰る。

七年 南新座の安藤重恭は、教師を招いて桑苗の栽培試験をする。

七年 浮田卯佐吉は、但馬から仲間木を取り寄せて栽植し、種子を取り寄せて二反歩にまく。妻柳は、信州から松本九八及び同人妻を招き、養蚕製糸の法を習う。

以上が先進地からの技術習得の状況である。これとは別に、北条氏は、一つの機関を作って特産物の奨励に乗り出している。これが物産融通会社である。

物産融通会社

この会社は、五年（一八七二）九月、養蚕世話方に出された告諭、「（前略）

一同申合先づ有志の者を募り、物産繁殖の道相開候様尽力可_レ致事」を受けて作られたものである。

同年一〇月、森本源治郎（養蚕世話方）・西村総雄（養蚕世話方）・山下吉蔵（勸農懸養蚕世話方）・安藤善一（勸業掛）は、物産開業仕方書と物産融通会社定則を作り、県庁（北条県）の許可を得て、各区の戸長、副戸長に尽力を求めたのである。

戸長、副戸長への依頼書の中には、「区内漏れなく説諭していただき、何とぞ一区一口は勿論、幾口でも勧誘

していただいで、数万金の結社を作って国恩に報じたい、と思う。」と記してある。

物産融通会社の事業の大略は、次のとおりである。

(1) 養蚕

旭川・吉井川・吉野川の河原や附州など不毛の地に桑を栽培し、蚕種を作ること。これ以外に、田畑を初め山野・荒地にも栽培すること。

極力、今ある桑で養蚕を勧め、生系の良いものがとれるよう尽力すること。

以上の件について、開墾や栽培のための資金が必要な者には融通もし、なお、桑苗の希望の向きには斡旋もする。

(2) 製茶

在来の産茶の質を高め、増産になるように世話をする。開墾や植え付けや肥培に資金が入用な者には、その求めに応ずる。

上記の繭・生糸・製茶については、なるべく高値で売却できるように世話をする。

その他牧牛・養豚に限らず、国内富強の基になるものは何でも相談に応ずる。

又、翻訳書の売買や貸本も営む。

以上、換金農畜産物に関する技術指導から、それに要する資金の斡旋、更に、購入販売に至るまで世話をするというのである。

又、この会社の組織は次のようになっていた。

- 一 本局は、津山二階町元銀札場に置かれた。
- 一 資本金は壹万円で一株百円である。
- 一 養蚕、茶製造その他総て物産事業勧誘教育などに従事する者は、衆議公選によって決め、日給をもつて雇う。

その他 社長、副社長、会議の事などを決めている。

この物産融通会社がどれだけ活動したかは詳細には分からないが、北条県の産業奨励に対する並々ならぬ熱意を読み取ることはできるであろう。これまで述べた状況から判断すると、恐らく、養蚕の奨励に重点が置かれたであろう。この会社に関係した森本源治郎の「桑苗渡し帳」が残っている。これを見ると、上州・因州から桑苗を仕入れ、作州一円に二万八千五百八本と五二駄^だを売りさばいている。恐らく、この会社を通じた売買と推定されるが、桑苗の販売が当面この会社の最大の仕事だったの

であろう。(『岡山県蚕業沿革史』)
森本文書

2、基礎確立時代

技術者の養成

特定少数者の内地留学だけでは、早急な技術の向上には結び付かなかつた。

蚕の飼育法でさえ失敗が多く、更に、製糸に至ると粗悪ものはなはだしかつた。そこで、一〇年(一八七七)三月、山下の元懲役所跡を勸業試験場として、桑などの有用植物を植えてその奨励に努めた。一方、隣接する物産会社跡は養蚕製糸所として、産業機械を備え付け、製糸技術を伝習させることにした。

同年六月には、群馬県前橋から山室民治を招いて、養蚕と製糸技術の指導に当たられた。第一回の伝習生が卒業したのは八月三〇日であった。

ここに初めて、技術者の自給の道が開かれ、美作における工業近代化への第一歩が踏み出されることになる。

第一回の卒業生は、

二宮村 河原政ノ

伏見町 浮田 柳

伏見町 松本テル

城代町 日下フサ

吹屋町 松本トヨ

以上五名で、この五名は、一一年（一八七八）、上等

卒業者となっている。一〇年（一八七七）から一一年

（一八七八）にかけて合計五六名が卒業している。

（一・二・四・二八付）
『山陽新報』

第一回卒業者五名の中、四名が城下町居住者であるが、一一年（一八七八）までの総計でみると、城下町居

住者は一九名で、かなりの数を占めてはいるが、農村出

身者が過半数を占めている。この中には、浮田製糸の浮

田卯佐吉の妻柳、妹吉野もいるし、矢吹貫一（二階町）

の娘津留子も、西村総雄の娘マサもいる。こうしてみる

と、当時の蚕業指導者は家族ともども蚕業に従事するこ

とにより、次に来る製糸業經營の素地を作っていたの

である。当時としては、先端をいく技術者であった。

又、この中には男子四名が含まれ、新しい時流に乗る職

場でもあった。

一二年（一八七九）には山室民治の職を解いて、熟練

した浮田柳を始め松本テル・日下フサを教師とし自給体

制が実を結んでいくのである。

一三年（一八八〇）に勸業試験場で、養蚕製糸の伝習

を受けた者は二七名であった。この二七名を分析してみ

ると、

城下町（市街地） 一九名（内 士族一八名）

郡 部 八名（内 士族 三名）

となり、城下町出身の士族が極めて多く、この方面にも

士族の子女の進出が増加しているのである。蚕業が脚光

を浴びて来だし、士族の男子は多く教師になったが、そ

の女子は、養蚕製糸の技術職へ進む傾向が出ている。

『山陽新報』（一・二・二・二四付）が、「旧城郭は変

じて桑田に化し、茶園となる。」と、津山の近況記事を

載せているが、当時の状況がしのばれる。

このような環境になってくると、私立の養蚕伝習所が

設立されていくのである。その第一号は、一一年（一八

七八）、立石岐・中島衛・菅英治・内田饒穂・安黒基など

の共之社の面々によって二宮に設立された。共之社の目

的に挙げられた、「大いに勸業の路を進め、社会鴻益繁

榮」に尽すことが、実行に移されていたのである（第

五章参照）。この伝習所主任は日下礼行であり、製糸主

任は妻日下フサであった。ここにも、第一回伝習所卒業

生が技術指導の前線で活動しだしたのである。

これ以後、養蚕製糸技術の伝習は、矢吹貫一・大岡熊治郎、安藤重恭・畑信好らによって随時行われた。

二〇年（一八八七）前後になると、県立や郡立の養蚕伝習所が再び設立された。この設立の波に乗ってできたのが、二一年（一八八八）、鶴山校附属建物に設置された県立津山伝習所である。ここには群馬県の中島惣七しちが教師として招かれている。二二年（一八八九）になると、伝習所は、実業を授けるにとどまり、高級な技術を究めるに至らない、として、学理と実業とを併せ習得できるための講習所に発展的解消をするのである。

二四年（一八九一）逸見寅雄へんみは、津山養蚕伝習所を作った。この伝習所は理論と実際の両者を身に付けさせようとしたものである。逸見寅雄は、二〇年（一八八七）、東京需給社第一回講習を修了し、次いで、西ヶ原養蚕試験場（東京高等蚕糸学校の前身）を二三年（一八九〇）に卒業している。彼は、父の士族廃止に伴う給付金で、東京に出てこの道の勉強をした。津山に帰ってくると、椿高下に養蚕場を新築し、津山養蚕伝習所を開設した。

伝習所という名にはなっているが、入所した生徒の修



図78 私立津山養蚕伝習所（逸見初音氏提供）

業年限は、男子二箇年、女子三箇年で、理論と実習を授けるといふ学校的色彩を多分にもっていた。毎年一〇名から二〇名の入学生を收容し、明治を通じて多くの養蚕

技術者や蚕種製造者を育成した。又、彼は逸見小石丸という蚕種をも作り出している。

製糸場出現

一〇年（一八七七）前後の生糸は、製糸技術も悪く産額もまとまらないので、輸出するまでには至らず、せいぜい国内向きであった。それでも繭産額（一〇年）は、

美作国 六二一石八斗八升三合

備前国 一三八石一斗一升

備中国 一三一石八斗三升

と、地方別では美作は他地域をはるかにしのいでいた。

一〇年（一八七七）の勸業試験場・養蚕製糸所設置は、

養蚕製糸への資本投下を刺戟した。

一三年（一八八〇）、浮田卯佐吉は伏見町で座繰製糸を開始した。これが浮田製糸である。一四年（一八八一）

立石岐・内田饒穂・安黒基・渡辺恂・中島勝らが、二宮

で座繰製糸を始めた。

一五年（一八八二）には盈進社ができた。この会社は、

士族授産の目的で設立されたもので、松平康民を初め約八〇名の士族と、浮田卯佐吉・森本宗吉・矢吹貫一ら企業家四〇名の出資により、五八九〇円が集められた。

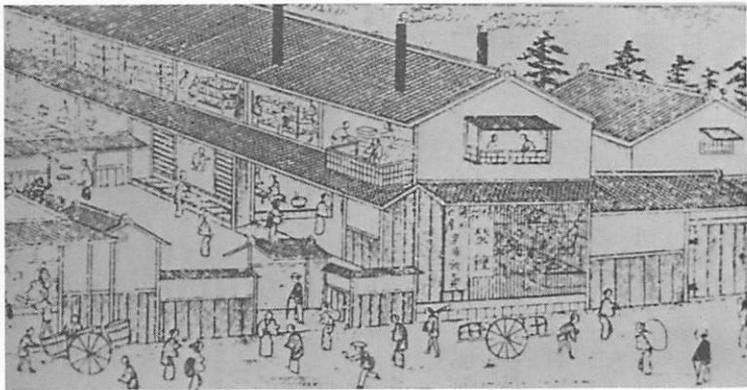


図79 明治初期の養蚕所（『作陽商工便覧』所載）

盈進社規則は、

方今士族の産に就くや、蓋し蚕業より善きはなし。何となれば、便多くして弊害少し。（中略）曰く、広濶の邸地を纏きて直に桑園となす。曰く、巨大の居宅を割つて即ち蚕室となす。曰く、男女老幼各執

るべきの業あり。其他桑枝を薪とし、蚕尿を肥料となす等、細利に至るまで枚挙に遑あらず。於是広く有志の士を募り同心協力し、一社を設立して販路を疎通

以上挙げた製糸場は、二五、六年（一八九二、九三）までには、浮田製糸以外はほとんど姿を消してしまった。だが、製糸場設立は緒に就いたのである。

3、地場資本活躍時代

二七年（一八九四）、土居通信・森本藤吉・苅田善治郎・甲元保五郎・橋本源五郎・中島恒四郎・畑信好ら津山市街と市街近接部の企業家によって、津山製糸合資会社（資本金一万三五〇〇円）が創立された（津山製糸合資会社）。工場は田町（現中島病院附近）で、当時としては最大の一四〇釜を備えていた。

浮田製糸は、二五年（一八九二）には八〇釜とし、三〇年（一八九七）には一四〇釜として、津山製糸と並ぶ規模となった。田町に移転した日笠製糸は、三一年（一八九八）には操業を中止した。



図82 浮田製糸の養蚕室 一明治中ごろにできた。一

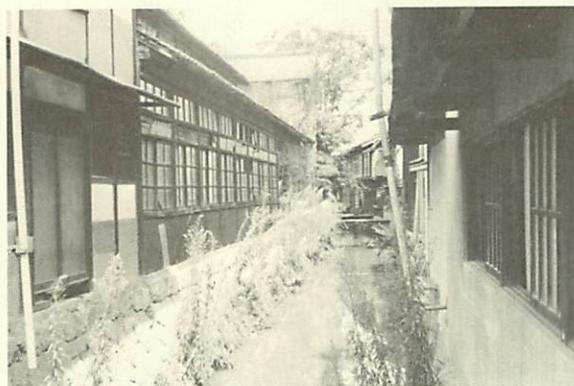


図83 浮田製糸のかつての工場

津山周辺部に目を向けると、二八年（一八九五）、河田繁穂を中心とする津山西方の企業家が、吉原（鏡野町）に作楽製糸を作った。勝間田には、三一年（一八九八）、中美製糸が作られた。前者は、四四年（一九一一）には解散した。

このように、市街地の資本も農村の資本も互いに結合

して、地域の中心地にそれぞれ製糸工場を作っていた。中には、経済的理由で解散するものもあったが、とにかく、地場資本が華やかに活動した時代である。この中で代表的なものとしては浮田製糸と津山製糸を挙げる事ができる。前者は、同族経営であった点に特色があった。後者は後、外来大資本に合併（郡是製糸）されるのであるが、このこ

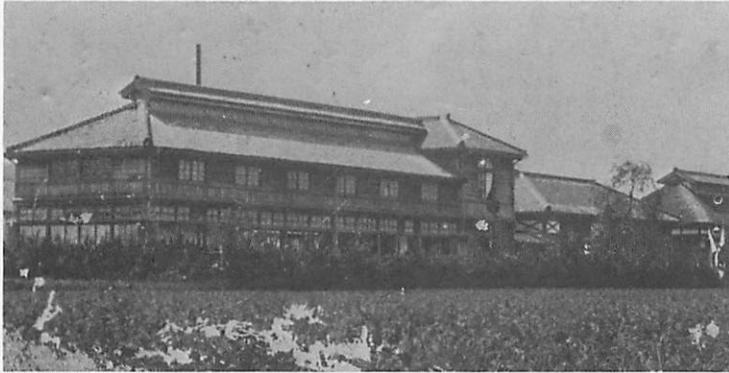


図84 二宮農事講習所

とは明治を過ぎて大正に入ってからである。

このように地場資本による蚕業発展期になった時、三七年（一九〇四）、岡山農事試験場蚕業部が二宮に新築移転され、蚕業に関する試験研究、蚕種の配付、技術者の養成を始めた。四一年（一九〇八）には、県立農事講習所と名称を変えた。ここで養成された技術者は、地方に分散し、蚕業界の隆盛に尽くした。郡是製糸社長となった石田一郎もその一人である。

三、金融機関の発達

1、銀行設立以前

為替方任命

江戸時代から明治時代へ引き継がれた金融の仕組みは、津山では明らかではない。しかし、北条県が開庁されると、津山においても、新しい金融制度の芽生えが見受けられた。それは、為替方任命という形であった。それが民間の企業という形でなく、その上、公務の執行という仕事内容であったところに、津山地方における経済の立ち遅れがうかがえ

るのである。

ここに森本源治郎（伏見町呉服商）・椿徳平（二階町紙問屋）・菊井治郎三郎（桶屋町絞油商）・荻田音四郎（勝間田町足袋商）・田中直平（中之町鉄問屋）・三好益三（新魚町酒造業）の六名が、北条県に出した明治六年（一八七三）の願書がある。（森本文書）

今般為替方被_レ仰付_レ難_レ有仕合奉_レ存候。就ては大多数之の公金取扱余程の手数相_レ還候儀と奉_レ存候。右に付、第一区伏見町田中清八儀は金貨改方相_レ調在、同区同町浮田卯佐吉儀は米価取調方被_レ仰付_レ御用端相_レ勤、右両人共兼て実体に勉勵仕候者に御座候間、何卒為替方助勤被_レ仰付_レ候様。

六名の者は、お預り金に間違いがあつた場合に備えて、五万円相当の物件を北条県に担保として提供し、田中・浮田を補助として公金取り扱い業務を開始した。

七年（一八七四）になると、京都の島田組と共に為替方をつかさどり、島田組は東京その他の為替事務を、森本組は経費支払い事務を引き受けていた（北条県事務引継説明書）。この会計事務に付き「事務引継説明書」は、「為替方とは乍_レ申、畢竟県限適宜之取計中に付、

今般廢県に付ては県下五名之者共経費仕払方差止め」た、と説明している。

まずは公金取り扱いから出発していくのである。

融通所の設立

北条県廢止以後、金融と物産流通についての新しい機関の設立が必要とされ

だした。すなわち、「先般廢藩になると人情は消失し、金銀融通は急に閉塞して、折角できた産物も売りさばけず、ために他地方の商人にひどい安値で買い取られる状態である。このような状態では、秋になると市在とも貢物にも差支えることになる。」（融通所設立金拝借願）と、当時の流通事情を述べている。こういう状況の中から、經濟安定の意図の下に生まれるのが融通所であつた。

九年（一八七六）八月、「私共同志申合せ、先に出金以融通所取建、米穀並に諸産物等時々之相場を以買入れ、又は、抵当にて安利を以て貸付」けることを目的として、次のように融通所を設立した（融通所設立に付報告）。大要は次のとおりである。

一 設立者 森本 藤吉 四〇株 一株二五円

荻田善治郎 二〇株

田中 清八 一二株

浮田卯佐吉 一二株

県庁からの拝借金 八〇〇〇円

一 資本金 一万一〇〇円

一 融通所は伏見町の森本藤吉の家に設ける。

。大体国立銀行の規則によって運営する。

。三箇年間で官からの拝借金は返済する。

。貸付金は、一箇月一步二朱とし、六箇月限りとする。

。

。預り金の利息は一箇月一步と定める。

以上によってみると、融通所は美作主要物産の価格安定操作をし、預金貸付業務もしていた。更に、将来について、組織が拡大されることを予想して、役員については、あれこれ配慮がなされている。すなわち、

仮に四人の内頭取差配人とな為りし従事す。然りと雖いふ

も、追々加入の人多きに従ひ、投票を以て役員を定

め、勤役一年を満期、

とし、融通所については、

仮に津山伏見町森本藤吉の家を以て融通所となす。

然りと雖も、更に一箇所の別宅を設け、追つて加入人

の多きに従ひ会社の名義、

にする考えを明らかにしている。(前掲書)

更に、同管内有志者の相互扶助を説き、貧富ともに救

済し合う必要を主張して加入を呼び掛けている。

講 金 融

二〇年ころまでは、多かれ少なかれ金融を目的にした多くの講が存在してい

た。親睦しんぼく的色彩の強いものから、銀行に代わるべき金融目的をもっていたものまでである。ここでは、特に興味のあるものを紹介して、銀行設立以前の状況の一面に触れたい。

(1) 永続講

この講は、「親睦を本とし資金を厚くし、漸次一会社を設立し、合同一和して以て流通を便にし、拡して国家の富盛を助くるに至らんことを」趣旨とし、六年(一八七三)三月創設された。

期間は決めず、漸次資金を多くしていつて、一つの会社を設立しようとする意図があった。これは組員だけが融通を受けるものでもなく、抵当物件があれば、広く一般人にも貸し付けた。

銀行への過渡的機関の意味が強く打ち出されている。

事實、この講は、一三年（一八八〇）一二月、蓄積された資金を津山銀行の株式とし、これを組員に配分して解散している。

組員には、

森本 藤吉 泉 源助 森本 惣吉

目瀬 亀吉 中島喜治郎 中島房治郎

日笠豊五郎

らになつてゐる。

(2) 大黒講

武岡喜四郎・山内克徳・森川芳蔵・藤田直蔵・牧尾勇五郎らが、一一年（一八七八）一二月に組織した。毎月会を開き、出された蓄積金は森本藤吉が預かつておく。社員で入用の時はいつでも用立てる、というものである。

以上の二つの講は、單なる親睦、相互救助、非常災害時のためのものではなく、多分に銀行的業務を果たしているものである。しかも、津山銀行の中心人物である森本藤吉が中心的役割をしているところに、銀行はすぐそこまできていて、銀行設立前の過渡期の様相が色濃くなつてゐる。

2、銀行の設立

津山の国立銀行

九年（一八七六）、金祿公債（石高債）で国立銀行が設立できるとなると、士族救済の趣旨から、一〇年から一二年（一八七七―七九）にかけて国立銀行設立ブームが起こつた。岡山の第二十二国立銀行と高梁の第八十八国立銀行は、このブームに乗つて設立された。でも、津山にはできなかった。この事情を次のように述べてゐる。（銀行設立主意口述控）

廢藩後、士族の多くは政府から給付された公債を所持しているだけで活用しない。中にはしたことの無い商業や工業に手を出して、大抵失敗している。全く忍びない事ではあるが、共同事業をする心がなく、自分一個の利益を営もうとするからである。このような事を心配して、県庁は銀行を勧めたが、世の大勢に暗く、山間僻地には行われぬものと思ひ込み、中にはこれに応じようとした者もあつたが、大勢に押されてさたやみとなつたのである。

第二十二国立銀行増資の時にも、二、三の希望者が

あつたが、津山の士族は許可されなかつた。津山の士族は先非を悟り、共同の必要を感じ、津山士族約二〇〇〇人、公債証書の金およそ三、四〇万、誤つて失う者があるも、なお、保持する者が少なくない、として動いたけれども、時既に遅かつた。(後略)

時勢に乗り遅れ国立銀行ができなかつたので、岡山の第二十二国立銀行の津山支店が設置された。

第二十二国立銀行支店の設置は、一二年(一八七九)一月二十七日付で、大蔵省の許可が出ていたのであるが、實際に開業されたのは多少遅れている。「山陽新報」(一・二・四・二二付)は、「第二十二国立銀行四月二十日、(中略)玉島・津山に支店を開き、」としている。

一二年(一八七九)六月、岡山県は西北条・西西条・東南条・東北条・勝北・久米南条諸郡の大蔵省為替方税金預所の位置として、「西北条郡津山堺町一二八二番地第二十二国立銀行支店」(岡山県布達甲一〇五号)と指している。

この第二十二国立銀行支店は、津山における銀行の最初であるとともに、外来資本の第一号であつた。外来資本への住民感情は、今も昔も変わりはない。

作人は、其銀行(第二十二銀行支店)の盛んなるを悦ぶの情絶えてなく、又、其助援を乞ふを屑しとせざる也。又、決して銀行の爲に其利を謀らざるなり。思ふに銀行の主任者もまた、作人の爲に謀るは其国人の爲に謀るが如く、親切懇篤ならざるは明らかなり。情実に已に然り。然らば假令此支店あるも、作人は爲に益を得る事なく、支店もまた、其期する所の如く利益なかるべし。(中略)

前件の情実を洞察し、非常破格の特典を以て津山銀行設立の許可あらば、(中略)今支店に於けるが如きの情と日を同じくし語る可からざる者あらん。是有志輩が自家の私利を忘れ、士族の爲に謀り、国人の爲に謀し、汲々たる所以なり。(後略)(銀行設立主意口述書)。として、第二十二国立銀行支店設立当時の人心の動きを記すと共に、津山銀行設立に動くのである。

最初の民間銀行

国立銀行設立が失敗に終わると、これに代わるべき銀行の設立準備が行われた。一二年(一八七九)七月には、株式(一株五〇円)募集活動が行われた。国立銀行設立が銀行設立の発端であつたから、商人の外に士族の資本参加が大きかつ



図85 錦屋事森本商店
 一津山銀行は森本藤吉の私宅を使用し、
 明治17年以後日本銀行の業務を代行した。一
 (『作陽商工便覧』所載)

た。二一年の株式の分布は、五〇パーセント以上が一
 人の株主によって所有され、この中八人が商人、一一人
 が士族になっている。大株主は、旧藩主の松平康民と森
 本藤吉の二人であることも、又、岡山県最初の民間銀行

であったことも、この銀行創立にからむ背景を物語るも
 のである。そして、一三年(一八八〇)一月営業を開始
 した。

一七年の「野矢備忘録」は、津山銀行について次のよ
 うに記している。

「二月二日、本日東京森本藤吉氏より、今般国庫金
 取扱所に改正相成しに付、是迄の諸表、悉皆改正の分
 雛形廻送相成たり。」

「三月一日、本日は、国庫金取扱所引継の初日なるを
 以て事務多忙。」

津山銀行は、三月から日本銀行の代理を行った。図85
 のような絵があるが(明治二二年『作陽商工便覧』)、こ
 れによると、津山銀行と第二十二銀行は伏見町に同居し
 ている。第二十二銀行は堺町から移ったことになる。

ところで、四三年(一九一〇)二月一日、第二十二銀
 行の出張所が津山口に設けられ、これが翌年二月一日、
 支店となって元魚町に移るのである。(昭和四六、一一二
 付『津山朝日新聞』)

津山銀行を最初の銀行として、明治の後半に入ると銀
 行の乱立時代を迎える。それは、前述した製紙工場のそ
 れと同様である。そして、又、大正に入ると統合の時代

を迎えるのである。

次に明治時代の民間の銀行を表にまとめてみよう。

銀行名	資本金 創立年月日	頭取	位置	備考
津山銀行	五万円 一二年二月	森本 藤吉	伏見町	
津山中央銀行	三万円 二八年一月	土居 通博	元魚町	
津山貯蓄銀行	三万円 二八年	安黒 基	元魚町	
美作銀行	三〇万円 二九年三月	安黒 基	三丁目	三〇年、 解散
二六銀行	三万円 三五年	河田 五六	坪井町	
普通銀行	四万円 四二年	妹尾与志夫	坪井町	四二年、 二六銀行 を合併
妹尾銀行	五万八千円 四五年一月	妹尾 順平	坪井町	四五年、 普通銀行 を合併
土居銀行 津山支店	一〇万円 三〇年三月	土居 通博	西今町	本店は 田邑村
津山信用組合	四一年	代表者 今井 辰蔵	坪井町	
鶴山銀行	六万八千円 三〇年四月	旦 睦良	田町	

【津山の銀行】

四、商業その他

新しい風風と 明治を迎えると、津山の山間部にも新
坪井町 しい文明開化の波が押し寄せてくる。

新しいものに適応しようとする動きが、どこからともなく現れてくる。その動きは、まず坪井町に現れている。

五年（一八七二）一月二五日付で、第二区副戸長大西保蔵・福井勝太郎・金児儀平・大野朔四郎きしろうの四名の名で、北条県に新聞縦覧所の設置を願い出ている。その願書には、「当地は、山間の小さな町なので、民情は頑固で、古い習慣がそのまま残り、不学文盲の者が多い。だから、御布告の事も分からず御維新の事もわきまえておられない。これというのも、一つは都の文明開化の状況とか、外国の日進月歩の状況とかを知らないことからくるのである。ついては、東京で発行されている新聞を時々取り寄せ、区内人民に古老から読み聞かせたら、今の情勢も分かり、次第に開化されていくものと思う。」として、新聞の取り寄せ方を願っているのである。この縦覧所は、坪井町の第二区会議所に設置され、区内の者にも

ちろん、通行する旅人に至るまで開放されている。

九年（一八七六）農村部にも縦覧所を作り、会議所に購入している新聞（『東京日日新聞』・『備作新聞』）を配付して啓蒙に尽くした例はある。しかし、前者のように早く新聞縦覧所を設けた例は珍しい。恐らく、坪井町は新しい動きに敏感であったのであろう。次のような報道がある。

「津山坪井町此頃商業に勉勵するもの多くして追々盛
大なり。（中略）之に加ふるに新聞縦覧所ありて、縦覧
する人々も増加し、夜市の店も商いが多くなった。縦
覧所の發起人はこれを基礎として、更に繁昌ならしめ
んとして、商売上の議會を作り、大文社という一社を
作り、銘々議員となり、（後略）」（『山陽新報』二二・六・四付）
「坪井町には街頭に商肆を出し紅燈を張る。ひげをは
やした官吏や、団扇をもてあそぶ妖猫は、たそがれよ
り涼氣を追うてここに集り、此節は繁華なり。」

（二二・六・一八）
付『山陽新報』

当時の新聞に出る町の模様は大抵坪井町のことであ
る。津山市街を代表する、いわゆる津山銀座であったの
であらうか。この町が商法上の議會を作った、というの

は、恐らく、町の商工会に類するものであろう。街頭に
店を出して紅燈を張る、このような新しい客寄せの方法
が考え出されたのである。この町が、津山最初の誓文払
い（後述）を行ったのも、なるほどとうなずかれる。

勸工場の出現

取りそろえて販売するという、新しい商売が流行した。
さしずめ今様のスーパーである。これを当時勸工場と名
付けている。

一五年（一八
八二）七月二
一日、「津山
共同勸工場」
が津山にも開
店した。

森本藤吉・
森本宗吉・竹
中清一郎・横
山治平・田口
半次郎らの発

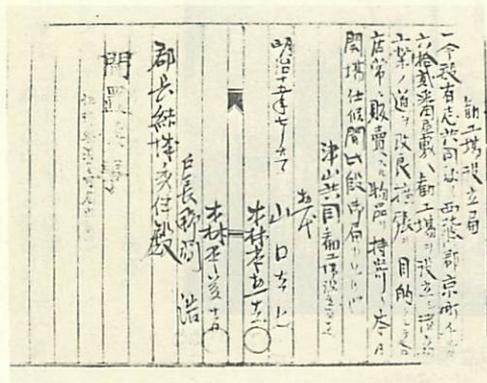


図86 勸工場設立届（森本謙三氏蔵）

起で、津山西町の商人二六名が株主になっている。

京町の元義倉を修理してこれに充て、各店が販売する物品を持ち寄り安価に売るといふ趣旨である。

この勸工場のやり方を説明してみよう。(津山共同勸工場規約・勸工場)

立届

- 一 創立費二八〇円のうち四〇円は借金し、残り二四〇円を株主が出資する(一株六円とし四〇株)。
 - 一 勸工場の収益は、出品者から取る場貸料である。
 - 一 場貸料は出品者の売上高の百分の三である。
 - 一 三箇年を開業年とする。
 - 一 必要商品を、普通価格より多少安くし、正札付で現金販売とする。
 - 一 勸工場を幾つかに区切り、それを店主に貸し、店主は自宅から通勤する。
 - 一 金銭の取り引きは津山銀行と明辰社(後述)が取り扱う。(当時一つしかなかった地方銀行—津山銀行の人脈と金脈の現れである。)
- ところが、この勸工場は三箇年の期間という条件であったが、一箇年で赤字経営になったので、「津山共有博覧会」に切り替えるに至った。



図87 勸工場の設立場所

ここに勸工場が設けられた。津山銀行や山陽銀行も設立され、現在は駐車場—

本会(博覧会)純益金は、其金額に依り勸工場の負債を償ひ、或は出勤者(株主の中から交替して毎日五名ずつ出勤)へ賞与等、本会総理の意見に任ず(博覧会決定書)とあることは、以上の措置の裏付けである。

博覽会の会期は、七月一四日から八月六日までで、通券料（入場料）を取って収入とした。

以上が全国的に流行した勸工場であったが、津山の場合是一年で切り上げた。二六名の商人が商業繁榮策としてやった事には間違いない。

今度は、次の方法が一つの町の發展策として実施されることになった。三〇年（一八九七）ごろ、坪井町の今井辰蔵・草地虎四郎・山下清吉らによって計画され、坪井町（今井呉服店）から福渡町にかけて通路を作り、これに面して商品を陳列した。いずれも勸工場と言われているが、この坪井町勸工場は、前の勸工場と大きな違いがあった。それは、この通路の福渡町分を娯樂、飲食店街にしたことである。計画者の頭の中には、浅草や千日前をねらう夢があったのである。娯樂街と家庭百貨販売の組み合わせ、そして、家の中ではなくて通路の両面の使用、古いものから新しいものへ次々に変わっていく、その過程と商業への熱意をここにみる事ができる。

これは、四二年（一九〇九）、今井辰蔵の個人経営になつたので、勸工場には終止符が打たれた。

その他の發展策

ああもし、こうもしたであらうが、それは個人的なものが多かった。津山町全体で考えられ、実施されたことは、明治の時代にはなかった、と言ってよい。ところが、珍しいことに一つだけ津山全町の合意によるものがあつた。それは三一年（一八九八）の富くじである。これは二六年（一八九三）の天然痘の流行と、日清戦争の後遺症から脱却しようとした苦肉の策であつた。今井辰蔵・竹中源一・河野正勝・多羅尾勉らが中心となり、大運動の末、富くじ開催の特別許可を取り付けたのである。

その富くじの要項は、

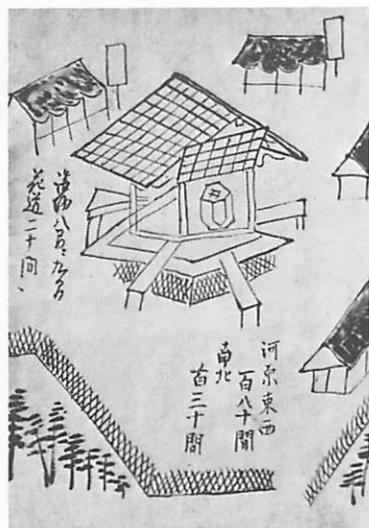


図88 江戸時代の富場（長船忠夫氏蔵）

ア 会場は城山松の段。

イ 全津山町の商家が連合して主催。

ウ 各町から委員を出して世話をする。

エ 駒は文句入りでおもしろくおかしく。

オ 景品は米の外沢山提供。

などであった。(江戸時代の富くじについては、『津山市史』第五卷参照。)

当日は人出の山ができたという。そして、数年来の不景気も吹き飛んだという。

翌年にも実施

を願ったが許

されず、これ

に代わるもの

として、津山

小学校庭でマ

ラソン競走を

して人集めを

した、という。

それにして

も、新しい技



図89 富くじ風景 一明治31年一 (今井松代氏提供)

本的な振興策

が必要であっ

た。ここに生

まれたのが誓

文払いである。

三三年(一九

〇〇)一二月

のことである

が、これを行

ったのも坪井

町であった。

この誓文払い

が全町的なも

のになったのは大正も終わりのころであった。

次に商工業の大勢を知るために次のような表を作

った。二五年(一八九二)と三一年(一八九八)の『日本

全国商工人名録』を資料にした。

(統計が不そろいのため、津山町に限り)
職業名は出典のままにしている。



図90 津山最初の誓文払 一坪井町一 (今井松代氏提供)

第六章 産業經濟の發展

養 蠶 業	煙草製造仲買	小間物商	藥種商	相物 荒物商	魚問屋	穀物問屋	酒酢製造	醬油醸造	足袋商	呉服太物商	二五年版							
1	5	2	1	3	1	2	2	2	3	3								
諸油商(石油など)	煙草製造及販売	小間物卸商及雜貨	紙卸商	菓子製造	砂糖商	荒物商	陶器商	相物商	魚商	穀物商	清酒醸造及販売	酢醸造	醬油醸造	染物業	足袋製造	古着商	呉服商	三一年版
3	4	3	2	2	4	7	2	6	2	4	5	1	5	2	3	3	12	

上記の統計は、両者とも明治中期のものではあるが、両者を比較すると、後者は、数年たったばかりなのに、商業の分化が特に著しいことが分かる。それに比して、工業にはあまり変化は見当たらない。商業の進歩が工業のそれより先行しているのである。これを要約すれば、山間部の地方消費都市の典型的な例と云うことができよう。

次に四五年(一九一〇)現在の製造会社を参考に挙げることにしよう。(『苦田郡誌』津山案内記)

会社名	創立年	製造品目
日本柳織合資会社	四〇年	(柳織)
津山飲料合資会社	四三年	(飲料水)
合名会社浮田商店	四五年	(生糸)

	銀行会社	旅人宿	鋳山業	鑄物商
	3 (銀行1 運送1)	3	1	1
各種営業	銀行会社	旅人宿料理店	材木商	鑄物製造及金物
10	8 (銀行4 運送1 米穀1)	9	2	3

津山織物合資会社 四五年 (白木綿)

共栄鑄造所 四二年 (鑄物)

美作製紙株式会社 二九年 (板紙)

津山製糸合資会社 二六年 (生糸)

明辰社 前項で米穀諸産物の買入れ価格を安定させ、又、資金の融通もするという

融通所について述べた。次に講金融についても記した。

この両者とも、銀行業務を端的に示していることにも触れた。この銀行業務的な分野は、一三年(一八八〇)一月から開業された津山銀行に引き継がれた。

ところが、融通所の米穀部門はどうなったか。これを引き継いだのが明辰社である。

明辰社は、森本藤吉・森本宗吉・森本弥吉・田口林助・中島常四郎・泉勝四郎・目瀬亀吉・片桐種吉らの、米穀商中心の共立会であった。したがって、その業務は、米穀中心の諸荷物運送並びにその売りさばき、それに伴う為替の取り扱いであった。当時の新聞(付『岡山新聞』)は、

津山の米商共は、当春より明辰社といふ一社を結び、本社を伏見町宇追廻におき、支店を西大寺・大阪

府におき、社

員一兩名ほど

出張して為替

金の事を取扱

ひ、

と報じている。

同社に所属し

た船は、渡海船

三六隻、高瀬船

六〇余隻に達し

ていた。高瀬船

の遭難や、米価

下落の損害のため、同社も維持ができなくなり、一八年

(一八八五)九月、百済市郎・大林定次郎・福井周二郎・

福井浪二が整理して、再出発させた。

これより先一四年(一八八一)には、明辰社は旅客輸

送にも営業を広げていた。(後述)

国盛 鉦山

殖産興業という方針で、新しく開発された鉦山には国盛鉦山(津山市国分寺、鉦鉦)がある。この鉦山は、一五年(一八八二)か

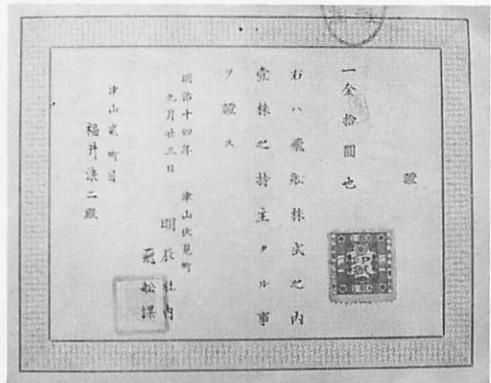


図91 明辰社飛船の株券 (美作高等学校蔵)

ら採掘され、二五年（一八九二）ごろ最盛期に達し、四〇年（一九〇七）過ぎまで続いた。小規模な鉾山ではあったが、日清・日露の両戦争が起こった時期でもあったので、開発の波に乗り、鉾山としては恵まれた時期であった。その当時、従業者は五〇〇人もいた、と伝えている。

県の通達では、この鉾山の開坑に際しては村々とよく協議をして故障になる点がなくなつて出願せよ、ということであった。採鉾の当初から、いろいろと公害が予想されていたのである。一六年（一八八二）になると、鉾山から出る水や精錬の煙が、農作物、特に稲作に被害があることが問題になっている。砂鉄採集時の濁り水が下流農民を悩ましたことは江戸時代からあった。そうすると、この鉾山は、津山における公害第二号であったことになる。

かつて、鉾山事務所や倉庫があった場所は、今は宅地に造成されて、新しい集落に変わりつつある。



図92 国盛鉾山地区の宅地造成

第七章
明治の交通

第七章 明治の交通

昭和五年一〇月一〇日の『大阪毎日新聞』に、大正の初年、自動車が津山市街に姿を見せた時の写真を載せ、「まだその頃は、自動車がやたらに珍しい時分のこととて、それ自動車ちゆうもんが来るんだ、といきりたった津山人は、文字どおりのてんてこ舞、百余名の津山芸妓が人力車を連れ、他に津山愛輪会の自転車隊百名が繰り出すという騒ぎ方、」と説明している。

津山地方で自動車が使用されたのは大正六年と言われ、自転車の販売店ができたのも明治四〇年（一九〇七）ごろであった。明治時代の汽車は、今の津山口から岡山までの開通であった。今、ふんだんに消費している電気も、津山に送電する泉村（奥津町）の水力発電所が、四三年（一九一〇）四月に操業を開始するという状態であ

った。

そうすると、明治時代は、江戸から昭和への過渡期であって、新しいものがちよっぴり姿を現しかけただけ、といっても差し支えない。

一、道路と船

陰陽連絡の道

明治初年、藩の障壁が除かれた時、他地域との交通を一番に望んだのは商人であつたであろう。商人は物を手に入れることを望み、士族は教育を考え、農民は政治に望みをかけた。

陰陽連絡上、津山と鳥取を結ぶ従来の道は、最短コースと言えるものではなかった。この間の道路は、江戸時

代から鳥取街道（因幡道）があり、檜から滝本を経て、黒尾峠を通過し智頭に達するものである。これをもっと短縮する道路——三浦から奥津川へ、炭山を通過して那岐・智頭を結ぶ道路が考えられたのである。これを因州道と称して、従来の山道を改修して物資の輸送をねらった。自ら資金を出してこれを実行に移したのが森本源治郎（伏見町）であった。

森本源治郎は、二年（一八六九）一月には因幡、美作、備前三国間通商の便を説いて、津山藩へ因州道開設願を出す。一方では、つてを求めて鳥取藩と交渉し、この道路の開通に意欲を燃やした。四年（一八七一）三月にはこの道筋を測量し、所要の工夫と費用を算出している。廃藩置県後も鳥取側と密接に連絡をとり、同年一〇月の願書（最後の開設願であろう。）には次のようにその経済的効果を説いている。

奥津川より因州宇塚村分本宿野原村迄馬鐵通より近道御座候。（中略）因州表より播州道へ罷越候荷物、当方罷越候様相成、賃銭駄に付芻芻位は安目に被_レ存候。左候へば、上下荷物年分には四、五百駄位越候様申者も御座候。誠以て両国民家為筋格別之以_レ思召、

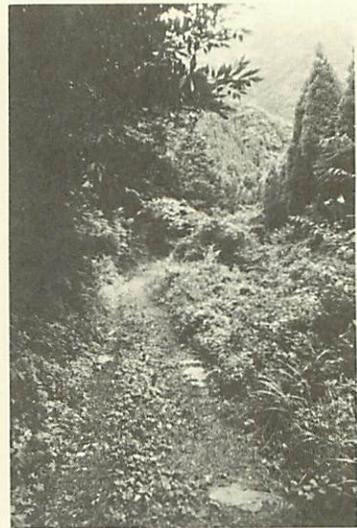


図93 かつての因州道
（小谷善守氏提供）

（後略）

同年秋には工事に掛かり、山林の樹木を切つて道普請に使用している。途中深雪と洪水に悩まされながら、五年（一八七二）の終わりにはどうか開通している。蚕業の項で述べている因幡産の桑苗は、彼の作ったこの道路を通過つて津山に運搬されたに相違ない。

上述したように、中国山脈によって陰陽が遮断されていたせいか、交道路開発という点では、陰陽連絡が東西交通よりも強く打ち出されている。その二番めは、次のような一七年（一八八四）の「山陽山陰兩道舟車道路開鑿工事発起同盟」の動きである。

山陰、山陽の地形を以て察するに、其狹隘なる蜂腰の如し。作州東北条郡に発する加茂川と、因州智頭郡に発する加露川は、水源両国境に起り南流する者即ち加茂川。(中略)加茂川は知和駅まで、加露川は智頭駅まで船路を浚へ、知和駅より智頭駅まで四里余、陸路即ち、今に坂あれども甚だ嶮岨ならず。従来米商、因州智頭・八上二郡の穀類を備前海に運輸する道なり。之を修繕すれば陸運も便にして、北陸及び三丹の穀を(中略)南海に、南海の諸物を北海に相輪出入する十日を出す。

として、矢吹正則・安黒基・目瀬藤四郎(瓜生原)・内田饒穂(加茂)・牧恭四郎(加茂)が、知事の裁決起業を促している。これは、物見峠の見直しの意見であるが、同じころ伯耆国赤崎から倉吉を通して美作に通ずる計画(伯作両国線路開整起工)も主張された。(一七・一一・二七) 付『山陽新報』
これらの案は日の目を見ることはできなかったが、現在の道路鉄道網(又は計画網)と比較すると、その先鞭を付けたものと言えるのである。

道路の改修

物資の動きが自由になったので、他地域との経済交流という面からみると、山陰との交流が大きな主題となったのである。そして、津山の役割は、始点としてでもなく、又、終点としてでもない。山陰と他の諸地域との通過点としてのそれであった。

道路そのものについてみると、北条県として一番中心となったのは、その改修ということであった。

六年(一八七三)一月、参事淵部高照が市中の道路について出した布達には、「先般、市在道路の掃除などについてご布令もあつたが、北条県の市町の道路をみると、雨天の時は、実に泥海の如くなり、歩くに寸地もないほどになる。その上、暑寒湿気のため湿気病の因となる。については、市中戸毎に一人づつ割り当てて、津山川原の砂石を道路に敷くようにされたい。」と述べられている。当時の道路の実状が推察されるであろう。これを修理すべき経費は思うにまかせず、八年(一八七五)に政府から交付された河港道路経費は六九一〇円であった。これが、更に、三七一三円に減額されるといふ実情であった。出雲街道(国道)でさえ、修繕の七分どおりは民

費で負担しなければならなかった。

以上のようにであったから、関係地元民が強く申請をしなければ、道路は修繕されなままとなる。道路の改修が県の手で進んでいきだすのは、一七年（一八八四）一月、県令千坂高雅の着任以後からである。

彼は、赴任すると美作を視察して、「本省において岡山―津山間の県道の粗悪なのを聞いている。今実地に見て偽りでない事を知った。合県以来どうしてこの路を開かなかつたのであるうか。第一に岡山―津山間の道路の改修をしたい。かつて、津山地方の分県論が起つたのも、ここにその因があつたのであろう。」と漏している（矢吹建言書）。千坂も岡山―津山間の道路の実情にびっくりしているのである。

こうして、岡山から津山に向かって道路の改修が始まるが、一九年（一八八六）二月になって福渡―津山間の改修に手が付いた。この改修で問題になったのは、市街への取り入れ口であった。これについては次の三案があつた。

- ア 高尾から二宮に延びて国道に合流する線。
- イ 広瀬橋から鉄砲町・南新座・桶屋町に入る線。

ウ 広瀬橋から西寺町筋を一直線に入れて西今町に至る線。

特にイとウの案について論議を呼んだ。イ案は市街中央部に好都合であるとし、ウ案は西今町・坪井町の津山西部に好都合であるとして対立したのである。結局、各町の総代が郡庁に呼ばれて議論するところがあつたが、一月二〇日の通達で西寺町の改修工事が決定した。この工事は、二〇年（一八八七）四月には完了した。実は、備前往来は、二年一月に、西今町―闊田川筋から、新職人町―桶屋町―南新座筋に変わっている。そうすると、この改修工事による変更は二回めになる。交通路の取り入れについての津山町中央部と西部の対立は、鉄道敷設の場合も同様であつた。

おもしろいことに、津山市街は、その筋からの達しにより、各商戸の軒下一尺余りを切り捨てている（二二三付新聞）。道を広く使用する意味だったのであろう。

明治の交通機関として人力車を忘れることはできない。四年（一八七一）八月二日の「書物帳」（玉置文書）の中に、「人力車来る。三日稼相始候。」と出ている。人力車のかせぎ人は京町の赤木茂平であつた。

美作では、六年（一八七三）には二人乗り五両、一人乗り三両とあり、七年（一八七四）には二九八両、一二年（一八七九）には四八〇両とある。津山市街の人力車は、一二年一〇四両、二二年（一八八九）には一七九両となっている（明治六年北条県税金調査・『共武政表』・同八年北条県一覽表・同二二年地方營業稅雜種人員調査）。明治の人を運ぶ陸の交通機関は人力車で、その数の増加の傾向だけは了解できるであろう。タクシーやバスは大正を待たねばならなかったのである。

一七年（一八八四）の「野矢備志録」はこう記している。「二月六日、二宮より追分迄人力車を雇ふ。値一八錢。もっとも、坪井駅迄十二錢、同駅より追分まで六錢の割合。追分より目木に至るの間道路路險惡、加ふるに雨後泥濘、車行は却つて遅緩なるを覚ゆ。乃ち、歩行目木に至り、同処より久世の間車に乗じ十二時前着す。値八錢。津山より久世に至る車賃合二十六錢。」
 「勝間田より津山伏見町まで二十錢。」
 「倉敷（林野）より津山伏見町まで二十八錢。」
 当時、人力車のたまり場は伏見町にあった。

高瀬船の交通

従来の物資輸送の動脈は河川交通であった。そして、河川改修をして舟運の

便を保持することは、従来は、一般人には関係なく船主の負担とされていた。

ところが、明治になると、貢租としての米を運搬することもなくなり、船税が課せられることになり、船主の河川改修の責はなくなった。

一方、明治になると、交通も自由となり、自由に船を作って商売をする者も出てきたので、高瀬船の数は減るどころか逆に増加するのである。

次の表は、一二年ごろの美作（真島・大庭・久米北条三郡を除く。）の船数である。

郡別	久米南条	英田	吉野	勝南	勝北	東北条	東南条	西北条	西条
船数	159	54	0	112	0	0	11	40	18
	(内福渡)		(『共武政表』明治二二年による。)						

英田、勝南両郡を吉井川の船数に入れ、久米南条郡から福渡の船数を除いて、その他を合計すると二〇九隻となる。これが最少限度の吉井川本流の船数（外に、備前田原船などがある。）となる。

江戸末期の津山出入の船は大体一八六隻（『津山市史』第五巻）とされているから、明治の船数はかなり増加し

ていることが分かる。

以上のように、河船は増加しているにもかかわらず、水路の補修は放置され、船路は変わり、岩石は川に屹立し、破船の憂いが出てくる状況になった。北条県時代にも関係区会の議題になってはいるが、積極的な手は打たれなかったようである。

北条県合併後、一二年(一八七九)四月、矢吹正則(勝南郡議員)・馬場信成(東南条郡議員)・渡部恂(西北条郡議員)・直原又十郎(久米南条郡議員)らが中心となり、全県議員に働きかけて、「県下三国物産を興隆し、運輸の便を図るには、船路の改修が第一である。美作については、久米北条郡宮尾村から備前鴻の瀬までに、しばしば破船の憂いが出てきている。船税を増加するに当たり、明治十二年度の予算土木費中、河港改修費八千円の内、凡そ千五百円を三分(美作・備前・備中)して改修の費用に充て、船路防害岩石を取除き物産運輸の便を図りたい。」と、河川改修の建議をしている。

一三年(一八八〇)にも、そして、一四年(一八八一)にも吉井川改修費として一五〇〇円が決議されたが、一向工事には手が付けられていない。

一五年(一八八二)五月、矢吹正則の運輸会社である明辰社あての手紙に、「十三年の通常議会にも、十四年にも同様吉井川改修費として千五百円計上、都合三千円を実用に供するよう尽力されたい。」と依頼している。こうしてようやく改修が実行された。

河辺・瓜生原、明辰社・共済社の二村二社から、二五年(一八九二)四月にも同様改修願が出ている。この願いの中に、「去る明治十二年の願いは採用され、地方費でもって岩石の取除きができたが、以来十数年経過し、洪水のため山石崩れ落ち、一方、山陽鉄道と気駅通過以来舟運一層類繁になったので、」として、その重要性を強調している。二七年(一八九四)二月にも願書が出されている。このように、水路修理の願書が出されては水路の修理が行われる。これが繰り返されているのである。この点が江戸時代との相違である。

二八年(一八九五)三月の改修願書から、このような繰り返しが終わりに近付いたことが予見できる。

二七年秋には、石砂掘浚方仕様書通成功したが、石は今なお河中にあって危険がある。今後、岡山津山間に鉄道がついても、又、和気から津山に県道が改修さ

れても、このために川船運搬が減少することはない。今運搬の便を開いておかないと、津山への客足が衰えるから、例年通り岩石取り除きを願う。

というのである。汽車という交通革命の時代が近付いていることは、ある程度は感ぜられていたのである。

明辰社の船便

船路の改修も、政治が軌道に乗るまでは思うようにはいかない。舟運についても同様であった。一四年(一八八一)九月三日付の『山陽新報』は、

従来飛脚船と唱えて、毎月四、九の日津山発の定めであったが、いつとはなく破れて不規則になり、不便になった。結城郡長の尽力で明辰社の有志が規則を改正し、旧来の船三隻をもって隔日に津山を發することになった。

と報じている。前章で明辰社が米穀等の貨物輸送をしていることを述べたが、この年九月には飛船(客船)の經營をすることになる。明辰社の「飛船上下出帆表」によると、

〈下り〉

- 一 毎月半の日(則ち、一日を始めとし隔日なり。)

午前五時津山出帆、薄暮西大寺へ着港すべき事。

- 一 乗客一人前上等五拾銭、下等三拾銭とす。但し、屋食付。

- 一 荷物壹駄四拾八銭とす。

但し、壹駄四拾貫目とす。尤も、別に手数を要するか、又は、嵩高の荷物は此限りにあらず。

〈上り〉

- 一 毎月半の日(則ち、一日を始めとし隔日なり。)

西大寺出帆、三日間を以て津山へ帰着すべき事。

- 一 登り船乗客一人前壹円とす。但し、賄付。

- 一 登り荷物壹駄八拾銭とす。

但し、壹駄四拾貫目とす。尤も、別に手数を要するか、又は、嵩高の物品は此限りにあらず。

- 一 積込之御荷物に為換金入用之御方は為換御取組可レ申候事。

このころ、明辰社は約六〇隻の船で運送業務をしていた。二五年(一八九二)前後には、西原正臣を総代とする共済社も運送業務に携わっている。

三一年(一八九八)に中国鉄道ができるのであるから、

二〇年代の後半が舟運の全盛期になる。この全盛期に津山東町では、正運社とか堀毎運送店とかが輸送業務に進出していった。

その他一、二の運送業者は出てくるが、始めと終わりが全く不明でその経緯を知ることはできない。前記鉄道が現津山口まで完成すると、高瀬船は柵原の鉱石運搬に集中するようになる。明治末期には鉱石運搬のものが一三〇隻、津山に出入するもの四〇隻、その他三〇隻くらいであった、という。〔高瀬船〕

飛舟上下出帆表

明治十四年九月

明辰

三井物産株式会社

図94 飛船出帆表 (森本謙三氏蔵)

二、鉄道の幕開き

中国横断計画

山陰と山陽との連絡路を作るという発想は、明治当初から存在している。四年(一八七二)の因州道、一七年(一八八四)の「山陽山陰両道舟車通路計画」は、この発想に起因する。この当時の物資輸送の交通機関は船と車であったが、汽車が敷設されだすと鉄道と陰陽連絡の発想とが結び付くのである。

二二年(一八八九)一〇月一日の『山陽新報』は、次の記事を載せている。

作伯鉄道の計画のため、東京から技師を招いて路線の難易を予測した。この路線には、物見越、人形峠越、田代越、四十曲越の四路線があり、それぞれ検討された。

当時、津山でも人形峠を通過して倉吉に達するものと、勝山―四十曲峠を通過して山陰に通ずるものが討議されていたことも報ぜられていた。こういう鉄道建設となると、個人の力で道路を設けるようなわけにはいかず、こ

の時も、各郡の郡長が津山二階町で会合をもち、鉄道の計画について画策した、という。〔久世町史〕

すなわち、明治も二二年（一八八九）になると、舟車は鉄道にとつて変わられようとしていた。

次に二五年（一八九二）、鉄道敷設法ができ、これによつて経済上・軍事上必要な線があらかじめ計画された。この計画の中に、山陰山陽連絡鉄道線路が取り上げられた。この線路には次の三路線があつた。

ア 姫路―鳥取―境港 （東方線）

イ 岡山―津山―倉吉―境港 （中央線）

ウ 倉敷―米子―境港 （西方線）

イの中央線の岡山―津山間が、日清戦争後の二八年から三〇年（一八九五―一九七）までの好況時に、中国鉄道として建設されるのである。

中央線の経過地を少し詳しく述べることにする。

（山陰山陽連絡鉄道中央線路理由書）

岡山―玉柏―金川―福渡―弓削―原田―福田―佐良山から吉井川を渡つて津山に達する。津山以北は、竹田―久田―奥津―上斎原―栗祖（鳥取県）―穴鴨（同）―倉吉（同）―（以下略）と延びることになる。しかし、中国鉄道

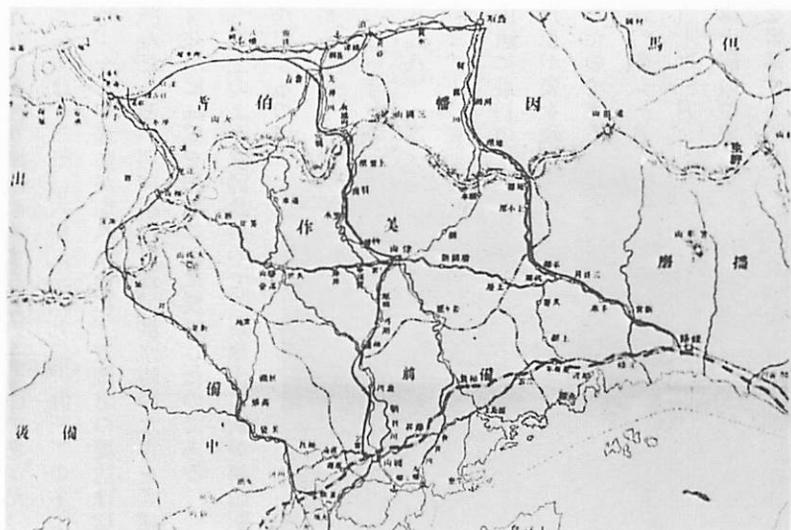


図95 山陰山陽連絡鉄道図
（森本謙三氏蔵・山陰山陽連絡鉄道中央線路理由書から。）

の計画路線は、津山以北の部分は、上述の中央線とは異なって、出雲街道に沿って建設され、米子に通ずることになっていた。

鉄道と津山

さて、中国鉄道建設に関係して、津山町会の大問題になったのが津山駅の位置であった。大体、明治時代に、津山の住民の間で大きく取り上げられた問題は三つある。一つは、岡山―津山間の県道を、どこから市街に取り入れるか、二つは、鶴山公園の設定について園内の私有地をどうするか、三つは、津山駅の位置をどこにするかの問題である。特に後の二つは、町会において町民全体の意見を調査するという態度を採ったのである。明治の者は、今の審議会というような機関は考えなかったのである。そのやり方は、各大字(各町)ごとの意見をまとめる、という形で行われた。大体の意見は、津山駅の位置は吉井川の南岸として、次の二つがあった。

ア 宮脇町以西の大字は長法寺辺りを主張。

イ 坪井町以東は、境橋下から今津屋橋、津山町避病院辺りを津山町の中央と認めて、ここに駅の位置を

主張。

中国鉄道路線は、当初は上述したように、佐良山から吉井川を渡り津山に達するというものであった。これについては、二五、六年(一八九二、九三)の大水害の時、一方の堤防が切れたのに、安岡町の堤防は切れずに済んだことが例に挙げられ、洪水時の水害を考慮して、吉井川に鉄橋を作ることに反対したのである。

以上のような討議の中で、現津山口駅が津山駅として決定するのである。

三一年(一

八九八)一

月二一日、津

山駅に最初の

汽車が姿を現

したのである。

三〇年(一八

九七)三月、

津山駅の位置

を審議する町

会でも、「津



図96 中国鉄道津山駅 一現津山口駅一
(江見写真館撮影)

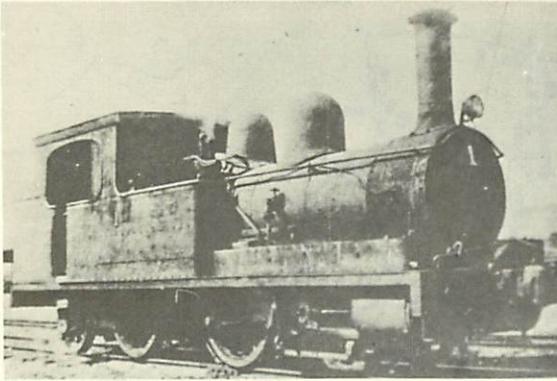


図98 中国鉄道第1号機関車 (蓬郷巖氏提供)



図97 中国鉄道開業時の時刻賃金表

山駅ができる
と、そこに
いると家が
建ち、今ま
の津山町は
寂れる。」と、津
山駅設置に消
極的な意見も
あった。この
意見のとおり
津山駅の設置
によって、城

下町成立以来経験したことのない新しい集落—駅前町（今の津山口）の出現となるのである。中国鉄道の開通は、県内では二四年（一八九二）の山陽鉄道（山陽本線）に次いで二番めであった。

当時、岡山—津山間は、一日四回の往復で、汽車賃は五二銭であった。荷物も乗客も予想以上に多く、翌年三月には七回に、大正に入ると、一〇回から一二回に増便されていくのである。

中国鉄道が建設された当時、もう一つの鉄道計画が進められていた。それは、二九年（二八九六）一月から二月にかけて計画された作東鉄道である。この路線は、津山—勝間田—江見—久崎（兵庫県）—上郡（同）に達するものと、江見から分かれて大原に達するものとの二線からなっている。これは、同年六月に出願が却下されている。却下はされたが、津山から姫路の方面に鉄道を建設するという意味で、現在の姫新線の前触れであった。

更に、津山から姫路に至る鉄道計画は、四四年（一九一一）三月、播美鉄道株式会社発起人総会となって現れる。明治末から大正にかけての軽便鉄道建設ブームの現

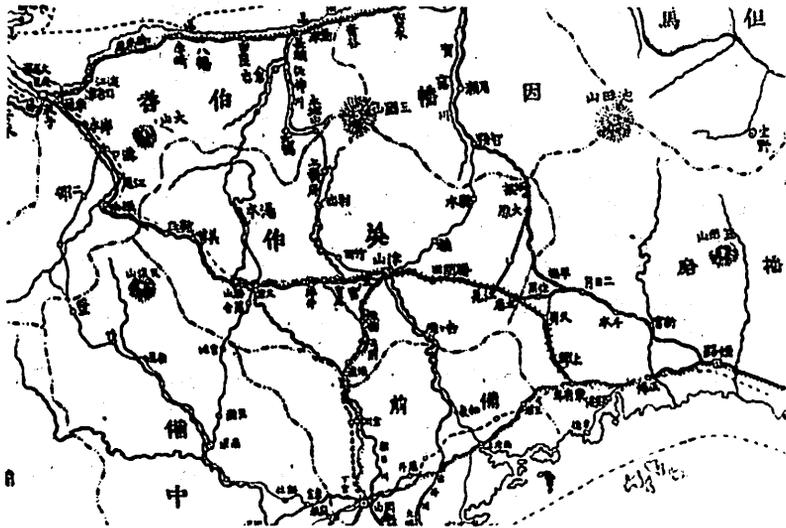


図99 作東鉄道計画案 (森本謙三氏蔵)

れである。この会社の創立委員会は、四五年（一九一
二）四月には、中国鉄道株式会社が所有していた、佐良
山―江見間軽便鉄道敷設権利の譲渡を受けた。これは、
明治を過ぎていろいろと焼き直され、現姫新線となって
いくのである。

一方、陰陽連絡中央線は、岡山―津山間が開通したた
けで、津山以北はそのまま放置されていた。というの
は、中国鉄道が出雲街道に沿う津山―米子間敷設権を所
有しておりながら、経済事情によって手を付けなかった
からである。三九年（一九〇六）、中国鉄道がこれを放
棄すると、再び陰陽連絡路が浮上するのである。四三年
（一九一〇）、津山町は、津山―米子間鉄道敷設速成を政
府に働きかけた。津山を中心とした東西南北路線が姿を
現しだすのである。これが現実のものとなるには、まだ
まだ三〇年前後の歳月が必要であった。

最後に、当時歌われた中国鉄道唱歌の一つを紹介しよ
う。

けふの天気をさいはひに

中国線の汽車に乗り

煙残して岡山を

あとに玉柏、野々口や

金川つぎに箕路あそぢなる

トンネル過ぎて建部駅

鉄橋渡れば作州路

しあはせよしや福渡

弓削しゅうしゅうの焼酎しょうちゅう名も高く

つぎは美作誕生寺

源空上人の出生地

名さへめでたき亀の甲

久米の皿山まじやまさらさら

名残りも尽きぬ津山駅

川の向ひの津山町

千代とことほぐ鶴山に

城跡残りて名もゆかし

この種の鉄道唱歌は各地に存在し、地名を覚える教材として当時学校でも使用された。又、口から口へ伝えられるので、歌詞も変形され、作者もはっきりしないままになりがちである。この歌も作者不詳となっている。

第八章 公共諸機関の草創期

第八章 公共諸機関の草創期

一、郡の統廃合と郡役所

第二章の「行政区画の統廃合」で一部触れたが、郡が行政区画となるのは、明治十一年（一八七八）の郡区町村編成法施行以後である。北条県は、五年（一八七二）三月から四月の間の一時期だけ郡長を設けている。したがって、この時期は郡制と区制とが共存したことになる。例外的なこの時期を除くと、郡名は行政区画ではなく、地域区分にだけ使用されていたのである。上述の一一年の編成法に基づいて同年九月、従来の郡の名称と区域はそのままにして、郡役所という行政機関を置いた。

津山市街は、東南条郡と西北条郡の二郡に分かれてい

たが、郡役所（一〇年廃止の鶴山小学跡）は一つであった。両郡は地域も狭く、一つの城下町であった、ということが考慮されたからであろう。これは、一面からみると、来るべき郡の統廃合を暗示しているのである。

現市域に関係する郡と郡役所の所在地は次のとおりである。

西 西 条 郡	鏡野町竹田
東 北 条 郡	津山市綾部
勝 南 郡	勝央町勝間田
勝 北 郡	勝北町勝加茂西
久米南条郡	久米南町下弓削

藩校跡の郡役所は、一七年（一八八四）一二月、山下の旧藩士邸跡（現津山地方振興局）に新築移転され、郡

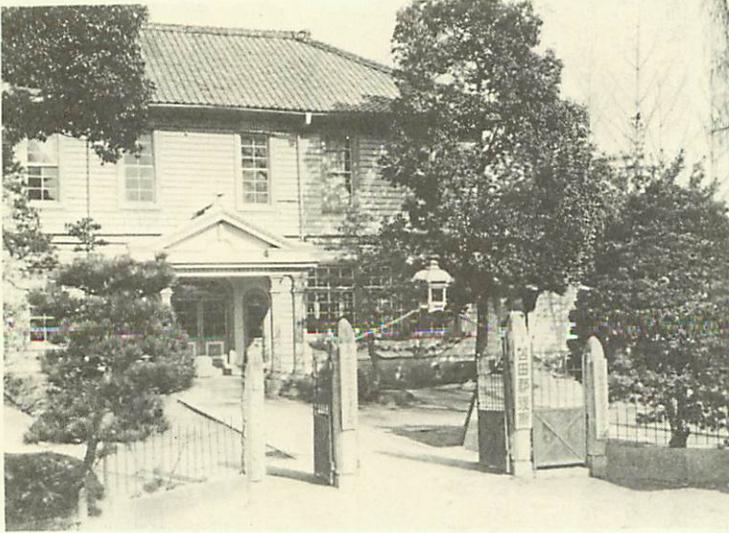


図100 苦田郡役所（江見写真館撮影）

役所廃止までこの位置は変わらなかった。

美作一二郡の統廃合は、郡制の実施された当時から県会議員の間で強く主張されていた。その最大の理由は、

官吏が多過ぎて多額の民費が掛かる、ということであった。

二七年（一八九四）三月、郡の実質統合が始まったのである。すなわち、西西条・西北条・東南条・東北条の四郡、勝南・勝北両郡、久米南条・久米北条両郡の三者を各一郡役所とした。

次いで、三三年（一九〇〇）三月には全面的な統廃合が断行された。

既に、郡制の上では統合していたものを、名目的にも実質的にも統廃合するのである。美作一二郡は五郡となり、上述の三者は苦田郡・勝田郡・久米郡となる。以後、これらの郡は、その後、町村合併によって区域に多少の変動があり、又、郡制廃止によって行政区画ではなくなっただけでも、現在までその名称は存続している。市域に関係があるので、少し触れておこう。それは、勝北・勝南・英田・吉野四郡の統廃合の問題である。

当時、勝北・勝南二郡を勝田郡とする運動と、英田・吉野・勝北・勝南四郡を作東郡とする運動とがあった。

この問題の視点を変えると、勝間田（勝央町）と倉敷（美作町）の盛衰に関係する問題であった。これは、中央政

界にも働きかけるといふ激しい政治運動に発展したが、結局は勝田郡説に決定した。

二、警察署と裁判所

最初の警察署

五年（一八七二）一月になって北条県の事務分掌が決定した。庶務、租税、聴訴、出納の四課が置かれた。このうち聴訴課は、県内の訴訟を審聴し、その情を尽くして長官に具陳し、県内を巡視して罪人を処置し、捕亡の事をつかさどった。つまり、行政事務の一つとして警察と裁判の事を受け持った。三権分立ではなかったのである。

同年二月には捕亡吏一八名を任命し、三月には盜賊目付（刑事の仕事）が置かれた。六年（一八七三）七月には邏卒らそうと改められ、八年（一八七五）一〇月に巡查と改められた。（御布令并に御口達書）
（写・「北条県史稿本」）

北条県の「警察監獄事務引渡演説書」によると、

巡查総員五十五名并屯所とんじょ八か所を設置す。第一番屯

所は県庁の傍に、第二番屯所は東南条郡西新町、第三番屯所は西北条郡安岡町、（中略）各屯所詰巡查一名

をもつてその取締を為さしめ、（中略）余員は第一番屯所に詰めしむ。

とある。津山市街には三屯所が配置されたのである。

北条県廃止後、九年（一八七六）六月一日、津山に第五警察出張所が置かれた（『県布達全書』）。安岡町が第一巡查屯所となり、西新町が第二巡查屯所となる。

一〇年（一八七七）二月には、第五警察出張所は津山警察署となり、巡查屯所は分署と改称されて、市内には西新町分署が一箇所となった。

次に、津山警察署の位置と建物について述べてみよう。



図101 初期の津山警察署（服鳥一氏提供）

まず、美作各區區長から高崎県令に出された「警察御出張所地所建物差上願」(九・五・三〇付)がある。それには大要、「今般、警察署御出張所津山表へ御設置になる趣であるが、美作国各區で共有している區長會議所の地所建物を、右警察御出張所に御採用願いたい。」と述べている。これに対して、六月一日付で次のような返事がなされている。

願之趣、地券名前従前の通にて、警察出張所に相用候条、地租及區入費等同所の費用にて仕払可申候。

更に、年月日は不明であるが、「美作全国人民共有、現今津山警察署使用たる宅地建物」と記した文書がある。

次いで、一一年八月一三日には、津山警察署の地所建物を官に買い上げていただきたい旨の決議書が、各區區長に回覧されている。その決議書には、大体次のように書かれている。

美作国西北条郡田町第二三番の宅地(一反七畝三步)と建家は、北条県時代戸長會議所であったが、津山警察署に使用されることになった。将来、美作国の共有としておくと、取り扱い上差し支えるので、この地所

と建家とを買い上げていただきたい。

一二年六月一八日付の「山陽新報」は、「津山警察署は、士族邸の跡にて門の内外に玻璃燈を設け、屋宇巍として外観宏壮たり。」と報じている。

更に、年月は不明であるが次の文書がある。

美作人民共有美作国西北条郡田町二十三番邸宅は、明治十五年八月より明治十七年七月迄二か年間貸与して家賃をとる。

多少はつきりしない部分があるが、以上の記録などから警察の設立当時をまとめてみよう。

ア 九年六月、第五警察出張所が置かれたのは、北条県時代の戸長會議所(田町二三番邸)跡である。それは借家住まいであった。

イ 田町二三番邸(一反七畝二歩)は、田町三一番地(五三二坪、現警察署の位置)である。一年には、田町二三番邸の土地家屋の買い上げ方を願っている。この願いが直ちに許可されたか、どうかは不明であるが、一五年八月から一七年七月まで二箇年間貸与して家賃をとっているから、家賃だけは警察が支払っていたのであろう。

ウ 警察署は、門の内外に玻璃燈が設けられて、威厳のある構えであった。

エ 二一年調製された土地台帳によると、田町三一番地（五三二坪）は既に警察署敷地になっている。

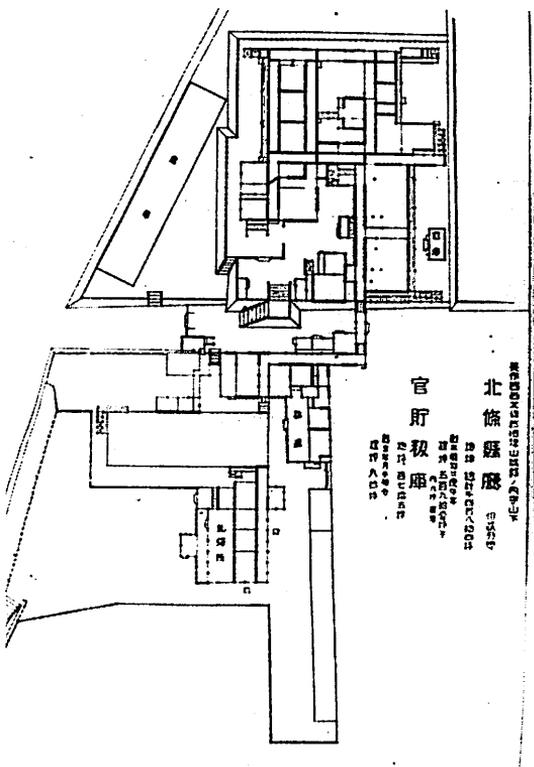
最後に付け加えると、二六年一〇月の町会記録には、成器小学校を修復し、警察事務が執れるくらいにして警察に渡してくれ、という交渉があった、と記している。

この交渉はまともならなかった。警察の改築か移転が考えられていたのである。

次に、裁判所について述べよう。

五年（一八七二）八月三日、北条県裁判所が置かれて、北条区域を管轄した、とある（『岡山県史』^{稿本}上）。この文中の裁判所は、北条県の行政組織にできた裁判所であった。県行政の組織から離れて裁判所ができたのは九年である。この裁判所の性格を明らかにするために、九年（一八七六）までの関係記録を拾ってみよう。

「法令全書」によると、五年（一八七二）八月、府県



に府県裁判所が置かれ、聴訴・断獄・庶務・出納の四課を設けた、とある。これが、『岡山県史稿本』に記している北条県裁判所である。

六年（一八七三）十一月一日、大蔵卿から府県に來た布達には、「去、壬申九月裁判所被^{おぼ}設候に付、各地に於て相応の官庁御渡可^{おほ}相成、付ては司法省官員出張の節、地方引合取極め候筈に付、其旨相心得出張の官員と夫々共議不都合無^な之様」に場所建物を見分して引き渡

図102 糾弾所と听庭（北小学校蔵）

し方を取り計らえ、とある。

ところが、北条県庁舎の図面には、庁舎の南側に糾弾所と訴庭が書かれている（現文化センター駐車場）。北条県は、恐らく、以上の布達によって裁判関係の諸施設（糾弾所・訴庭）を設けたのであろう。

八年（一八七五）六月五日には、

兼任六等判事 北条県参事小野立誠たつむ

兼任七等判事 北条県七等出仕鈴木薫

の任命があつた。この時でも行政官と裁判官は兼務であつたのである。

九年（一八七六）一月、北条県は、「（八年）府県職

制お達しになり、聴訴課が廃されたが、参事が判事を兼任している県では、裁判事務従前の定めによれ、というのは、六課の外に聴訴課を置いて民事刑事を取り扱うのか、裁判所を置かない県は、更に発令になるのか、と、太政官に伺いを出した。これに対する指令は、「裁判所については、某県裁判所と称し、課名を民事と刑事の二課として事務を取り扱えよ。又、民刑を兼ねるも便宜にせよ。」ということであつた。これによって、北条県は、聴訴課を廃して民事と刑事の二課を置いている。旧岡山

県は、九年（一八七六）三月、聴訴課を廃して岡山県裁判所と称している。（岡山県地方裁判所資料）

岡山県合併後、同年五月十九日、美作地区戸長は、岡山県令に、岡山県裁判所津山支庁設置の請願書を出し、

美作国たるや山間僻地、県庁を隔たること遠きは三

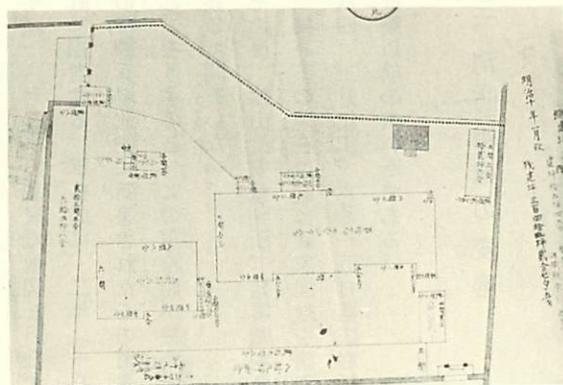
〇余里、人民事を訴うるも所轄の会所があり、区戸長があるとはいえ、刑事はもろん民事といつても、勘解げ（正、不正の審査）をなしその事を扱う権限はない。

訴えに行くのにも費用が掛かるから、曲者くまものが横行することにもなる。各自の権利を守る意味から、美作国に裁判所支庁を置かれない。

と述べている。

県令は県令で、九年（一八七六）一〇月、太政大臣に「裁判所設置再伺」を出し、「県庁の事務が多端になり、とりわけ、取り扱い民事四千四百余件、刑事千三百余件にのぼり、これの裁判をする者はわずかに十四名（判任にしたら兼務者十二名）に過ぎない。この状態では裁判事務も行政事務も共に遂行できない。」として、分離した裁判所設置を具申している。（岡山地方裁判所資料）

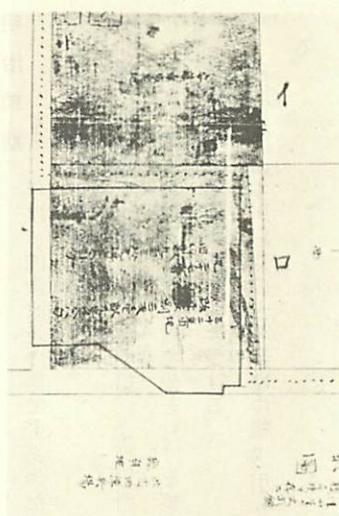
ここまで記すと、上述した五年（一八七二）八月三日



(B)

図103 裁判所敷地図

- (A) イは安藤氏宅地，ロは元裁判所宅地（安藤泰樹氏蔵）
 (B) 明治10年の裁判所宅地（津山裁判所蔵）



(A)

の北条県裁判所の名称と実体がどんなものが分かるであろう。

津山に裁判所が開庁されたのは、九年（一八七六）一月二八日のことである。その名称は、神戸裁判所津山区裁判所である。所長は二級判事補首藤頼功であった。裁判所の位置は山下二七番地であった。この二七番地は、再三番地の変更を受けているが、追跡していくと一二八番地に行き当たると、現在中国銀行・津山信用金庫が在る場所である。

安藤文書の旧屋敷図（図103）には裁判所と明記しているが、この屋敷図と裁判所の地積測量図（津山区裁判所資料）の形状と面積は全く一致する。更に、



図104 移転後の裁判所（江見写真館撮影）

三年（一八七〇）の武家屋敷図と照合すると、軍務局の位置に相当する。軍務局は、二年（一八六九）、藩政改革の時練兵場北側に新築されたものである（『老の小手巻』）。そうすると、この軍務局が裁判所に利用されたと推察して間違いない。

その後、津山治安裁判所、始審裁判所などと改められ、椿高下の現在位置に武家屋敷を購入し、一七年（一八八四）三月起工、六月一五日落成移転した。これが今の改築以前の裁判所である。

三、消防組織の変遷

明治前期

版籍奉還後の三年（一八七〇）という年は、内政改新の年でもあった。

消防組織も次のように区別された。

一 橋本町以東を東組、内町を中組、今町以西を西組とした。防火の道具は、組内で備え付ける事。

一 林田の士卒邸は東組で引き受ける。

宮川以西田中川以東の士卒邸は中組で引き受ける。

南新座・鉄砲町は西組で引き受ける。（後、南新座は中組に変更。）

一 郭内出火の時は三組一同が駆け付ける。

一 組外に出動してはならない。

大体以上が廃藩置県までの消防組織である。すると、この組織は藩政時最後の消防組織となる。

これを森時代の組織（『津山市史第三巻』）と比較すると、東・中・西の三組に分け、町人町の者が侍屋敷の防火に出動することは同じである。相違する点は、明治になって、東・中・西の三組の地域区分が明確になり、士卒邸の分担も組による分割が行われていることである。松平時代のものとは分らないが、大体同じような仕組みであったであろう。

廃藩置県となり、北条県行政が発足する五年（一八七二）の九月、消防仮規則が達せられた。ここに消防という言葉が法規の上に初めて出てくるのである。この規則は大約次のようになっていた。

一 津山市街は三区に行政区分されていたが、この各区を三組に分け、第一区一番組、第一区二番組のよ

うな名称で呼ばせた。

一 各区を次のような組織にした。

龍吐水	三	此人足一八人外に頭取六人
水溜桶	二〇	此人足二四人
玄蕃桶	六	此人足二四人外に頭取三人
釣瓶	一二	此人足四八人外に頭取六人
サス又	三	此人足一二人外に頭取三人
鋸	三	此人足 六人
梯子	三間三	此人足二四人
二間六		
鳶口	四八	此人足四八人外に頭取六人
組印	昼	幟(幟地淺黄、文字白)此人足六人
	夜	高張提灯(文字墨) 三
合人員	二一〇人	

外に消防方頭取二七人

右人員を三組に分け、一組を頭取九人、人員七〇人とし、これを町に割り付けた。

一 この費用は、すべて士族平民にかかわらず建物の表門口に応じて出金させた。

各組の一例を次に示すことにする。

第二区二番組

西今町

龍吐水	一	此人足 一二	頭取 二
組印	一	此人足 二	
玄蕃桶	二	此人足 八	頭取 一
小印	二	此人足 二	
宮脇町		人足 二四	頭取 三
水溜桶	四	此人足 八	
手提桶	八	右水溜桶 人足受持	
釣瓶	四	此人足 八	頭取 二
福渡町		人足 一六	頭取 二
サス又	一	此人足 四	頭取 二
鋸	一	此人足 二	
梯子	三間二	此人足 八	
二間二			
鳶口	一六	此人足 一六	頭取 二
合人員		人足 三〇	頭取 四
		七〇	外に頭取九

消防組の誕生

一一年(一八七八)に区制は廢止になるのであるから、少なくとも消防の組名は改正されたであろうが、これを裏付ける資料が見当たらない。

二二年（一八八九）の町村制施行までは、第一章で触れたように、津山は市街の呼び名に過ぎず、権能は各町にあつたのであるから、消防に関する組織も、従前と同小異であり、この点、江戸時代と基本的には差がなかったであろう。

さて、二一年度の文書として、「津山市街土木費警備費及会議費収支予算決議書」がある。これは、災害予防及び警備費として二〇〇円を計上し、これを各町に負担金として割り当てているのである。恐らく、これは、洪水時などの共同作業の必要性から生まれたものである。したが、消防の組織とどう関連するかは不明である。このような「（西北条郡津山市街連合会）」の開始がいつかは不明であるが、消防組織と同様に津山市街の共同体的意識を感ずる。

町村制施行によって、従来の各町は権能を消失し、津山町と津山東町の二箇町ができる。両町は二二年（一八八九）一月には、町組合を結成し、教育・出火・出水について共同行政を行っている。この中から生まれたのが、「（岡山県西北条郡津山町東南条郡津山東町）組合町立消防規則」である。実質的には従前と同じで、名称が変わっただけである。

この規約の大意は次のとおりである。

- 一 名称は津山消防組とし、消火防水を目的とする。
- 一 組員の定員は一六〇名。
- 一 役員を頭取一、副頭取二、小頭六とする。

正副頭取は、組合会で、組合町公民中選挙権を有する者の中から選挙する。小頭と消防夫は頭取が選定する。

津山消防組の名称が初めて出てくるのである。二七年（一八九四）五月に、消防組は警察の管下に入り、従来の私設消防組から公設消防組に改組された。三九年（一九〇六）に、鶴山時報鐘を信号の基にすることが決定している。

四一年（一九〇八）には、消防組を西組と東組に分けたが、翌年には再び津山消防組とし、次のように六部に分けた。

- 一部 安岡町 茅町 西寺町 西今町 新茅町 鉄砲町

- 二部 宮脇町 福渡町 田町 坪井町 細工町 上紺屋町 城代町 美濃職人町 鍛冶町 下紺屋町

南新座

三部 京町 堺町 新魚町 二階町 元魚町 吹屋
 町 桶屋町 新職人町 戸川町 二丁目 三丁目
 四部 伏見町 材木町 小性町 船頭町 河原町 山
 下 椿高下 北町
 五部 中之町 勝間田町 林田町 橋本町 上之町中
 村通以西
 六部 東新町 西新町 上之町中村通以東
 以上、藩政時
 代から町村制施
 行以前の時代
 へ、そして、津
 山町、津山東町
 共存時代から両
 町合併時代へ移
 る過程の中で、
 消防組織の推移
 をみたのであ
 る。



図105 津山消防組

四、伝染病の流行と避病院

コレラの流行

コレラは安政五年（一八五八）長崎から全国に流行し、これにかかるとたちまちのうちに悶死するので「コロリ病」とも言われた。

コッホ（一八四三—一九一〇）がコレラ菌を発見したのは明治一六年（一八八三）のことであるから、コレラに対する一般の認識程度は大体推察できるであろう。明治時代に、コレラが全国に大流行し、その死者が一〇万を越えた年は、一二年（一八七九）と一九年（一八八六）であった。記録を集めて当時を回想しよう。

九年（一八七六）八月二三日、岡山県は、「痢病及虎狼痢等之病症に罹り候もの有之哉之趣に付、別紙予防説為ニ心得一頒布。」として、予防方法の印刷物を配付している。これがコレラ流行の前触れであって、一二年の大流行につながっていくのである。

九年に配付された予防説はこのように言っている。

この病は、人口稠密地に伝播し易いから、次の点に注意せよ。

ア 家屋は、石灰をもって壁を塗り、通風をよくし乾燥するようにする。

イ 汚物は、硫酸亜酸化鉄（緑礬）の溶液を注いで、遠隔の広野に埋める。

ウ 病人の用いた器具は、他の者は使用しない。便器、衣類などは石炭酸で洗い、はなはだしいものは焼却せよ。

その上に、日耳曼国（ドイツ）が一八三九年（天保一〇年）に布告した摂生法と予防法を紹介している。一〇年、東京の久原躬弦が津山の父親に出した手紙に、コレラが記されている。彼の一〇月六日の手紙には、

コレラ病に付種々御申越被_レ下委細承知仕候。（中略）
 先般内務省より予防の法方厳しく御達しに相成候に付、府下にては市中家々に於て貧富を問はず予防を尽し候得ば、他に病毒の伝染する事甚だ難し。（中略）
 先_レ以御地にても予防可_レ然と奉_レ存候。（久原躬弦書簡集）

と書いてある。

父は、久原に、コレラについていろいろ連絡したのである。コレラは、予防が大切である旨を記している。

次いで、一〇月二八日付の手紙の中に、

御地はコレラ病は如何や伺ひ申上候。若しコレラ病者有_レ之候共、尊大人には御診察はくれぐれも御見合せ可_レ然と奉_レ存候。当年のコレラは、至極烈性の「コレラ」と申様子、就ては当地の医者と雖も甚だ感染し易きを以診察する医者は、悉皆石炭酸水を以て其身体をかためて病者に近づく、

と述べ、石炭酸水の作り方をも記している。

久原の父は、医者をしていて、明治の初期留学生の増員を主張した人である。（第二章参照）

一二年（一八七九）は大流行の年で、岡山県では五月二二日に発病し、一〇月二日に終わった。この間の患者は八九七九人、この中死者四六六三人、全快二五九〇人、治療中一七二六人（一〇月二日現在）となつてゐる。

津山の状況について新聞は、「当市街はコレラ病滋蔓し、其毒焰猖獗を逞しうし、日に新患者十人を下らず。

斯くの如く盛んなるにより、（中略）市中を往復するもの至つて少なく、白昼も寂々冥々たり。たまたま上等社会の用向ありて外出する者は、車に乗りて飛ぶが如く走

り、貧者に至りては只疾走す。」と報じている。

(二二・八・一五)
付「山陽新報」

徳守宮では祈禱が行われ、衆楽園の建物は避病院となり、学校は休校となった。成器小学校は予防事務所及び医員詰所に使用されたのである。

この当時、西北条郡書記であった中島衛(前出)は、郡長小沢泰にコレラ対策として衛生生会議(郡内の医員、戸長各三名)の開催を進言して、次のように言っている。(進言書)(二二・七・二九)

虎列剌の各地に蔓延猖獗を極め、其惨状実に名状すべからざる者の如し。既に、津山市街中該毒に感染死亡するものありときく。そもそも、津山は本州の都会にして、各地より往来するもの最も繁く、(中略)其地にして此伝染惨毒あり、豈予防をゆるがせにすべけんや。

と述べ、更に、

徒らに神仏を盲信し、予防法に至りてはあへて顧みざるもの如し。是即今誘導をゆるがせにすべからず。予防方法を講究する目下の急務と言ふべし。(中略)乃ち郡内衛生会議を開き、適宜の方法を論究するにあり。

と述べている。彼は続けて医者に次のように言う。

即今、コレラ病の如き劇症の蔓延に際し、最も其症候と治療法とを詳らかにせざるべからず。(中略)使命の大任を負担したる医員にして、何んぞそれ其業を講ぜざるの迂且陋なるや。此際、宜しく郡内の各医員協同会合し、

として、この会議の開催を求め、郡長にこれが採否を要請した。

一三年四月、岡山県は、町村に衛生委員の設置を達している。彼の意見との関係は不明であるが、委員を中心にして、官公署と関係町村と会議を開くようにした点は、彼の意見と同じ方向を示すものと言える。

次の大流行は、一九年(一八八六)五月から約六箇月間(二七〇日間)であった。「山陽新報」(一九・九・一付)は、「コレラ流行の徴あり。石炭酸の相場急騰す。」と報じた。

岡山県は、八月三一日付で、「コレラ発生につき学校諸工業場を除くの外、多人数集合することを停止」する通達を、美作の各郡役所、津山警察署に達示した。

九月一一日付「山陽新報」は、「コレラ毎日、三、四

名の患者があつて避病院はこれまで林田村興福寺を借りていたが、目下計画中である。監獄避病院もこれまで川崎村にあつたが、久米南条郡大谷村に新築落成し、九月六日患者を移す。」と報じている。

監獄避病院について、『岡山県政史』は、

明治十九年八月三十日、虎列刺病発生す。ここにおいて、仮避病監を東南条郡林田村大字川崎に設置し、後、九月十三日、久米南条郡大谷村字杉山の地を買上げ、男監、女監、盧室ろしつ及看守所、医務所の四棟、炊室、小使部屋一棟、廁かわ二棟を建設す。其坪数七十六坪、費額三百十五円六十五錢。

と記している。津山町民の避病院は、伝染病発生時の臨時的なものであつたのである。

二六年（一八九三）一月になると、天然痘と避病院

今度は天然痘の大流行があつた。一月一日現在の警察の調査による患者数は二〇〇名、医師からの届け出は七四、五名であつた。余りにも患者が多くなつたので町会でも問題になり、その予算措置が審議された。町会では、

栃木県の例は、患者百人につき三十余人死亡してい

る。大抵一人につき石炭酸四十五錢、人夫賃二十五錢入用になつてゐる。津山町もこの積りでやりたい。私（医師である町議）の患者も二十二人いて、その中六人はためである。これらの人は皆町費で支弁しなければならぬ状況であり、予算も多く入用である。

と、いろいろ討議されている。この後も、天然痘の蔓延はやまず、新患者は増加する一方なので、予算流用の件が審議されている。

同年二月一七日、天然痘患者の隔離所として吹屋町の民家がいれられ使用された。学校はもちろん休校になつていたが、開校されたのは二月一四日であつた。

大きな伝染病の流行だけを述べたのであるが、隔離病舎は応急的な施設以上のものではなかつた。これの建設が町会の主要議題となつてくるのは、二六年の天然痘流行以後である。すなわち、二六年（一八九三）二月から二七年（一八九四）三月にかけてであつた。

当時、火葬場の問題とか、小学校新築の問題とか、町財政は火の車であつた。このような状況の中で、二七年（一八九四）大谷に建設されることになる。

五、郵便局と税務署

草地六郎治・林藤助が郵便取扱方に任命され、堺町に「郵便取扱所」が開設されたのは四年（一八七二）二月二十五日であった。（『津山郵便局新築落成記念誌』）



図106 草地六郎治の印鑑届
—明治5年壬申7月18日届出。—
(玉置芳久氏蔵)

「北条県史」は、「明治五年一月四日郵便取扱所を津山に置き、備前岡山に隔日往復す。」と記している。廃藩置県が実施され、県の統廃合が行われて、北条県の新陣容で仕事が始まるのは五年（一八七二）一月四日である。郵便取り扱い業務もこの日に開始されたのであるうか。

五年（一八七二）四月、北条県は、「適宜を以て支支道路に郵便伝取扱所」を二四箇所置いて管内通信の便を図った。その二四箇所は、古町村（英田郡）・倉敷村（同）・真加部村（勝田郡）・檜村（津山市）・新田村（

同）・勝間田村（勝田郡）・塚谷村（苦田郡）・高尾村（津山市）・弓削村（久米郡）・桑村（同）・宮尾村（同）・香々美中村（苦田郡）・川崎村（津山市）・吉ヶ原村（久米郡）・坪井下村（同）・通谷村（同）・百々村（同）・大戸村（同）・小中原村（苦田郡）・目木村（真庭郡）・久世村（同）・針貫小川村（同）・高田村（同）・垂水村（同）の諸村である。（『北条県史』）

北条県駅通懸から出ている「美作国中郵便賃表」には、二四箇所が「郵便取次所」となっている。北条県が独自に設置したのだから、いろいろと名付けられたのであろう。

五年（一八七二）、北条県は、駅通懸と協議して、出雲街道の宿場町である土居・勝間田・坪井下・久世・高田・美甘・新庄の七箇所と、坂根・落合の二箇所に「郵便取扱所」を置いた。これは、北条県独自のものではない。六年（一八七三）八月には、出雲街道の郵便は、従来の隔日便が毎日往復となった。

以上によってみると、津山―岡山間と、出雲街道に沿う郵便取り扱いが、一番早く開始されたことになる。

六年（一八七三）九月には、北条県管内の「郵便取次所」

は廃止された。

七年（一八七四）六月、津山郵便取扱所は津山郵便役所と改称された。同年十二月、支道に二九箇所の取扱所を開く。次いで、八年（一八七五）一月一日、津山郵便局と改称される。ここで初めて郵便局の名称が定まってきた。これまでの草創期には、北条県は、郵便網の不備を補うために、独自に取次所を作ったり、公文書の運搬連絡網を作ったりし、その過渡期を切り抜けてきた、ということになる。

郵便料金が全国均一制になり、郵便制度の基礎が確立されるのは一六年（一八八三）のことである。

それにしても、津山においては、郵便局ほど借家住まいの長かった官庁は外にはないであろう。郵便局の現在までの移転は次のとおりである。

- 四年（一八七一） 一二月 堺町（現産賣店と推定）
- 六年（一八七三） 四月 二階町二番邸
- 二年（一八八九） 堺町五六番邸
- 三年（一八九八） 二階町五七番地
- 三年（一九〇五） 二階町二三―二七番地
- 四一年（一九〇八） 二階町六〇番地

ここで初めて官有となった。

国税事務が県庁から分離して大蔵省の直轄となり、津山税務署が置かれたのは二九年（一八九六）一月であった。その所在地も二階町五七番地であった。少しさかのぼって、二三年に置かれた津山分署、二六年に置かれた津山収税署は、二階町にあったが詳しくは分かっていない。郵便局と同じような所に位置していたと想像できる。三六年（一九〇三）には田町二三番地に移り、明治・大正を経過する。

元魚町一九―二一番地



図107 明治末期の郵便局（津山郵便局提供）

上述した官庁に共通して

いる点は、最初は山下とか二階町にできていて、しかも、北条県の公共建物か民家に仮住まいしたことである。それは、この地区が従来管理中樞地区であり、取りあえず使用できる建物が手に入りやすかったからである。

第九章 城跡再発見と史誌編集

第九章 城跡再発見と史誌編集

一、城跡再発見

城跡保存への道

第三章の「津山城始末」で、壊れいく城郭の過程を述べた。

明治八年（一八七五）には城は撤去され、その跡地は公売されて、桑や茶が植えられていった。この事態に遭遇した旧藩士たち（藤田拙斎ら六名）は、同志を募って、本丸跡に鶴山城址碑じょうしを建てたのである。時に一〇年（一八七七）三月のことである。この碑は旧藩士たちが、「かつてこの地は、主と臣とが喜び合った地であることを、石に刻んで後世に伝え」ようとして建てたものである。こうして建てられた碑も、これが直ちに城跡保存につなが



図108 鶴山城址碑

るものではなかった。単なる心情のあかしを碑としたに過ぎない、と言える。矢吹正則まさのりでさえ過ぎし日を振り返り、「津山人に於て城山の保存は思はざるにこれ無く、下官も当地の者にて、往時追想の念はこれ有り候へ共、」と言って後悔している。

一四年、津山勸業試験場の関係施設は、矢吹貫一が借用して継続した。この中には、鶴山旧城郭（反別四町四反五畝二四歩の畑）が含まれているので、この時点で、本丸も、二の丸・三の丸も開墾され、桑が植えられていたのである。

二〇年（一八八七）には、大手口京町見付（番兵の）見張所の石垣の石は学校用として払い下げられた。ところが、学校用となったのは約十分の一で、その他の石は散乱して跡形もなくなった。大体、六年（一八七三）公売手続きの時、石垣と樹木は残して置くよう、しかも、十分取り締まりをするよう指令されていたのである。にもかかわらず、積極的保存の方法はなされていなかったのである。このような状況になると、「何分廢城後掃除致候者も無な之れ、石垣中に雑草木の相生じ、風雪の為裏石・詰石」が動く状態になってくるのである。そして、版籍奉還後約

二〇年にして、石垣の大崩壊が起こる。これが城跡保存の発端となるのである。

それは、二三年（一八九〇）九月二二日午前四時、本丸北の方、腰巻櫓こしきまぐらの石垣の崩壊である。二、三の者はこの石の払い下げに動いた。そこで、二、三の者だけの私利にするよりも、この際津山一般の利益、すなわち、河岸の堤防の石として払い下げを受けては、と、町会議員の中で画策する事態になった。

一〇月二五日には、県から書記官河野忠三が現地視察に出張して来た。案内として同行した矢吹は、廢城後壊れていく城の実状を述べ、現在、落石の払い下げを受けて町の土木用にするべく手続中の旨を話すのである。これを聞いた書記官は、次のように答えた。

本丸の桑畑に行ける程度に道を開き、落石はそのまま保存してはどうか。崩壊のたびごとに競うて払い下げを受けるような風潮になっては、後々にはどんなになるであろうか、津山城の規模は壊滅してしまうであろう。有志者の中で、この落石の払い下げが定まっているのなら、それを變更せよ、と言うのではない。

実に、この城の視るべきものは石の工たくみであって、そ

の崩壊を待つて払い下げを受けようとするような風潮が伝わっているのは、津山のために惜しいことである。この話を聞いて、矢吹はこう思った、という。

思わずかの万里の長城のような、人民悲吟の遺跡も今なお相保存していることを。まさに一国の藩屏であった城郭で、先に天主閣を壊された後、士民の痛惜した情を思うた。

城跡保存の運動は、これを契機として始まるのである。この保存運動の本質は、外からの破壊を防いだ、というのではなく、自らが破壊していくのを中止し、城郭に対する関心を目覚めさせた、ということであろう。

矢吹は、町長齋藤元と話し、数名の有志者を説き、郡長手代木勝任にも城跡保護の線で意見を一致させた。

二三年（一八九〇）十一月六日、郡長手代木に依頼した矢吹の手紙があるが、大要次のようなものである。（一月七日、手代木出県の節、県へ働き掛けることを依頼する。）

城郭に対する津山の対応の仕方について他意はない。書記官の意見を聞いて感ずるところがあった。これが保存について、町長や有志らにも話したところ、

同感者は多くなってきた。心配な点は、今日のように石垣が壊れた時、津山以外から払い下げの申請があつて、地方庁でそれを許可されては、津山士民の意に添わないことになる。ついでには、城跡保存のため無事な石垣はもちろん、落石があつても払い下げのないように尽力していただきたい。

手代木は河野書記官と相談し、更に、千坂知事も話して、その賛成を取り付けている。

二八日、河野書記官から矢吹に、知事も賛成した旨の次のような手紙が来ている。

津山城保存一件について、貴殿の手紙を手代木氏から受け取り知事に出した。知事は同意された。その保存の方法については、錦地紳士方においてはなんとか工夫していただきたいが、急がずに一般の考えが保存の方向に向くまで待つのが上策かと思う。なお、城の石は払い下げのないように注意する。

と、その取り運び方の配慮まで書き添えているのである。

この書面を手にした矢吹は、子息金一郎に有志勧誘文の作成と鶴山城跡保存会則草案を作らせ、その草案の加除を大村斐夫に依頼するのである。

さて、郡長手代木勝任と知事千坂高雅との人間関係には、浅からぬものがあつたことを、ここに記しておこう。

手代木は会津藩士、千坂は米沢藩士、この両者の出会いは、戊辰の役を通じてであつた。若松城が東征軍の包囲を受けた時、密使として米沢藩に行き、降伏斡旋の相談をした一人に手代木がいた。そして米沢藩方の一人に千坂がいたのである。両者の知遇関係はここから始まる。(手代木勝任君墓碑銘)

この両者が岡山県で再会し、しかも、鶴山城保存の話であるから、感一しおのものがあつたであらう。この点は、六年(一八七三)、当時の城郭取り壊しの時の風潮とは、全く対照的であつた。

矢吹の手から「鶴山城跡保存会趣意書」が配付される。

(前略) 近時徒に老樹を斫伐(切る)せんとし、或は累石を崩壊し、以て土木に転用せんと欲するものあり。早く保存の方法を設けずんば、数年を出ずして累石漸く壊廢し、老樹もまた濫伐せられ、徒らに丘墟となり、津山市の風致を損ぜんこと知るべきなり。あに坐視するに忍びんや。(中略)(津山は、)公園の設け

ありと雖も、地僻にして眺めなきを以て、多く此城跡に逍遙す。官人遊客津山を過ぐる者必ずまづ城跡に登覽せざるなし。是名城の遺跡たるによると雖も、天然の勝地にして眺望絶佳なるを以てなり。故に并せて官許を得て登覽の場となさんと欲す。(後略)

二四年(一八九一)二月、保存会は出発した。そして、公園として保存しようとしたのである。

当時、城山には、石垣等の官有地、二の丸・三の丸等の私有地、それに私有地と、それぞれが交錯して存在していた。問題はこの土地をどう処理するかにあつた。

それにしても、県官によって教えられた城跡再発見から既に一〇年にならうとしていた。この間、県へ保存願の進達は再三行われたようであるが、最終的な詰めは三年(一八九九)になつてからであつた。

この年、公有地の無償下げ渡しがあつた。その間、私有の城地は、転売という事もあつたが、なお、数名の私有地があつたのである。

三二年(一八九九)から三三年(一九〇〇)にかけて、未解決の私有地の取り扱いについて町会は沸騰した。

ある町議の意見の概略を記しておこう。

今日の時勢故権利ある以上は致し方もないであろうが、この城跡を転々と販売していくと、外国人の手に容易に入らないでもない。今日天主閣がないのを既に人民は遺憾としているところで、当時なんか方法もあつたであろうに、と思われ、自然先輩諸氏の処分を不満に感じている。今又、この城跡に、津山町の人民が登ることができない、ということになるなら、後世われわれは非難を免れることはできないであろう。一般人民の世論に問い、その後を事を決すべきである。そして、各大字代表者三名ないし五名ずつを招集して、各大字の意見を聞くことになった。このような事は、中国鉄道津山駅の位置決定の場合に次いで二回めであつた。このような方法が決まったとたん、土地問題は急転して解決し、大字代表者会は中止された。

三三年（一九〇〇）三月、鶴山公園が設けられ、以来町の管理下になつた。

四十一年（一九〇八）には城跡の北の敷座（まきま）を切り開き、津山高等小学校の上の運動場とした。この時切り取つた土は、薬研堀（かづらぼり）に持ち込まれ、この土で堀の一部は埋め立てられた。

時鐘設置と鶴山山館

「御家扶日記」に、「明治四年三月五十一日より昼夜十二時を報じ候。依（よ）而御城内の太鼓御廢止之事。」と記している。

慶長一二年（一六〇七）から時を知らせるのに鐘をもつてしていたが、同一七年（一六一二）に太鼓に代えていたのである。この太鼓は、四年（一八七一）三月に鐘に代えられ、その場所も藩庁（北条県庁）に移された。この時鐘も一二月には廢止となつた。一方、不用になつた太鼓は、津山師範学校で使用され、北条県が岡山県に合併になると、岡山に移されていった。

さて、曆は、五年（一八七二）一月から太陽曆に改められ、一日は二四時間とされた。

「報時鐘改鑄之理由」には、時報廢止以後のことを次のように記している。

ここに至つて衆人時計の有用を感じ、時計を購求せしも時間に一定の標準なく、為に戸々の時計は各時間を異にし、時刻を約するも実効なく、時計を懐にして却（かえ）つて時機を失す。是れ有志者の深く憂ふるところ。

そこで、時報再建の動きが出てくるのである。この動き

も、時報廃止後一七年を経過しようとしていた。時報設置について段階的に述べていくことにする。

(1) 二〇年（一八八七）、西北条・東南条郡長上村行

業は、時鐘を再興しようとして、その経費を連合町会に相談したが、連合町会は承認しなかった。

(2) 二二年（一八八八）一月、郡長は再度連合町会に

相談した。今度は根回しがよかったのか、報時鐘費六〇円が承認された。矢吹正則らが不足の金を募金して、鐘樓を天主台に作り、長法寺の古鐘を買収し、三月から報時を再開した。

(3) ところが、その秋、号鐘に破損を生じ、又、鐘が

小さかったこともあって、音響が低く四方に聞こえにくくなってきた。

二三年（一八九〇）三月、森本藤吉・斎藤元・黒田鷲

三・渡部^{まこと}恂・原田利平・矢吹正則・三好政親・馬場^{つとむ}初・安藤惣兵衛・田口半次郎らが発起者となり、時鐘の改鑄と鐘樓の新設を目的として、大規模な募金を開始した。

この時の会計によると、三六〇円五〇銭が収入金であった。この中、七〇円を津山町・津山東町連合町会が出し、その残余はほとんど現在市域の有志者の寄附に依

している。主な支出は、

二百三十一円六十銭 報時鐘改鑄費、銘文彫刻費、運

送費

五十六円五十八銭 鐘樓建築費及び付属品代

となっている。

改鑄について次のような請負証がある。

報時鐘改鑄請負証

高 四尺五寸

直徑 三 尺 量目凡^{およそ}百五拾貫積

此請負金貳百拾七円

明治二十三年五月十三日

津山住

百^く濟直治郎

百濟 市郎

改鑄された巨鐘には大村斐夫の銘文を刻み、つき手二人を置き、明治を通じて時を報ずるに至った。

二九年（一八九六）、大風のため鐘樓が倒れた時には、やむなく時報は一時中止された。ために、各家の時計は一〇分から一時間の差違がで、期を約して会合をもつこともできなかつた、という。



図109 青草の中の鐘楼

—昭和10年天守跡から現在位置に移転。—

さて、鶴山城跡といえ、鶴山館を忘れることはできない。三八年（一九〇五）四月一日、旧藩士へ次のような回章が出てい

種々熟議（各方面にいろいろと相談）を遂げ候末、右は一旦寄附致候ものに付これを利用して、更に、津山温故会なるものを組織し、なほ、旧藩主家よりも御補助を請ひ、相当基本財産を作り、（後略）

実は、明治の学校の章でしばしば触れた旧藩校の一部が、高等女学校建設のため取り除かれることになった。これが城跡に移築されて鶴山館となるのであるが、その当時の事情に触れているのがこの回章である。この移転工事は、三七年（一九〇四）一二月終了した。建物の買収価格四〇〇円が中心となって温故会創立となり、『津山温知会誌』の発行となっていくのである。『津山温知会誌』の第一編は、四一年（一九〇八）四月に発行になり、昭和三年五月第一五編で終わっている。

拜啓、一昨年九月中、旧津山藩士族共有鶴山校舎建物の内本館一棟は、旧津山藩の遺物なるを以て、これを津山町に寄附し、鶴山公園内（旧城址）に移転して永遠保存致度、及御協議候処、御賛成相成既に寄附の事に相運申候。然るに、其後同町の都合に依り、右は一切町費支弁の事に相成、本館の代価金四百円と評定し、代金支弁相受候事に相成候間、我々各方面委々

時を告げた太鼓のその後のことを、ここに記しておく。九年、岡山県に合併された時、北条県の引渡目録の中に、「太鼓 但、台付 一個」と記されている。これは岡山県に渡って、岡山師範学校で時の太鼓として用いられた。その後、倉庫で眠っていたのであるが、昭和六年、県庁の玄関で、朝・正午・晩一日三回、庁員の勤務合図に用いられている。（昭和六・六・一〇）
（付『山陽新報』）

衆 楽 園

鶴山公園に関連して衆楽園について述べることにする。

衆楽園は、一七年（一八八四）以降大正年代を通じて、岡山県津山公園として存続していた。津山町の所管に移ったのは大正一四年（一九二五）のことで、それから旧名に復して衆楽公園と名付けられた。さて、衆楽園と言われたのは三年（一八七〇）に一般に開放された時からである。それまでは、御対面所とも西御殿とも称されていた。松平家の「御家務日誌」には借楽園かりくらくんと称しており、北条県の政府報告書には衆庶借楽園としている。園名の由来がしのばれる。

この衆楽園は江戸時代にも縮少されているが、明治になつてからも田畑に開墾され、四年（一八七二）には、一町五畝歩も山北村に下げ渡されているというのは、この場所は、山北村の田畑であった、という理由からである。九年（一八七六）には、北条県の廃止によって岡山県の所管となるが、岡山県もその維持に困り、年を追うて荒廃していった。この間、山北村はこの地所の下げ渡しげ渡しの運動をし、松平家も同様下げ渡しげ渡しの運動をするのであるが、後者の場合は、衆楽園地の保存を企図していた

のである。

一六年（一八八三）になると、岡山県はこの維持に窮して廢園に踏み切った。当時の園地は六八九七坪で、主要部以外は農地と化していた。衆楽園が最も荒廃していた時である。

松平家の同年九月十七日の「美作国元借楽園地御払下もと之願」(「御家務日誌」)には、

当今廢園之御沙汰相成候上は、結局何之年にか開墾之外有レ之間敷、從來鬱蒼うつそうたる園地空敷木石を破毀し、たとへ良田と相成候も将来また斯かくの如き風致之場所は当国に於て再び難べ得、可べ惜之至りに付、元所有之縁故も有レ之、

として、園地に対する心情を述べて払い下げを願ひ出ている。

更に、一七年（一八八四）二月、松平家は「園地保存寄附願」(前掲書)を出し、

美作国西北条郡山北村字衆楽園之儀は、數百年來当國中無比の名園にして、衆庶借楽之地たるは贅言ぜいげんをまたざる儀、然るに追年荒蕪こうぶと成り果て、此このままにて樹木泉石破壊致候儀は、実に愛惜遺憾之至に付、漸次修

繕相成、年来之状景を挽回し、永く保存公景之借築地に復し度至情に御座候。依之別紙米金仕訳書之通寄附候条何卒御保存相成度。

として、二〇〇円と毎年米二〇俵を寄附したのである。岡山県は同年一月にこの願いに応じて再び公園とした。以来、津山公園として明治・大正を経過する。この園地も数奇な経緯をたどっているのである。

二、史誌の編集

『岡山県政史』は「国史地誌の編纂」の項に、

今之が編集に付て其の経過並に結果を討ぬるに、當時集収編録したる草稿文案、詩材其の他編集関係文書、全く散逸煙消して其の事実を知るに足るものなく、庫裡僅かに残れるものは明治十二年頃より同十七年頃迄の間に於て、各戸長の編集提出せし村誌を郡別に編綴したる村誌及郡誌の一部（以上地誌）、並に立庁より明治十四年に來る岡山県県治記事四十四綴、小田県歴史（立庁より明）二綴、北条県歴史（立庁より明）二綴あるのみにして、他に蒐録編纂したる文書類の見

当らざるを恨むと共に、其の経過並に結果を悉知し得ざるを遺憾とす。
と述べている。

歴史・地誌は書かれるが、それができる経過は等閑に付されやすく、時の経過につれて書かれた歴史・地誌そのものも散逸しやすい。ここに明治における、地誌・歴史の編集の跡をたどることにする。

地誌編集

地誌の調査は、廢藩置縣直後の五年（一八七二）から始まる。政治上、国防上国の現状把握は、政府にとって最も大切な基礎的調査であった。したがって、地誌事項に関する中央への調査報告が、北条県地誌調査の出発点であった。

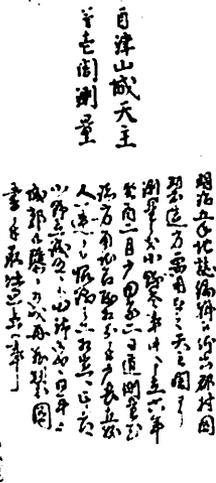


図110 天主閣からの測量文書
—明治6年2月—
(矢吹信夫氏蔵)

六年（一八七三）二月、矢吹正則が、津山城の天主から四方の山の方角を測量した図がある。その図の説明に、

明治五年地誌編集被_レ仰出_一、郡村図製造方要用_レ之、天主閣より測量之儀小野参事申立、六年癸酉

二月、戸田象二同道測量、諸方角地名難_レ相分_一に付、戸長在県人一連にて協議之上相定候。其筋小野立誠殿にも出席相成候。同年より城郭御察_レに相成再難_レ製図書に付取仕廻_レし置候事。

と記してある。これは地誌調査に取り掛かっている貴重な資料である。

当時の大きな仕事には地租改正があり、それに六年には暴動が起こり、地誌編集どころではなかったであろう。

八年（一八七五）六月、太政官から「皇国地誌編集例則並着手方法」（『法令全書』）が示され、これによって本格的に地誌編集が進められていく。

この地誌編集は村誌と郡誌に分かれていた。

村誌は、全村の実状を細密に記述することが眼目であつて、位置・沿革から始まり、人数・牛馬・舟車・湖沼・道路・堤塘など細かく調査項目を列挙して、村相互

間に調査の粗密が出ないように配慮している。

郡誌は、全体としてその郡を把握しようとしている。まず、一郡ごと（小さい郡は二、三）の地図を製作させ、気候、人物の項目を設けている。

この時、津山市街は、岡山市街と同様『津山誌』と題して上、下二巻とし、上巻は市街を総括し、下巻は各町の沿革が記載されることになった。

八年（一八七五）には、正副戸長に編集のための着手概則を傳達し、会所に地誌調査の主務者を置き、町村に地誌調査の係を置いて組織を整えた（北条県達）。全体の地誌事務担当は、矢吹正則が中心であった。「事務引継説明」はこう述べている。

地誌編集の儀は、昨八年六月第九十七号公達に其例則に照準し、当県に於て仮に着手の規則を設け、兼て下附致し置該官派出調査為_レ致候処、美作国西六郡は旧領主森氏作陽誌の撰あるも、東六郡（英田外）は無_レ之、旧津山藩士族の私撰にて東作誌あるも確実と難_レ致古実の難徴あり。風土城址の興廢等都て実地に就き精確取調図誌の間に齟齬なきを注意為_レ致、昨八年八月中着手吉野、英田両郡は已に客歳中下調相済候処、

土壌の接続に關係有^レ之、本年二月以来勝南郡へ着手、四月二十日大約取調の上別紙引用書籍等に因り、吉野郡並勝南郡六十九村の内四十四村編集、且、英田郡より差出候分も点検中廢県に付中止致し、即、左の仕訳の通並当仮規則相添引渡申候。可^レ然御取計有^レ之度候。

以上によつて編集の手順をみると、戸長からの調査報告と既に刊行されている『西作誌』・『東作誌』等を参考文献とし、その過程中に事実と食い違う場合は、特に『東作誌』については直接巡検（英田・吉野・勝南三郡を八年八月から九年四月まで）してその正確を期したのである。ところが、九年（一八七六）四月、岡山県へ合併されたので仕事は中止した。これ以後は、しかるべくやっていたきたい、と引き継いだのである。

この時、どこまで完了していたかは、西作地区の説明がないので不明である。一一、一二、一三年（一八七八、七九、八〇）と、県から毎年のように地誌調査の促進とか、地誌提出の督促の布達が出ている。中でも、一三年（一八八〇）五月の督促の布達は、美作では、勝南・吉野・英田以外の郡町村に出されているのである。そう

すると、引継書に記載されている郡名以外の郡については、少なくとも満足すべき調査資料が引き継がれていなかったことになる。

今、津山で目にするものは、村誌の『山北村誌』・『小原村誌』・『小田中村誌』・『西一宮村誌』と、郡誌の『美作国西北条郡誌』・『美作国東南条郡誌』とである。

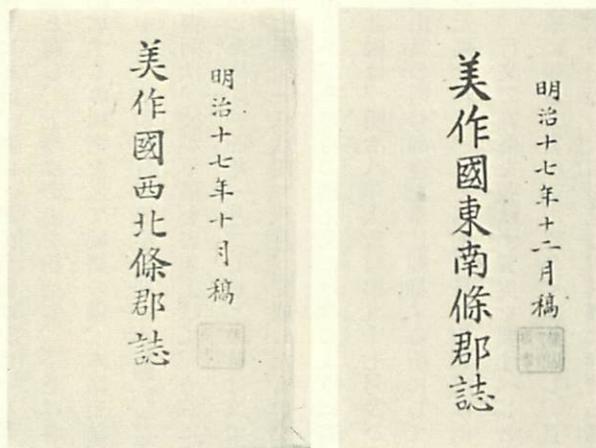


図111 『西北条郡誌』と『東南条郡誌』

(矢吹信夫氏蔵)

特に郡誌には年月の記入があつて、『西北条郡誌』には、明治一七年（一八八四）一〇月稿と、『東南条郡誌』には、明治一七年（一八八四）一二月稿と記されている。

この項の最初に引用した『岡山県政史』の中に、「庫裡僅かに残れるものは、明治十二年頃より同十七年頃迄の間に於て、各戸長の編集提出せし村誌を郡別に編綴したる村誌及郡誌の一部」と記しているが、この文中の年月は、上記美作の二郡誌の脱稿年月と符合する。それにしても、これらの地誌は全部完成したのであるうか、それとも未完のままになっているのであろうか。

『津山誌』脱稿

さて、前に、津山市街については『津山誌』として編集された、と記した。

『津山誌』だけは、郡誌や村誌とは別個の体系で編集されたのである。この著者は矢吹正則であつた。この『津山誌』は、当時編集された地誌の中で代表的著作であり、その経緯も比較的明らかである。そこで、その記録をたどつて当時の編集事業をしのおこなふことにする。

矢吹正則は、『津山誌』の編集を引き受けた事情を次のように言う。

（明治八年以後、）本県に於ても、管内一般地誌御

編集に相成、岡山・津山市街は其地限り岡山誌・津山誌と題し、上巻は市街を総括し、下巻は各町の沿革を記載するの規則を以て編纂の儀、本県史誌編集懸及戸長中より依頼に付、浅学寡聞を不願昨春来起草。この書面は、彼が草稿を書き上げて、寺院にその正誤を依頼した時（一四年一月二七日）の付け文である。

一七年（一八八四）八月、完成したものを県に送るのであるが、その時の添え文には次のように書いている。

此編は、明治八年太政官第九十七号及び十二年五月岡山県の丙号御達を奉じ編纂する所にして、皇国地誌の元稿なれば、凡そ例則に見ゆる者或は例外載する所、行文の雑俗を問はず質実を要すべしと雖も、津山藩政に係る文書廢藩の際多くは散逸し、且つ、市長に蔵する記録も大率紛乱し、其僅に存する者独玉置氏のみ。実に古を尚み後を懐はざるの致す所復た之を奈何ともなす能はざるなり。

故に、稿を起すに方り、藩の書は家務係に、市井の書は玉置氏に索り、而て之を予が嘗て記録する所に校し、苟も沿革の見るべき者は務めて之を備載し、他日採択の便に供せんとす。稿成る及で之を上す。

矢吹正則は一三年（一八八〇）春からこの編集に取り掛かっている。したがって、この依頼を受けたのは一二年（一八七九）の後半と推察される。一四年（一八八一）一月には草稿を寺院、神社に回覧しているから、一年間に書き上げていることになる。

彼が『津山誌』を執筆した一三年（一八八〇）という年は、国会開設請願運動の華やかな時であった。この時点で、多くの文書は散逸紛乱していたのである。その上、彼は、一二年（一八七九）二月から一三年（一八八〇）七月まで県会議員をしていた。豪農の家に生まれて士族に列し、幕末維新をくぐって北条県に出仕し、剛直、意志強固であった彼にして初めてなし得たことであろう。

さて、草稿の訂正方は、神社では徳守社の小原十寸見、寺院では愛染寺・畠山照南・妙法寺由良日正にそれぞれ依頼している。この回覧などによる誤脱訂正が行われ、浄書してもよい時点は一五年（一八八二）の中ごろであった。一五年（一八八二）七月、彼は、岡山県史誌編集懸に、次のように具申しているのである。

兼て御内意を奉美作国津山地誌上下二巻粗稿脱稿に

付供_ニ内覧_一候也。不具備の編集に候へ共、此儘浄書、戸長役場より郡役所を経て呈出し可_レ然哉奉_レ伺候。尤も此草稿は正則手元へ相伝へ置度に付、該書巻首に御覧の証被_ニ成降_一候はば本懐之至難_レ有奉_レ存候也。そして、一七年（一八八四）八月に呈出される。

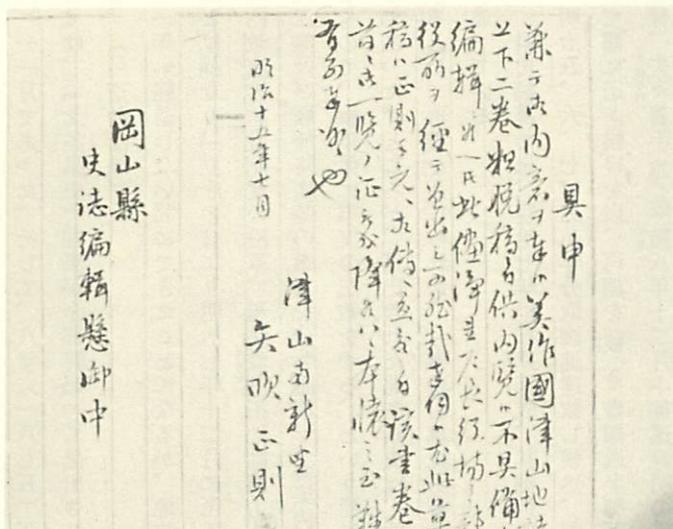


図112 『津山誌』脱稿時の具申書
(矢吹信夫氏蔵)

『北条県史』の編集にも従事している彼のような立場にあった者でさえ、命を受けて約五箇年の歳月をこの著作に掛けていたのである。

この『津山誌』は、前述した各郡誌と共に、『西作誌』に次ぐ美作における官撰地誌であり、同時に、『東作誌』・『西作誌』と並ぶ代表的地誌の一つである。

『北条県史』編集

四年（一八七二）に古器旧物類の保存、翌年には記録の整備が布告され、旧をきらい新を競う風潮に政府は釘を刺した。これは、従来あるものの保存に過ぎなかったが、七年（一八七四）一月には、政府は、歴史編集の例則を定め、本格的な県史編集に着手するのである。これは地誌のそれより半年早かった。

例規によって大要を述べると、

ア 県が成立して以後の政治の沿革、民物の盛衰等を編年体で記載する。

イ 七月一二日までのものをまず差し出し、以後一年ごとに差し出す。

というものであった。

矢吹正則が編集主任に任命されたのは七年（一八七

四）一月であった。そして、八年（一八七五）四月二日には、『北条県史』編集が全部終わって呈出されている。（弓齋勤仕録）

一年も経過しない間にできたことになるが、地誌の記載とは異なり、「立庁の日より明治七年十二月に至る迄、部内政治の施設制度の沿革、租法祿制拓地勸農より、軍役工業及び騒擾時変等の事類を分ち歴叙」（編集例規）するもので、編年体に事実の記載をする、という簡単なものであった。ところが、呈出された北条県史は、簡に過ぎるとして再調を命じられた。「事務引継説明書」はこう述べている。

県史編纂の儀、明治七年中御達相成、其例則に倣ひ明治五、六、七、三か年分取調進達致し候処、叙事都て簡に過ぎ候旨を以、再調を被_レ命書類過半御下付に付、夫々着手為_レ致猶八年十二月中御達詳明の例規に基き、本文三か年分粗編集候に付、別記の通引渡候事。右之内工業の部等且、昨八年分は未だ着手不_レ致候条、御取調有_レ之度候事。

過半差しもどされて再調をしたが、一部未完成であるから岡山県において調査してくれ、というのである。その

後、未完成の部分は岡山県で完成させ、政府の正院歴史課に送付された。「北条県史」の緒言には、

北条県明治八年以降の歴史は総て本県に於て廃絶の余を継ぎ、引続の文書に拠つて之を編纂す。故に事蹟往々疎漏を免れず、間首尾曲折明瞭ならざるものあり。今詳細調査に由なし。凡歴史年紀を分て編纂すべき処、九年四月廢合の令下り、九年に係るものは、僅かに三か月余の事歴なるを以て、八年各条下に併て登載す。

として、北条県からの引き継ぎ以後の説明をしている。現在、われわれが見ることのできる「北条県史」の例言には、「この北条県史は、明治七年十一月太政官達第百四十七号により全国各県に於て、その県治となりたる明治四年よりの、沿革変移の万般を調査記録し、正院歴史課に報告したる副本なり。」と記してある。つまり、この副本の写本を手にすることができるのである。正本は現在国会図書館にある、という。

官撰史誌以後

県史・地誌編集の中心人物は矢吹正則であった。彼がこれに着手するころには、記録類の大部分は既に散逸消失し、当時編集された

「北条県史」は、北条県時代の数年間の記録に過ぎなかった。そうすると、美作全体からみて地誌よりも歴史的著作に乏しかった、ということが言える。これが、矢吹の歴史編集に志した当時の背景である。

矢吹は、「弓齋勤仕録」の九年（一八七六）五月六日の項に、

旧津山県から引き継いだ旧郡代所蔵書類は、北条県で所持していたが、一度も用いることもなく、これまでも処分しては、という話もあり、今度岡山県に引き渡しても運送費が高くつくだけだ、ということになった。ところが、自分は古い物を好む癖があったので、処分される時には自分に払い下げてくれ、と、前々から頼んでおいたところ、本日払い渡されることになった。

これらの書類は、明治四年、津山県が廢された時、自分や、中村松次郎・村田登之助・竹内廉が数日郡代所で取り調べたものである。たとえ、役に立たないものでも、一たび消失すれば実に残念である、と思っていたが、受領できて本懐の至りである。どうか、虫鼠の害がないようにして後世に相伝え、政事の沿革や事

物の移り変わりをすることに役立てたい、と思う。と述べている。

この旧郡代所蔵書類の入手が、彼をして歴史編集事業に駆り立てさせたのである。彼の著作の代表的なものは、一四年（一八八一）六月に世にでた『美作略史』である。

『美作略史』は、和銅六年（七一三）美作国設置から明治四年（一八七一）北条県設置までの史実を、編年体に記載したものである。美作の通史は、この略史が唯一のものである。

『美作略史』の稿ができた時、彼が小野立誠（元北条県参事）にこの校閲を依頼した手紙の原稿が残っている。

（前略）本州には沿革を通視すべき書物がなく、残念に思い、一昨年略史編集に従事し、和銅六年から明治四年の間の治乱の沿革、諸家の興廢等について記録を集め、このころ脱稿しました。ところが、有志者の勧めによって刊行することにしました。もともと、私の見聞の便に思っていました。世に出るとなると、世の信用を得るようにならなうので、近ごろの書

物は貴顕紳士の校閲、序跋（ぼく）もありますので僭越（せんごつ）ではありませんが、編修官諸公の内へ校閲並びに序文をお願い致します。もし、できかねますなら、中村・亀谷・岡・三辺・増田・坂谷諸先生の内へ同様お願い致します。

という意味のものである。

一一年（一八七八）ごろから『美作略史』編集の仕事に取り掛かったことが分かる。この外にも、彼は、『美作中古紀事』・『美作山林制度調書』・『美作古簡集』・『森家全盛記』等多くの労作を残している。

第六卷の参考文献

第六卷の参考文献

- 岡山県政史
- 岡山県郡治誌
- 岡山県の歴史
- 岡山県七十年史
- 神奈川県議会議史
- 兵庫縣議會議史
- 兵庫縣百年史
- 大阪府會史
- 滋賀縣議會議史
- 千葉縣議會議史
- 愛知縣議會議史
- 鳥取縣史
- 鳥取縣議會議史
- 島根叢書(第一篇)
- 学制百年史
- 地方官會議日誌
- 共武政表
- 法令全書
- 岡山縣教育史
- 岡山縣布達
- 森家先代実録
- 新訂作陽誌

- 岡山県
- 岡山県
- 岡山県
- 山陽新報社
- 神奈川縣議會
- 兵庫縣會事務局
- 兵庫縣
- 大阪府會事務局
- 滋賀縣議會
- 千葉縣議會
- 愛知縣議會議史
- 鳥取縣
- 鳥取縣議會議史
- 文部省
- 明治文化全集
- 參謀本部
- 博聞社
- 岡山縣教育會

- 美作雜誌
- 農學雜誌
- 岡山縣史稿本
- 北條縣史
- 北條縣史稿本
- 津山藩日記
- 津山溫知會誌
- 訓蒙美作略誌
- 真庭郡誌
- 苦田郡誌
- 苦田郡誌資料
- 勝田郡誌
- 久米郡誌
- 英田郡誌
- 勝山町概史
- 加茂町史
- 久世町史
- 岡山市史
- 浜田町史
- 倭文志稿
- 津山市域町村會議事録
- 津山市域土地台帳
- 津山市域各小学校沿革史
- 各小学校沿革史

- 岡山縣地方史料叢書
- 津山溫知會
- 大村斐夫
- 真庭郡役所
- 苦田郡教育會
- 勝田郡誌刊行會
- 久米郡教育會
- 英田郡教育會
- 森本清
- 加茂町史編集委員會
- 久世町教育委員會
- 岡山市役所
- 東京一誠堂
- 寺阪五夫

(鏡野町芳野、勝田町梶並、柵原町飯岡、柵原町大戸、久米町秀実、勝北町勝加茂、勝北町新野)

- 岡山県学事年報 岡山県
 - 津山中学校誌
 - 岡山県自由民権運動の研究 内藤正中
 - 近代国家の出發 色川大吉
 - 自由党史 青木書店
 - 岡山県蚕業沿革誌 牧野常四郎
 - 作州からみた明治百年 小山健三
 - 津山案内記 村川嘉一
 - 小松原英太郎君事略 木下憲
 - 久原躬弦書簡集 津山洋学資料第三集
 - 鶴峰漫談 平沼淑郎(汎岡山所載)
 - 高瀬舟 今井三郎
 - 津山坪井町の歩み 今井三郎
 - 津山の銀行 今井三郎
 - 出道直先生伝記 出道直氏古稀祝賀会
 - 地理初歩和解 宇田川榕庵訳
 - 地理初歩 東京師範編纂
 - 津山中学校済美会雑誌(第三号)
 - 津山高等女学校校友会誌(第一号)
 - 津山区裁判所資料
 - 津山郵便局資料
 - 会津武家屋敷資料
 - 東京高等蚕糸学校西ヶ原同窓会名簿
 - 津山普通学校規則
 - 中山神社資料
 - 成道寺資料
-
- 大隅神社資料
 - 本源寺資料
 - 安東文書(安東龍氏藏)
 - 大阪自由新聞付録
 - 学校関係資料
 - 山本忠兵衛日記(山本太熊氏藏)
 - 立石文書(立石融氏藏)
 - 共之社規約
 - 郷党親睦会名簿
 - 美作自由党規約
 - 自由党美作地方本部規約
 - 勸農の儀に付建言
 - 自由党美作部人名簿
 - 仁木文書(仁木士弘氏藏)
 - 溜池問題一件書類
 - 中島衛の書簡
 - 学校関係の記録
 - 津山城廃毀始末
 - 大岡文書(岡山県総合文化センター藏)
 - 伝習所設立関係文書
 - 区会村会関係文書
 - 水島文書(津山郷土館藏)
 - 地租改正につき北条県出張復命書
 - 溜池民有御据置願
 - 地券御証印税之儀に付願
 - 水島曆蔵手帳

○矢吹文書(矢吹信夫氏蔵)

弓齋勤仕録

見聞雑用集

森家全盛記

美作地理歴史集

美作名勝旧蹟記事

地租改正事務進達留

地租改正懸日記

国分寺瓜生原両村開鑿新渠記

鶴山城址鐘樓設置一件書類

鶴山城址風致保存一件書類

矢吹日記資料

○中島文書(中島健爾氏蔵)

郷党親睦会名簿関係

郷党親睦会永代共済制度規則

六郡共立中学校設置関係文書

民会議事御布達書

美作雑誌再発行願

美作同盟会規則

北条県中学津山市街小学設立資料

○愛山文庫(津山郷土館蔵)

公務懸日記

御家扶日記

津山表日記書抜

盈進社規則

○玉置文庫(津山郷土館保管)

触書達書写

布告控

北条県管下布達留

御触書控帳

玉置日知録

○福井文書(福井敬二氏蔵)

銀行設立主意口述控

大阪事件関係文書

加藤平四郎の書簡

政談いろは新聞関係資料

女学小校設立関係

○森本文書(森本謙三氏蔵)

因州道関係文書

関東行道中日記

融通所関係文書

物産融通会社略記

各種講規約

津山共同勸工場

成器小学関係資料

作陽商工便覧

報時改鑄の理由

日本全国商工人名録

山陰山陽鉄道中央路線理由書

作東鉄道株式会社(計画書)

津山製糸合資会社契約

盈進社第一回決算書

- 井手文書(井手紘一郎氏蔵)
国会開設請願運動関係文書
- 美土路文書(美土路博氏蔵)
公用日記録
- 六郡共立中学校資料
- 菅沼文書(菅沼栄氏蔵)
学校関係資料
- 野矢文書(野矢猛史氏蔵)
野矢日記
学校関係資料
- 日笠文書(県政史編纂室)
和気郡学校関係資料
- 浮田文書(浮田佐平氏蔵)
地所売買願

あとがき

一、資料の所在は予想外に断片的で、そのうえ分散的であった。にもかかわらず、一応出版できたのは、市民の方々や郡部の方々の資料的協力があつたからである。ここに記して感謝の意を表したい。

一、記述事項については、重点が明治時代にあるが、関連する事項で別の面から解する必要がある場合は、統一的、発展的見地から前後の時代に拡大させたものがある。又、同じ見地から、次の巻の関連事項に回したもの(日清・日露の戦争とか、一部の文化事項)がある。おほかたの了解を得たい。

一、記述に血税一揆を取りあげているが、明治初期における政治的変革の中で、民衆の動きとその社会的背景を明らかにして、その後の自由民権を目標とする部落解放運動へと発展する経過を知る一助にと考えたからに外ならない。読者の正しい理解と国民的課題としての部落差別の解消を心から願うものである。

(第六巻執筆担当者 竹久順二)

第六卷年表

年	月	日	主 要 記 事
		12	津山最初の誓文払いを行う（坪井町）。
1901	34	4 16	津山米穀取引所解散。
		12 1	邸番を地番に改める。
1902	35		二六銀行創立。
1903	36	3	芭蕉句碑鶴山城跡に建つ。
		4 28	津山高等女学校開校。
		10 18	皇太子殿下津山に行啓。
		12	元修道館文学所を鶴山公園内に移し、鶴山館と称する。
1904	37	2 10	日露戦争。露国に宣戦布告。
		4	岡山県農事試験場蚕業部設立。
		7 1	煙草専売始まる。
1907	40	4 21	美作5郡の戦没将士志魂碑を、鶴山公園内に建てる。
1908	41	4 1	津山男子尋常高等小学校、津山女子尋常高等小学校設立。
		4 15	『津山温知会誌』第1編発行。
			津山信用組合創立。
1909	42		普通銀行創立。
1910	43	4 8	津山電気会社操業開始（点燈戸数 1,442戸）。
1912	45	1	妹尾銀行創立。

第六卷年表

年	月	日	主 要 記 事	
1890	23	2	16	津山郵便局、電話通話事務開始。
		5	11	最初のキリスト教会設立（美濃職人町）。
		6	1	市制町村制実施。
		7	1	衆議院議員（第1回）選挙。 美作から立石岐・加藤平四郎当選。
1891	24	10	30	教育勅語発布。
		4		逸見寅雄、津山養蚕伝習所を設立する。
1892	25	4		津山普通学校設立。
1893	26	2		天然痘大流行。
		10	13	吉井川洪水、津山市街浸水。
1894	27	2		津山製糸合資会社設立。
		3		郡役所統合。
		8	1	日清戦争。清国に宣戦布告。
1895	28	9	21	溜池問題は民有を確認される。
		3	1	津山尋常中学校設置決定。
		8		津山普通学校閉校。 津山中央銀行・津山貯蓄銀行創立。
1896	29	2	19	津山米穀取引所設置認可。
		3	1	美作銀行設立。
		7	28	中国鉄道起工式挙行。
1897	30	3	22	西西条・西北条・東南条・東北条郡農会設立。
		3		土居銀行津山支店創立。
		4		鶴山銀行創立。
		10	22	美作製紙会社設立。
1898	31	12	21	中国鉄道開業。
1900	33	4	1	津山町と津山東町が合併し、津山町成立する。 郡制実施。美作は3郡となる。苫田郡誕生。 鶴山城跡を町営の鶴山公園とする。

第六卷年表

年	月	日	主 要 記 事
1880	13	9 29	学制を廃し、教育令を布告する。
		12	郷党親睦会設立。
		1 1	津山銀行営業開始。
		6 23	津山中学校閉校。
		10 14	六郡共立中学校設立決定。
1881	14	11	明辰社開業。 浮田卯佐吉座繰製糸を始める。
		2	美作同盟会成立。
		3 19	美作親睦会結成。
		7 1	鶴山小学校開校。
		8 1	『美作雑誌』第1号発行。
1882	15	8 20	六郡共立中学校（津山中学校）仮開校。 二宮に座繰製糸場設立。
		1 1	有待社開業（津山最初の活版業）。
		3 8	溜池問題で代表者上京。
		4	盈進社設立。
		4	美作自由党地方部成立。 『政談いろは新聞』発刊。
1883	16	7 21	津山共同勸工場設立。
		12 26	六郡共立中学校（津山中学校）閉校。
		1 1	巡査携帯のカシ棒を廃し、帯剣とする。
1884	17	6 26	津山市街の町名に津山を冠させる。
		11 3	西北条郡・東南条郡郡役所新築落成。
1885	18	2	衆楽園を岡山県津山公園とし、郡長の所管とする。
		11 23	大阪事件発生。
1887	20	4 1	高等鶴山小学校開設。
1888	21	1 22	岡山—津山間、県道の改修完了。
1889	22	2 11	大日本帝国憲法発布。

第六卷年表

年	月	日	主 要 記 事
		3	女学小校廃止。
		4—5	津山市街の成器・開智・時習・日新・鶴山各小学創立。
		6 18	北条県，教員伝習所を設立する。
		6	津山郵便取扱所が津山郵便役所と改称される。
1875	8	1	津山郵便局と改称。
		12	津山市街地の地租賦課法を，沽券税法から改正税法に改める。
1876	9	4 18	北条県，岡山県に合併。 北条県教員伝習所を津山師範学校と改称。
		5 25	美作国各会所を会議所と改称。
		6 10	津山に第5警察出張所を設置する（津山警察署の始まり）。
		8	融通所を伏見町に設ける。
		9 30	津山師範学校を岡山県師範学校支校とする。
		10	岡山県師範学校津山支校附属として，女子師範学校を設置する。
		11	津山区裁判所設置。
1877	10	2	女子師範学校閉校。
		3 21	津山元懲役場跡を試験場とし，草木を栽培する。
		5	鶴山小学閉校。
		6	養蚕製糸伝習所を設置する。
		11	会議所及び小区事務所を廃し，区務所・戸長役場を設置する。
1878	11	2 27	岡山県師範学校津山支校を本校に合併し，この跡に夔則中学を開設する。
		4 5	共之社設立。 私立の養蚕製糸伝習所設立。
		7 22	郡区町村編制法制定。
1879	12	2 5—8	岡山県会議員（第1回）選挙。
		2 10	夔則中学を津山中学と改称。
		4 20	第二十二国立銀行津山支店設立。
		6—8	コレラ大流行。

津山市史第六巻年表

年	月	日	主 要 記 事
西紀	明治		
1871	4	6 13	津山藩、管内に戸籍区を制定する。
		7 14	廃藩置県。津山藩が津山県となる。
		7 27	藩札引き換えの布達が出る。
		11 15	美作一円、北条県となる。
		12 25	津山郵便取扱所設置。
1872	5	1 4	北条県開庁。
		2 18	北条県、美作諸県の管轄事項の引き継ぎ完了。
		3 9	美作全国を39区に分け、各区に戸長を置く。 郡に郡長、村に里正を置く。
		4 27	郡長・里正を廃し戸長・副戸長を置く。
		8 2	学制公布。
		8 17	北条県下各村の統廃合実施。
		8 28	北条県、地券調査の命令を出す。
		9 7	北条県中学創立。
		9 15	中学に集書院設置。
		10	物産融通会社設立。
		12 28	徴兵令公布。
1873	6	1 20	女学小校開校。
		3 3	徳守神社、県社となる。
		5 26	暴動、貞永寺村（鏡野町）に端を発し、美作全域に広がる。
		6 5	津山城郭建造物の売却を布告する。
		7	津山市街地に沽券税法実施。
		7 28	地租改正条例公布。
		8 28	39区（北条県行政区）を19区とし、19会所を設置する。
		8 30	北条県中学廃止。
		10 25	再度、津山城郭建造物の入札を公告する。
1874	7	1	北条県、民会議事略則・議員選挙略法を布達する。
		3	各町村、議員選挙を開始する（町村会・区会・県会）。

第六卷 図版一覧

章	節	番号	図 番 名	ページ
		84	二宮農事講習所	228
3.	金融機関の発達	85	錦屋事森本商店	233
4.	商業その他	86	勸工場設立届	235
		87	勸工場の設立場所	236
		88	江戸時代の富場	237
		89	富くじ風景	238
		90	津山最初の誓文払	238
		91	明辰社飛船の株券	240
		92	国盛鉱山地区の宅地造成	241
第7章	明治の交通	93	かつての因州道	246
1.	道路と船	94	飛船出帆表	252
2.	鉄道の幕開き	95	山陰山陽連絡鉄道図	253
		96	中国鉄道津山駅	254
		97	中国鉄道開業時の時刻・賃金表	255
		98	中国鉄道第1号機関車	255
		99	作東鉄道計画案	256
第8章	公共諸機関の草創期	100	苫田郡役所	262
1.	郡の統廃合と郡役所	101	初期の津山警察署	263
2.	警察署と裁判所	102	糾弾所と訴庭	265
		103	裁判所敷地図	267
		104	移転後の裁判所	267
3.	消防組織の変遷	105	津山消防組	271
5.	郵便局と税務署	106	草地六郎治の印鑑届	275
		107	明治末期の郵便局	276
第9章	城跡再発見と 史誌編集	108	鶴山城址碑	281
1.	城跡再発見	109	青草の中の鐘楼	287
2.	史誌の編集	110	天主閣からの測量文書	289
		111	『西北条郡誌』と『東南条郡誌』	291
		112	『津山誌』脱稿時の具申書	293

章 節	番 号	図 版 名	ページ
	57	津山尋常中学校の最初の教員辞令	159
	58	津山中学校第1回卒業生	159
	59	創立当時の教育方針	160
	60	津山高等女学校の敷地視察	163
	61	津山高等女学校第2回卒業生	165
11. 学校沿革史のこと	62	小学校の沿革史	165
	63	【中学校誌】	168
12. ある学校の系譜	64	成名小学校の位置	170
	65	成名小学校の新築校舎	172
第5章 民権運動の展開	66	共之社盟約	178
1. 共之社の設立	67	郷党親睦会の会員証	182
3. 郷党親睦会	68	共之社員と郷党親睦会員の分布	182
	69	郷党親睦会の永代共済規則	184
	70	美作同盟会規則	188
4. 自由党の結成	71	自由党美作地方本部規約	191
	72	【美作雑誌】	194
5. 【美作雑誌】と 【政談いろは新聞】	73	【美作雑誌】再発行届	194
	74	政談いろは新聞社印	196
	75	第3次中学廃校による教員辞令	202
6. 中学校問題と 溜池問題	76	溜池の請願書	206
7. 美作民権の特異性	77	共之社員 郷党親睦会員の分布 美作自由党员	209
第6章 産業経済の発展	78	私立津山養蚕伝習所	224
2. 養蚕と製糸	79	明治初期の養蚕所	225
	80	盈進社規則	226
	81	盈進社第1回決算書	226
	82	浮田製糸の養蚕室	227
	83	浮田製糸のかつての工場	227

第六卷 図版一覧

章	節	番 号	図 版 名	ページ		
2.	過 渡 期 の 学 校	29	小学教師の辞令	100		
		30	北条県中学規則	101		
		31	女学小校設立規則	105		
		32	女学小校の生徒等級表	105		
		33	鶴山小学教員辞令	107		
		34	鶴山小学卒業証書	108		
3.	小 学 設 立	35	小学規則と小学教則	111		
		36	寄松小学教員辞令	114		
		37	教育小学設立伺	114		
		38	教育小学校舎の間取	117		
		39	山崎小学卒業証書	118		
		40	設立当時の綾部小学校	118		
		4.	津 山 市 街 の 小 学	41	成器小学卒業証書（戸川町）	122
				42	成器小学卒業証書（京町）	122
43	成器小学校開校式の生徒祝詞			123		
44	成器小学校舎正面			123		
45	伝習所入学通知			125		
5.	教師の養成と その実態	46	明治初期の教科書	130		
6.	教 科 書 と 教 則	47	『地学初歩和解』と『地理初歩』	132		
		48	『小学美作史略』	134		
		49	勝南郡小学の校則と教則	135		
		50	『幼 学 綱 要』	139		
		8.	奇 跡 の 学 校	51	第3次中学校教員辞令	145
52	時習・成器・日新の学区			146		
53	明治15年津山市街の学区			147		
9.	小 学 校 の 整 備			54	高等鶴山小学校最初の卒業証書	148
		55	津山高等小学校の女子卒業生	150		
10.	中 等 学 校 の 開 設	56	津山普通学校規則	154		

第 6 卷 図 版 一 覧

章	節	番 号	図 版 名	ページ
表	紙	1	津 山 地 図 (明治 8 年)	表紙
第 1 章	津 山 地 名 考	2	本 源 寺 棟 札	5
	1. 「鶴山」と「津山」	3	妙法寺の鰐口の銘	6
第 2 章	津 山 町 成 立	4	吉井川沿岸の飛地	24
	2. 新 た な 津 山	5	津 山 町 役 場	25
第 3 章	北 条 県 と 津 山	6	津山城の入札布告	33
	1. 津 山 城 始 末	7	在りし日の鶴山城	36
		8	取り壊し後の城跡	36
		9	城の古材を使用した家	37
		10	城の古材を使用した家	37
		11	北 条 県 庁 南 門	40
		12	成 道 寺 の 山 門	40
		13	西北条郡山下略図	44
		14	山下の屋敷図	45
		15	山下土地利用図	46
		16	山下の土地利用見取図	46
	2. 明 治 6 年 の 暴 動	17	明治 6 年暴動略地図	54
		18	暴 動 の 絵	55
	3. 津 山 の 地 租 改 正	19	地租改正懸日誌	63
		20	改 正 地 券	64
		21	地租改正時の地積測量法	65
		22	津山市街地の地券調書	67
		23	改 正 地 券	68
	4. 民 会 の さ き が け	24	民会議事に関する布達	79
		25	民 会 議 事 略 則	79
		26	議 員 選 挙 略 法	82
		27	小野参事の布達	88
第 4 章	明 治 の 学 校	28	女学小校世話方辞令	100

津山市史 第六卷 現代 I

— 明治時代 —

昭和五十五年三月三十一日発行

編集者 津山市史編さん委員会

発行者 津山市

印刷者 株式会社 広陽本社

岡山県津山市田町二番地

発行所 津山市役所

岡山県津山市山下九二番地

